

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
1	募集要項	1	(4)				開示資料	今回開示頂いた資料以外に公社から今後の手続きの中で開示を予定されている資料がありましたらご教示下さい。(例えば通行量予測の詳細レポート、OPEX、CAPEXの予測に関する技術レポートなど)	現時点では具体の想定はありませんが、民間事業者からの要望を踏まえ、開示を検討する場合があります。
2	募集要項	1	(4)				募集要項等	準拠書類が列挙されていますが、これら例示書類、関連法規等の優先順位をご教示ください。	実施契約書(案)第2条をご確認ください。
3	募集要項	2	(1)				事業目的	表中において地域活性化の任意事業(区域外)は、運営権者以外のものが実施するよう記載されておりますが、「添付資料6 PA売店等の営業について」では「事業区域外については運営権者が買取の上公社に連結料を支払う」とあります。募集要項表中では事業区域外は運営権者以外が実施するという記載との関係をご教示ください。	添付資料6におけるご指摘の箇所は、募集要項2(1)の表における「利便施設(パーキングエリア)」の「任意事業」に該当します。
4	募集要項	2	(1)					本事業のうち、維持管理・運営業務及び改築業務については、運営権者は有限責任であるということ間違いはないでしょうか。	「有限責任」の意図するところが不明ですが、要求水準範囲外の業務まで、その実施を求める意図はありません。
5	募集要項	2	(2)	イ			改築業務	本事業でCM方式を採用した理由をご教示下さい。	CM方式を採用することで、民間ノウハウの早期活用、施工段階における民間技術力の早期活用を図ることが可能となるものと考えています。あわせて、コストプラスフィー・オープンブック方式を採用することで受注者リスクの軽減による工事遅延防止、専門業者に対して、適正な価格での発注が可能、工事費の透明性の確保が可能となることから、CM方式、オープンブック方式を採用しています。
6	募集要項	2	(2)				事業方式	SPCの最低資本金の定めがあればご教示ください。	ありません。
7	募集要項	2	(3)	ア			運営権の存続期間	ただし書きで「料金徴収期間の満了前であっても、…債務の償還等が完了した場合には、運営権の存続期間が短縮される場合がある。」とありますが、この「債務」は、公社の債務のことを示しているのでしょうか。公社の債務である場合、運営権者は公社の債務償還の状況を知ることができるのでしょうか。運営権の存続期間は運営権対価の設定及び長期事業収支計画の前提となる条件ですので、各運営権の存続期間は確保いただけないでしょうか。	「債務」については、ご理解のとおりです。運営権設定路線毎の債務の償還状況は、毎年度の公社決算の財務諸表等で確認できます。運営権の存続期間について、ご指摘の点は認識しておりますが、有料道路に関する諸制度を鑑みると、短縮する可能性を排除することはできないとの整理です。よって、短縮する場合においては、短縮された期間に係る運営権対価の精算など誠実に協議させていただくことを前提に、ご理解をお願いします。
8	募集要項	2	(3)	ア			運営権の存続期間	ただし書きで「料金徴収期間の満了前であっても、…債務の償還等が完了した場合には、運営権の存続期間が短縮される場合がある。」とありますが、この「債務」は、運営権者の債務のことを示しているのでしょうか。そうである場合、運営権者が収益を上げることにより(債務の償還が早まり、)運営権の存続期間が短縮されることは、運営権者にとってインセンティブが働かず好ましくありません。債務の償還に関わらず、運営権の存続期間は確保いただけないでしょうか。	「債務」については、公社の債務です。
9	募集要項	2	(3)	ア			運営権の存続期間	実施方針のQ&Aでも回答頂いておりましたが「公社費用の減少により償還準備金が想定より早期に積み上がる場合」は運営権者ではコントロールできない事象であり、それを理由に存続期間が短縮されることは不合理と思料します。公社費用の減少が予想されるのであれば、費用減少に合わせて運営権対価を見直すべきではないでしょうか。	運営権の存続期間について、ご指摘の点は認識しておりますが、有料道路に関する諸制度を鑑みると、短縮する可能性を排除することはできないとの整理です。よって、短縮する場合においては、短縮された期間に係る運営権対価の精算など誠実に協議させていただくことを前提に、ご理解をお願いします。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
10	募集要項	2	(4)				料金に関する事項	利用料金の引き上げは、例外を除いて、ほぼ全く出来ないものと理解しております。実施方針では、混雑時期に料金を上げ閑散時期に下げて年間では不変とする案等が示されておりますが、例えば、民間事業者に帰責しない外部環境の著しい変化等あり料金を値上げせざるを得ないような状況では、それが合理的である限りは、公社におかれましても、県議会に諮るサポートを頂きたいと考えております。一方、実施方針のQ&Aを拝見しても、消費税増税の際の利用料金引き上げでも議会承認を得る為に相応の期間を要したとされております。利用料金の引き上げは基本的にはまずもって出来ないものと考えべきでしょうか。	過去に著しい外部環境の変化等による料金の値上げの実績はありませんが、今後、ご質問のような状況が生じた場合には、公社があらかじめ国土交通大臣の許可を受けたくうえで、利用料金の改定等によって利用者へ適切に転嫁することができるよう、公社としても最大限協力します。なお、消費税増税の際の手続きの時間については、料金値上げが要因ではなく、議会の日程によるところです。
11	募集要項	2	(5)	ア			運営権設定路線の維持管理・運営業務	維持管理・運営業務を構成企業・協力企業が委託業務(実際の現場作業)までを実施しても良いのか？	ご理解のとおりです。
12	募集要項	2	(5)	ア			運営権対価と法人税	株式会社型SPCが原則的ピークとなっていますため、法人税負担に対する何らかの手当てがございましたらご教示お願いいたします。	特段ございません。
13	募集要項	2	(5)	イ			改築業務	本項は、公社の費用負担にて改築業務を実施することとなっておりますが、【添付資料2】様式集及び記載要領P62【様式A-6-2-ii】に添付する資料の内、(別紙3)再投下費の内訳にETCレーン増設の項目があります。再投下費用に公社費用負担のETC増設は含めないこととして内訳書を作成致します。宜しかったでしょうか。	ご理解のとおり予定されているETC増設については改築業務に該当する費用は公社が負担しますので再投下費には含めずに作成してください。ご指摘を踏まえて、様式集を修正します。なお、増設後の修理等は再投下費として運営権者にて負担していただきます。
14	募集要項	2	(5)	ウ	1)		パーキングエリアにおける附帯事業及び任意事業	既設パーキングエリア、新設パーキングエリアについて、一般道とパーキングエリアを接続する等の方法で有料道路利用者以外の一般客にも利用させることに制限はありますでしょうか。	提案内容によっては許可等の手続きが必要となります。
15	募集要項	2	(5)	ウ	1)		既設パーキングエリア	当該部分及び添付資料2も含めて以下の内容について確認させていただきます。1. 公社所有の建物を利用する場合は公社に賃料等を支払う。この場合、共有部分の賃料は(払う/払わない)、火災保険等の負担は(しない/する)、所有者責任は公社が(負う/負わない)。2. 増改築が発生した場合、当該部分にかかる建物賃貸借契約を結ぶとあるが、増改築部分の所有権は公社に移転して(いる/いない)、所有権移転時に増改築部分相当の対価が(支払われる/支払われない)SPCの寄付認定等にも掛かることになると思われますので、よろしくお願い申し上げます。	ご質問の「添付資料2」は「添付資料6」を指すものと理解のうえ、以下のとおり回答します。 1. 公社所有の建物を利用する場合は、運営権者所有の部分はなく、公社と運営権者による共有部分が発生することは想定していません。また、火災保険等の費用は運営権者の負担となります。 2. 運営権者が増改築を行う場合は、実施契約書(案)別紙10の第12条第2項に規定したとおり、当該増改築部分の所有権は公社に無償で属することとなります。
16	募集要項	2	(5)	ウ	1)		既設パーキングエリア	既設パーキングエリアにおける附帯事業とは公社が設置した売店等の営業が全てであるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。資料7PAの運営状況を参照ください。
17	募集要項	2	(5)	ウ	1)		既設パーキングエリア	既設パーキングエリアにおける附帯事業とは公社が設置した売店等の営業のみである場合、運営権設定路線中の全既存PAで当該売店等を増改築し又は既設売店等を撤去のうえ新たに利便施設等(売店等を含む)を設置した場合は任意事業とみなされ、附帯事業は存在しなくなる理解でよろしいでしょうか。	「任意事業」と整理されますが、この場合、運営権者は売店等の営業は必ず行うものとしています。(募集要項8ページ2行目参照)

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
18	募集要項		2	(5)	ウ	1)	既設パーキングエリア	既設パーキングエリアにおける附帯事業とは公社が設置した売店等の営業のみである場合、運営権設定路線中の全既存PAで当該売店等を増改築し又は既設売店等を撤去のうえ新たに利便施設等(売店等を含む)を設置した場合は任意事業とみなされ、附帯事業は存在しなくなる理解でよろしいでしょうか。また、このこと(附帯事業が存在しないこと)を前提として、添付資料2様式集及び記載要領「【様式A-2-1-i】②実施体制等 事業全体の実施体制に関する提案書(必須項目)を記載しても採点への悪影響はない理解でよろしいでしょうか。	「任意事業」と整理されますが、この場合、運営権者は売店等の営業は必ず行うものとしています(募集要項8ページ2行目参照)ので、実施体制については必ず記載してください。 ご指摘を踏まえて、様式集を修正します。
19	募集要項		2	(5)	ウ	1)	既設パーキングエリア	「利便性施設等」の定義をご教示ください。利用客の利便性向上に資すればどんな種類の施設(例:温泉、コンビニなど)でも建設が可能でしょうか?	有料道路の利用者にとって、好ましくない施設は望んでおりませんので、「どんな種類の施設」でも可能とは考えませんが、利用客の利便性向上に資する施設のご提案をお待ちしています。
20	募集要項		2	(5)	ウ	1)	既設パーキングエリア	「～増改築については、当該増改築部分に係る建物賃貸借契約を締結するものとする。」とありますが、当該部分の建物賃料はどのような算式で決定されるのでしょうか。	実施契約書(案)別紙10の第12条第2項に規定したとおり、当該増改築部分は締結済みの賃貸借契約の範囲に含まれます。また、増改築部分が賃貸借契約の対象となることを原因として賃料の変更は行わないものとしています。
21	募集要項		2	(5)	ウ	1)	新設パーキングエリア	新設するパーキングエリアにおいては事業区域内に売店等を設置することはできない、とされていますが、仮設店舗・施設の一時的な設置やイベントの開催は可能という理解でよろしいでしょうか。	道路法に基づく占用許可の手続きが必要となりますが、提案は可能です。
22	募集要項		2	(5)	ウ	1)	パーキングエリアにおける附帯事業及び任意事業	パーキングエリアにおいては事業区域内外を問わずイベントの開催や仮設店舗・施設の一時的な設置は可能という理解でよろしいでしょうか。	道路法に基づく占用許可の手続きが必要となりますが、提案は可能です。
23	募集要項		2	(5)	ウ	1)	新設パーキングエリア	公社取得用地を超える規模の用地においても運営権者自らの責任と費用により「附帯事業」又は「任意事業」として利便施設等を設置することができる、とされていますが、「附帯事業」であるか、「任意事業」であるかはどのような基準で判断するのでしょうか。	現在すでに存在する利便施設等については、特定事業ではないものの、運営権者に実施いただくことを望むため、「附帯事業」と位置づけています。新たな利便施設等の整備等については、提案いただくことを望んではいないものの、実施を義務付けるものではないため「任意事業」と位置づけています。
24	募集要項		2	(5)	ウ	1)	新設パーキングエリア	「②新設パーキングエリア」公社取得用地を超える規模の用地においても運営権者自らの責任と費用により「附帯事業」又は「任意事業」として利便施設等を設置することができる、とされています。この考え方は「①パーキングエリア」でも適用される理解でよろしいでしょうか。	既設PAの公社用地の隣接地においては、任意事業として利便施設等を設置することは可能です。
25	募集要項		2	(5)	ウ	2)	事業区域外における事業(区域外事業)	実施方針質問回答No.16にて当該事業の実施の担保については募集要項等において示します、と記載がありますが、募集要項等のどの資料にて示されていますでしょうか。運営権者が提案書の内容を実施する義務は実施契約において発生しますが、株主等には実施義務は生じないという理解で宜しいでしょうか	基本協定書(案)第12条において必要な規定を設けているほか、大要別紙4に定める内容にて任意事業協定を締結するものとしています。これらに基づき、運営権者以外の任意事業の実施主体も、任意事業の実施義務を負うこととなります。
26	募集要項		2	(5)	ウ	2)	任意事業(上記1以外)	「公社は関係機関との調整等について協力する」とありますが、協力の内容について、任意事業実施者のインセンティブに繋がる具体例をお示し下さい。	協力できる内容はご提案の内容によりますので、予め具体例としてお示しすることは困難です。
27	募集要項		2	(7)	ア		運営権者による運営の結果生じる収益の帰属	道路の運営管理事業において経費節減を行う一方新しい附帯事業を行った結果、全体として経費が増加した場合、その増加分は運営権者の負担という理解でよろしいでしょうか。	附帯事業に係る収支は、本項の運営権設定路線の維持管理・運営業務に係る収支とは別のものとなります。なお、附帯事業を実施した結果、交通量が増加し道路維持費等の経費が増加した場合はご理解のとおり運営権者の負担となります。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
28	募集要項	2	(7)	ア			固定資産等の減価償却方法	既存分及び今後の新規投資分共に、固定資産等における減価償却の処理方法は、運営権者が任意に定められるとの理解でよろしいでしょうか。処理方法が定められている場合は、具体的に教えて頂きたい存じます。	改築業務による新規投資については、その所有権が運営権者には帰属しないため、固定資産とはならないとの認識ですが、固定資産については、ご理解のとおり、法令及び関連制度に基づき、適切に処理いただければ結構です。
29	募集要項	2	(7)	イ			交通量の増減による収入	「計画と実績の差異については、8路線全体で判断するものではなく、運営権の設定単位で判断する」とありますが、競合予定とされる西知多道路との競合影響が知多4路線の中でもバラつきがあることを考慮した場合、路線ごとの判定が合理的とも考えます。運営権設定単位とされているのはなぜでしょうか。	知多4路線は道路整備特別措置法第11条の規定によるいわゆるプール制の導入を予定(空港連絡道路を除く3路線はすでにプール制を導入済)しており、当該4路線は密接に影響し合って不可分との認識です。建設費に対する償還についても4路線一体で管理され、4路線のうち一部のみ償還満了となる事態が想定されないことから運営権設定単位としております。
30	募集要項	2	(8)				運営権対価について	路線ごとに運営権対価を支払う関係上、支払期ごとに運営権対価分割金の合計は変わってくるという理解で良いですか？	ご理解のとおりです。
31	募集要項	2	(8)				運営権対価の基準となる価額とその納付方法	資料で拝見させて頂いた需要予測や経費予測等を基に事業採算を見てもみますと、運営権対価の基準となる価額が割高のように思われます。改めて根拠等につきお示し頂けないでしょうか。	運営権対価の基準となる価額については、内閣府のガイドラインの趣旨を踏まえ、公社が引き続き事業継続したと仮定した場合の、運営権存続期間中に見込まれる事業収支と同程度となる水準を目安として設定したものであり、これを上回る運営権対価の提案を求めるものです。
32	募集要項	2	(8)				運営権対価の基準となる価額とその納付方法	「公社は運営権者が提案した額を基本として」とありますが、公社が対価金額を任意に変更する余地が残されているように読める表現となっておりますので、変更頂けますでしょうか。	「基本として」とは、公社が運営権者の提案した額を変更することなく運営権者の提案額を基に国土交通大臣への認可申請書を作成するという趣旨です。
33	募集要項	2	(8)				運営権対価の基準となる価額とその納付方法	「愛知県有料道路運営等事業 特定事業の選定について」の5頁(3)評価結果「運営権者が支払う運営権対価を公社が受領した場合」-「運営権対価収入(利息)③」によると19,076百万円となっています。同金額の計算過程を詳細に開示願います。	計算の基となるデータは開示しておりますので、各事業者にて試算願います。
34	募集要項	2	(8)				運営権対価の基準となる価額とその納付方法	実施方針に対する回答No.539において、「元金均等払い等への変更は想定していない」とあります。しかし、事業期間の後期は、収入の減少によりキャッシュフローが悪化することが想定され、運営権者が安定的に事業を継続するためには収益と連動させた支払方法等、「元利均等払い」以外の支払い方法も可能となるよう再考願います。	実施方針時の質問回答でも回答しましたが、運営権者の支払額と公社収入の平準化の観点から、元利均等払いとしています。事業期間の後期におけるキャッシュフローの悪化については、事業前半に生じたキャッシュフローを蓄積したり、借入の短期返済により、ある程度の対応は可能と考えます。構造改革特別区域法第28条の3第12項において、「対価の額が新設、改築、維持、修繕その他費用を利用料金の徴収期間の満了の日までに償うもの」とされていますので、償還に影響が生じる事態は回避する必要があります。元金均等などの支払方法にした場合、公社の受取総額が減り、償還に影響が生じることも十分考えられますので、現行規定でご検討ください。
35	募集要項	2	(8)				運営権対価の基準となる価額とその納付方法	「元利均等払いを基本とする」とありますが、元利均等払いを選択した事業者と、その他の支払方法を提案した事業者とで、運営期間に亘って支払う運営権対価総額(又は運営権対価総額+利息)が同額であっても、提案内容によっては、後者が加点又は減点される可能性はあるのでしょうか。	ご指摘の「その他の支払方法」の提案は想定していません。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
36	募集要項	2	(8)				運営権対価の基準となる価額とその納付方法	運営権対価1,219億7,700万円を超える入札価格は道路の償還原資にはならないと理解しておりますが、公社様の中でどのように(具体的にどの勘定科目で)取り扱われるでしょうか。例えば入札価格が1,319億7,700万円だった場合、差額の100億円の取り扱いをご教示いただきたいものです。	償還財源に充てるものではありませんので、差額をもって料金徴収期間が短縮することはありません。
37	募集要項	2	(8)				運営権対価の基準となる価額	運営権対価の基準価額は1219億7700万円以上、一時金は150億円以上とされていますが、この条件を満たしたうえで、一時金の比率を高める場合、その限度はありますでしょうか。	上限は設けておりません。
38	募集要項	2	(8)				運営権対価の基準となる価額	運営権対価の基準となる価額は1,219億7,700万円以上、このうち運営権対価一時金は150億円以上とされていますが、運営権対価一時金を増額する一方、運営権対価は基準となる価格で据え置くことは許容される、という理解で良いでしょうか(運営権対価一時金を増額する場合、運営権対価の総額もそれに連動して増額させる必要はない、ということが確認したいという趣旨です)。	ご理解のとおりです。
39	募集要項	2	(8)				運営権対価の基準となる価額	運営権対価一時金の合計及び運営権対価の合計がそれぞれ基準の額を超えてさえいけば、路線毎の内訳を変えてもよいのでしょうか。例えば、存続期間の長い知多4路線を高くし、短い猿投グリーンロードや衣浦トンネルを低くして提案することは可能でしょうか。	それぞれの路線において、募集要項2(8)の表に掲げた価格を超えていけば、路線毎の内訳を変えることは可能です。
40	募集要項	2	(8)				運営権対価の基準となる価額とその納付方法	運営権対価の評価は一時金と分割金の総額で評価するとありますが、海外入札事例や関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等のように、当初支払う金額(運営権対価一時金)が大きい事業者を高く評価するようにして頂けますでしょうか。海外に進出する企業の育成という趣旨にも合致するものと考えます。	構造改革特別区域法第28条の3第12項において「対価の額が新設、改築、維持、修繕その他費用を、利用料金の徴収期間の満了の日までに償うもの」とされていますので、運営権対価の多寡で評価することとしています。
41	募集要項	2	(9)				譲渡価額	譲渡価額の詳細は競争的対話を経て定めるとありますが、具体的にはどのように決定すること(算出根拠など)を想定されておりますでしょうか。	譲渡価格は記載のとおり引き渡し時点の帳簿価格を想定しており、譲渡する対象等を競争的対話を経て決定したいと考えております。
42	募集要項	2	(9)				譲渡対象資産の譲り受け	譲渡価格は競争的対話を経て定めることとなっておりますが、全応募グループで同額を設定するのでしょうか。	ご理解のとおりです。譲渡価格は記載のとおり引き渡し時点の帳簿価格を想定しているため、譲渡対象物が同一であれば総額は同一価格となります。
43	募集要項	2	(10)				既存契約等の承継	既存契約等の承継に関して、契約によってはその内容や条件の変更等を契約当事者間にて交渉することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
44	募集要項	2	(10)				既往契約等の承継	既往契約の承継については、承継できない場合のリスク分担についても競争的対話での協議事項という理解でよろしいでしょうか。	「承継できない場合」の意図するところが理解しかねるため、詳細を申し上げることができませんが、競争的対話において、柔軟に対応する予定です。
45	募集要項	2	(11)				職員の出向等	出向者の業務内容は主に施設維持修繕業務、料金徴収業務、地元関係諸団体調整業務の3つをご想定されておりますが、交通管理業務や施設点検業務、危機管理対応業務などにおいても出向者のご準備はありますでしょうか。	募集要項で示している業務は、あくまで応募者が求めるであろう想定業務であり、現時点で出向可能者を特定している訳ではありませんので、その詳細は競争的対話において調整します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
46	募集要項		2	(11)			職員の出向	例えば「実施方針 質問回答No. 624」では、「出向可能人員の中から運営権者の季望に沿って出向者を決定する」とされていますが、組織立案や人件費等の推定に必要なため、出向者の上限数や想定される出向可能人員数をご教示いただけないでしょうか。(ある程度の幅を持った数字でも結構です)	運営権者が出向を希望する公社職員の職種及び人数については、現在公社に在籍する職員で対応することが可能かどうかの判断ができないため、職種及び人数を含め出向職員の詳細については競争的対話において調整するものとします。 なお、コンセッション後の公社の体制を確保する点からも公社職員全員を運営権者へ出向させることは想定しておりません。
47	募集要項		2	(12)	ア		業務の引継ぎ	「運営権者が保有している資産((5)ウ1)に係る資産を含む。)のうち、必要と認めたものを時価にて買い取ることができる」とあり、実施方針QA682番には「買い取る可能性は低い」とございます。このままですと、運営権者として新規の設備投資を行っていくことが想定されます。道路に直結する区域での任意事業については、事前に公社に対し計画を提示した時点で、少なくとも「時価で買い取る」ことをご判断頂くことは可能でしょうか。	実施方針時の質問回答でも回答しましたが、現在の制度下で業務の引継ぎが生じるのは償還完了による無料開放時と想定しており、現時点では、無料路線において引き続き公社が必要と認める可能性は低いと考えます。
48	募集要項		2	(12)	ア		業務の引き継ぎ	業務の引き継ぎは運営権存続期間終了前に行うとのことですが、路線の運営権存続期間終了毎に引き継ぎを行うのでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	募集要項		2	(12)	ア		業務の引き継ぎ	構造上、道路や橋梁と一体不可分であったり、増設されたETCレーン等の解体が必要な施設については、買取対象になるという理解でよろしいでしょうか。	事業期間中に整備された場合は事業用資産となり、公社の所有となりますので、事業終了時の譲渡対象資産に含まれません。
50	募集要項		2	(12)	イ		業務の引継ぎ	運営権存続期間終了後時に、運営者が保有している資産のうち、「必要と認めたもの」を買取ることができるとありますが、「必要」か否かの判断基準をご教授ください。また、運営権者が、公社所有の資産を増築又は改築した場合において、①公社の所有資産と運営権者が増築等した資産が付合し所有権が公社資産と一体となり、公社の所有資産の価値が増加した場合、②公社の所有資産と運営権者が増築又は改築した資産とが付合せず所有権が別個ではあるが物理的・経済的に分離が困難な場合で公社が「必要」と認めなかった場合、いかなる処分をしないといけないのかご教授ください。また、公社所有の土地に運営権者が新築した建物等で公社が買取りを「必要」と認めなかった場合、撤去等を速やかにしないとけないのかご教授ください。	原則として事業用資産(ETCに関する機器等)については公社の所有となります。 運営権者が所有する資産は主に特殊車両等の動産や、任意事業にかかる建物、構築物となり限られます。 そのため、任意事業にかかる建物、構築物が公社所有資産と不可分一体となることは想定しにくく、可分であれば当該資産について公社は判断することになります。 事業期間満了時には各路線は無料開放され、県管理道路に移行される想定のため、公社が任意事業の建物等を買取る可能性は低く、買取らない場合は実施契約の終了時点で撤去等をしていただくこととなります。(実施契約書(案)における別紙10及び11参照)
51	募集要項		2	(12)	イ		運営権存続期間終了後の道路の管理	本項の趣旨は、運営権の存続期間が終了した路線から順次、公社が、県と運営権者が運営業務の包括的委任契約を随意契約を結ぶよう求めるという意味でよろしいでしょうか。また、この契約の契約期間は、最も長い運営権の存続期間終了時まででしょうか。また、同期間終了後も対象となるのでしょうか。	1文目については、ご理解のとおりです。 2文目以降の契約期間については、更新を前提とした単年度契約を想定しております。また、事業期間終了後においては、運営権者が解散する前提ですので、事業期間中の更新を想定しております。
52	募集要項		2	(12)	イ		運営権存続期間終了後の道路の管理	包括委託契約期間は1年でしょうか	ご理解のとおりです。ただし、事業期間中については更新を前提とします。
53	募集要項		3	(1)			連携企業	事業開始後、提案に無い連携企業を追加しようとする場合、公社の承認手続き等はどのようなものを想定されておりますでしょうか。	当該連携企業が運営権者に出資する場合は、構成企業の一社として、基本協定に定める手続きが必要となります。また、運営権者と委託・請負契約等を締結する場合は、構成企業又は協力企業の一社という扱いで、実施契約に定める手続きが必要となります。運営権者と当該連携企業の間上記のような関係がない場合は、公社による承認等の手続きは特段ありません。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
54	募集要項	3	(1)				応募者の資格	1次審査における応募グループの構成企業が、同時に1次審査において他の応募グループの協力企業になることは認められないとの理解で正しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
55	募集要項	3	(2)	ア			資本関係等がある者に対する制限	親会社が協力会社として参加する場合は、その子会社は別グループの構成企業、協力会社、CMR、専門業者への参加は可能でしょうか？制限がかかるかとのケースかご教示をお願いします。	協力企業は応募グループに含まれませんので、ご指摘のケースはいつでも制限が課されませんが、公平・公正な競争環境を確保するため、当該構成企業となる者を除き本事業の選定(提案)に関してアドバイスすることはできません。
56	募集要項	3	(2)	イ			有する技術の特殊性による制限	「当該企業については、協力企業として複数の応募グループの提案に関与することを認める」と記述されているが、他の維持業務・修繕業務の協力企業の複数の応募グループへの関与も認められるのか？別紙-4以外の協力企業は一つの応募グループへの参加しか認められないのか？	協力企業については、特段制限を設けていません。
57	募集要項	3	(2)	ウ			応募者の資格について	「ウ 応募企業、応募グループを構成する企業に共通の参加資格」において「10)上記5)から8)までに定める者を本事業の選定に関するアドバイザーに起用していないこと。」とあるが、本件に伴う銀行からの借入れを検討する際のコンサルとしての起用は含まれないとの理解でよいか。	本事業の選定に関するアドバイスの一環になりますので、応募者において起用することはできません。
58	募集要項	3	(2)	ウ			応募企業、応募グループを構成する企業に共通の参加資格	1)、2)、3)、4)、9)のいずれかに該当し、本件入札に参加資格を持たない企業の、親会社、子会社、関連会社などのグループ企業は参加資格があると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	募集要項	3	(2)	ウ			応募企業、応募グループを構成する企業に共通の参加資格	現時点では1)、2)、3)、4)、9)のいずれかに該当していないが、一次入札後に該当してしまった場合(例: <a href="http://www.sankei.com/premium/news/150211/prm1502110008-n1.html">http://www.sankei.com/premium/news/150211/prm1502110008-n1.html</a> )、本件入札に参加資格を持たない企業を含むコンソーシアムの入札参加資格はどのように取り扱われますでしょうか。①コンソーシアム全メンバーがその時点で参加停止、②当該企業を除けば継続参加が可能、③当該企業およびその親会社、子会社、関連企業以外のメンバーは継続参加可能、④その他(その場合詳しく条件をご教示ください)	①応募グループの全メンバーが参加停止にはなりません。 ②当該企業を除けば、継続参加は可能です。 ③当該企業は欠格要件に該当し、参加停止になりますが、その親会社、子会社及び関連企業は継続参加が可能であり、それ以外のメンバーも言うまでもなく継続参加が可能です。 なお、欠格要件がなくなった後は参加することができます。
60	募集要項	3	(2)	ウ	1)		応募企業、応募グループを構成する企業に共通の参加資格	「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4」の規定に該当する企業は公表されていますでしょうか。ウェブ上で公表されている場合にはURLをご教示いただきたくお願い致します。	ホームページ等で公表はしていませんが、個別に照会に応じます。
61	募集要項	3	(2)	ウ	2)		応募企業、応募グループを構成する企業に共通の参加資格	「愛知県道路公社入札・指名審査会要綱」は公表されていますでしょうか。ウェブ上で公表されている場合にはURLをご教示いただきたくお願い致します。非公表の文書であれば、開示をいただきたくお願い申し上げます。	要綱は非公表のため、ホームページ等で公表はしていませんが、指名停止を受けている企業については個別に照会に応じます。
62	募集要項	3	(2)	ウ	2)		応募企業、応募グループを構成する企業に共通の参加資格	「愛知県道路公社入札・指名審査会要綱」に基づく指名停止を受けている企業は公表されていますでしょうか。ウェブ上で公表されている場合にはURLをご教示いただきたくお願い致します。	ホームページ等で公表はしていませんが、個別に照会に応じます。
63	募集要項	3	(2)	ウ	8)		応募企業、応募グループを構成する企業に共通の参加資格	「委員会の委員が属する企業等又はその企業等と親会社、子会社、関連会社若しくは親会社を同じくする当該親会社の子会社の関係にある者でないこと」とありますが、愛知県が出資を行っている企業が構成企業となることは本条項に抵触し、参加資格はないということになるでしょうか。	ご理解のとおり愛知県出資の企業(中部国際空港連絡鉄道(株)、伊勢湾フェリー(株)、中部国際空港(株)始め28社)は参加できません。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
64	募集要項	3	(2)	エ	1)		参加資格	1)及び2)に記載されるインフラ事業とはどの範囲まで含むか教えていただきたい。例えば太陽光発電も含むとの認識でよろしいでしょうか。また、マネジメント業務とは、CMrも含むとの認識でよろしいでしょうか。	インフラ事業の範囲に太陽光発電は含まれますが、CMrはマネジメント業務に該当しません。詳細は8(33)(34)をご確認ください。
65	募集要項	3	(2)	エ	1)		代表企業の個別の参加資格	①インフラ事業における運営能力や実績を推し量るための本参加資格要件において、自らがインフラ事業を営んでいるのではなく、特別目的会社を通じた実績のみに限定している理由は何でしょうか。また、②特別目的会社として使用する枠組みとして株式会社形態を想定している中で、インフラ事業を営んでいる株式会社を子会社として持つ事業会社であれば、参加できるという理解でよろしいでしょうか。そうでない場合、③本要件で想定されている特別目的会社の定義を明確にお示ください。本事業におけるSPCも、多くの従業員を抱え、状況に応じた的確な経営判断を行わなければならない事業体であり、一般の株式会社との違いが分かりません。定款上の問題だけだと考えてよろしいでしょうか。	①については、本事業がPFI事業だからです。 ②については、特定のインフラ事業の遂行を目的として設立した法人であることが必要です。 ③については、プロジェクトファイナンス等により資金調達を行いつつ、特定の事業の遂行のみを目的とする企業を想定しております。
66	募集要項	3	(2)	エ	1)		参加資格	応募グループの代表企業と親会社、子会社若しくは関連会社の関係にある者は、次の1)から3)のいずれかの資格を満たすことを要しますが、本要件は、例えば、子会社が親会社や関連会社の実績を参加資格として活用できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	募集要項	3	(2)	エ	1)		個別の参加資格	1)乃至3)の実績にはそれぞれ(i)事業規模に金額の多寡による制限はない、(ii)出資期間又は業務実施期間の長さによる制限はない、という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	募集要項	3	(2)	エ	1)		応募企業又は応募グループの代表企業の個別の参加資格	実績基準には50億円の初期投資額50億円という基準がございますが、代表企業の要件としては金額の記載はございませんので、「金額基準はない」ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	募集要項	3	(2)	エ	1)		応募企業又は応募グループの代表企業の個別の参加資格	代表企業要件を充足する実績が、当該企業の子会社の実績である場合、当該子会社が3(2)ウ「参加資格」に抵触している場合、その企業は代表企業になることはできなくなるのでしょうか。	3(2)エは、応募企業・代表企業の関連業務実績について、親会社・子会社・関連会社まで幅広く認めることを規定したものであり、それらの実績保有者が3(2)ウの要件を満たすことは求めています。
70	募集要項	3	(2)	エ	1)		応募企業又は応募グループの代表企業の個別の参加資格	代表企業要件を充足する実績が、当該企業の子会社の実績である場合、当該子会社が一時入札の後に3(2)ウ「参加資格」に抵触することが明らかになった場合、その企業は代表企業になることはできなくなるのでしょうか。どのような修正を行えば、代表企業としての継続が可能でしょうか？例えば要件1)に上記のような懸念がある場合、1)の実績に加え、上記のような懸念のない3)の実績を同時に記載していれば問題なく入札を継続できるということになりますでしょうか。	3(2)エは、応募企業・代表企業の関連業務実績について、親会社・子会社・関連会社まで幅広く認めることを規定したものであり、それらの実績保有者が3(2)ウの要件を満たすことは求めています。従って、代表企業としての継続は可能です。
71	募集要項	3	(2)	エ	1)		応募企業又は応募グループの代表企業の個別の参加資格	本項で求める実績の提出について、応募グループとして参加する場合は、代表企業以外の構成企業の実績提出は不要との解釈で宜しいでしょうか。様式等も見当たらないための確認です。	ご理解のとおりです。
72	募集要項	3	(2)	エ	1)		応募企業又は応募グループの代表企業の個別の参加資格	道路運送法による一般自動車道のみでの運営を行う事業会社を会社分割により設立し、当該会社の全株式を保有、運営している場合、1)の出資実績として認められますか。	認められます。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
73	募集要項	3	(2)	エ	1)		応募企業又は応募グループの代表企業の個別の参加資格	平成12年4月1日以前に建設、運営開始された既存海外有料道路事業(BOT方式)の事業会社の株式を平成12年4月1日以降に取得(50%)し、現在も保有、取締役を派遣している場合、1)の出資実績として認められますか。	当該事業会社が特別目的会社等に該当する場合は、認められます。
74	募集要項	3	(2)	エ	1)		応募企業又は応募グループの代表企業の個別の参加資格	過去15年間に国内外のインフラ事業又は不動産開発事業を・・・と記載されていますが、平成12年3月30日以前からでも、継続して平成27年の間に実施していれば、資格があると理解して良いでしょうか？	1)としては、認められませんが、2)のマネジメント業務を平成12年4月1日以降に実施していれば、対象となります。
76	募集要項	3	(2)	エ	1)		応募企業又は応募グループの代表企業の個別の参加資格	参加資格要件となっております「国内外のインフラ業務(道路、空港、上下水道等)又は不動産開発事業」について、その業務を実施するための主体である会社を設立し、子会社として100%出資およびマネジメント業務を行っている場合、それは特別目的会社「等」に該当しますでしょうか。「等」とは具体的にどのようなケースをご想定されておりますでしょうか。	特別目的会社「等」としたのは、日本国内における株式会社以外の法人や、外国法人も包括的に含めることを意図したものです。ご質問の場合については、特定のインフラ事業の遂行を目的として設立した法人への出資であれば問題ありません。
77	募集要項	3	(2)	エ	1)		応募企業又は応募グループの代表企業の個別の参加資格	海外有料道路事業(BOT方式)の事業会社の株式を平成12年4月1日以降に取得(50%)し、現在も保有、取締役を派遣、スポンサー企業として、資産管理、施設の修繕計画算定、経営管理等を行っている場合は、1)の出資実績に該当するのでしょうか。あるいは2)の総合マネジメント業務実績に該当するのでしょうか。	当該事業会社が特定のインフラ事業の遂行を目的として設立した法人であれば、株式取得に関しては、1)の実績に該当し、スポンサー企業としてではなく、事業会社からマネジメント業務を受託している場合、若しくは事業会社が委託せずにマネジメント業務を自ら行っており、当該業務を派遣等社員が実質的に関与したまたは関与している場合は2)の実績にも該当します。
78	募集要項	3	(2)	エ	1)		応募企業又は応募グループの代表企業の個別の参加資格	特別目的会社等に対して総合的にマネジメント業務を行っている実績を証明するものとしてどのような資料を提出すればよいでしょうか。業務毎の個別の契約書等が必要になるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	募集要項	3	(2)	エ	1)		代表企業の個別の参加資格	実施方針質問回答No.939の回答の意味が分かりかねます。「特別目的会社等の形をとらない事業に関しては、参加資格の対象となりません。」というご回答でしたが、同質問にて問われた事業を行う「投資ファンド企業」は、どのような点で、代表企業としての参加資格があるのかないのか、もう少し詳しくご教示ください。LPSが投資している会社が株式会社形態をとる特別目的会社であってもダメなのでしょうか。その場合、株式会社が実態のある会社であるか否かが論点なのでしょうか。	GP(無限責任組合)としてLPS(投資事業有限責任組合)を設立し、かかるLPSの投資先の会社が特別目的会社等(特定のインフラ事業の遂行を目的として設立した法人)に該当し、かつ、当該投資先の会社が1)～3)のいずれかを満たす場合は、参加資格を満たすこととなります。
80	募集要項	3	(3)	ア			資本関係等がある者に対する制限	親会社が応募グループの構成企業として参加する場合は、その子会社は別グループの協力企業、CMR,専門業者への参加は可能でしょうか？制限がかかるとすればどのケースかご教示をお願いします。	構成企業以外については、特段制限を設けておりませんが、公平・公正な競争環境を確保するため、当該構成企業となる者を除き本事業の選定(提案)に関してアドバイスすることはできません。
81	募集要項	3	(3)				応募者の構成企業等の変更	応募グループの企業の変更又は追加が認められる「公社がやむをえないと判断した場合」とは具体的にどのようなケースを想定されているのでしょうか。また、「やむをえない」か否かの判断基準を定めている場合はご教授ください。	具体の事例に即して個別に判断します。
82	募集要項	3	(3)				応募者の構成企業等の変更	株式会社民間資金等活用事業推進機構は、構成企業に該当しないとされている為、参加表明書提出後においても、同機構の変更(参加しない等)又は追加について公社に認めて頂くことは不要であると理解しましたがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、機構に替わり民間企業が参加する場合、当該企業は公社の承諾を得た上で参加することになります。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
83	募集要項	3	(3)				応募者の構成企業等の変更	実施方針質問回答No.958で、「応募者の構成企業等の変更には、代表企業の変更や出資比率の変更も含まれるのか」という問いに対して、「どちらも含まれません。」というご回答でしたが、これは、①「代表企業の変更」、②代表企業の出資比率の変更、③代表企業以外の構成企業の出資比率の変更、全てが「応募者の構成企業の変更」には該当せず、「行ってよい。」という意味でしょうか。それとも回答自体が「どちらも含まれません。」や「どちらも認められません。」等の間違いでしょうか。	①認められません。 ②③必ずしも代表企業が最大出資者であることを求めていますので、出資比率の変更は可能です。
84	募集要項	3	(3)				応募者の構成企業等の変更	なお書きで「第一次審査を通過しなかった」者は、第二次審査資格参加者として選定された応募グループへの参加は認めないとされていますが、当該企業が資格要件を満たす企業であれば、追加されることでより強固なグループとなる可能性もあることから一切認めないということではなく、少なくとも会社の判断とすべきではないでしょうか。	公平・公正な競争確保や、恣意性排除の観点から認められません。
85	募集要項	3	(3)				応募者の構成企業等の変更	実施契約を締結し、運営が開始された後に、追加に新たな株主からの増資を引き受けることは可能でしょうか？例えば、本件には関心はあるが、すでに対象道路事業エリアで十分なビジネスを行っており、特定のコンソーシアムに入り、あえて勝負に出る必要がない企業がいるとします。その企業が最終的に選定されたコンソーシアムと連携して事業を行うことは十分に想定されますが、その際に出資も行うというスキームも考えられます。会社の了解さえ頂ければそういった取引も可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
86	募集要項	3	(3)				応募者の構成企業等の変更	1次審査で落選した応募グループの構成企業が、2次審査の時点で、1次審査を通過した他の応募グループの協力企業になることは認められますか？	公平・公正な競争という観点から、優先交渉権者決定までの間に、落選した応募グループの情報を基に通過した応募グループにアドバイス等を行うことは認められません。ご指摘を踏まえて、募集要項を修正します。なお、優先交渉権者決定後の参加は可能です。
87	募集要項	3	(3)				応募者の構成企業等の変更	「応募グループを構成する企業の変更は認められない」とありますが、一次審査で応募者がコンソーシアム構成員の出資比率を任意に提案した場合において、一次審査通過後、二次審査書類提出までに出資比率の変更は認められるのでしょうか。	出資比率の変更は構成企業等の変更に該当しません。
88	募集要項	3	(3)				構成企業等の変更	参加表明書提出後の構成企業の変更において、やむを得ない理由によって構成企業数が減少する(例えば、構成企業数が4から3になる)場合、第一次審査での「評価対象とする実績」にて当該企業(応募グループから外れる企業)の実績を全く使用していなければ、認められると考えてよろしいでしょうか。	具体の事例に即して個別に判断します。
89	募集要項	3	(3)				構成企業等の変更	参加表明書提出後に一次審査段階で他の応募グループの構成企業でなかった企業を構成員として追加することは可能と考えてよろしいでしょうか(例えば競争的対話等を通じて新たな条件が明らかになり、新たな業務の担当企業や出資者が必要となった場合を想定しています)。	参加資格を満たしている限りにおいては、可能です。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
90	募集要項		4	(3)			選定の手順及びスケジュール(予定)	一次審査資料の提案期限が1月20日とされておりますが、応募グループを構成する企業の候補の中には、経営会議等の機関決定が、特に年初である1月は月末近くの企業も多く、検討半ばで12月に附議したり、期限が1月20日であれば検討を断念せざるを得ないかと思案している企業も出てきております。ご説明では、一次審査資料の検討期間は約8週間と伺っていましたが、実質、その半分以下とならざるを得ない場合等も出てきております。提出期限を1月末、ないし、本質問への回答が12月22日ですので、出来れば2月以降に変更頂くことをご検討頂けないでしょうか。	実施方針公表時から可能な限りの情報提供等に努めてきたところであり、全ての事業者の要望を満たすことは難しく、各事業者においてもスケジュール調整にご尽力ください。
91	募集要項		4	(3)			選定の手順及びスケジュール(予定)	競争的対話の実施後から、第二次審査資料の提出期限までに、質疑が発生した場合を想定し、質問を提出することができるようにして頂きたい。	競争的対話は最大3回実施する予定であり、その過程において、事前質問書の提出及び個別対面を実施するものとしているため、不明事項の明確化は可能と考えています。
92	募集要項		4	(4)	ウ		質問提出について	二次審査分の質問提出時に、今回の質問で漏れた内容で一次審査前に確認したい事を入れておいてもよろしいでしょうか？	第一次審査に関する追加の質問の受付を拒むものではありませんが、回答公表から参加表明の期限までの日数が限られていることを、あらかじめご承知おきください。
93	募集要項		4	(4)	オ		第一次審査の方法等	「なお、第一次審査では、基本的事項に関する提案を求めるものとし、具体的かつ詳細な提案については、第二次審査で求めるものとする。」とございますが、一次審査では、具体的かつ詳細な提案は不要で、評価とされない方針でしょうか。	ご理解のとおりですが、評価の詳細については、優先交渉権者選定基準をご確認ください。
94	募集要項		5	(3)			SPCの設立等	応募グループを構成する企業のうちでSPC(運営権者)に出資しない企業があること、または、応募企業グループ以外の企業がSPC(運営権者)に出資することは認められるでしょうか。	応募グループは構成企業から構成いただく必要があります。応募グループを構成する企業以外の企業が新たにSPCに出資する場合は、基本協定に定める手続きが必要となります。
95	募集要項		5	(5)			事業期間開始時の業務引継ぎ	引継ぎに要する人件費等の費用は、貴公社およびSPCがそれぞれ各自負担するという理解で合っておりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	募集要項		6	(1)			株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資の取扱いについて	株式会社民間資金等活用事業推進機構による運営権者への出資を計画する場合も、同機構は構成企業には該当しないとされている為、第一次審査における審査項目(1)②実施体制等(【様式A-2-1-i】～【様式A-3】)に同機構を記載することは特段不要であると理解しましたがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	募集要項		6	(1)			株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資の取扱いについて	株式会社民間資金等活用事業推進機構による運営権者への出資を計画する場合も、同機構は構成企業には該当しないとされている為、同機構から参加表明書(【様式4-①】～【様式6】)を提出頂くことは不要と理解しましたがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	募集要項		8	(5)			用語の定義(協力企業)	「協力企業とは、・・・運営権者から直接業務を受託する予定の企業」と記述されているが、①業務とは、例えば路面清掃業務を管理・監督、発注作業すること(公社の維持管理課 維持・管理Gの業務)を業務と定義するのか？ 或いは実際の現場の清掃作業を実施することまでを業務と定義しているのか？②もし実際の作業を実施することまでを業務と定義した場合には、各種維持作業や修繕工事を請負う企業、若しくは入札に参加する企業は全て協力企業としなければならないのか？	①「業務」には、管理・監督、発注作業のみならず、実際の作業まで含みます。また、②管理・監督、発注作業のみをA企業に委託し、当該企業がB企業に作業を発注する場合は、B企業は協力企業にはなりません。なお、提案では個別具体的な協力企業名は求めておらず、また、実施契約書第72条において協力企業への委託について定めておりますので、ご質問のように入札に参加する全ての企業を協力企業として位置づけることになる仕組みにはなっていないとの認識です。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
99	募集要項	8	(6)				用語の定義(6)連携企業	連携企業の「参加」はどの様に定義づけられていますでしょうか。例えば構成企業の1社が、国外の道路運営のノウハウを有する第三者企業と包括的なグループアドバイザー契約を締結しており、第三者企業が本件道路事業のマネジメントに関して構成企業のグループ会社たるSPCに対して助言を行う様な場合については、連系企業の1社と見做されるでしょうか。「参加」の定義を明示いただきたくお願い致します。	連携企業は本事業において道路事業のマネジメント業務の役割を果たすことが求められ、単なる助言は該当しません。
100	募集要項	8	(6)				連携企業	連携企業については、応募グループ外で参加することが可能となっていますが、連携企業を構成企業もしくは協力企業としなくても良い理由をご教示頂けますでしょうか。また、連携企業の事業への関与については、構成企業と何等かの契約関係があることが前提になるとの理解ですが、その場合、協力企業に準ずる形で、当該契約書を開示する必要がありますのでしょうか。尚、契約書を開示する必要がある場合、当該契約書が日本語表記以外の時には、契約書の和訳を付ける必要はあるのでしょうか。加えて、連携企業の事業への関与方法についてその他制約が御座いましたらご教示頂けますでしょうか。	連携企業については、日本国外における道路運営の優れたノウハウを採り入れることの重要性に鑑み、構成企業または協力企業とせずとも応募グループの一員とみなして応募グループ外での参加を認めるものです。提案においては、所定の様式以外の資料を求めるものではなく、当該連携企業が適切な役割を果たしていることを提案審査において評価します。
101	募集要項	8	(6)				連携企業	応募グループと連携企業との間で、第一次審査書類提出時点で、何らかの契約行為が必要になるのでしょうか。何を以て「連携」があると判断するのでしょうか。	第一次審査書類提出時に契約行為は必要ありませんが、様式A-2-1-iで連携企業の役割の記載を求めていますので、その内容で判断します。
102	募集要項	8	(11)				用語の定義(SPC)	① 信託においては受託者が法律行為(契約等)の主体となることから、信託の受託者が法人格を有する場合、信託の受託者が実施契約の契約当事者となり、かつ、運営権の保有主体となること(なお、信託受託者は、運営権を信託財産として保有する。)は可能との理解で宜しいでしょうか。② 運営権者となるSPCが法人格が明確に認められるエンティティであれば、資金調達のためのストラクチャーの一環として、自己信託を活用することは可能と考えてよいでしょうか。匿名組合出資に関し、実施方針に関する質問No1081において「株式以外の資本調達手段を否定するものではありませんが、ガバナンスの方法を含めた応募者の提案によるため、競争的対話を通じて調整します」と回答をいただいておりますが、信託についてもこれと差を設ける必要はなく、予め排除されるのではなく、応募者より提案の上、競争的対話で調整させて頂くことは可能でしょうか。	①・②いずれも基本的に排除するものではありませんが、ガバナンスの方法を含めた応募者の提案によるため、競争的対話を通じて調整するものとします。
103	募集要項	8	(17)				用語の定義	匿名組合出資と株式(議決権あり)を組み合わせる場合、匿名組合出資は議決権付株式に分類されるのでしょうか？	分類されません。
104	募集要項	8	(23)				業務原価	業務原価とされる測量・調査・設計・施工業務は、当初必要と考えられる業務に加え、その業務の進捗に従い必要となる追加業務も全て含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、追加業務の実施については、公社の承諾が必要となります。
105	募集要項	8	(29)				事業区域内	道路区域の定義をお示ください。	道路法第18条の規定に基づき、道路管理者が決定した区域であり、これを表示した図面は当公社において閲覧に供しています。
106	募集要項	8	(29)				事業区域内	運営権設定路線に全く新たなPAやICを設ける場合、当該施設は運営権設定路線の道路区域内として任意事業(事業区域内)となるのでしょうか。	現時点で公社の費用による新たなPA、ICの整備は想定していません。民間事業者の資金による整備については、個別の提案内容をみて判断します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
107	募集要項	8	(34)				用語の定義	マネジメント業務の定義について「特別目的会社等からの委託により」とありますが、特別目的会社への出資企業として取締役派遣、もしくは執行役やマネージャーを派遣した実績も含むと考えてよろしいでしょうか？	特別目的会社等からの委託によるものを基本としますが、当該特別目的会社等が該当する業務を外部に委託せず自ら実施している場合であって、派遣した常勤の役員や職員が該当する業務に実質的に関与している又は関与していたことが確認できる場合は、派遣元の企業が特別目的会社等に対するマネジメント業務を行っている又は行ったものとみなします。
108	募集要項	8					用語の定義	運営権者の構成企業、協力企業でなく、地域活性化(事業区域外の任意事業)を構成企業、協力企業等と共同で行う企業については、提案書において適宜名称を付ければよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	募集要項	別紙3	(2)				インセンティブフィー	キャッシュの展開につきましてですが、公社様から、CMrに対し(インセンティブフィー+各種原価+マネジメントフィー)が支払われ、運営権者に対し運営権者経費が各々支払われるものと理解してよろしいでしょうか。	公社から運営権者に、業務原価+マネジメントフィー+運営権者経費を支払い、運営権者からCMrに業務原価+マネジメントフィーを支払うこととなります。
110	募集要項	別紙3	(2)				コストプラスマネジメントフィー	改築業務で支払うコストプラスマネジメントフィーの総額の上限が14,928,600千円とございますが、この内①調査・測量・設計業務費用と②施工業務費用の金額はそれぞれいくらになるのでしょうか。	①調査・測量・設計業務費用は 865,487千円、②施工業務費用は 13,457,078千円です。
111	募集要項	別紙3	(2)				コストプラスマネジメントフィーの総額	「改築業務で支払うコストプラスマネジメントフィーの総額の上限は14,928,600千円を想定している」とありますが、コストプラスフィーの考え方からすると、物価(人件費を含む)の変動や公社が見積もられた際の設計条件(土質条件など)と実際の調査結果との相違等があることから、こういった場合においては、当該金額は上限にはならないと考えますがいかがでしょうか。	14,928,600千円は基本的に改築業務費用としての拘束力を有します。ただし、今後の業務実施により、当初公社で想定した条件が変更となるなどの正当な理由がある場合は、協議のうえコストプラスマネジメントフィーの総額を変更することになります。
112	募集要項	別紙3	(2)				業務費用	改築工事で支払うコストプラスマネジメントフィーの総額の上限として想定されている14,928,600千円は税抜き、との理解で宜しいでしょうか。	税込金額です。
113	募集要項	別紙3	(2)				業務費用	コスト+マネジメントフィーの総額の上限(14,928,600千円)は税抜金額でしょうか。	税込金額です。
114	募集要項	別紙3	(2)				業務費用	改築業務で支払われるコストプラスマネジメントフィーの想定上限金額が示されていますが、これはあくまで現時点での想定であり、実施段階においては、実施設計の後、超過した場合にはこの上限金額は見直されると考えてよろしいでしょうか。	14,928,600千円は基本的に改築業務費用としての拘束力を有します。ただし、今後の業務実施により、当初公社で想定した条件が変更となるなどの正当な理由がある場合は、協議のうえコストプラスマネジメントフィーの総額を変更することになります。
115	募集要項	別紙3	(2)				業務費用	改築業務で支払うコストプラスフィーの総額がコスト決定時に上限価格をオーバーした場合、どうなりますか。	14,928,600千円は基本的に改築業務費用としての拘束力を有します。ただし、今後の業務実施により、当初公社で想定した条件が変更となるなどの正当な理由がある場合は、協議のうえコストプラスマネジメントフィーの総額を変更することになります。
116	募集要項	別紙3	(2)				業務費用	改築業務で支払う総額の上限14,928,600千円と、平成26年11月13日に愛知県が発表した「南知多道路始め4路線の事業変更について」における工事予算の変更後と変更前の差額の合計金額19,400百万円との差額は、改築業務のうち公社が分担する建設借入金にかかる建設期間中の利息、用地補償費、これらに伴う公社側の経費です。	差額は、改築業務のうち公社が分担する建設借入金にかかる建設期間中の利息、用地補償費、これらに伴う公社側の経費です。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
117	募集要項	別紙3	(3)				監査	「第三者による監査を4半期ごとに実施」することになっていますが、決算を4半期ごとに行う必要があるということでしょうか？ 要求水準書統括マネジメント業務編3.2.2.(2)に中間計算書の記述があります。	別紙3の3において、ご質問のように「第三者による監査を4半期ごとに実施」とは規定していませんが、別途、要求水準書<改築業務編>4.8.4項において、運営権者が四半期毎に第三者による監査を実施する旨を規定しています。要求水準書<統括マネジメント業務編>3.2.2項の規定は、運営権者の決算報告に関するものであり、CM方式に関する監査と同様の四半期ごとの決算報告を求めるものではありません。
118	募集要項	別紙3	(3)				監査	「第三者が行う監査として、①原価及びマネジメントフィーの妥当性の確認に関する監査、②専門業者の選定プロセスに関する監査、③専門業者に対する支払に関する監査及び④運営権者の経費に関する監査」とありますが、具体的にどのような組織による監査を想定されていますか？	監査法人等を想定していますが、監査内容の趣旨を踏まえ、適切な組織に監査を依頼していただく必要があります。
119	募集要項	別紙3	(3)				監査	「第三者が行う監査」を、運営権者が実施することになっていますが、どのような人又は組織が監査することを想定しているのでしょうか。従来、公社に対して監査を行っていた人又は組織が、運営権者を対象として監査を行うということでしょうか。	運営権者が自らの費用と責任において選任した第三者機関により、監査を実施することを想定しております。
120	募集要項	別紙3	(3)				監査	監査業務の委託先は、運営権者で指定することが可能でしょうか。	運営権者で指定し公社の承諾を得ることになります。
121	募集要項	別紙3	(5)	2			マネジメントフィーの範囲	調査・測量・設計に携わる現場技術者の人件費はどこに計上されており、またその人件費には調査・測量・設計原価にかかる同率のマネジメントフィーが加算されると考えてよろしいでしょうか？ご教示お願いいたします。	別紙3及び要求水準書をご参照ください。
122	募集要項	別紙3	(5)	2			マネジメントフィー率	マネジメントフィー率は、原則として、提案したマネジメントフィー率が採用されるとの理解でよろしいでしょうか。	業務原価の10%を目安とし、提案を受け付け、その妥当性等を評価したのち、採用されることとなります。
123	募集要項	別紙3	(5)				マネジメントフィー率	マネジメントフィー率は、改築業務対象工事ごとに設定するとの理解でよろしいでしょうか。	改築業務の工種ごと(ただし、同一工種に複数のCMrを配置する場合はCMrごと)に設定してください。
124	募集要項	別紙3	(5)				マネジメントフィー率	「調査・測量・設計」と「工事施工」のマネジメントフィーをそれぞれの業務割合で加重平均し算出した合算マネジメントフィーは業務原価の10%を目安としている、とありますが、その計算方法を具体的にご教示ください。	以下の算式のとおりです。 (「調査・測量・設計業務」のマネジメントフィーの額+「施工業務」のマネジメントフィーの額) / (調査原価+測量原価+設計原価+工事原価)
125	募集要項	別紙3	(5)				マネジメントフィーの率の設定	マネジメントフィーの率の提案に関し、業務原価の10%以下とした場合には、加点されますでしょうか。	妥当性を評価するのみですので、加点の対象とはなりません。
126	募集要項	別紙3	(5)				マネジメントフィー率の設定	募集要項には「マネジメントフィーは、業務原価の10%を目安としている。」とありますが、【添付資料5】公共施設等運営権実施契約書(案)26頁には「運営権者の経費とマネジメントフィーの合計は、全ての業務原価とマネジメントフィーの合計の【4%以下】であること。」と記載内容に相違があります。この場合のマネジメントフィー率は実施契約書(案)が優先されるのでしょうか。	別紙3の記載は、「調査・測量・設計業務」と「施工業務」の合算マネジメントフィーが、業務原価の10%を目安としている旨を規定しています。一方、実施契約書(案)第34条第1項第3号の記載は、運営権者の経費と、「調査・測量・設計業務」分のマネジメントフィーの合計額が、全ての業務原価及び「施工業務」分のマネジメントフィーの合計に対して4%以下としているもので、上記とは趣旨が異なります。提案においては、両方の条件を満たす必要があります。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
127	募集要項	別紙3	(6)				運営権者の経費	運営権者経費の提案に関しAとBに分けた記載がありますが、A部分に調査・測量・設計業務のマネジメントフィーを含み、施工のマネジメントフィー分を含まない意図についてご教示ください。	公社が業務を実施する場合の事務費に相当する「調査・測量・設計業務のマネジメントフィー＋運営権者経費」の妥当性を確認するためです。
128	募集要項	別紙3	(6)				6.運営権者の経費	全ての業務原価(調査・測量・設計・工事原価)とマネジメントフィー(施工業務分)の合計に対する運営権者の経費とマネジメントフィー(調査・測量・設計業務分)の合計の率とその考え方については一次提案書のどの様式に記載したら宜しいですか。	一次審査において、ご質問の内容の提案は求めません。
129	募集要項	別紙3	(6)				運営権者経費等	運営権者経費ならびに調査・測量・設計業務分のマネジメントフィーの合計率は、原則として、提案した内容が採用されるとの理解でよろしいでしょうか。	提案を受け付け、その妥当性等を評価したのち、採用されることとなります。
130	募集要項	別紙3	(6)				運営権者の経費	運営権者の経費として、第三者による監査の費用がありますが、実施方針(守秘義務資料)に関する質問・意見と回答No.418では、オープンブックにおける原価の妥当性の監査、専門業者の選定プロセスに関する監査及び支払に関する監査に要する費用は公社負担とあります。いずれが正しいでしょうか。	コストプラスマネジメントフィーの一部として、公社が負担します。詳細は、別紙3及び要求水準書をご参照ください。
131	募集要項	別紙3	(7)	1			インセンティブ基準価格の設定とインセンティブ	公社へのインセンティブフィーの支払いは、施工完了後に支払いを実施することで宜しいでしょうか？	インセンティブフィーの支払いは、公社から運営権者に対して行われるものです。その時期は、実施契約書(案)をご参照ください。
132	募集要項	別紙3	(7)	1			インセンティブフィー	予備設計(B)前や詳細設計前の、設計VEは設計の手戻りも少なく、機能向上、コスト縮減効果が最も大きい方式と思われそうですが、設計VEのインセンティブフィーの率及びその考え方に対する提案は可能でしょうか。	設計VEのインセンティブフィーは提案対象外です。
133	募集要項	別紙3	(8)	3			代表者要件	CMrを構成する企業は、技術的な中立性を保つため、専門業者になることは認められませんが、CMrを構成する企業が運営権者の構成員たることについては、制限がないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
134	募集要項	別紙3	(8)	4			その他	「経常建設共同企業体は、本業務の共同体の構成員として申請することはできない。」とありますが、総合建設会社が本業務および建設共同体の両方の構成員を兼ねることは可能という認識でよろしいでしょうか。	総合建設会社が改築業務のCMrとして、共同企業体を組成することを妨げる意図ではありません。
135	募集要項	別紙5					協力企業としての参加を限定的に認める業務	道路整備特別措置法第2条第4項に規定する会社又は当該会社と直接、間接を問わず資本関係を有する者」のうち、協力企業としての参加を限定的に認める業務として、守秘義務対象資料として開示する契約・協定等のうち、自動料金収受システムの共通利用に係る業務があります。別紙5の趣旨に関連しまして、清掃業務、緊急出動対策業務、交通管理業務などは当該限定業務に入らないため、高速道路株式会社系列との会社との取引は予定してはいけないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、例外的に既往契約の中で道路公社から承継される業務(限定的に認める業務以外では、清掃業務及び交通管理業務について高速道路株式会社の系列会社が受注)につきましては、その契約期間満了までは取引していただくことになります。ただし、清掃業務及び交通管理業務に係る既往契約の期間満了後は本事業への参加制限の対象となりますので、契約できません。
136	募集要項	別紙5					業務によっては参加を限定される協力企業	協力企業として参加を予定する場合にはその業務が限定的される「道路整備特別措置法第2条第4項に規定する会社又は当該会社と直接、間接を問わず資本関係を有する者」の定義が明確でないように理解します。どこまでの範囲を含むのか明確に示していただけられないでしょうか。また、該当する企業の一覧表を開示していただくことは可能でしょうか。	例えば、高速道路株式会社の子会社や関連会社、子会社の子会社や関連会社、関連会社の子会社や関連会社など、関係の濃淡を問わず資本関係があると考えられる全ての会社が参加できないとの趣旨になります。該当する企業の一覧表は現時点では用意していませんので、各自で調査してください。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
137	添付書類1 優先交渉権者選定基準	2	(1)				競争的対話	競争的対話を踏まえ、とありますが、競争的対話の内容が二次審査の得点に影響することがあるということでしょうか、それとも二次審査の提案が競争的対話の合意内容に沿っていれば問題ないということでしょうか。	競争的対話は、募集要項「添付資料3 競争的対話の実施について」により行うこととしております。この競争的対話の後に提出される二次審査資料の内容を審査するものです。
138	添付書類1 優先交渉権者選定基準	2	(2)				優先交渉権者選定の体制	オブザーバーとは、頁2のオブザーバーの方を指していますでしょうか。その他のオブザーバーを選定することがありますでしょうか。	ご理解のとおりです。現時点で、頁2に記載された方他にオブザーバーを選定することは想定していません。
139	添付書類1 優先交渉権者選定基準	4	(1)				資格審査	資格審査は、「募集要項3(2)エ 応募企業又は応募グループの代表企業の個別参加資格」の規定に従い、応募企業又はグループの代表企業の参加資格だけを問うとの理解でよろしいでしょうか。あるいは、「添付書類1 優先交渉権者選定基準」の8ページに記載されています「代表企業及び構成企業の実績」(区分:提案)も問うことになりませんか。	資格審査においては応募企業または応募グループを構成する企業が募集要項3(2)ア、イ、ウ、エを満たすか否かを審査します。また、8ページに記載されている「代表企業及び構成企業の実績」は加点評価の対象となる実績であり、参加資格ではありません。
140	添付書類1 優先交渉権者選定基準	4	(2)	ア			提案項目の種類	提案内容の優劣によって加点するとありますが、提案する「具体的な項目」毎に加点するその配点について、ご教示をお願いします。	項目毎に加点する配点については、4(3)表1第一次審査における審査項目(100点満点)をご参照ください。
141	添付書類1 優先交渉権者選定基準	4	(2)	ア			提案審査における審査項目	必須項目記載内容は、合否の評価のみで、加点対象にならないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	添付書類1 優先交渉権者選定基準	4	(2)	ア			必須項目	必須項目は、記載がない又は不備がある場合は失格であるが、加点対象ではない、との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	添付書類1 優先交渉権者選定基準	4	(2)	イ			提案審査における審査項目	「各審査項目は、対応する様式によってのみ審査する」とありますが、関連様式で詳細または補足説明記載がある場合、参照、評価して頂けませんか。	対応する様式において、関連する様式の該当箇所を示した場合は、評価の対象とします。
144	添付書類1 優先交渉権者選定基準	4	(2)	ウ			提案項目の評価方法	運営権対価は第二次審査に向けて拘束力を持たせないとあり、一方第二次審査において「第一次審査において提案のあった額から変更がある場合はその説明を求めることとしており、説明できないときは評価しない」とあります。質問①説明ができない場合は本当にゼロ点の評価になりますか②コストをより精査した結果増額、または減額という単純な説明で良いのでしょうか。それともコストの精査の詳細な記述が求められるのでしょうか③逆に収支見通しは変わらなくとも、入札の競合状況に鑑み二次審査において運営権対価を単純に増額させた場合、説明はそれそのもの(例:「競合状況に鑑み運営権対価を増額した」)だけで足りるのでしょうか。	①説明がなければゼロ点となります。 ②ご質問の説明で認めますが、事業収支が成り立っていることが前提となります。 ③事業収支が成り立っていれば、ご質問の説明で問題ありません。
145	添付書類1 優先交渉権者選定基準	4	(2)	ウ			提案項目の評価方法	審査項目をまたがる提案(例えば、「利用者サービス向上」にも寄与する「地域活性化策」など)の記載方法及び評価方法をご教示頂きたい。①各々の審査項目に同内容を記載する必要があると思いますが、一方を「参照」する方法でも構わないでしょうか。②「参照」する方法も含め、各々に記載があった場合は、審査項目毎に評価される理解でよろしいでしょうか。(ひとつの提案が複数の審査項目で評価点を獲得できる可能性がございませんか)。	各々に記載する方法、参照をする方法の何れによっても問題はなく、評価の対象とします。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
146	添付書類1 優先交渉権者選定基準	4	(2)	エ			選定委員会の評価の決定	「委員が採点した各提案を求める項目の採点の平均点を算出し合計点の優劣によって順位を決める」とあることにつきまして、平均点とは各委員の採点の単純平均という理解でよろしいでしょうか。また優先交渉権者決定後の選定委員会の評価結果の公表において、各委員ごとの採点結果は公表されますでしょうか。	ご理解のとおりですが、採点方法は現在も検討を続けており、場合によっては、一次審査資料の提出期限までに変更することがあります。なお、各委員の採点結果は委員会の評価ではありませんので、公表する予定はありません。
147	添付書類1 優先交渉権者選定基準	4	(2)				審査項目の種類	本記載内容では、必須項目は加点対象外と考えて宜しいでしょうか？頁6からの審査項目における配点における表において、必須・提案の範囲に配点となっておりますので、頁6からの審査項目表を修正して頂き、加点範囲のみに配点がかかるようにして頂きたい。	ご理解のとおりです。表については本回答をもってご理解ください。
148	添付書類1 優先交渉権者選定基準	4	(3)				第二次審査参加者の選定	2015/11/25「愛知県有料道路運営等事業 募集要項」等に関する説明会での説明において、第二次審査参加者の選定において選定数は限定しない、との発言がありました。これは参加資格要件を満たし、提案審査の得点案が50点上回った応募者はすべて第二次審査へ進めると理解してよいのでしょうか。	第一次審査通過者は応募者の数や提案の内容を踏まえて決定するものであり、得点が50点を上回った場合に必ず第二次審査に進めるものではありません。
149	添付書類1 優先交渉権者選定基準	4	(3)				第二次審査参加社の選定	応募者の数や提案内容にて選定するとの記載がありますが、仮に応募者多数の場合は、上位何社程度を第二次審査へ選定する予定でしょうか。また、選定社数が1社の場合でも、第二次審査は1社を対象に行うのでしょうか。	第一次審査通過者は応募者の数や提案の内容を踏まえて決定するものであり、現時点で第一次通過者の数を想定しておりません。1者の場合も第二次審査を行います。
150	添付書類1 優先交渉権者選定基準	4	(3)				第二次審査参加者の選定	選定委員会による得点順位が公社決定で変更されることはないという理解でよろしいでしょうか。	現段階では想定していません。
151	添付書類1 優先交渉権者選定基準	4	表1	1	1)		基本的な取組方針	「本事業の背景の理解」の評価ポイントの「本事業を契機としたインフラ事業の海外展開について、積極的な姿勢が示されているか」であるが、本コンセッションの実施方針・募集要項の事業目的にはインフラ事業の海外展開については記載されていませんが、「海外展開についての積極的な姿勢」を評価ポイントとして挙げている理由をご教示ください。	国の「日本再興戦略 改訂2014」の中で、「公共施設等運営方式については、民間企業に大きな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらす観点から、集中取組期間を位置付け取組を行う」とされており、重点分野の一つに道路も挙げられています。それらのことを踏まえつつ、愛知県としても、事業目的にもあります三方一両得における民間事業者の「得」の一つである「新たな事業機会の創出」のために、整備して運営するインフラ事業を国内外で展開できる民間事業者を育成したいと考えていますので、その趣旨が理解されているか確認するために評価ポイントを設けています。
152	添付書類1 優先交渉権者選定基準	4	表1	1	1)		基本的な取組方針-本事業の背景の理解	評価ポイントに記載されている「インフラ事業」は募集要項8(6)の定義(33)で規定されるものと同じという理解でよいのでしょうか。	対象とするインフラ事業については、主に有料道路及び関連する事業を想定しています。
153	添付書類1 優先交渉権者選定基準	4	表1	1	1)		基本的な取組方針	本事業を契機としたインフラ事業の海外展開について積極的な姿勢を示しているかとありますが、インフラ事業の対象については有料道路に限定されるのでしょうか。また、構成企業または協力企業単体での取組の検討であっても取組姿勢として評価されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
154	添付書類1 優先交渉権者選定基準	4	表1	1	1)		第一次審査の方法等	「本事業を契機としたインフラ事業の海外展開について、積極的な姿勢が示されているか。」について、積極的な姿勢を示すのはSPCではなくて、応募企業等との理解でよろしいでしょうか。応募企業等の海外展開が、提案したとおりに進まない場合は、ペナルティの対象となる理解でよろしいでしょうか。	必ずしも応募グループとしての取り組みを求めるものではありません。ご提案の内容は適切か否か審査段階において評価するのみとしています。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
155	添付書類1 優先交渉権者選定基準	4	表1	1	2)		実施体制等	募集要項説明会において、配点25点のうち“SPCの意思決定方法”が5点、“代表企業及び構成企業の業務実績”が20点という配分との説明がございました。この2項目で配点25点が充足されることとなりますが、他項目、特に必須項目(事業全体の実施体制・SPCの形態)の配点の考え方はどのようにするのか、具体的にご教示ください。	必須項目には配点はありません。
156	添付書類1 優先交渉権者選定基準	4	表1	1	2)		実施体制等	2015/11/25「愛知県有料道路運営等事業 募集要項」等に関する説明会での説明において示された、表1 第一次審査における審査項目(100点満点) ②実施体制等 に関する配点25点の内訳を再度ご教示ください。	配点25点のうち“SPCの意思決定方法”が5点、“代表企業及び構成企業の業務実績”が20点となります。
157	添付書類1 優先交渉権者選定基準	4	表1	1	2)		実施体制	本項目の評価を受けるにあたって、連携企業の存在が必須ではないという理解でよろしいでしょうか。また、日本国内で道路事業の十分な実績があれば、日本国外で道路事業のマネジメント業務の実績を有する必要性は必ずしもないという理解でよろしいでしょうか。	連携企業についてはご理解のとおりです。実績評価については、別紙表1 評価対象とする実績 に示された条件に合致するものであれば、必ずしも日本国外の実績である必要はありません。
158	添付書類1 優先交渉権者選定基準	4	表1	1	2)		代表企業及び構成企業の実績	参加資格要件である「初期投資額が50億円以上」とは、SPCへの出資金という理解でよろしいでしょうか。	参加資格要件として求める実績のうち、ご質問の評価対象とする実績の金額要件の詳細については、別紙 表1 下部 ※4に記載のとおりです。
159	添付書類1 優先交渉権者選定基準	4	表1	1	2)		代表企業及び構成企業の実績	「②要求水準として示す業務に関する実績」のA～Cについて、契約額が高いほど評価があがるのでしょうか。それとも記載されている金額を上回っていれば、評価に差は生じないのでしょうか。	要求水準に示す実績については、別紙 表2 に示された条件を満たす実績であれば、全て同等に別紙 表4の配点表のとおり評価されます。
160	添付書類1 優先交渉権者選定基準	4	表1	1	2)		代表企業及び構成企業の実績	利便施設等の運營業務実績は、有料道路に附帯された施設の運営でないと評価対象外とされるのでしょうか。	提出を求める利便施設等の運営実績については、必ずしも道路の附帯施設である必要はありません。明確化の為、記載を修正します。
161	添付書類1 優先交渉権者選定基準	4	表1	1	2)		代表企業及び構成企業の実績	「実施体制等」の項目の配点が25点である一方、その一項目である「代表企業及び構成企業の実績」の配点が最大20点(①参加資格要件としての実績が10点、要求水準として示す業務に関する実績が10点)となっていますが、その場合、「実施体制等」の残りの項目(「事業全体の実施体制」及び「モニタリング」)の配点は5点となるということでしょうか。もしそうでない場合、「事業全体の実施体制」と「モニタリング」の二項目が、例えば15点を獲得できる内容であった場合において、実績について10点しか獲得できなくても、本項目全体としては満点の25点を獲得できる可能性があるということでしょうか。	配点25点のうち“SPCの意思決定方法”が5点、“代表企業及び構成企業の業務実績”が20点となります。
162	添付書類1 優先交渉権者選定基準	4	表1	1	2)		代表企業及び構成企業の業務実績	募集要項P15には①あるいは②に記載の金額基準の記載がありませんが、①あるいは②の金額基準を満たさない場合、応募企業あるいは応募グループの代表企業としての参加資格要件は満たすものの、点数が付かない(加点ゼロ)であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
163	添付書類1 優先交渉権者選定基準	4	表1	1	2)		代表企業及び構成企業の業務実績	利便施設等の運營業務に関する実績について、「単年度の売上が3億5千万円以上」とは、1施設における単年度の売上との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
164	添付書類1 優先交渉権者選定基準	4	表1	1	1)		基本的な取組方針 本事業の背景の理解	「本事業を契機としたインフラ事業の海外展開について、積極的な姿勢が示されているか。」とありますが、海外展開に関する積極的な姿勢が本事業に与える影響はどのようなものを想定されているのでしょうか。海外展開に対する姿勢が本事業にどのようにプラスに働くのか不明ですので、ご教示いただきたく存じます。	本事業へのプラス面ではなく、本事業をステップとした民間事業者へのプラス面を想定しています。 国の「日本再興戦略 改訂2014」の中で、「公共施設等運営方式については、民間企業に大きな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらす観点から、集中取組期間を位置付け取組を行う」とされており、重点分野の一つに道路も挙げられています。 それらのことを踏まえつつ、愛知県としても、事業目的にもあります三方一両得における民間事業者の「得」の一つである「新たな事業機会の創出」のために、整備して運営するインフラ事業を国内外で展開できる民間事業者を育成したいと考えていますので、その趣旨が理解されているか確認するために評価ポイントを設けています。
165	添付書類1 優先交渉権者選定基準	4	表1	1	1)		基本的な取組方針 本事業の背景の理解	「関係機関との連携」とありますが、関係機関とは、公社および県という認識でよろしいでしょうか。また、関係機関との連携を想定した場合、SPCの設置場所は愛知県下に限定されるのでしょうか。	公社及び県に限定するものではありません。SPCの設置場所は、募集要項5(3)に規定したとおり、愛知県内としています。
166	添付書類1 優先交渉権者選定基準	4	表1	1	1)		社会経済情勢の変化への対応方針	「社会経済情勢の変化」および「社会経済情勢についての課題」とは、当方は交通量の減少と理解しておりますが、具体的には何を想定されているのでしょうか。	具体的な提案内容に関しては応募者においてご判断ください。
167	添付書類1 優先交渉権者選定基準	4	表1	1	1)		第一次審査における審査項目	「遵守すべき関連計画の理解」の評価ポイントとして記されています「要求水準に記載されている計画」とは、具体的にどのような計画を指していますでしょうか。	要求水準書に示した各種計画のことを指しています。
168	添付書類1 優先交渉権者選定基準	4	表1	1	1)		本事業の背景の理解	インフラ事業の海外展開の積極的な姿勢が、本事業の背景を踏まえ評価ポイントとなる理由並びに、例えばどのような内容を想定されているのか、開示可能な範囲で結構ですので、ご教示ください。	本事業へのプラス面ではなく、本事業をステップとした民間事業者へのプラス面を想定しています。 国の「日本再興戦略 改訂2014」の中で、「公共施設等運営方式については、民間企業に大きな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらす観点から、集中取組期間を位置付け取組を行う」とされており、重点分野の一つに道路も挙げられています。 それらのことを踏まえつつ、愛知県としても、事業目的にもあります三方一両得における民間事業者の「得」の一つである「新たな事業機会の創出」のために、整備して運営するインフラ事業を国内外で展開できる民間事業者を育成したいと考えていますので、その趣旨が理解されているか確認するために評価ポイントを設けています。
169	添付書類1 優先交渉権者選定基準	4	表1	1	1)		基本方針	「本事業を契機としたインフラ事業の海外展開について」とは、具体的にどのような内容をご想定されていますでしょうか。	具体的な提案内容に関しては応募者においてご判断ください。
170	添付書類1 優先交渉権者選定基準	4	表1	1	4)		利用者サービス向上	「④利用者サービス向上」における「利用者サービス」について、「沿線住民に対するサービスも含む」と定義されておりますが、それに加え、「利便施設等におけるテナント等従業員に対するサービス」は対象となりますでしょうか。	対象とはなりません。
171	添付書類1 優先交渉権者選定基準	4	表1	1	5)		特定事業と附帯事業における地域活性化に関する取組方針	特に附帯事業(利便施設等の運営業務)において地域活性化に寄与する取組とあるが、募集要項P.7、8において、既設PAIにおける附帯事業とは売店等の営業を行うものであり、利便施設等の設置は任意事業と定義されている。評価ポイントを明確にしていきたい。	表で示すとおりです。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
172	添付書類1 優先交渉権者選定基準	4	表1	1	5)		地域活性化	「地域活性化」の定義について、「第一次審査における審査項目」には特段の記載がございませんが、「第二次審査における審査項目(同16頁)」に記載のある「交通量増大」「地元の新たな雇用の創出」「地域の発展と人材育成」といったポイントが、第一次審査においても評価の観点となるという認識でよろしいでしょうか。また、「地域活性化」の定義を含め、応募者からの提案対象という認識でよろしいでしょうか。	具体的な提案内容に関しては応募者においてご判断ください。
173	添付書類1 優先交渉権者選定基準	4	表1	1	6)		資金調達の方針	金融機関と本事業について具体的なスキームを検討し、プランについて合意しておく必要はありますか。(金融機関との合意に至っていないければ評価されないのでしょうか)	第一次審査においては金融機関等との合意を求めるものではありません。
174	添付書類1 優先交渉権者選定基準	4	表1	1	6)		事業収支の方針	「具体的な項目」の列に「事業収支の方針」が2段同一の項目になっている。誤りではないか?	2段同一の項目であるのは、必須と提案の区分ごとに具体的な項目を示していることによります。
175	添付書類1 優先交渉権者選定基準	4	表1	2	1)		運営権対価の額	一次審査においては、運営権対価の額は評価の対象とならないと規定されていますが、仮に、事業者Aが料金値下げにより低い運営権対価を提示し、一方事業者Bが、料金を値下げせずに高い運営権対価を提示した場合において、事業者AとBの経済性が等しいとすると、事業者Aは超過利潤を利用者に還元し、事業者Bは公社(県、ひいては県民)に還元しているだけの差であると考えます。二つの提案には評価の差は本来生じないものと考えられますが、このような場合、どちらの事業者の評価が高くなるのでしょうか。	一次審査においては運営権対価の額は評価の対象とはならないため、運営権対価の額については、事業者A、Bに評価の差は生じません。料金設定については様式A-6-2-iiにおいて記載を求めています。
176	添付書類1 優先交渉権者選定基準	4	表1	2	1)		運営権対価の額	評価ポイントの「予定価格を超える運営権対価の額が記載されているか」について、募集要項P10では「最低提案価格以上とする。」との記載があります。用語の統一をお願いするとともに、優先交渉権者選定基準が正との理解でよろしいか、ご確認ください。	優先交渉権者選定基準における「予定価格」という表現は「最低提案価格」に修正します。
177	添付書類1 優先交渉権者選定基準	5	(1)	イ			提案審査における審査項目	第一次審査結果(点数)が第二次審査に何らかの影響を与えるのでしょうか。	第一次審査における点数は第二次審査に引き継がれません。
178	添付書類1 優先交渉権者選定基準	5	(1)	ウ			第二次審査	ヒアリングやプレゼンテーションにおいては応募企業等の企業名を明らかにしない形で実施するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
179	添付書類1 優先交渉権者選定基準	5	(1)	ウ			提案項目の評価方法	一次審査から運営権対価の額に変更があり、有効な説明があった場合は評価される、とのことですが、運営権対価の額に変更がない場合についても有効な説明があれば同様に評価されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、変更がない場合は、変更理由の説明は不要です。
180	添付書類1 優先交渉権者選定基準	5	(1)	ウ			提案項目の評価方法	運営権対価の額に変更があった場合、第二次審査までに時間的な余裕が得られ、精査が進んだことは説明として認められますか。	ご質問の説明で認めますが、事業収支が成り立っていることが前提となります。
181	添付書類1 優先交渉権者選定基準	5	(1)	ウ			提案項目の評価方法	運営権対価の額については、第一次審査時の金額から変更がある場合、その説明ができないときは評価しないとありますが、その説明内容に合理性は求められるのでしょうか。例えば、運営権対価の額で高い評価を得ることのみを目的に、増額するということが「説明できない」ということになるのでしょうか。	事業収支が成り立っていれば、ご質問の説明で問題ありません。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
182	添付書類1 優先交渉権者選定基準	5	表2	1	2)		実施体制等	SPCの運営体制ですが、株式会社に対し普通株式での出資を行うとともに、匿名組合出資にて資金調達を行い運営権を譲り受けるスキームを考えると仮定します。事業の方針、戦略、その他の条件が全く同じだと仮定して、①株式会社に普通株式のみで出資した場合、②株式会社に普通株式に加え匿名組合出資でも資金を入れた場合では、提案としての評価は変わらないことになりそうですでしょうか。それともどちらかが有利になりますでしょうか。もし、後者の場合はその理由もあわせてご教示ください。	SPCの運営体制に差異がなければ実施体制等の評価に関してはどちらかに有利にはなりません。
183	添付書類1 優先交渉権者選定基準	5	表2	1	2)		第二次審査における審査項目／人員配置計画	②実施体制等の人員配置計画の評価ポイントについて、「統括監理責任者」は「統括管理技術者」が正ではないでしょうか。	「統括監理責任者」は「統括管理技術者」に修正します。
184	添付書類1 優先交渉権者選定基準	5	表2	1	2)		公社職員の出向に関する方針	出向する公社職員の数が、SPCの体制、人員配置計画、公社職員の出向に関する方針等の評価に影響を及ぼさないという理解でよろしいでしょうか(出向者の数が多いほど得点が高くなるなど)。	ご理解のとおりです。
185	添付書類1 優先交渉権者選定基準	5	表2	1	6)		資金調達の方針 具体的な資金調達計画	資金調達先の「各主体の合意形成がなされているか」についてですが、資金調達先とは運営権者全体(デット、エクイティ)の資金調達先全てを指すという理解ででしょうか。それとも、「議決権株式のみ」、「議決権株式+完全無議決権株式」のいずれかを指すのでしょうか？	第二次審査における提案審査書類においては、デットを含めた資金調達先全てを指します。
186	添付書類1 優先交渉権者選定基準	5	表2	1	6)		SPCの財務管理方針	キャッシュウオーターフォールは、一般的に委託先企業、公社、金融機関が適当とされると考えておりますが、同様のお考えでしょうか。	具体的な提案内容に関しては応募者においてご判断ください。
187	添付書類1 優先交渉権者選定基準	5	表2	1	6)		SPCの財務管理方針	配当政策や予実管理の安全性や担保とは、本事業が低迷した場合の配当額等を想定されているのでしょうか。	例えばCF悪化時の対応等を配当政策にて適切に取決めされているか評価したいと考えています。
188	添付書類1 優先交渉権者選定基準	5	表2	1	6)		事業収支悪化時の対応	事業収支が悪化した場合の対応方針について、必ずしも代表企業・構成企業の追加出資が求められるものではないという理解でよろしいでしょうか。	必ずしも代表企業・構成企業の追加出資に限定するものではありません。
189	添付書類1 優先交渉権者選定基準	5	表2	2	4)		建設マネジメント業務	CM方式の導入に当たり、CMRの具体的な参加企業の構成及び役割までの体制を整えておく必要はありますか？ご教示をお願いいたします。	CMRの具体的な参加企業の構成及び役割の体制を必ずしも求めるものではありませんが、改築業務を確実に実施しうる体制が明確に示されていることが評価の対象となります。
190	添付書類1 優先交渉権者選定基準	5	表2	3	1)		運営権対価の額	評価ポイントに、運営権対価の額の多寡とあります。必ずしも額の多寡に比例した得点とはならないとした場合におけます、その他の配点項目の存否を、ご開示できる範囲で結構ですので、ご教示いただけないでしょうか。(算出根拠における実現性、合法性、第三者に不測の損害を与えないかといった観点からの評価項目が存在するかなど。)	運営権対価の額は多寡のみで評価しますが、最も高い提案の運営権対価が必ずしも満点にはならないという趣旨です。
191	添付書類1 優先交渉権者選定基準	5	表2	3	1)		運営権対価の額	運営権対価の額の評価について、「最も高い運営権対価の額を提案した応募者に満点が付与されるとは限らない」ものの、金額が高いほど点数が高いという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
192	添付書類1 優先交渉権者選定基準	5	表2	3	1)		運営権対価の額	二次審査において運営権対価の額を、一次審査の額から減額した場合、減点となるのでしょうか。	減点にはなりませんが、最低提案価格を下回る場合は失格とします。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
193	添付書類1 優先交渉権者選定基準	5	表2	3	1)		運営権対価の額	評価ポイントが運営権対価の額の多寡であるにもかかわらず、「最も高い運営権対価の額を提案した応募者に満点が付与されるとは限らない」と記載されている。この点、運営権対価の額の多寡以外の評価ポイントを明確にさせていただきたく。	運営権対価の額は多寡のみで評価しますが、最も高い提案の運営権対価が必ずしも満点にはならないという趣旨です。
194	添付書類1 優先交渉権者選定基準	5	表2	3	1)		運営権対価の額	運営権対価の額について最も高い運営権対価を提案した応募者に満点が付与されるとは限られないとのことですが、応募者の提案価格を相対的に評価するのではなく、絶対的に評価する配点方法となっているのでしょうか。具体的な配点方法についてご教示下さい。	公平・公正な競争を担保する観点から具体的な算出方法の回答は差し控えさせていただきます。
195	添付書類1 優先交渉権者選定基準	5	表2	3	1)		運営権対価の額	最も高い対価額に対して満点が付与されるとは限らないとありますが、では何を基準に点数を決定するのでしょうか。たとえば予想される単年度の単年度収支と支払う運営権対価額が毎年比例しているものを確実性が高いとして評価されるのでしょうか。	運営権対価の額は多寡のみで評価しますが、最も高い提案の運営権対価が必ずしも満点にはならないという趣旨です。
196	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				評価対象とする実績	20年前に投資を実行した道路事業があり、今も継続して運営をしています。これは道路運営の実績として認められるのでしょうか。	当該投資対象となった企業が、特別目的会社等に該当する場合、運営における業務が総合的なマネジメント業務に該当する場合、B-1として評価対象となります。
197	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				評価対象とする実績	前回の回答948 実施方針本文 2(6)イ4)1)にQ:応募企業、応募グループを構成する企業の個別の参加資格 実績要件①)について、平成12年4月1日以前に事業組成、事業参画(建設、出資等)した海外インフラ事業運営会社(SPC)の株式(20%以上)を平成12年4月1日以降のある時点まで保有していた場合、実績として認められるのでしょうか。A:組成段階でのノウハウを評価することを主眼としているため、実績としては認められません。とありますが、現在まで保有しているも実績として認められないのでしょうか。逆に言えば、昨日投資を完了して、運営のノウハウを全く持っていないのにそれは実績としてカウントされて、上記のように、たとえば20年にわたって事業運営をしていたとしてもそれは実績にはカウント頂けないのでしょうか。SPCの組成のノウハウを見ている一方で、より大切な道路事業運営の長年のノウハウの評価を頂けなくなってしまうのでしょうか。	実施方針時の質問は出資の実績に対するものですので、組成段階でのノウハウを評価と回答しており、その対象は平成12年4月1日以降に出資等を行う契約を行った実績になります。今回質問のありました道路事業運営のノウハウはマネジメント業務の実績として評価すべきものと考えていますが、当該実績においては、運営のノウハウを評価する観点から、10年以上前に契約した案件でも、原則10年以内にマネジメント業務を行っている又は行った案件を対象とします。上記を踏まえ記載を修正します。
198	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				評価対象とする実績	実績対象期間の10年の範囲内において、10年以内に投資して現在はずで売却している該当事業の実績は、現在も継続保有している実績よりも評価が低くなるのでしょうか。それとも10年以内に投資を行えばそれを現在保有していなくても評価に不利な点はございませんか。もし不利となるならば配点でどのような影響があるのか、具体的にご教示ください。	両者に評価上の差異はありません。
199	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				評価対象とする実績	保有期間の長さについてですが、保有期間の長い実績は短い実績よりも評価が高い、といったことはあるのでしょうか。ある場合、配点上どの点に反映されるのでしょうか。	保有期間の長短により評価結果が左右されることはありません。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
200	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				評価対象とする実績	本実績に、コンソーシアムメンバーの子会社の実績を含めるが、その子会社はコンソーシアムには入っていない場合についてお尋ねします。当該子会社が3(2)ウ「参加資格」に抵触している場合、その実績点数はどのように取り扱われるでしょうか。ゼロ点になりますでしょうか。それとも参加資格と実績については別のものとして、コンソーシアムメンバーである親会社が参加資格を満たしていれば、参加資格を満たさない子会社の実績でも実績として記載することは可能でしょうか。	評価対象とする実績を保有する企業が子会社の場合でも、応募グループの構成企業等として参加した企業の実績として評価するものであり、当該子会社が募集要項3(2)ウの要件を満たすことは求めています。
201	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				評価対象とする実績	本実績に、コンソーシアムメンバーの子会社の実績を含めており、1次入札期限の1/20以降に当該子会社が募集要項3(2)ウ「参加資格」に抵触することが明らかになった場合、その実績点数はどのように取り扱われますか？ゼロ点になりますか？件数に制限がありますが、他の実績が順次繰り上げになって、代わりにそちらの実績がご評価を頂けるのでしょうか。つまり件数制限を超えて記載をしておいたほうが評価上は良いことになりますでしょうか。	評価対象とする実績を保有する企業が子会社の場合でも、応募グループの構成企業等として参加した企業の実績として評価するものであり、当該子会社が募集要項3(2)ウの要件を満たすことは求めています。なお、様式に記載できる件数は、上限の件数までとなります。
202	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				評価対象とする実績	ここでいう初期投資額とは、何もない状態から当初に当該道路等を建設するときの総建設費という定義でしょうか。それとも自社が当該事業/SPC株式等を譲り受けた時に支払った対価のことを指すでしょうか。より具体的な定義をご教示ください。	初期投資額とは、別紙 表1 注に定義したとおり、新規建設を伴う事業の場合は当初建設に係る費用の総額を、既存施設の運営権事業等の場合は事業開始時点の運営権対価一時金等を、それぞれ指します。これらのほかに、既存の道路運営会社等の株式を取得する場合は、取得時点における株式の取得価格を株式保有割合で割り戻した価額を初期投資額とみなし、その総額50億円以上に対して20%以上の出資を行ったものが評価対象となります。上記のとおり、記載を修正します。
203	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				評価対象とする実績	「評価対象とする実績は原則過去10年以内」とのことですが、既に売却済みの場合も評価の対象となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
204	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				評価対象とする実績	保有期間の長短により評価結果が左右されることはないという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
205	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				評価対象とする実績	評価対象とする実績は原則過去10年以内と記載されていますが、対象事業の運営期間終了後10年以内と解釈してよろしいでしょうか。また、10年以内の判定基準日をご教示願います。	A-1、A-2、Cに関しては、対象事業への出資が行われた時点が原則10年以内であることが求められます。 B-1、B-2に関しては、原則10年以内に当該事業においてマネジメント業務を行っている又は行った実績であることが求められます。
206	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				評価対象とする実績	当時マネージャークラス以上の担当者が評価対象事業の特別目的会社に出向して在籍している場合、評価対象は15年以内としてよろしいでしょうか。	A-1、A-2又はCに関しては、当該実績の当時マネージャー以上だった担当者が継続的に社内へ在籍している又は、ご質問のケースのように当該特別目的会社への出向を行っている場合は実績の評価対象期間を10年を超えて15年以内とできます。 B-1に関しては、当該特別目的会社が10年以内にマネジメント業務を自ら実施しており、当該担当者がそれに携わっていた場合は、出向元の企業の実績とみなして評価対象とします。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
207	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				評価対象とする実績	担当者が継続的に在籍していることの証明書類は特別目的会社の社内資料でもよろしいでしょうか？もしくは派遣契約書や委任状が必要でしょうか？	担当者が継続的に在籍していることの証明書類が求められるのは、対象とする実績を10年を超えて15年以内とする場合に限られます。当該実績がA-1、A-2又はCに該当する場合には、当該実績の当時マネージャー以上だった担当者が継続的に社内に在籍している場合以外に、当該特別目的会社に派遣されている場合が実績の評価対象期間を10年を超えて15年以内とすることができる場合になります。これらを証明する書類については、当該実績を保有する企業において証明書類を提出する必要があります。
208	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				評価対象とする実績	初期投資額50億円等の契約金額は税抜額との理解でよろしいでしょうか。	税込金額でも評価対象とします。
209	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				評価対象とする実績	表1の「評価対象とする実績の詳細」について、実施方針及び募集要項の応募者の参加資格における「資本関係等がある者に対する制限」によって他のグループへの参加が制限される会社の実績は、当該制限をうけていることから当然に、代表企業、構成企業、及び連携企業が提出する実績としての提出を認められるということでしょうか。	資本関係等がある者に対する制限と表1は直接的な関係はありません。表1下の※2に記載したとおり、応募企業又は応募グループの代表企業・構成企業が提出する実績においては、当該企業の実績に加え、親会社、子会社及び関連会社の実績の提出も認められます。連携企業については当該企業の実績のみ認められます。
210	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				維持管理業務、新築・改築工事の施工実績	改築工事は改良工事、拡幅工事、電線共同溝工事と理解して良いか？	改築工事は、既設の道路法上の道路の効用、機能等を原状より良くするための工事をいい、質問で例に挙げられた工事はいずれも改築工事に相当します。
211	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				評価対象とする実績	A-1、B-1に記載されている「国内外のインフラ事業(道路、空港、上下水道等)」に鉄道事業(旅客または貨物)は該当しますか。	類似事業に該当します。
212	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				評価対象とする実績	「※4 初期投資額とは、サービス対価型PFI事業や新規インフラ整備事業における施設整備費、既存インフラのコンセッション事業等における一括金又は一時金相当を指す。」とありますが、この金額の施設整備費とは対照施設の全体事業費と考えてよろしいでしょうか。	初期投資額とは、別紙 表1 注に定義したとおり、新規建設を伴う事業の場合は当初建設に係る費用の総額を、既存施設の運営権事業等の場合は事業開始時点の運営権対価一時金等を、それぞれ指します。これらのほかに、既存の道路運営会社等の株式を取得する場合は、取得時点における株式の取得価格を株式保有割合で割り戻した価額を初期投資額とみなし、その総額50億円以上に対して20%以上の出資を行ったものが評価対象となります。上記のとおり、記載を修正します。
213	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				実績の種類	応募企業または代表企業の個別の参加資格要件においては、「インフラ事業」には、電力事業や再生エネルギー事業も含まれるとのことでしたが、本項目における「実績評価」においても、同様の理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
215	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				評価対象とする実績	実績の種類B-1特別目的会社等に対するマネジメント業務の実績について、特別目的会社の総括責任者として出向させている社員がいるケースは該当することよろしいでしょうか。またそれを確認出来る資料は出向契約書でよろしいでしょうか。	特別目的会社等からの委託によるものを基本としますが、当該特別目的会社等が該当する業務を外部に委託せず自ら実施している場合であって、派遣した常勤の役員や職員が該当する業務へ実質的に関与している又は関与していたことが確認できる場合は、派遣元の企業が特別目的会社等に対するマネジメント業務を行っている又は行ったものとみなします。なお、担当者の継続的な在籍に関しては、当該実績を保有する企業において証明する書類を提出する必要があります。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
216	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				評価対象とする実績	過去10年以内に海外インフラ事業運営会社(SPC)の株式を20%以上保有していたものの、現時点で売却した場合も実績としてお認めいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
217	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				実績評価の詳細	平成12年4月1日以前に建設(初期投資50億円以上)、運営開始された既存海外有料道路事業(BOT方式)の事業会社の株式を平成12年4月1日以降に取得(50%)し、現在も保有、取締役を派遣している場合、A-1の出資実績として認められますか。	初期投資額は、既存の道路運営会社等の株式を取得する場合は、取得時点における株式の取得価格を株式保有割合で割り戻した価額を初期投資額とみなし、その総額50億円以上に対して20%以上の出資を行ったものが評価対象となります。 上記のとおり、記載を修正します。 また、当該実績の当時マネージャー以上だった担当者が継続的に社内 に在籍している場合以外に、当該特別目的会社に派遣されている場合 が実績の評価対象期間を10年を超えて15年以内とすることができる場 合になります。
218	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				実績評価の詳細	一般に道路運送法道路は建設時期が古く、また、投資規模(施設整備費あるいは買収金額)も50億円を超える事業は殆どないと思いますが、類似業務実績としても初期投資50億円以上が条件になるのでしょうか。	類似業務実績としても初期投資50億円以上が条件となります。
219	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				実績評価の詳細	平成12年4月1日以前に建設(初期投資50億円以上)、運営開始された既存海外有料道路事業(BOT方式)の事業会社の株式を平成12年4月1日以降に取得し、現在も保有、スポンサー企業として取締役を派遣し、資産管理、施設の修繕計画算定、経営管理等を行っている場合、B-1のマネジメント実績として認められますか。	初期投資額は、既存の道路運営会社等の株式を取得する場合は、取得時点における株式の取得価格を株式保有割合で割り戻した価額を初期投資額とみなし、その総額50億円以上に対して20%以上の出資を行ったものが評価対象となります。 上記のとおり記載を修正します。 特別目的会社等からの委託によるものを基本としますが、当該特別目的会社等が該当する業務を外部に委託せず自ら実施している場合であって、派遣した常勤の役員や職員が該当する業務へ実質的に関与している又は関与していたことが確認できる場合は、派遣元の企業が特別目的会社等に対するマネジメント業務を行っている又は行ったものとみなします。 なお、担当者の継続的な在籍に関しては、当該実績を保有する企業において証明する書類を提出する必要があります。
220	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				実績評価の詳細	道路運送法による一般自動車道などの運営を行う事業会社を会社分割により設立し、当該会社の全株式を保有、運営し、調達業務、資産管理、維持管理、修繕計画、経営管理を行っている場合、B-1のマネジメント実績として認められますか。	特別目的会社等からの委託によるものを基本としますが、当該特別目的会社等が該当する業務を外部に委託せず自ら実施している場合であって、派遣した常勤の役員や職員が該当する業務へ実質的に関与している又は関与していたことが確認できる場合は、派遣元の企業が特別目的会社等に対するマネジメント業務を行っている又は行ったものとみなします。
221	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				評価対象とする実績	表2に記載される建設マネジメント等の業務に関する実績についても、「表1 評価対象とする実績」における記述と同様(例えばB-1:マネジメント業務を行っている又は行った実績)、CM業務を「行っている又は行った実績」が評価の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
222	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				評価対象とする実績	表中3列目の「評価対象とする実績の詳細※2」の「※2」はどこに記載されているのでしょうか。前頁の表1下に記載されている※2のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
223	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				評価対象とする実績	建設マネジメント業務に関する実績で当初契約額25億円以上とありますが、ピュアCMについては、マネジメントの対象となる建設事業の当初契約額が25億円以上であれば(ピュア)CM実績として評価されるとの理解でよろしいでしょうか。	事前調査、設計、建設工事及びマネジメントフィーの総額が税込金額でも25億円以上であることが求められます。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
224	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				評価対象とする実績	ピュアCMにおいては、マネジメントの対象となる建設事業が複数年度にわたる場合があります。単年度のCM契約を複数年繰り返していく場合があります。この時は単一の建設事業に対して複数のCM契約が存在することになります。しかし、この場合はマネジメントの対象となる建設プロジェクトが1件であることから、複数のCM契約があったとしてもこれは1件の実績評価となるとの理解でよろしいでしょうか。また、この場合、「当該実績を証する書類」(様式A-2-3に記載)も一件でよいのでしょうか。	単独での受注実績を評価する観点から、あくまで評価は契約単位で行うこととしています。
225	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				要求水準に関する業務実績	建設マネジメントの実績は、業務名が施工管理であったとしても実態として建設のマネジメントを行っている実績であれば採用されますか。	ご理解のとおりです。
226	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				要求水準に関する業務実績	実績が採用されるか否かについての説明については第一次提案の提出後に必要に応じて資料提出などで確認していただけるプロセスは考えられますか。	追加書類等の提出を求めることはありません。
227	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				要求水準に関する業務実績	当初契約金額3億円以上、あるいは25億円以上と記載されている金額は、単年度、複数年度でもよろしいでしょうか。	あくまで評価は契約単位で行うこととしています。
228	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				要求水準に関する業務実績	当初契約金額3億円以上、あるいは25億円以上と記載されている金額は、対象物の全体事業費と考えてよろしいでしょうか。	単独での受注実績を評価する観点から、あくまで評価は契約単位で行うこととしています。
229	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				建設マネジメント業務に関する実績	「当初契約額25億円」とは、マネジメント業務に対する対価(マネジメントフィー)の額が25億円以上ということでしょうか。または、マネジメントフィーの対象となる建設請負契約等の契約額が25億円ということでしょうか。	事前調査、設計、建設工事及びマネジメントフィーの総額が税込でも25億円以上であることが求められます。
230	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				評価対象とする実績	建設マネジメント業務に対する実績について、当初契約額25億円以上とありますが、25億円と定めた理由は何でしょうか。また、当該契約額は国内では一般的で無いと思われそうですが、取えてこの金額を設定された理由をご教示ください。	改築業務の中心であるIC工事の実施を求めるにあたり、少なくとも、りんくうIC出口追加工事と同等規模以上の実績は必要と判断したものです。
231	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				評価対象とする実績	土木工事におけるCM実績について、東日本大震災の復旧工事においては早期着手が求められ、マネジメントを実施しながら設計と施工を進めていくファーストトラック方式が採用されたことから、当初契約額は25億円以下でスタートし、現在は25億円以上となっている案件が多いですが、評価対象とする実績として認められますか。	改築業務の中心であるIC工事の実施を求めるにあたり、少なくとも、りんくうIC出口追加工事と同等規模以上の実績は必要と判断したものであり、評価は当初契約額で判断することとしています。
232	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				評価対象とする実績	A更新・新規施工実績やB建設マネージメント実績で、過去10年以内あるいは15年以内の起算日はいつの時点でしょうか。	当初契約日を起算日とします。
233	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				評価対象とする実績	建設マネジメント業務に対する実績について、当初契約額25億円以上の実績とされた理由をご教示下さい。対象企業が極めて限定的となりますが、事前にご確認のうえでの設定でしょうか。	改築業務の中心であるIC工事の実施を求めるにあたり、少なくとも、りんくうIC出口追加工事と同等規模以上の実績は必要と判断したものです。
234	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				実績評価の詳細	利便施設等の運營業務の実績(単年度売上額3億5千万円以上)について、利便施設等とは高速道路のPA、SAの利便施設(売店、レストラン)に限定されず、売店、レストラン等商業施設の運営実績も該当するのでしょうか。また、単年度売上額3億5千万円以上は、部門売上げ等ではなく、利便施設等の単体の売上げでしょうか。	利便施設等には、高速道路における利便施設に限定されず、商業施設の運営実績も含まれます。また、利便施設単体の売上を対象としています。別紙の記載を修正します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
235	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				建設マネジメント業務に関する実績	建設マネジメント業務の定義をお示ください。	要求水準書<改築業務編>に示す内容になります。
236	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	1				建設マネジメント業務に関する実績	建設マネジメント業務をJVで受託している場合、その出資比率の規定等がありますでしょうか。	出資比率等の規定はありません。
237	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	2				参加資格要件として求める実績の点数	B-1の評点について、出資とマネジメント業務の両方を行った場合と、出資はせずにマネジメント業務のみを行った場合とでは差が出ますでしょうか？	B-1の評点については、マネジメント業務のみを対象としており、出資に関しては、A-1の評点の対象となります。同一事業において、A-1及びB-1の双方で評価を行うことは可能です。
238	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	2				参加資格要件として求める実績の点数	構成企業の100%出資子会社が、投資一任契約及び資産管理契約により特別目的会社(SPC)の管理運営を行っており、当該SPCが51%以上の株式を保有する事業会社が初期投資額50億円以上の有料道路を運営している場合、A-1の同種業務の実績に該当するという認識で宜しいでしょうか。なお、当該SPCは合同会社であり一般社団法人の最低持分以上は匿名組合出資による外部投資家からの出資(預り金)であるという前提です。	当該SPCが当該構成企業の子会社又は関連会社である場合、A-1として評価対象となる他、以下の①、②の場合は、B-1として評価対象となります。 ①当該事業会社が自らマネジメント業務を行っており当該SPCから当該事業会社にマネジメント業務を行う担当者を派遣等していた場合 ②当該事業会社が当該SPCにマネジメント業務を委託しており、当該業務がSPCと子会社の契約内容に含まれている場合 又、当該事業会社が自らマネジメント業務を行っている場合で当該構成企業からマネジメント業務を行う担当者を派遣又は出向していた場合、当該事業会社が当該構成企業にマネジメント業務を委託している場合についてもB-1として評価対象となります。
239	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	2				参加資格要件として求める実績の点数	構成企業の100%出資子会社が、投資一任契約及び資産管理契約により特別目的会社(SPC)の管理運営を行っており、当該SPCが51%以上の株式を保有する事業会社が初期投資額50億円以上の有料道路を運営しており、構成企業の100%出資子会社が、当該事業会社に常勤取締役を派遣している場合、B-1の同種業務に該当するという認識で宜しいでしょうか。なお、当該SPCは合同会社であり一般社団法人の最低持分以上は匿名組合出資による外部投資家からの出資(預り金)であるという前提です。	当該常務取締役が当該事業会社でマネジメント業務を行っている場合、B-1として評価対象となります。 また、当該事業会社が当該構成企業にマネジメント業務を委託している場合についてもB-1として評価対象となります。 当該SPCが当該構成企業の子会社又は関連会社である場合は、以下の①、②の場合は、B-1として評価対象となります。 ①当該事業会社が自らマネジメント業務を行っており当該SPCから当該事業会社にマネジメント業務を行う担当者を派遣等していた場合 ②当該事業会社が当該SPCにマネジメント業務を委託しており、当該業務がSPCと子会社の契約内容に含まれている場合
240	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	2				参加資格要件	不動産開発事業の定義をご教示ください。	土地の造成、建築物の建設等を一体的な事業として行っているものを対象とします。
241	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	2				参加資格要件	国内外のインフラ事業を実施する特別目的会社に対して出資とマネジメント業務の双方を実施している場合には、それ1件でA-1、B-1両方の加点対象となるという理解で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
242	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	2				参加資格要件	国内外の不動産開発事業を実施する特別目的会社に対して出資とマネジメント業務の双方を実施している場合には、それ1件でA-2、B-2両方の加点対象となるという理解で正しいでしょうか。	A-2、B-2の双方に該当しますが、B-2は参加資格要件には該当しますが、加点対象外の実績となります。
243	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	2				参加資格要件、要求水準	表3、4の合計20点と、1次審査の配点「実施体制等」の25点との関係をご教示ください。25点のうち20点は表3、4の実績で、残り5点はその他の要素で採点されるということでしょうか(募集要項説明会ではそのようなご説明であったと理解しております)	ご理解のとおりです。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
244	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	2				参加資格要件	国内外のインフラ事業(道路、空港、上下水道等)とありますが、以下のものは同種業務、類似業務、いずれに含まれるでしょうか。またSPCへの出資でないと認められないのでしょうか。発電事業(サーマル、太陽光、風力毎)鉄道事業、バス事業、病院事業国内PFIでマーケットリスクのあるもの	発電事業(サーマル、太陽光、風力等)、鉄道事業はインフラ事業の類似業務と考えられますが、個別具体的な状況に応じて判断します。バス事業や病院事業国内PFIでマーケットリスクのあるものに関しては、インフラ事業に含まれません。なお、出資については、特定のインフラ事業の遂行を目的として設立した法人への出資であれば問題ありません。
245	添付書類1 優先交渉権者選定基準	別紙	2				参加資格要件として求める実績の点数	構成企業の100%出資子会社が、投資一任契約及び資産管理契約により特別目的会社(SPC)の管理運営を行っており、当該SPCが51%以上の株式を保有する事業会社が事業所売上高3億5千万円以上のサービスエリアの運営を行っている場合、Cの業務に該当するという認識で宜しいでしょうか。なお、当該SPCは合同会社であり一般社団法人の最低持分以外は匿名組合出資による外部投資家からの出資(預り金)であるという前提です。	表2に示す、要求水準として示す業務に係る実績に関して、当該事業会社が当該構成企業の子会社又は関連会社であれば評価対象とします。
246	添付書類2 様式集及び記載要領	1	(4)	ア			第一次審査資料の受付時における提出書類	ア 参加表明書、イ 第一次審査書類について、<正1部、副2部>との記載があります。この場合は、副2部は、正のコピー版を提出することで宜しいでしょうか。頁22 項2(2)企業名の記載に準拠しないとして解釈して作成して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
247	添付書類2 様式集及び記載要領	1	(4)	ア			第一次審査書類の受付時における提出書類	審査書類の提出方法について、具体的にご教示ください。【例】様式4~6、様式7~8、提案審査書類(様式A-1~A-6)は分けて提出。	様式集及び記載要領 1(4)の、ア、イ、ウについては分けて提出ください。それぞれの分量が多い場合には、分冊とすることも認められます。
248	添付書類2 様式集及び記載要領	1	(4)	ア			第一次審査書類の受付時における提出書類	別添資料の提出方法について、様式毎に添付するのか、分けて綴じ込むのか、具体的にご指定ください。	分けて綴じ込んでください。
249	添付書類2 様式集及び記載要領	1	(4)	ア			添付書類の言語	外国企業の場合、a.に記載された会社概要を示す書類としての会社のパンフレット、b.又はc.の代替書面としての会社のAnnual Reportや財務諸表を英語で提出することは許容されますか。	英語で提出することは認められますが、ポイントとなる部分の補足説明や公社からの質問及び追加資料提出の要請については、日本語で対応してください。
250	添付書類2 様式集及び記載要領	1	(4)	ア			代替書面	外国企業の場合、b.又はc.の代替書面として会社のAnnual Reportや財務諸表を出すことで足りるでしょうか。	英語で提出することは認められますが、ポイントとなる部分の補足説明や公社からの質問及び追加資料提出の要請については、日本語で対応してください。
251	添付書類2 様式集及び記載要領	1	(4)	ア			登記簿謄本	外国企業の場合、登記簿謄本はありませんが、代替する書面として当該企業の設立国の権限ある機関から発行される、当該企業の登記又は登録事項を示す書面(当該設立国において法的に有効で、取引慣行上一般に許容されているもの)を提出すれば足りるでしょうか。当該書面を英語で提出することも許容されますか。	英語で提出することは認められますが、ポイントとなる部分の補足説明や公社からの質問及び追加資料提出の要請については、日本語で対応してください。
252	添付書類2 様式集及び記載要領	1	(4)	ア			委任状の言語	委任状は英語でも許容されますか。	英語で提出することは認められますが、日本語での様式と同等の内容が含まれていることを、提出者の責任において確認してください。また、ポイントとなる部分の補足説明や公社からの質問及び追加資料提出の要請については、日本語で対応してください。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
253	添付書類2 様式集及び記載要領	1	(4)	ア			委任状の調印方法と印鑑証明書	外国企業の場合、印鑑での調印や印鑑証明書の提出は不可能ですが、代替手段・書面として①当該委任状を署名する者の署名について公証すること、又は②企業の権限ある役員が委任状に署名する者に関する署名鑑に署名し、かかる署名について公証すること(いずれの方法も、当該企業の設立国において法的に有効で、取引慣行上一般的に許容されている場合)で足りるかどうか。公証は、当該企業の設立国の公証人又は当該国の在外領事館によるもので足りるかどうか。公証人による公証の場合、アポステーユの取得は不要と理解していますが、その理解で相違ありませんか。	対象企業において取得可能な、当該国において適切に公証された書面の提出を認めます。あわせて、提出者の責任において、当該署名の公証が有効であることを示す日本語の書類を提出してください。
254	添付書類2 様式集及び記載要領	1	(4)	イ			実績を証する書類	実績を証する資料として、契約書等の資料を提出することが求められる旨ご回答頂いておりますが、通常、契約書等の書類は契約当事者間の守秘義務契約により、第三者への開示が認められておりません。については、当該契約を締結している旨の書面を提示することで、契約書の提出に代えさせて頂くことは可能でしょうか。もしくは、マスコミ等への対外公表資料等で代替可能でしょうか。	発注者側が発行した当該契約を締結している旨の書面、又は、対象企業が自己の責任において対外的に公表している書面であれば、代替することは可能です。
255	添付書類2 様式集及び記載要領	1	(4)	イ			第一次審査書類提出書及び資格審査書類	外国企業の場合、印鑑での調印は不可能ですが、代替手段として署名(当該企業の設立国において法的に有効で、取引慣行上一般的に許容されている方法)でよろしいでしょうか。	使用言語は日本語のみとしているため、それらを提出する場合は、日本語に翻訳したものを添付する必要があります。また、提出者の責任において、当該署名の公証方法が適切であることを示す日本語の書類を提出することが必要となります。
256	添付書類2 様式集及び記載要領	1	(4)	イ			C. 実績を証する書類	A3サイズの資料も1頁という認識でしょうか。	実績を証する書類についてはサイズを問わず枚数制限はありません。
257	添付書類2 様式集及び記載要領	1	(4)	ウ	1)	2	事業全体の実施体制	頁数制限について、「A-2-1-i」が1頁、「A-2-1-i 別添」が1頁である、との理解で宜しいでしょうか。	頁制限はA-2-1-iのみを対象としています。明確化のため、記載を修正します。
258	添付書類2 様式集及び記載要領	1	(4)	ウ	1)	2	事業全体の実施体制	様式A-2-1-iに添付する業務実施体制について、A3あるいはA4の何れでも可、枚数制限無し、様式A-2-1-iの後に綴じ込むとの理解でよろしいでしょうか。	業務実施体制については、様式集及び記載要領 A-2-1-i 別添 (A4、枚数制限なし)に記載してください。明確化のため、記載を修正します。
259	添付書類2 様式集及び記載要領	1	(4)	ウ	1)	2	事業全体の実施体制	頁数制限2枚は、A-2-1-i別添を含んでいるのでしょうか。	頁制限はA-2-1-iのみを対象としています。明確化のため、記載を修正します。
260	添付書類2 様式集及び記載要領	1	(4)	ウ	1)	2	代表企業及び構成企業の業務実績	実績を証する書類として事業契約書等守秘義務対象の書類が想定されます。今回添付する書類は本案件限りで非公開ということでしょうか。	公開の対象とすることは想定していません。
261	添付書類2 様式集及び記載要領	1	(4)	ウ	1)	2	資金調達の方針	第一次審査においてもLOI等は添付資料として認められるのでしょうか。	必要とはしておりません。
262	添付書類2 様式集及び記載要領	1	(4)	ウ	1)	5	特定事業と附帯事業における地域活性化に関する取組方針	【様式A-5-2】は特定事業と附帯事業において行う地域活性化に関する取組とありますが、既設PAの任意事業はどの様式への記載となるのでしょうか。	既設PAにおける任意事業については、様式A-5-3に記入してください。
263	添付書類2 様式集及び記載要領	1	(4)	ウ	1)	5	地域活性化	「検討着手から事業開始までの具体的な実施スケジュール(案)」といった(案)とされている記載事項について、(案)とされていない記載事項と比べて、二次提案時に変更が生じた場合の扱われ方に違いがございませうでしょうか。	具体的な実施に対しては、具体的な許認可等の事業上の制限等が発生することが想定されるため(案)としておりますが、審査上の扱いに関しては他の事項と同等とします。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
264	添付書類2 様式集及び記載要領	1	(4)	ウ	1)	6	⑤ 地域活性化	PAIにおける活性化施策の提示が求められておりますが、既存PAの現況に関する情報(道路通行台数に占めるPA立寄り率、PA立寄り台数、駐車場占有率、利用者セグメント等)を開示頂けますでしょうか。	例示のような利用状況は把握しておりません。
265	添付書類2 様式集及び記載要領	1	(4)	ウ	1)	6	事業収支の方針	事業収支の方針について、具体的な事業収支の提案評価については、別途提供するExcelファイル(別添様式A-6-2-ii及び様式B-6-2-ii関連Excelファイル)にて行う、とありますが、Excelファイル様式(A3)は様式A-6-2-iiの後ろに折り込んで添付するのでしょうか。	具体的な事業収支を記載いただいたExcel ファイル様式については、電子媒体で提出いただいたものを対象に評価を行うため、印刷していただく必要はありません。
266	添付書類2 様式集及び記載要領	1	(4)	ウ	1)	6	事業収支の方針	事業収支の方針について、具体的な事業収支の提案評価については、別途提供するExcelファイルにて行うとあり、別添様式(A-6-2-ii及び様式B-6-2-ii関連Excelファイル)は、一次、二次審査共通のものとなっております。当該様式は詳細内容が求められており、二次審査段階では妥当な内容と考えますが、基本的な考え、方針を評価する一次審査資料としては詳細に過ぎ、また、時間的制約の中で十分な検証を行って作成するにはあまりに作業負担が大きいのと思われます。内容の簡素化を是非ともお願い致します。	一次から二次への変動を把握するために様式を統一しているものであり、一次の内容は熟度が低くなることは想定しています。
267	添付書類2 様式集及び記載要領	1	(4)	ウ			提案審査書類	(様式A-1～A-6)と記載されているが、(様式A-1～A-8)の誤りではないか？	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえて修正します。
268	添付書類2 様式集及び記載要領	1	(6)	ア			第二次審査書類	提案審査書類(様式B、C、D)は一つのファイルにまとめるのか、様式毎にファイルに分けるのか、別添資料は様式毎に添付するのか、分けて綴じ込むのか等、書類の提出方式をご指定ください。	様式B、C、Dについては、それぞれ分冊としてください。
269	添付書類2 様式集及び記載要領	1	(6)	表2	(1)	②	実施体制	「※株主間協定書、取締役会規定等の別添資料の提出を認める。」というの、①必須で「求める」のではなく、あくまで、提案の一部として任意で提出を認めるという意味でよろしいでしょうか。また、②提出する場合、現実的にはまだ内容が確定できないドラフトであると考えられますが、その後の修正等は、当然のように認めて頂けるという前提でよろしいでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②ドラフトであるものと理解していますが、その時点で応募グループ内で合意した内容であることを求めます。
270	添付書類2 様式集及び記載要領	1	(6)	表2	(1)	②	事業全体の実施体制	様式B-2-1に添付する業務実施体制について、A3あるいはA4の何れでも可、枚数制限無し、様式B-2-1の後に綴じ込むとの理解でよろしいでしょうか。	B-2-1 別添については、様式集にある書式になり、A4で枚数指定のないものになります。
271	添付書類2 様式集及び記載要領	1	(6)	表2	(1)	⑥	具体的な資金調達計画	別途添付するLOIIについては枚数制限の対象外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
272	添付書類2 様式集及び記載要領	1	(6)	表2	(3)	①	運営権対価の額	本項目ではマネジメントフィーの料率についても評価の対象となるという理解でしょうか。	本項目については、運営権対価の額の多寡を評価対象とします。
273	添付書類2 様式集及び記載要領	2	(2)				企業名の記載	企業名は正本のみでほかの数十部には構成企業、協力企業の名前は書かないとありますが、評価は企業名のブランド力で行われたいようにするためでしょうか。審査員による評価は、企業名は匿名で行われるのでしょうか。とはいえ例えば地元企業A社や建設B社、といった形で会社名を特定できない形であれば業種を明示して記載することは可能でしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、会社名を特定できない形であれば、業種を明示して記載することは可能です。
274	添付書類2 様式集及び記載要領	2	(2)				企業名の記載	第一次・第二次審査の「提案審査」は、企業名の記載のない副本にて行われることでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
275	添付書類2 様式集及び記載要領	2	(2)				補足資料	補足資料の添付について枚数制限がございますでしょうか。	補足資料について、枚数制限はございません。
276	添付書類2 様式集及び記載要領	2	(5)				編集方法	【様式5-②】応募者の名称等(応募グループ用)の頁に「愛知県有料道路運営等事業応募者の名称等(●/2)」とありますが、応募グループが3社となる場合は、(●/3)に編集するという理解でよろしいでしょうか。	様式5-②については、応募グループを構成する企業数に伴い、記載欄及び枚数を増やして編集・記載してください。
277	添付書類2 様式集及び記載要領	2	(6)				提出方法	「計算の数式及びほかのシートとのリンクが残ったままとし」とありますが、Excelシート内のタブ「事業収支計画」とその他のタブ「(別紙1)運営権対価支払スケジュール」等の入力数値と間にリンクを作成した場合に、そのリンクを残すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
278	添付書類2 様式集及び記載要領	2	(6)				提出方法	「副本の表紙には、右肩に通し番号を付けること。」とありますが、表記方法は【通し番号●/31】でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。別添書類については、別途右肩に通し番号を付けてください。
279	添付書類2 様式集及び記載要領	様式	4	①			登録受付番号	登録受付番号は、いつの時点で交付されるのでしょうか。第一次審査書類提出時では、登録受付番号欄は空欄で宜しいでしょうか。	登録受付番号記載枠は公社使用欄のため空欄で提出してください。
280	添付書類2 様式集及び記載要領	様式	4	①			通し番号	頁36【様式4-①】～頁40【様式5-②】及び頁43【様式7】～頁46【様式8-③】の各様式に通し番号( / ●)は必要でしょうか。	通し番号は提案審査書類のみに記載してください。
281	添付書類2 様式集及び記載要領	様式	4	①			参加表明書	登録受付番号の記載欄がありますが、参加表明時点では、登録受付番号を付与することは想定されないため、削除又は空欄とすべきと思慮しますが如何でしょうか。(第一次審査資格審査書類の表紙、第一次審査提案審査書類の表紙及び各様式も同様。)	登録受付番号記載枠は公社使用欄のため空欄で提出してください。
282	添付書類2 様式集及び記載要領	様式	5	②			応募者の名称等(応募グループ用)	本様式には協力企業の記載欄はありませんが、協力企業についても記載するとの理解でよろしいでしょうか。	協力企業について記載する必要はありません。
283	添付書類2 様式集及び記載要領	様式	6				委任状	構成企業が受任者(代表企業)へ提出する委任状に捺印する際、構成企業が愛知県の入札参加資格審査において支店長等へ委任がなされているが、その使用印が法務局への印鑑登録がなされていない場合、①本社代表者印の印鑑証明書を添付することで、支店長等印にて委任状への署名、捺印は可能でしょうか。②上記①が不可の場合、本社代表者印にて署名、捺印を行うべきでしょうか。	①本社代表者印の捺印のある委任状及び印鑑証明書を提出していただくことで構いません。 ②①と同様です。
284	添付書類2 様式集及び記載要領	様式	7				第一次審査書類提出書	(担当者連絡先)について、連絡先とは何を記載すればよろしいでしょうか。	氏名、電話番号、FAX、メールアドレス等を記載してください。
285	添付書類2 様式集及び記載要領	様式	8	③			実績を証する書類	「実績を有する者」が代表企業自身である場合は、代表企業の名称を記載することでよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
286	添付書類2 様式集及び記載要領	様式	8	③			応募者の資格等	様式8-③実績を証する書類において、「(2)実績の類型(①～③)」は、募集要項p15エ応募企業又は応募グループの代表企業の個別の参加資格に記載されている1)～3)に対応すると考えてよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。様式集の番号書式を修正します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
287	添付書類2 様式集及び記載要領	様式A	1	1	2		基本方針	「インフラ事業の海外展開に関する」記述を求める背景をご教示ください。道路事業を海外展開する方針がない者は、公社は求めていないということでしょうか。本件事業との関連をご教示ください。	国の「日本再興戦略 改訂2014」の中で、「公共施設等運営方式については、民間企業に大きな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらす観点から、集中取組期間を位置付け取組を行う」とされており、重点分野の一つに道路も挙げられています。それらのことを踏まえつつ、愛知県としても、事業目的にもあります三方一両得における民間事業者の「得」の一つである「新たな事業機会の創出」のために、整備して運営するインフラ事業を国内外で展開できる民間事業者を育成したいと考えていますので、その趣旨が理解されているか確認するために評価ポイントを設けています。
288	添付書類2 様式集及び記載要領	様式A	2	1	1	②	②実施体制等 業務実施企業	「実施する構成企業または協力企業の候補」の欄に、「構成企業または協力企業の別」を記載する欄がございます。将来的に当該業務の実施者に関して、構成企業を含めて広く競争入札等で募集する場合、どちらかに定めることができませんが、その場合はどの様に記載すればよろしいでしょうか。また、構成企業、もしくは協力企業の別により、提案書の評価が分かれるのでしょうか。もし評価が分かれるのであれば、評価の基準をご教示頂けますでしょうか。	現時点の想定を記載してください。構成企業、協力企業の別のみにより評価を分けることは想定していません。
289	添付書類2 様式集及び記載要領	様式A	2	1	1	②	【様式A-2-1-i別添】②実施体制等 業務実施企業	実施する構成企業又は協力企業の候補で「構成企業又は協力企業の別」については、企業名を記載するのではなく、構成企業あるいは、協力企業のいずれかを選択して、記載することでよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
290	添付書類2 様式集及び記載要領	様式A	2	1	1	②	実施する構成企業又は協力企業の候補	「実施する構成企業又は協力企業の候補」の空欄については具体的な企業名を入れる、若しくは入れない、のルールについて確認させてください。説明会でのご説明では「具体的企業名を入れない」というご説明であったように理解いたしましたが、正しいでしょうか。あくまで「構成企業に依頼」、または「協力企業に依頼」、のどちらかを記載するということではよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
291	添付書類2 様式集及び記載要領	様式A	2	1	1	②	実施体制等 業務実施企業	2015/11/25「愛知県有料道路運営等事業 募集要項」等に関する説明会での説明において示された、「【様式A-2-1-i 別添】②実施体制等業務実施企業」の記載方法について、「業務名称」-「企業選定の考え方」欄には例えば「地元企業を優先」や「技術を優先」というような記載をするという理解でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
292	添付書類2 様式集及び記載要領	様式A	2	1	1	②	実施体制等 業務実施企業	2015/11/25「愛知県有料道路運営等事業 募集要項」等に関する説明会での説明において示された、「【様式A-2-1-i 別添】②実施体制等業務実施企業」の記載方法について、「業務名称」-「構成企業又は協力企業の別」欄には構成企業又は協力企業の別を記載すれば足り、当該企業名称を記載する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
293	添付書類2 様式集及び記載要領	様式A	2	1	1	②	実施体制等 業務実施企業	2015/11/25「愛知県有料道路運営等事業 募集要項」等に関する説明会での説明において示された、「【様式A-2-1-i 別添】②実施体制等業務実施企業」の記載方法について、もし「業務名称」-「構成企業又は協力企業の別」欄に構成企業又は協力企業の名称も記載する場合、協力企業はあくまで運営権者から直接業務を受託する予定の企業であることを鑑み、後に変更となっても問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	当該欄には企業名は記載せず、構成企業又は協力企業の別を記載してください。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
294	添付書類2 様式集及び記載要領	様式A	2	1	1	②	【様式A-2-1-i 別添】②実施体制等 業務実施企業	表中、構成企業又は協力企業の別欄には構成企業又は協力企業の企業名を記載するという理解でよろしいでしょうか。	当該欄には企業名は記載せず、構成企業又は協力企業の別を記載してください。
295	添付書類2 様式集及び記載要領	様式A	2	1	1	②	実施体制等	具体的にどのように記載すれば良いのでしょうか。本用様式は制限枚数が1ページ(様式A-2-1-iと合わせて2ページ)である一方、既に定型の表で一杯です。「企業選定の考え方」の枠には、4文字しか入らないように見えます。	本様式(様式A-2-1-i 別添)に枚数制限はありませんので、必要に応じて枠を広げて編集してください。
296	添付書類2 様式集及び記載要領	様式A	2	1	2	②	②実施体制等 業務実施企業	①「実施する構成企業又は協力企業の候補」の欄の下段に「構成企業又は協力企業の別」と記載されているが、この列には「構成企業or協力企業」と記述すれば良いのか？或いは具体的な企業名を記述するのか？②運営権(路線)単位で構成企業or協力企業、或いは企業名が異なっても良いのか？③一つの業務で複数の協力企業でも良いのか？④各業務で記載した協力企業名は審査の途中、或いは運営後に変更しても良いのか？	①当該欄には企業名は記載せず、構成企業又は協力企業の別を記載してください。 ②構いません ③構いません ④協力企業の名称は本様式では求めています。
297	添付書類2 様式集及び記載要領	様式A	2	1	2	②	②実施体制等 業務実施企業	※印に「…ETC機械の更新」は企業名を記載しないと記述されているので、空欄或いは「-」で良いのか？	当該様式においては、企業名は記載せず、構成企業又は協力企業の別を記載してください。また、ETC機械の更新については、ご指摘の※印以下に該当しません。
298	添付書類2 様式集及び記載要領	様式A	2	3	②		実施体制等	様式A-2-3において、①参加資格要件として求める実績(最大5件)、②要求水準に示す業務に関する実績(最大9件)の計14件を記載する必要がありますが、ページ制限が2ページとなっており記載スペースが不足すると考えられます。枚数制限を4枚程度に変更いただけませんか。	ご指摘を踏まえて修正します。
299	添付書類2 様式集及び記載要領	様式A	2	3	②		実施体制等	様式A-2-3において、①、②の実績記載欄に「担当業務及びその成果」、「CMとしての成果」とありますが、具体的にはどのような記述が求められているのでしょうか。	両者ともに、担当された業務とその業務において達成した効果(例:CMを導入しなかった場合と比較してどのような効果があったか、等)を第三者が理解できるように記入してください。
300	添付書類2 様式集及び記載要領	様式A	3				②実施体制等…業務実績に関する提案書(提案事項)	当該実績を証する書類は「工事請負契約書」以外に設計書や仕様書も必要か？	様式A-2-3において記入する実績に関する各情報が確認できる書類の添付が必要であり、それが工事請負契約書に記載されていればそのみで構いません。
301	添付書類2 様式集及び記載要領	様式A	4				④利用者サービス向上	利用者サービス向上に関する「基本方針」と「取組方針」とは具体的にどのような内容の記載を期待されていますでしょうか。「方針」という以上、具体案ではないと理解しますが、そうなりますと「基本方針」も「取組方針」も具体案設定に向けた「方針」という同義語のようにも思われます。分かりやすい具体例で「基本方針」と「取組方針」の違いと、期待する記載内容についてご説明ください。	基本方針は事業実施に当たっての全体的な方針、取組方針は想定する取組内容を実施する際における方針を想定しています。期待する具体的な記載内容については応募者においてご判断ください。
302	添付書類2 様式集及び記載要領	様式A	6	1			資金調達の方針に関する提案書	「出資額及び負債調達額の想定」を記載すれば足り、それぞれの内訳(例えば普通株式と優先株式、又は優先ローンと劣後ローン、株主ローン等)までの記載は問わないということでしょうか。一次審査の段階では金融機関等との協議がそこまでは整わず、平均金利でコストを試算することも有り得るものと思料します。	第一次審査においては可能な限り詳細に記載いただき、根拠や考え方を記載いただきたいと思います。一方で時間的制約があることから、協議段階での試算値等を用いられることはあり得るものと考えます。
303	添付書類2 様式集及び記載要領	様式A	6	2			⑥資金調達・事業収支 具体的な事業収支	【様式A-6-2-ii】に関して、必須項目と提案項目が併記されています。具体的にどの部分が必須項目なのか明示ください。また、Microsoft Excelファイルで提案する具体的な事業収支は必須項目となるのでしょうか。	エクセルファイルで提案する事業収支の提出は必須項目となります。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
304	添付書類2 様式集及び記載要領	様式A	6	2	2)		【様式A-6-2-ii】	添付する資料の内、(別紙3)再投下費の内訳内容については、応募グループ毎に項目を追記等して活用して宜しいでしょうか。例えば、【資料7】過去の実績及び保有資産の概要の頁76の項目ごとに分類する等	必要に応じて追記して頂いて構いません。一方で審査にあたって競争的対話等で、記載の分類がどの項目に対応するのか確認をさせていただくことがあります。
305	添付書類2 様式集及び記載要領	様式A	6	2	2)		【様式A-6-2-ii】	添付する資料の内、(別紙3)再投下費の内訳のうち、「業務用無線スプリアス対応」について、平成29年11月中旬までに実施が必要な全線の対象機器等を開示願います。	実施の期限は、旧規格の機器にて平成28年5月31日までに再免許を得ておくことを前提に、平成33年5月31日となります。要求水準書(維持管理・運營業務編)4.11.4に示す期限について誤りがありましたので、修正します。対象施設は、守秘義務対象資料として、【資料1】に追加して、開示します。
306	添付書類2 様式集及び記載要領	様式A	6	2	2)		【様式A-6-2-ii】	添付する資料の内、(別紙3)再投下費の内訳のうち、知多4線の「通信ケーブル全更新」の範囲をご教示願います。	要求水準書(維持管理・運營業務編)4.11.4に示すとおり、更新範囲は知多半島道路、南知多道路に敷設されている通信ケーブル及び管路です。
307	添付書類2 様式集及び記載要領	様式A	6	2	2)		【様式A-6-2-ii】	添付する資料の内、(別紙3)再投下費の内訳のうち、猿投グリーンロード、衣浦豊田、名古屋瀬戸の「非常電話」について、【資料7】過去の実績及び保有資産の概要の頁76からに機器リストを追加願います。	質問の非常電話については、【資料7】の以下に記載しています。 ・猿投グリーンロード…【資料7】P139「トンネル防災設備」 ・衣浦豊田道路…【資料7】P133「電話設備」 ・名古屋瀬戸道路…【資料7】P133「電話設備」
308	添付書類2 様式集及び記載要領	様式A	6	2	2)		資金調達・事業収支	ローンについてシニアローンとメザニンローンなど複数のトランシングを行う場合のDSCRの記載方法についてご教示下さい。	別途作成のエクセルファイルにおいてはメザニンローンを含めた全体のDSCRを記載願います。別途シニアローンのみのDSCR等を試算された場合は別途欄を設けてお示しいただくことは構いません。
309	添付書類2 様式集及び記載要領	様式A	8				運営権対価(必須項目)	様式A-8には現在価値への割引率の記載が求められていないが、提案における運営権対価の算出の際に用いる割引率は募集要項記載の1.18%を使用する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	運営権対価の基準となる価額の算出には割引率1.18%を使用していますが、様式A-8における提案価格の算出においては各提案者が独自に売上、費用に対する検討をされた結果の金額が記載されるものと考えます。なお、事業開始後は分割金に対して契約利率1.18%で付利してお支払して頂きます。
310	添付書類2 様式集及び記載要領	様式B	2	1	1)	②	実施体制等 業務実施企業	2015/11/25「愛知県有料道路運営等事業 募集要項」等に関する説明会での説明において示された、「【様式B-2-1-i 別添】②実施体制等業務実施企業」の記載方法について、「業務名称」-「企業選定の考え方」欄には例えば「地元企業を優先」や「技術を優先」というような記載をするという理解でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
311	添付書類2 様式集及び記載要領	様式B	2	1	1)	②	実施体制等 業務実施企業	2015/11/25「愛知県有料道路運営等事業 募集要項」等に関する説明会での説明において示された、「【様式B-2-1-i 別添】②実施体制等業務実施企業」の記載方法について、「業務名称」-「構成企業又は協力企業の別」欄には構成企業又は協力企業の別を記載すれば足り、当該企業名称を記載する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
312	添付書類2 様式集及び記載要領	様式B	2	1	1)	②	実施体制等 業務実施企業	2015/11/25「愛知県有料道路運営等事業 募集要項」等に関する説明会での説明において示された、「【様式B-2-1-i 別添】②実施体制等業務実施企業」の記載方法について、もし「業務名称」-「構成企業又は協力企業の別」欄に構成企業又は協力企業の名称も記載する場合、協力企業はあくまで運営権者から直接業務を受託する予定の企業であることを鑑み、後に変更となっても問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	当該欄には企業名は記載せず、構成企業又は協力企業の別を記載してください。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
313	添付書類2 様式集及び記載要領	様式B	2	3	②		公社職員の出向に関する提案書	記載事項として、出向する公社職員に対する人事制度の考え方とありますが、人件費等については募集要項上、公社の規定を運用するとあります。本項目において、想定されている記載事項があればご教示いただきたい。	出向職員が運営権者において適用される勤務時間、休憩や休日、勤務規律及び安全衛生など出向職員の就業に関する事項などを想定しています。
314	添付書類2 様式集及び記載要領	様式A	8				運営権対価支払スケジュール	運営権対価支払スケジュールの記載金額は、税抜で記載すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
315	添付資料3 競争的対話の実施について						基本的な考え方	第一次審査結果を頂戴した後の競争的対話の実施におかれましては、契約条件等の内容や詳細について公社と民間事業者の間で十分に協議され、必要に応じて柔軟にご対応頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	公平性の観点に配慮しつつ、第二次審査参加者との間で十分に協議を行うとともに、可能な限り柔軟に対応する予定です。
316	添付資料3 競争的対話の実施について						第二次審査参加者	出席者の参加人数に制限はないものとして、選出することができるとの解釈でよろしいでしょうか。	会場の規模の制約により、参加人数の調整をお願いする場合がありますが、可能な限り充実した対話の場にしたいと考えます。詳細は第二次審査参加者との間で個別に調整します。
317	添付資料4 基本協定書(案)							実施契約に基づき公社が行う確認、承諾、承認等は、合理的な理由なく拒否又は留保されないことをご確認ください。	合理的であるかの判断は公社が行うという前提において、ご理解のとおりです。なお、「実施契約に基づき」は、「基本協定に基づき」の誤記と理解しています。
318	添付資料4 基本協定書(案)	1	(1)				目的及び解釈	「募集要項(甲が平成27年11月16日付けで公表した愛知県有料道路運営等事業 募集要項をいう。以下同じ。)」について、「修正があった場合は、修正後の記述による。」を追記していただく等、修正版が参照されるよう、記載の追加をご検討ください。	ご指摘を踏まえて修正します。
319	添付資料4 基本協定書(案)	1	(2)				目的及び解釈	語句の定義は、要求水準書だけでなく、実施契約書も対象とすべきではないでしょうか。	基本協定締結時には実施契約は締結されていないため、定義の対象としておりません。
320	添付資料4 基本協定書(案)	2	(2)				当事者の義務	乙が未合意であっても甲等の要望事項は尊重し、合意済みの事項として取り扱われるのでしょうか。	合意済みとの事項として取り扱われませんが、優先交渉権者として決定された背景を鑑み可能な限り尊重下さい。
321	添付資料4 基本協定書(案)	2	(2)				当事者の義務	委員会及び甲の要望事項については、合理的に可能な範囲で尊重すれば足りるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
322	添付資料4 基本協定書(案)	2	(2)					委員会の要望事項とはどのような形でフィードバックされるのでしょうか。また、実施契約締結にあたって、運営権者が調整を行う相手方は公社であって、委員会と調整する主体はあくまで公社であり運営権者ではないという理解でよろしいでしょうか。	優先交渉権者の決定にあたっての条件として提示することを想定しています。後段はご理解のとおりです。
323	添付資料4 基本協定書(案)	3	(2)					第9条第1項に「乙の構成企業(乙の代表企業を含む。以下この条において同じ。)」とあり、構成企業についての説明が統一されていません。明瞭化のため、本項にて、代表企業を含む出資予定者との記載にご修正ください	ご指摘を踏まえて修正します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
324	添付資料4 基本協定書(案)	5	(1)				株式の譲渡	実施方針質問回答No.1106で、本条3項の各号に定める条件を満たした応募グループの協力企業が、選定事業者の実施契約締結以降に議決権付き株式を譲受、取得することは「可能」であり、譲受・取得時期等について「特段の制約はありません。」とのご回答でしたが、これは、「協力企業であれば、代表企業がその持分を事業開始5年以内に譲渡する場合でも、その他構成員がその持分を事業開始直後に譲渡する場合も、公社の承諾も必要なく、可能である。」と理解します。基本協定書当該部分を、上記に即した内容への修正をお願い致します。	協力企業による議決権株式の譲受・取得にあたっては、譲受・取得時期等について制限はありませんが、事前に書面による公社の承諾は必要となります。公社は、第5条第4項に規定されている通り、当該議決権付株式等の譲受人が同条第3項の各条件を満たし、かつ当該譲渡が運営権者の事業実施の継続を阻害しないと判断した場合には、当該譲渡を承諾します。
325	添付資料4 基本協定書(案)	5	(1)				株式の譲渡	他の議決権株式を有する者又はあらかじめ処分先として認められた者(融資金融機関等)への議決権付株式の譲渡、担保提供その他の処分は許容されている理解ですので(実施契約第81条6項)、実施契約と同様のカーブアウトをお願いできませんでしょうか。	ご指摘を踏まえて修正します。
326	添付資料4 基本協定書(案)	5	(1)				株式の譲渡	実施方針(p28)に定められるとおり、他の議決権付株主への株式譲渡に関して甲の事前承諾は不要ですので、その旨修正していただけますでしょうか。	ご指摘を踏まえて修正します。
327	添付資料4 基本協定書(案)	5	(2)				株式の譲渡	「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けた者は、公表されているでしょうか。ウェブ上で公表されている場合にはURLをご教示いただきたくお願い致します。	愛知県HPの <a href="http://www.pref.aichi.jp/0000052498.html">http://www.pref.aichi.jp/0000052498.html</a> 、 <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-somu/kensetsu/teishi/index2.htm">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-somu/kensetsu/teishi/index2.htm</a> をご参照ください。
328	添付資料4 基本協定書(案)	5	(4)				株式の譲渡	第5条第4項に基づき承諾を得て事業予定者の株式を譲渡した場合、譲受人による再度の譲渡についても、第5条第4項の条件に従って判断されることをご確認ください。	ご理解のとおりです。
329	添付資料4 基本協定書(案)	5	(6)					「譲受人をから」→「譲受人から」の誤記かと思しますので修正下さい。	ご指摘を踏まえて修正します。
330	添付資料4 基本協定書(案)	5	(6)				株式の譲渡	【譲受人をから】は、【譲受人から】の誤記でしょうか。	ご指摘を踏まえて修正します。
331	添付資料4 基本協定書(案)	5	(7)				株式の譲渡	本事業に要する資金提供を行う金融機関等のために、事業予定者の議決権付株式等に担保権を設定する場合は、甲は原則として5条1項の承諾を行うという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
332	添付資料4 基本協定書(案)	5	(7)				株式の譲渡	融資金融機関に対する株式質権の設定については、公社殿の事前の承諾は不要という理解ですので「第1項の甲の承諾を得て」という部分は削除して頂けますでしょうか。	融資金融機関であることのみを理由として株式質権の設定に公社の承諾が不要となるものではなく、別途締結される直接協定に基づき、株式質権の設定手続きを行うものとご理解ください。
333	添付資料4 基本協定書(案)	5	(7)				株式の譲渡	事業予定者が本事業のために借入れを行った金融機関に対して事業予定者の株式に担保権を設定する場合には、第1項の承諾は不合理に拒否又は留保されないことをご確認ください。	融資金融機関であることのみを理由として株式質権の設定に公社の承諾が不要となるものではなく、別途締結される直接協定に基づき、株式質権の設定手続きを行うものとご理解ください。ご指摘を踏まえ、明確化を行います。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
334	添付資料4 基本協定書(案)	6	(1)				業務の委託・請負	「別紙3(構成企業及び協力企業並びに業務内容)のとおり、各業務をそれぞれ記載された構成企業又は協力企業に委託し、又は請け負わせるものとする。」とありますが、例えば、交通管制、雪氷対策、交通事故復旧など基本協定書締結段階ではまだ業務発注予定先が決まっていない可能性があります。その場合、どのように記載すればよろしいですか？そもそも、各業務について入札をするないしはその時点で妥当な企業を探すなど、公社に近い業務執行を想定する場合、ほとんど記載できないと考えます。	基本協定締結の段階で確定している構成企業及び協力企業について記載することになります。
335	添付資料4 基本協定書(案)	6	(1)				業務の委託・請負	別紙3は構成企業及び協力企業への委託を定めていますが、連携企業へは何の業務を委託しなくても良いということでしょうか。	連携企業への業務の委託の有無は提案によります。なお、連携企業に委託を行う場合は、契約上は協力企業という扱いとなります。
336	添付資料4 基本協定書(案)	6	(1)				業務の委託・請負	各業務とその委託先について記載することになっておりますが、運営権者に発生する業務については、その委託先を全て記載する必要があるという理解で宜しいでしょうか。また、将来入札等によって委託先を決める場合も、協定書記載の企業から再委託の形態で委託するという形態を想定すればよいのでしょうか。	基本協定締結の段階で確定している構成企業及び協力企業について記載することになります。
337	添付資料4 基本協定書(案)	6	(1)				業務の委託・請負	実施契約の締結までに、各業務に関する請負契約の締結を求められておりますが、改築業務に関し、専門業者選定のために競争入札を完了させる必要があり、困難ではないでしょうか。(事業契約第11条及び37条により、改築業務の着手日の30日前までに「改築業務に係る計画書」を公社に提出し、確認を受けた後に競争入札をすることとなっているため)	改築業務について、専門業者との契約は、CMrと専門業者との間で締結されるものであり、実施契約締結前の締結は不要です。
338	添付資料4 基本協定書(案)	6	(2)				業務の委託・請負	実施契約締結前に締結する業務委託契約・請負契約は、実施契約の締結を停止条件とするものでも差支えないでしょうか。	差し支えありません。
339	添付資料4 基本協定書(案)	7	(3)				事業予定者への出資	第7条第3項は、事業予定者に対して構成員が段階的に出資することも許容しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
340	添付資料4 基本協定書(案)	9	(1)				構成企業の定義	本条及び第10条においてのみ構成企業に代表企業を含むとしておりますが、他の条文においても構成企業も代表企業を含むものではないでしょうか。	ご指摘を踏まえて修正します。
341	添付資料4 基本協定書(案)	9	(2)				違約罰	他事例と比較しても、違約金の水準が高すぎますので、再考ください。	違約金の水準は、愛知県の公共工事約款の考え方に即した規定としております。なお、公共工事約款では契約金額の20%となっているところ、本事業では運営権対価年額相当額及び改築業務の工事上限金額の20%としており、事業者に対する負担軽減を図っています。社会的な重要性に鑑みても、原案のとおりとします。
342	添付資料4 基本協定書(案)	9	(3)				違約罰	他事例と比較しても、違約金の水準が高すぎますので、再考ください。また、第2項と第3項の適用がある場合には、第3項の金額が違約金の総額になるとの理解でよろしいでしょうか。	違約金の水準は、愛知県の公共工事約款の考え方に即した規定としております。なお、公共工事約款では契約金額の20%となっているところ、本事業では運営権対価年額相当額及び改築業務の工事上限金額の20%としており、事業者に対する負担軽減を図っています。社会的な重要性に鑑みても、原案のとおりとします。後段については、ご理解のとおりです。
343	添付資料4 基本協定書(案)	9	(5)				賠償金の支払い	「乙の構成企業は、賠償金を連帯して甲に支払」とありますが、各構成企業の負担金額については、構成企業間で調整可能(出資比率応分の規定なし)という理解で宜しいでしょうか。	負担金額について構成企業間で調整を行うことは可能ですが、対公社との関係では連帯責任として負担する義務を負います。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
344	添付資料4 基本協定書(案)	9	(5)				談合その他の不正行為による実施契約の不締結	構成企業が賠償金を連帯して負担することは困難ですので、帰責者が連帯して負担するように改めていただけませんか。	応募グループ全体として審査を行ったうえで優先交渉権者を選定する以上、公社との関係においては、全ての構成企業が連帯責任を負うものとします。一方、構成企業間において、帰責性のない者が帰責者に対して求償権を行使できるものとするなど、責任分担を図ることは可能です。
345	添付資料4 基本協定書(案)	10	(2)				暴力団排除に係る実施契約の不締結	暴力団排除条項に基づき10%の違約金を課すのは、(10条1項(5)号について使用人にまで適用されることを踏まえると)負担が重過ぎると考えますのでご修正いただけませんか。他の構成企業について責任が持てる事由ではありませんので、少なくとも構成企業間の連帯責任というのは修正をお願いできればと思います。	違約金の水準は、愛知県の公共工事約款の考え方に即した規定としています。なお、公共工事約款では契約金額の10%となっているところ、本事業では運営権対価年額相当額及び改築業務の工事上限金額の10%としており、事業者に対する負担軽減を図っています。社会的な重要性に鑑みても、原案のとおりとします。また、応募グループ全体として審査の上優先交渉権者を選定しておりますので、対公社との関係では連帯責任として負担する義務を負います。ただ、構成企業間で対内的に帰責者が帰責性のない者に対して損害賠償義務を負うなど、責任分担を図ることは可能です。
346	添付資料4 基本協定書(案)	10	(4)				暴力団排除に係る実施契約の不締結	構成企業が賠償金を連帯して負担することは困難ですので、帰責者が連帯して負担するように改めていただけませんか。	応募グループ全体として審査の上優先交渉権者を選定しておりますので、対公社との関係では連帯責任として負担する義務を負います。ただ、構成企業間で対内的に帰責者が帰責性のない者に対して損害賠償義務を負うなど、責任分担を図ることは可能です。
347	添付資料4 基本協定書(案)	10	(4)				暴力団排除に係る実施契約の不締結	乙の構成企業において本条の違反行為が判明した場合は、その損害賠償の責任は、連帯ではなく当該違反企業に限定するべきではないでしょうか。	応募グループ全体として審査の上優先交渉権者を選定しておりますので、対公社との関係では連帯責任として負担する義務を負います。ただ、構成企業間で対内的に帰責者が帰責性のない者に対して損害賠償義務を負うなど、責任分担を図ることは可能です。
348	添付資料4 基本協定書(案)	10	(4)				違約罰	他事例と比較しても、違約金の水準が高すぎますので、再考ください。	愛知県の公共工事請負契約約款の考え方に準じて違約金の水準を規定しています。公共工事請負契約約款では契約金額の総額の10%となっているところ、本事業では運営権対価年額相当額及び改築業務の工事上限金額の10%としており、事業者に対する負担軽減を図っています。暴力団排除に係る社会的要請の重要性にも鑑みても、原案のとおりとします。
349	添付資料4 基本協定書(案)	11	(1)				賠償金	賠償金は、その予定額として第9条2項および3項、第10条2項に規定される違約罰が規定されているとの理解でよろしいでしょうか。	第9条第4項及び第10条第3項において超過分につき賠償金を請求可能としていることから、第9条第2項・第9条第3項・第10条第2項のいずれも、損害賠償の予定と解されるものではありません。
350	添付資料4 基本協定書(案)	11	(2)				実施契約不調の場合の処理	甲の責めに帰すべき事由により実施契約の規定に至らなかった場合は、(甲の責めに帰すべき事由により必要な許認可が得られなかった場合に限らず)乙に生じた費用を甲が負担するという理解でよいでしょうか。	第11条第2項は、実施契約の締結に必要な許認可が得られなかった場合の費用負担を規定したものであり、それ以外の事由については、第1項に基づく費用負担とします。
351	添付資料4 基本協定書(案)	11	(2)				実施契約不調	第11条第2項で規定される、実施契約の締結に必要な許認可として現状想定されているものを示してください。	公社が得る許認可としては、国土交通大臣による運営権対価に係る認可を想定しています。
352	添付資料4 基本協定書(案)	12	(1)				任意事業	募集要項P3では利便施設及び事業区域内の任意事業は運営権者が実施することとされていますが、本条では構成企業が実施することが前提となっていると思われます。募集要項に合わせてご修正ください。	本項は事業区域外の任意事業を規定したものです。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
353	添付資料4 基本協定書(案)	12	(1)				任意事業	用地取得に時間を要する場合等、実施契約締結後、直ちに任意事業に着手できない場合が想定されます。その場合は、着手の目処が立った時点で任意事業協定を締結することをお認めください。	任意事業協定は、本基本協定締結後速やかに締結するものとしますが、事業の着手時期について、合理的に可能な時期を設定することは許容されると思います。
354	添付資料4 基本協定書(案)	12	(2)				任意事業	任意事業協定は、事業区域内のものに関する事業予定者と締結するものと、それ以外のものは別個に締結されることをご確認ください。	別紙4の1をご参照ください。
355	添付資料4 基本協定書(案)	13					代表企業の責任	代表企業が運営権者の債務を引き受けることはできません。運営権者の金銭債務を担保する趣旨であれば、運営権者の金銭債務の完済まで運営権者の解散を禁止すれば足りると考えますので削除願います。	代表企業が運営権者から引き受ける金銭債務としては、実施契約書(案)第112条第2項に定める事業終了時の運営権設定対象施設の引渡し後2年以内の瑕疵の修補等に対する費用負担を想定しています。事業終了後2年間、運営権者の解散を禁じることは民間の経済合理性を損なうと考えられることから、代表企業が引き受けることとしたものです。構成員間で債務を分担することは問題ないと考えます。ご指摘を踏まえて修正します。
356	添付資料4 基本協定書(案)	13						通常SPCの株主は出資金額及びスポンサーサポート等の範囲で責任を負うのが一般的かと思います。事業終了時の運営権者の債務を代表企業が引き受けることは困難となりますので、削除して頂きたいと思います。	代表企業が運営権者から引き受ける金銭債務としては、実施契約書(案)第112条第2項に定める事業終了時の運営権設定対象施設の引渡し後2年以内の瑕疵の修補等に対する費用負担を想定しています。事業終了後2年間、運営権者の解散を禁じることは民間の経済合理性を損なうと考えられることから、代表企業が引き受けることとしたものです。構成員間で債務を分担することは問題ないと考えます。ご指摘を踏まえて修正します。
357	添付資料4 基本協定書(案)	13					本事業終了後の代表企業の責任	代表企業が事業予定者の債務を引き受けるとするのは、代表企業の責任が不当に重くなるだけでなく、事業予定者をSPCとしてプロジェクトファイナンスを行う意義を損ないますので、代表企業の責任は基本協定書に定める違約金の場合のみに限定していただけないでしょうか。	代表企業が運営権者から引き受ける金銭債務としては、実施契約書(案)第112条第2項に定める事業終了時の運営権設定対象施設の引渡し後2年以内の瑕疵の修補等に対する費用負担を想定しています。事業終了後2年間、運営権者の解散を禁じることは民間の経済合理性を損なうと考えられることから、代表企業が引き受けることとしたものです。構成員間で債務を分担することは問題ないと考えます。ご指摘を踏まえて修正します。
358	添付資料4 基本協定書(案)	13					代表企業の責任	事業契約第117条には、代表企業が運営権者の債権を引き継ぐのは運営権者の解散後とあるが、本条も同様の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
359	添付資料4 基本協定書(案)	13					代表企業の金銭債務負担	金銭債務の範囲(瑕疵担保に基づく損害賠償も含むか否か等)を明確にして頂けますでしょうか。また、ここに規定する内容は代表企業1社ではなく、構成企業が出資比率応分にて負担するべきであると考えますが、そのように変更頂けないでしょうか。当該契約文言の変更が認められない場合、本協定書上、代表企業が負う本債務の負担方法について別途構成企業間で取り決めることは問題ないでしょうか。	代表企業が運営権者から引き受ける金銭債務としては、実施契約書(案)第112条第2項に定める事業終了時の運営権設定対象施設の引渡し後2年以内の瑕疵の修補等に対する費用負担を想定しています。事業終了後2年間、運営権者の解散を禁じることは民間の経済合理性を損なうと考えられることから、代表企業が引き受けることとしたものです。構成員間で債務を分担することは問題ないと考えます。ご指摘を踏まえて修正します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
360	添付資料4 基本協定書(案)						本事業終了後の代表企業の責任	事業予定者の未履行金銭債務を代表企業が引き受けることは考えられませんので、本条は削除していただけないでしょうか。	代表企業が運営権者から引き受ける金銭債務としては、実施契約書(案)第112条第2項に定める事業終了時の運営権設定対象施設の引渡し後2年以内の瑕疵の修補等に対する費用負担を想定しています。事業終了後2年間、運営権者の解散を禁じることは民間の経済合理性を損なうと考えられることから、代表企業が引き受けることとしたものです。構成員間で債務を分担することは問題ないと考えます。ご指摘を踏まえて修正します。
361	添付資料4 基本協定書(案)						本事業終了後の代表企業の責任	代表企業が未履行の金銭債務の免責的な引受義務を負うことは株主としての責任を超えるものと思料します。株式会社の大原則である、株主は出資した金額以上に責任を負わないとする株主有限責任の原則からも逸脱するものであり、このままでは代表企業の負うべきリスクが高すぎるため、そのなり手が非常に限定的になる懸念があるのではないのでしょうか。当該金銭債務の引受は代表企業に限定せず「乙の構成企業は」とすべきと思料します。	代表企業が運営権者から引き受ける金銭債務としては、実施契約書(案)第112条第2項に定める事業終了時の運営権設定対象施設の引渡し後2年以内の瑕疵の修補等に対する費用負担を想定しています。事業終了後2年間、運営権者の解散を禁じることは民間の経済合理性を損なうと考えられることから、代表企業が引き受けることとしたものです。構成員間で債務を分担することは問題ないと考えます。ご指摘を踏まえて修正します。
362	添付資料4 基本協定書(案)						本事業終了後の代表企業の責任	代表企業が構成企業の甲に対する債務の免責的引受けは、代表企業の責任としては過大であるため、ある程度責任の範囲の限定すべきではないのでしょうか。	代表企業が運営権者から引き受ける金銭債務としては、実施契約書(案)第112条第2項に定める事業終了時の運営権設定対象施設の引渡し後2年以内の瑕疵の修補等に対する費用負担を想定しています。事業終了後2年間、運営権者の解散を禁じることは民間の経済合理性を損なうと考えられることから、代表企業が引き受けることとしたものです。構成員間で債務を分担することは問題ないと考えます。ご指摘を踏まえて修正します。
363	添付資料4 基本協定書(案)						本事業終了後の代表企業の責任	第12条との関係で、事業区域外で事業予定者が行う任意事業についても、本条に基づき代表企業が最終的な債務を負担すると読めますが、代表企業の負担が過大ではないのでしょうか。	事業区域外で事業予定者(運営権者)が任意事業を実施することはできません。なお、代表企業が運営権者から引き受ける債務としては、実施契約書第112条第2項に定める事業終了時の運営権設定対象施設の引渡し後2年以内の瑕疵の修補等に対する費用負担を想定しています。
364	添付資料4 基本協定書(案)						本事業終了後の代表企業の責任	「実施契約が締結された場合において、(中略)代表企業は、(中略)事業期間終了時点において未履行の金銭債務を実施契約の規定に従い免責的に引き受けるものとする。」とありますが、この条項は、運営権者の全ての金銭債務を代表企業が債務負担しており、株主たる代表企業が無限責任を負っているように読め、「株主の有限責任の原則」(所有と経営の分離の概念を実現させるべく、株式会社の概念の前提として取り入れられている原則)を否定することになると考えられます。すなわちこのことは、民間企業にとって代表企業としての参画に対する大きな障害になるものであり、ひいては本事業への幅広い参画(事業目的のひとつである「民間事業者に対する新たな事業機会の創出」)を著しく阻害するものと考えます。つきましては、代表企業の責任は株主としての出資額の範囲における有限責任とし、本条項は削除すべきと考えます。(先行事例である、仙台空港特定運営事業等の実施契約においては、当該条項と同様のものは含まれていない(基本協定書も同じ)ことを付言させていただきます)	代表企業が運営権者から引き受ける金銭債務としては、実施契約書(案)第112条第2項に定める事業終了時の運営権設定対象施設の引渡し後2年以内の瑕疵の修補等に対する費用負担を想定しています。事業終了後2年間、運営権者の解散を禁じることは民間の経済合理性を損なうと考えられることから、代表企業が引き受けることとしたものです。構成員間で債務を分担することは問題ないと考えます。ご指摘を踏まえて修正します。
365	添付資料4 基本協定書(案)						秘密保持	協力企業、連携企業及びそれらのアドバイザーへの開示は許容して頂きたく存じます。	ご指摘を踏まえて修正します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
366	添付資料4 基本協定書(案)	14						秘密保持義務の内容に関して、法令上当然にして守秘義務を負っている者(弁護士、公認会計士、税理士等)に対しては、都度守秘義務契約を締結することなく、開示できる建付として頂けますでしょうか。	ご指摘を踏まえて修正します。
367	添付資料4 基本協定書(案)	17	(3)				有効期間	第11条も存続すべきではないでしょうか。	ご指摘を踏まえて修正します。
368	添付資料4 基本協定書(案)	別紙1	(1)					1、2(1)及び2(4)の内容は事業予定者が誓約すべき内容であり各出資者が誓約すべき内容ではありませんので削除していただけませんか。	PFI事業において一般的な出資者の誓約事項であり、原案のとおりとします。
369	添付資料4 基本協定書(案)	別紙1	(3)				出資者保証書	金融機関に対する担保設定について、公社殿の事前の承諾は不要という理解ですので、実施契約第81条6項と同様の文言を追記して頂けますでしょうか。	融資金融機関であることのみを理由として株式質権の設定に公社の承諾が不要となるものではなく、別途締結される直接協定に基づき、株式質権の設定手続きを行うものとご理解ください。
370	添付資料4 基本協定書(案)	別紙1						出資者が他の出資者に関することを誓約することは不可能ですので、各出資者が自らのことに関してそれぞれ個別に誓約するという理解でよろしいでしょうか。	出資者保証書は、構成企業が共同で誓約するものです。
371	添付資料4 基本協定書(案)	別紙1					表明保証	公社からも最低限の事項については表明保証をして頂くべきと思料します。	コンセッションを含む従前のPFI事業のほとんどにおいて公共側が表明保証を行っていないこととの整合性に鑑みて、公社による表明保証及びその違反に関する規定を設けることは困難と考えます。
372	添付資料4 基本協定書(案)	別紙4	(1)				事業区域外の任意事業実施主体	事業区域外の任意事業を実施する企業の中には、運営権者から直接業務を受託しない企業もあると思いますが、かかる企業は、協力企業ではないため、別紙4に定める事業実施主体には該当しないという理解でよろしいでしょうか。その場合、そのような企業と提携し区域外事業を提案・実施することは、優先交渉権者選定過程において評価されまますでしょうか。	募集要項2(1)に記載のとおり、任意事業(事業区域外)の実施主体は、「応募企業、応募グループを構成する企業、協力企業、又はこれらが出資する会社(運営権者を除く。）」であり、それ以外の企業が実施主体となることは想定していません。したがって、ご質問の「運営権者から直接業務を受託しないものの任意事業を実施する企業」としては、「応募企業、応募グループを構成する企業、協力企業が出資する会社」であることが考えられますが、当該企業は、別紙4に定める事業実施主体に含まれます。
373	添付資料4 基本協定書(案)	別紙4	(1)				事業区域外の任意事業実施主体	事業区域外の任意事業を実施するにあたり、任意事業協定の締結を求め、それに基づき違約金も生じる可能性があるとなると、萎縮を招き、事業検討意欲が低下して、引いては任意事業の実現性も低下することを懸念します。任意事業協定における違約金の規定を削除頂けませんでしょうか。それが難しければ、少なくとも任意事業協定の締結対象から協力会社を除外頂けませんでしょうか。	区域外事業は純粋な民間事業になりますので、懸念されることは理解しますが、一方で評価のウェイトが高い中で事業が提案、評価され、事業者として選定されており、一定の責任を負ってもらう必要がありますので、例え協力企業と言えども例外ではありません。応募者において、提案内容の実現可能性をあらかじめ十分に検討のうえ、確実に実施できると見込まれる事業を提案願います。なお、区域外事業については、ハードのみならず、ソフトも含め民間事業者の創意工夫を活かした幅広い提案を求める考えであり、民間側の収入源にもなりますので、積極的に提案願います。
374	添付資料4 基本協定書(案)	別紙4	(1)				任意事業協定の当事者	「運営権者提案書の内容に応じて、いずれかを選択する」とありますが、選択の決定権は公社側にあるのでしょうか、それとも事業実施主体側にあるのでしょうか。	事業実施主体側からの提案を基本として、公社及び事業実施主体との協議において決定します。
375	添付資料4 基本協定書(案)	別紙4	(1)				任意事業協定	事業予定者と締結される任意事業協定は、実施契約の一部を構成するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
376	添付資料4 基本協定書(案)	別紙4	(1)				任意事業協定	事業予定者以外の者と締結される任意事業協定は、実施契約とは独立した別個の協定であり、相互に影響しないことをご確認ください。	任意事業が隣接する運営権設定対象路線に係る実施契約が終了した場合は、当該任意事業協定も終了するという限度でのみで影響します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
377	添付資料4 基本協定書(案)	別紙4	(3)				任意事業協定における当事者間の義務	任意事業は、合理的な理由なく実施しない場合に違約金が発生するなど、有料道路運営事業の民営化を待っていた民間事業者にとっては負担感のあるものとなっていますが、公社で考えておられる任意事業の位置づけについて改めてご教示頂けないでしょうか。	有料道路の民営化は民間事業者による沿線開発を含めた地域経済の活性化等を目的の一つとしているところです。それ故に優先交渉権者の選定にあたっては、任意事業に対する評価のウェイトを高く設定しており、その中で、有料道路を運営する事業者は任意事業を提案、評価のうえ選定されていますので、これを実施する義務があると考えているところです。応募者において、提案内容の実現可能性をあらかじめ十分に検討のうえ、確実に実施できると見込まれる事業を提案願います。なお、区域外事業については、ハードのみならず、ソフトも含め民間事業者の創意工夫を活かした幅広い提案を求める考えであり、民間側の収入源にもなりますので、積極的に提案願います。
378	添付資料4 基本協定書(案)	別紙4	(3)				任意事業協定における当事者間の義務	任意事業の実施に関する協定の概要で、事業実施主体は、合理的な理由(予定していた用地の取得が第三者との間において実現せず代替用地の取得も極めて困難である場合等)なく提案どおり実施しない場合、公社に対して違約金を支払うものがありますが、合理的な理由について、背景となる公社のお考えを知る上で、追加で具体例をお示し頂けないでしょうか。例えば、道路事業の運営開始後に任意事業について改めて詳細なフィージビリティスタディ等行い精査した結果、想定した業績を達成することがほぼ見込めないと判明したような場合、また、任意事業は開始したが業績が想定より下振れし途中での見直しが必要となるような場合。これらの場合は合理的な理由に該当しますでしょうか。又、本事項に関しましては、第一次審査を通過致しました場合には、競争的対話で具体的な考え方の摺合せを協議させて頂きたくお願い申し上げます。	合理的な理由の例示としては、用地取得のほかにも、必要な許認可が取得できなかった場合等が想定されます。また、また実施契約書(案)第71条第1項の規定のとおり、社会情勢の変化等が考えられます。当初の事業計画の甘さを理由として、任意事業を提案通りに実施しないことは原則として認めません。なお、必要に応じて競争的対話において応募グループが検討する任意事業を踏まえて協議します。
379	添付資料4 基本協定書(案)	別紙4	(3)				任意事業協定における当事者間の義務	合理的な理由として用地取得の例示がありますが、提案時には詳細設計等が終了していないため、用地取得だけでなく、立地する機関・自治体・議会の許認可・承認リスク、市民等の反対運動リスク、補助金制度の廃止リスク、需要変動を含む社会環境の変化リスク、新規の技術開発による技術の陳腐化リスクなど様々な要因を個別に解決する必要があると思料します。このため、合理的とする事例を具体的に例示いただけませんか。	運営権者提案書においては、列挙されたようなリスクを十分勘案したうえで、実現可能性の高い提案がなされることを期待します。合理的な理由の例示としては、用地取得のほかにも、必要な許認可が取得できなかった場合等が想定されます。
380	添付資料4 基本協定書(案)	別紙4	(3)				任意事業協定における当事者間の義務	事業区域外の任意事業については、用地確保等も含め優先交渉権者として選定されるまでは第三者との実質的な交渉は困難であり、当初の提案通りの内容での実施が困難となる可能性も否定できないことから、このような抽象的な違約金規定はあまりにも事業者のリスクが高いため、違約金規定は削除するか、あるいは事業者が故意に任意事業の実施を放棄した場合に限定していただけないでしょうか。	応募者において、提案内容の実現可能性をあらかじめ十分に検討のうえ、確実に実施できると見込まれる事業を提案願います。当初の提案どおりの内容での実施が困難となった場合は、そこに至る合理性のある理由による結果であれば違約金は発生しません。なお、区域外事業については、ハードのみならず、ソフトも含め民間事業者の創意工夫を活かした幅広い提案を求める考えであり、民間側の収入源にもなりますので、積極的に提案願います。
381	添付資料4 基本協定書(案)	別紙4	(3)				任意事業協定における当事者間の義務	「最大限の努力」という規定は、事業実施主体として、当該事業を実施することについての直接債務を負担するのではなく、飽く迄も事業実施主体の努力義務であり、「合理的な理由」があれば当該事業の実施義務は負わないとの理解で宜しいでしょうか。	「直接債務の負担」の趣旨が分かりかねますが、有料道路の民営化は民間事業者による沿線開発を含めた地域経済の活性化等を目的の一つとしているところです。それ故に優先交渉権者の選定にあたっては、任意事業に対する評価のウェイトを高く設定しており、その中で、有料道路を運営する事業者は任意事業を提案、評価のうえ選定されていますので、これを実施する義務があると考えています。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
382	添付資料4 基本協定書(案)	別紙4	(3)				任意事業協定における当事者間の義務	任意事業について、「合理的な理由」が無い場合には提案通りの事業の実施が義務付けられていますが、以下のようなケースは「合理的な理由」とみなされるのでしょうか。・事業実施主体の財務状況の悪化・事業経済性の悪化(例:需要予測の見直し、建築資材・人件費等の高騰等によるもの)	事業実施主体の財務状況の悪化によって実施が困難な場合は、代替となる企業を見つけるよう最大限の努力をすることが前提と考えます。一方で、実施契約書(案)第71条に規定の通り、社会情勢の変化等やむを得ない場合においては、合理的な理由と見なされる場合があると考えます。
383	添付資料4 基本協定書(案)	別紙4	(3)				違約金の額	任意事業の実施において、事業実施主体の投資・売上げを伴わない場合は違約金が発生しないと考えてよろしいでしょうか？	そのような提案においても、任意事業協定においては一定の考え方に基づき違約金規定を設けることが必要と考えます。詳細は公社と事業実施主体の協議において定めます。
384	添付資料4 基本協定書(案)	別紙4	(3)				任意事業協定における当事者間の義務	「合理的な理由」とはどのような場合が該当するか詳細に明示願います。	別紙4に記載の「予定していた用地の取得が第三者との間において実現せず代替用地の取得も極めて困難である場合」のほか、必要な許認可が取得できなかった場合等が想定されます。また実施契約書(案)第71条第1項の規定のとおり、社会情勢の変化等が考えられます。
385	添付資料4 基本協定書(案)	別紙4	(3)				任意事業協定における当事者間の義務	提案どおり実施されない場合の「合理的な理由」として、「予定していた用地の取得が第三者との間において実現せず代替用地の取得も極めて困難である場合」が例示されておりますが、他に合理的な理由として認められる事象を可能な限り詳細に例示して頂きたいをお願いします。	用地取得のほかに、必要な許認可が取得できなかった場合等が想定されます。また、実施契約書(案)第71条第1項の規定のとおり、社会情勢の変化等が考えられます。
386	添付資料4 基本協定書(案)	別紙4	(3)				任意事業協定における当事者間の義務	提案どおり実施されない場合の「合理的な理由」として、「実施主体となることが予定されていた企業が経営悪化などの理由により事業を継続することが困難となり、提案書記載の事業を実施することが出来なくなった」ケースは、合理的な理由として認められるのでしょうか。	代替企業を見つけるよう最大限の努力を払うことが前提と考えます。
387	添付資料4 基本協定書(案)	別紙4	(3)				任意事業協定における当事者間の義務	任意事業が合理的理由なく提案どおりに実施されない場合に違約金を課すことはあまりに事業実施主体にとって過酷ですので、該当部分を削除していただけませんか。	有料道路の民営化は民間事業者による沿線開発を含めた地域経済の活性化等を目的の一つとしているところです。それ故に優先交渉権者の選定にあたっては、任意事業に対する評価のウェイトを高く設定しており、その中で、有料道路を運営する事業者は任意事業を提案、評価のうえ選定されていますので、これを実施する義務があると考えているところです。その趣旨を踏まえ罰則規定を設けていますが、純粋な民間事業であることも考慮し、実施契約書(案)に定める「社会情勢等のやむを得ない事情」や任意事業協定に定める「合理的な理由」は適切に判断していく考えです。
388	添付資料4 基本協定書(案)	別紙4	(3)				任意事業協定における当事者間の義務	事業実施主体が違約金を連帯して負担することは困難ですので、帰責者が連帯して負担するように改めていただけませんか。	応募グループ全体として審査を行ったうえで優先交渉権者を選定し任意事業協定を締結する以上、公社との関係においては、全ての事業実施主体が連帯責任を負うものとします。一方、事業実施主体間において、帰責性のない者が帰責者に対して求償権を行使できるものとするなど、責任分担を図ることは可能です。
389	添付資料4 基本協定書(案)	別紙4	(3)				任意事業の実施に関する協定(任意事業協定)の概要	違約金の額について、年間売上高とは、どの時点あるいは期間を指すのでしょうか。	運営権者提案書の内容によるため、任意事業協定の締結までに、公社及び各事業主体が協議して定めます。
390	添付資料4 基本協定書(案)	別紙4	(3)					「年間売上高の想定額の20%」とありますが、当該売上高の基準は運営開始初年度との理解で宜しいでしょうか。	運営権者提案書の内容によるため、任意事業協定の締結までに、公社及び各事業主体が協議して定めます。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
391	添付資料4 基本協定書(案)	別紙4	(3)				任意事業協定における当事者間の義務	違約金として例示されている「初期投資額の10%又は売上の20%のうち高い方」とは、どのような基準で設定されているのでしょうか。	任意事業の提案の内容によりませんが、施設整備等の初期投資を伴う事業については、公共工事請負やサービス購入型のPFI事業(施設整備段階)では建設費の10%と定める場合が多いことを参考に設定しています。一方、初期投資を伴わないソフト面の事業については、サービス購入型のPFI事業(維持管理・運営段階)では年間の維持管理・運営費の10~20%と定める場合が多いことを参考に設定しています。
392	添付資料4 基本協定書(案)	別紙4	(3)				任意事業協定	事業予定者の任意事業について、実施契約第71条の規定に従って任意事業の変更や終了をした場合、任意事業協定に基づく違約金は発生しないことをご確認ください。	ご理解のとおりです。
393	添付資料4 基本協定書(案)	別紙4	(3)				任意事業協定	事業予定者以外の者と締結される任意事業協定について、事業区域外の任意事業が実施されたものの、その後、経営上の合理的な判断に基づき事業内容を変更し又は任意事業を終了した場合には、違約金は発生しないことをご確認ください。	事業契約書(案)第71条と同様の内容を、事業予定者以外の者と締結される任意事業協定にも盛り込む予定です。当該条項の規定に従って任意事業の変更や終了をする場合は、違約金は発生しません。
394	添付資料5 実施契約書(案)		第4				改築業務対象施設に係る改築業務の工事上限金額	見直しに関する規定は、「要求水準書<改築業務編>」頁 改築-40の「4.9.3 インセンティブ基準価格の設定」(3)が適用されるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
395	添付資料5 実施契約書(案)		第4				改築業務対象施設に係る改築業務の工事上限金額	別紙2に工事上限金額が明示されています。CMrが実施設計を行い、規定された手順で積算した結果、やむを得ず本金額を超過した場合には、見直しをされるものと理解していますが、宜しいでしょうか。	基本的に改築業務費用は拘束力を有するものとしませんが、事前に想定しえなかった与条件の発生等、やむを得ない場合は協議を行います。
396	添付資料5 実施契約書(案)	1	(2)				目的及び解釈	本項の規定は、運営権者に不利となる本事業内容の見直しについて、あらかじめ運営権者が承諾を与えるという趣旨ではなく、公社と運営権者が協議して合意の上で変更する趣旨という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
397	添付資料5 実施契約書(案)	4	(1)				業務雑収入又は雑収入	第19条、第66条第2項にも該当しますが、公社あるいは運営権者の収入となるか、競争的対話を経て確定する現在の公社計算書類上の業務雑収入又は雑収入として計上されている一部の費目、金額及び収受元についてお示し下さい。	雑収入の主な内訳は「原因者負担金」「道路占用料」、「光熱水費の負担金」、「業務委託契約解除の違約金」となりますが、H26年度実績においては「原因者負担金」が雑収入の74%を占めています。具体的な帰属先や取扱いについては競争的対話を以て確定します。
398	添付資料5 実施契約書(案)	5	(2)				資金調達	資金調達において事業期間にわたり金利を固定化することは困難ですので、せめて10年ごとに金利変動を確認した上で当該変動分を毎年度末にご精算いただけないでしょうか。当然ながら金利が下がった局面においては運営権者が公社に対して当該差額分をお支払いすることになります。	公社において金利変動リスクを負担することは想定していません。金利の固定化が可能な期間において資金調達をご提案ください。
399	添付資料5 実施契約書(案)	6						「本事業を実施するために必要となる一切の許認可等は、運営権者が自らの責任及び費用負担において取得し、及び維持するものとする。」とありますが、具体的に運営権者と公社が実施すべき事項を例示いただくことは可能でしょうか？	運営権者が取得・維持すべき許認可等については、要求水準書<総則編>の「5. 遵守すべき法令等」の規定内容等を参考に、運営権者においてご判断ください。
400	添付資料5 実施契約書(案)	6	(1)				許認可等及び届出・報告	運営権者により取得が必要となる許認可及び提出することが必要な届出又は報告について、現在判明しているものをご教示ください。	運営権者が取得・維持すべき許認可等については、要求水準書<総則編>の「5. 遵守すべき法令等」の規定内容等を参考に、運営権者においてご判断ください。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
401	添付資料5 実施契約書(案)	6	(1)				許認可等	運営権者の許認可等の取得義務等が定められていますが、取得等すべき許認可等の種類をご教示ください。	運営権者が取得・維持すべき許認可等については、要求水準書<総則編>の「5. 遵守すべき法令等」の規定内容等を参考に、運営権者においてご判断ください。
402	添付資料5 実施契約書(案)	6	(2)				許認可	本条第4項と平仄を合わせ、「法令等の範囲内において必要に応じて」の削除をお願いします。	本項については、法令等の範囲を超えて公社が協力することはできないため、見直しは想定していません。一方、第4項については、ご指摘を踏まえ、「法令等の範囲内において必要に応じて」と追記する方向で修正します。
403	添付資料5 実施契約書(案)	6	(3)				許認可	本事業の実施のために公社で取得又は維持が必要となる許認可若しくは届出及び報告については、公社は本事業に支障が生じないよう、当該許認可の取得又は維持若しくは届出及び報告を行うことをご確認ください。	ご理解のとおりです。
404	添付資料5 実施契約書(案)	6	(4)				許認可	本条第2項と平仄を合わせ、運営権者に対して公社が協力を求める場合にも、書面によるものとしてください。	ご指摘を踏まえ、第2項から「書面により」を削除する方向で修正を行います。
405	添付資料5 実施契約書(案)	7					運営権者による表明及び保証	買主である運営権者の表明保証が規定されている一方、売り主である公社の表明保証が規定されていないのは、公平性に欠け、また事前のデューデリジェンスに限界がございますので、下記のような事項について公社による表明保証をお願いしたく存じます。また、表明保証違反は、実施契約第108条の公社の事由による契約解除事由を構成し、第114条に基づき損失補償等を行っていただきたく存じます。・公社が適法に設立、存続、正しく登記されており、契約を締結し履行する完全な授權及び権利能力を有していること・内部規則上の手続きが完了していること・契約締結時に公社と締結する契約が適法かつ有効な法的拘束力を有し、強制執行が可能となること・公社に対する訴訟等が存在しないこと・公社が開示した公社の財務資料について正確、かつ、適法にされており、必要な監査を受けていること・財務状況に懸念はないこと・法令上の手続きが完了していること・公社が意図的に虚偽の内容を開示していないこと、重要な点で意図的に隠匿していないこと・運営権の設定対象施設について、公社が所有権その他必要な権原を有しており、運営権の設定の妨げとなる第三者の権利及び当該権利の発生原因となる事由、並びに運営権者の運営を制限または消滅させる原因が存在しておらず、または発生するおそれもないこと 等	コンセッションを含む従前のPFI事業のほとんどにおいて公共側が表明保証を行っていないこととの整合性に鑑みて、公社による表明保証及びその違反に関する規定を設けることは困難と考えます。
406	添付資料5 実施契約書(案)	7					運営権者による表明及び保証	公社からも最低限の事項については表明保証をして頂くべきと思料します。	コンセッションを含む従前のPFI事業のほとんどにおいて公共側が表明保証を行っていないこととの整合性に鑑みて、公社による表明保証及びその違反に関する規定を設けることは困難と考えます。
407	添付資料5 実施契約書(案)	7	(1)	5			別途の委託業務	公社と運営権者が別途合意する委託業務の契約は、実施契約とは別個の独立した契約であり、相互に影響しないことをご確認ください。	ご理解のとおりです。
408	添付資料5 実施契約書(案)	7	(1)	8			表明保証	会社法上、監査役会や会計監査人の設置が要求されない場合にも、監査役会や会計監査人の設置は必要でしょうか。必要であれば、その趣旨をご教示ください。	要求水準書<統括マネジメント業務編>において、会計監査人による監査済計算書類の提出を要求しているため、会計監査人の設置は必要です。ただし、運営権者が、会社法に基づく株式会社でない場合には、上記に準じた情報開示を行うものとしています。
409	添付資料5 実施契約書(案)	7	(2)				資本金	法人は資本金を1億円以下とすることによって、中小企業とみなされ税金が優遇されると思慮しますが、本事業のSPCも先述を行うことは可能でしょうか。	資本金の最低金額について、提案に際しての定めは設けていません。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
410	添付資料5 実施契約書(案)	7	(2)					「資本金と資本準備金の合計額」とありますが、運営権者の形態によって、同様の機能を有する資金調達でも構わないでしょうか？	ご理解のとおりです。
411	添付資料5 実施契約書(案)	8	(1)				引継ぎ	運営開始まで万全の準備をするためには、引継ぎに十分な時間確保が必要と考えております。公社と運営権者が協議の上、当該事項を決定するものと理解していますが、実施契約締結前から(優先交渉権者選定され引継ぎの協議が整った後速やかに)引継ぎを開始することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
412	添付資料5 実施契約書(案)	8	(2)				事業開始時の引継ぎ	引継ぎ準備に際し、公社との業務引継ぎを目的とし、公社事務所の一部を運営権者の執務スペースとして貸与頂くことは可能でしょうか。	運営権者が必要とする執務室の場所及び面積を事前に提示していただければ、協議は可能です。
413	添付資料5 実施契約書(案)	8	(3)					「必要かつ可能な範囲」とありますが、現実的に契約締結から運営開始日まで時間的余裕がないため、時間的制約から公社側での対応が十分にできない場合は、運営開始日を現在想定されている10/1以降にすることも協議可能でしょうか？また、運営開始日のデットラインが現在あればご教示ください。	運営開始日を遅らせることは想定していません。かかる前提のもと、公社は必要な協力を行います。
414	添付資料5 実施契約書(案)	9	(1)				実施体制等	「必要な体制」とありますが、具体的にどのような体制を確保すれば足りるのでしょうか。	応募者においてご判断ください。
415	添付資料5 実施契約書(案)	9	(1)				用語	運営開始とは、募集要項における「事業開始」を指していると思われるので、用語の統一をお願いいたします。	それぞれの書類において用語の定義を行っているため、全てを統一する必要はないと考えます。
416	添付資料5 実施契約書(案)	9	(2)				本事業の実施体制等	事前に公社の確認を受けることが義務づけられていますが、運営権者が補正に応じる時間的余裕を踏まえ、「運営開始予定日から[15]日前までに公社からの回答が無い場合には異議がなかったものとみなす」とのみなし文言規定を加筆下さい。	極めて重要な事項であるため、ご提案のようなみなし規定を設けることは想定していません。運営開始までの時間的制約を踏まえて、公社における確認は運営開始までに行うよう規定を修正します。
417	添付資料5 実施契約書(案)	9	(2)				本事業の実施体制等	実施体制等につき、運営開始予定日の30日前までに公社への提出と確認を受けなければならないとありますが、基本協定締結から事業実施まで約2か月しかありません。運営開始日の30日前までは、提出までとし、公社の確認については運営開始前までと変更いただけないでしょうか。	ご意見のとおり公社における確認は運営開始前までに修正します。
418	添付資料5 実施契約書(案)	9	(3)				本事業の実施体制等	独立採算事業において実施体制等の変更に当たり一々公社の事前承諾を要するのは合理的ではありませんので、当初作成時と同様に「公社による確認」に留めていただけませんかでしょうか。	第9条第2項と同様に、公社はあらかじめ確認を行うとの方向で修正します。
419	添付資料5 実施契約書(案)	9	(3)				本事業の実施体制等	「事業実施体制等の内容を変更しようとする場合には、公社と協議し、あらかじめ公社の承諾を得なければならない」とありますが、軽微な内容の変更については、運営権者から公社に通知するとさせて頂けますでしょうか。	第9条第2項と同様に、公社はあらかじめ確認を行うとの方向で修正します。
420	添付資料5 実施契約書(案)	10	(1)				維持管理・運営業務の実施に係る準備	事前に公社の確認を受けることが義務づけられていますが、運営権者が補正に応じる時間的余裕を踏まえ、「運営開始予定日から[15]日前までに公社からの回答が無い場合には異議がなかったものとみなす」とのみなし文言規定を加筆下さい。	極めて重要な事項であるため、ご提案のようなみなし規定を設けることは想定していません。運営開始までの時間的制約を踏まえて、公社における確認は運営開始までに行うよう規定を修正します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
421	添付資料5 実施契約書(案)	10	(1)				維持管理・運營業務の実施に係る準備	維持管理・運營業務に関する計画書等につき、運営開始予定日の30日前までに会社への提出と確認を受けなければならないとありますが、基本協定締結から事業実施まで約2か月しかありません。運営開始日の30日前までは、提出までとし、会社の確認については運営開始前までに変更いただけないでしょうか。	ご意見のとおり会社における確認は運営開始前までに修正します。
422	添付資料5 実施契約書(案)	10	(2)				維持管理・運營業務の実施に係る準備	独立採算事業において計画書等の変更に関し、各社の事前承諾を要するのは合理的ではありませんので、当初作成時と同様に「会社による確認」に留めていただけませんか。	第9条第2項と同様に、会社はあらかじめ確認を行うとの方向で修正します。
423	添付資料5 実施契約書(案)	11	(1)				改築業務の実施に係る準備	事前に会社の確認を受けることが義務づけられていますが、運営権者が補正に応じる時間的余裕を踏まえ、「運営開始予定日から[15]日前までに会社からの回答が無い場合には異議がなかったものとみなす」とのみなし文言規定を加筆下さい。	各改築業務の着手日は、運営開始予定日とは別に定めます。
424	添付資料5 実施契約書(案)	11	(1)				改築業務の実施に係る準備	「各」改築業務着手日30日前に、改築業務業務計画書、事前検討成果、オープンブック実施要領書その他「モニタリング基本計画で定める書面」を会社に提出と規定されていますが、資料3「モニタリング基本計画書」13頁に定める書面には種々のものがあり、必ずしも「30日前」の提出期限とはなっておりません。つきましては、資料3「モニタリング基本計画書」13頁に規定された各書類の提出期限の方が正確という理解でよろしいでしょうか。	改築業務業務計画書、事前検討成果及びオープンブック実施要領書の提出については、モニタリング基本計画書の4.2.1項においても、改築業務着手日の30日前までとしています。
425	添付資料5 実施契約書(案)	11	(1)				用語	資料1-4(要求水準書<改築業務編>)のP7以降に記載の改築業務の工事期間によれば、改築業務の着手日とは運営開始日との理解でしょうか。改築業務の着手日の定義をお示しいただくとともに、別紙1定義集及び資料1-4 要求水準書(改築業務編)に追記ください。	各改築業務の着手日は、運営開始予定日とは別に定めます。
426	添付資料5 実施契約書(案)	12	(1)				利便施設等の運營業務の実施に係る準備	事前に会社の確認を受けることが義務づけられていますが、運営権者が補正に応じる時間的余裕を踏まえ、「運営開始予定日から[15]日前までに会社からの回答が無い場合には異議がなかったものとみなす」とのみなし文言規定を加筆下さい。	極めて重要な事項であるため、ご提案のようなみなし規定を設けることは想定していません。運営開始までの時間的制約を踏まえて、会社における確認は運営開始までに行うよう規定を修正します。
427	添付資料5 実施契約書(案)	12	(1)				利便施設等の運營業務の実施に係る準備	利便施設等運營業務の実施に関する計画書等につき、運営開始予定日の30日前までに会社への提出と確認を受けなければならないとありますが、基本協定締結から事業実施まで約2か月しかありません。運営開始日の30日前までは、提出までとし、会社の確認については運営開始前までに変更いただけないでしょうか。	ご意見のとおり会社における確認は運営開始前までに修正します。
428	添付資料5 実施契約書(案)	12	(2)				利便施設等の運營業務の実施に係る準備	独立採算事業において実施体制等の変更に関し、各社の事前承諾を要するのは合理的ではありませんので、当初作成時と同様に「会社による確認」に留めていただけませんか。	第9条第2項と同様に、会社はあらかじめ確認を行うとの方向で修正します。
429	添付資料5 実施契約書(案)	13	(1)				任意事業の実施に係る準備	事前に会社の確認を受けることが義務づけられていますが、運営権者が補正に応じる時間的余裕を踏まえ、「運営開始予定日から[15]日前までに会社からの回答が無い場合には異議がなかったものとみなす」とのみなし文言規定を加筆下さい。	任意事業の開始日は、運営開始予定日とは別に定めます。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
430	添付資料5 実施契約書(案)	13	(1)				任意事業	「任意事業の開始日」は、任意事業協定で別途合意する日との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
431	添付資料5 実施契約書(案)	13	(3)				任意事業の実施に係る準備	任意事業に係る計画書等の内容を変更しようとする場合は、公社に届出、確認を受けなければならないとありますが、確認については、同条同項に記述がある通り、任意事業に係る計画書等の変更内容が実施契約、要求水準書、募集要項等、運営権者提案書又は任意事業協定書と一致しているかをあくまで公社が確認するものであり、その他の事項は考慮されないことを明記ください。	補正を命ずることができる場合については本項に規定したとおりですが、確認作業については、実施契約、要求水準書、募集要項等、運営権者提案書又は任意事業協定書との一致に限らず、全般的に行います。
432	添付資料5 実施契約書(案)	14	(1)				供用約款	供用約款につき、公社の案があれば、開示頂けますでしょうか。	供用約款を作成するのは運営権者になります。NEXCO中日本をはじめとした高速道路会社の供用約款を参考にしてください。
433	添付資料5 実施契約書(案)	14	(3)				供用約款	事前に公社の確認を受けることが義務づけられていますが、運営権者が補正に応じる時間的余裕を踏まえ、「運営開始予定日から[15]日前までに公社からの回答が無い場合には異議がなかったものとみなす」とのみなし文言規定を加筆下さい。	ご提案のようなみなし規定を設けることは想定していません。供用約款に定める事項のうち、供用の拒絶等に関する事項については、公社に留保される道路管理者権限による業務との調整が必要になることから、供用約款を定めるときにはあらかじめ公社の確認を受けることとします。また、供用約款を変更しようとする場合においても同様とします。上記の趣旨に従い、実施契約書(案)を修正します。
434	添付資料5 実施契約書(案)	14	(5)				供用約款	供用約款の変更の際に公社の承諾が要求されていますが、これは第3項と同様の確認を行って必要に応じて補正を命ずることができる、という趣旨である(公社の承諾がなければ一切変更できないという趣旨ではない)という理解でよいでしょうか。	供用約款に定める事項のうち、供用の拒絶等に関する事項については、公社に留保される道路管理者権限による業務との調整が必要になることから、供用約款を定めるときにはあらかじめ公社の確認を受けることとします。また、供用約款を変更しようとする場合においても同様とします。上記の趣旨に従い、実施契約書(案)を修正します。
435	添付資料5 実施契約書(案)	14	(5)				供給約款	供用約款の変更には公社の承諾が必要ですが、別紙3で利用料金の変更方法を決めて、それを供用約款に記載しておけば、公社の承諾なく利用料金を変更できるという理解でよいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。ただし、国土交通大臣許可を受けた料金の額の上限を超える場合は、改めて、公社から国土交通大臣への許可の申請が必要です。
436	添付資料5 実施契約書(案)	14	(5)				供用約款	独立採算事業において供用約款の変更にあたり一々公社の事前承諾を要するのは合理的ではありませんので、当初作成時と同様に「公社による確認」に留めていただけませんか。	ご指摘を踏まえて修正します。
437	添付資料5 実施契約書(案)	16	(1)				構成企業及び協力企業への委託等	本条項では、別紙6に記載した企業に対してのみ、各業務を委託し、請負わせることができないように読み取れます。しかしながら、30年間の長い事業期間においては、契約当初に記載していなかったが、より適切かつ効率的に業務を遂行できる企業を見出すことができたり、当初委託等していた企業がその業務に適さなくなるなどの状況の変化が考えられることから、予め公社の同意を得たうえであれば当然に、別紙6の記載企業を変更、追加できるものと考えてよいでしょうか。(第72条1項において、あらかじめ公社の同意を得た上で、別紙6に定める企業に委託等を受けないことができる旨の記述がありますが、上記の理由に基づく記載企業の変更、追加については言及されていないように思いましたので敢えて質疑にあげさせていただきました。)	ご指摘を踏まえて修正します。
438	添付資料5 実施契約書(案)	16	(2)				構成企業及び協力企業への委託等	「その他公社が不適切と認める者」というのは、「暴力団員等」に準ずる者に限られるという理解でよいでしょうか。	暴力団員等に準ずる者のほか、募集要項において参加制限を設けている「特措法第2条第4項に規定する会社又は当該会社と直接、間接を問わず資本関係を有する者」も含まれます。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
439	添付資料5 実施契約書(案)	16	(2)				構成企業及び協力企業等への委託等	「公社が不適切と認める者」とは、具体的にどのような者を想定しておりますでしょうか(暴力団員等に準じるものを指すという理解でよろしいでしょうか。)。また、当初より構成企業又は協力企業として開示している者への委託は、これに該当しないという理解でよろしいでしょうか。	前段については、暴力団員等に準ずる者のほか、募集要項において参加制限を設けている「特措法第2条第4項に規定する会社又は当該会社と直接、間接を問わず資本関係を有する者」も含まれます。後段については、委託に際して不適切な企業であることが判明した場合は認められません。
440	添付資料5 実施契約書(案)	16	(2)				委託先	「その他公社が不適切と認める者」とは、暴力団等に類する者を指しているとの理解でよろしいでしょうか。「不適切」という要件だけでは、何を以て違反となるのが不明であるため、考え方を示してください。	暴力団員等に準ずる者のほか、募集要項において参加制限を設けている「特措法第2条第4項に規定する会社又は当該会社と直接、間接を問わず資本関係を有する者」も含まれます。
441	添付資料5 実施契約書(案)	17	(1)				既往契約等の承継	既往契約の相手方の承諾取得等の手続に関しては、公社殿において主体的に進めて頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
442	添付資料5 実施契約書(案)	17	(1)				既往契約	平成28年度に新たに締結する契約等について、本事業の実施を前提として、平成28年9月30日を終期として締結する、又は実施契約締結を停止条件として締結する、あるいは運営開始日以降は公社の地位を運営権者が承継することを前提として締結することを公社は想定されているのでしょうか。	契約の種別により対応は異なりますが、平成28年度中の契約で公社から運営権者への承継条項付き契約、平成28年9月まで履行期限とする契約、平成28年度中の契約で解約条項付き契約、を想定しております。
443	添付資料5 実施契約書(案)	17	(1)				既往契約	守秘義務対象資料として既往契約等は公表していただきましたが、平成28年度、新たに締結する契約等についても、締結後、速やかに公表していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
444	添付資料5 実施契約書(案)	17	(1)				既往契約等の承継	既往契約等を承継するか否かは、契約相手先及び運営権者の自由意思に委ねられるべきと思われますので当該承継を前提とする内容を改めていただけないでしょうか。	本項は、既往契約等の承継に関する基本的な考え方を規定したものです。競争的対話及び各契約相手方の協議を経て、個別に変更される可能性もあります。
445	添付資料5 実施契約書(案)	17	(2)				既往契約等の承継	運営権者の責によらない理由で既往契約の承継に遅れが生じた、或いは承継が出来ないことにより、運営権者もしくは事業に損害が発生した場合の、運営権者に対する保証に対する考え方をご教示ください。	ご指摘の場合における当該業務の継続については、公社において各契約相手方に実施を求める予定です。運営権者に対する金銭面での保証は現段階で想定していませんが、万が一、運営権者に損害が発生した場合は、その負担方法について協議します。
446	添付資料5 実施契約書(案)	17	(2)				既往契約等の承継	仮に既往契約の相手方の承諾を取得できなくても運営権の効力は発生し、運営を開始できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
447	添付資料5 実施契約書(案)	17	(2)				既往契約の承継	既往契約の承継について、契約相手方からの承諾が得られなかった場合、第24条第1項(10)号では、運営開始の要件充足を妨げませんが、その場合、当該契約については、本事業の実施に支障のないよう引き続き公社が義務を履行し、運営権者はこれに協力する形で対応するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
448	添付資料5 実施契約書(案)	17	(3)				既往契約等の承継	運営権者の協力には、契約相手方に対する違約金や承諾料等の負担は含まれない(そのようなものが必要な場合は公社負担となる)という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
449	添付資料5 実施契約書(案)	18					譲渡対象資産の譲受け	譲渡対象資産を譲り受けるか否かは、運営権者の自由意思に委ねられるべきであり、実施方針質問回答No. 609においても「協議の結果によるもの」とご回答いただいておりますので、当該譲受を前提とする内容を改めていただけないでしょうか。	本項は、譲渡対象資産の譲受けに関する基本的な考え方を規定したものです。競争的対話を経て、個別に変更される可能性もあります。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
450	添付資料5 実施契約書(案)	18					譲渡対象資産の譲受け	別紙8は片務性が著しくこれに従うか否かは運営権者の自由意思に委ねられるべきと思われますので、別紙8を前提とする内容を改めていただけないでしょうか。	別紙8の規定を大幅に見直すことは想定していません。一方で、譲渡対象資産の範囲については、競争的対話を経て定める予定であり、運営権者の裁量の余地はあるものと考えます。
451	添付資料5 実施契約書(案)	19					出向の受入れ	会社の職員の出向を受け入れる場合には、出向関連の条項を設ける予定となっておりますが、公社職員の運営権者への転籍は想定され得ますでしょうか。	公社職員等の運営権者への再就職(転籍)は現段階で具体的に想定しておりませんが、本人の承諾がある場合に限り可能です。
452	添付資料5 実施契約書(案)	23					その他の提出書類	(5)号～(7)号の金融機関との契約書については、金融機関との間で守秘義務を負っていることから、開示はご容赦願えないでしょうか。最低限、経済条件等営業秘密に属する事項については黒塗りでの開示を許容いただければ幸いです。	融資契約における期限の利益の喪失事由や、運営権者に対する担保権設定の内容等については、公社としても把握しておく必要があるため、原則として提出をお願いするものです。開示・非開示の範囲については、個別に協議のうえ調整します。
453	添付資料5 実施契約書(案)	23					その他の提出書類	運営権者が提出する義務として、融資契約や担保契約等の記載がありますが、通常のPFIの事業契約において提出していない書類であり、守秘性の高い契約でもありますので、開示対象から除外して頂きたいと思えます。	融資契約における期限の利益の喪失事由や、運営権者に対する担保権設定の内容等については、公社としても把握しておく必要があるため、原則として提出をお願いするものです。開示・非開示の範囲については、個別に協議のうえ調整します。
454	添付資料5 実施契約書(案)	23					その他の提出書類	運営権者と金融機関が締結する「融資等に係る契約書」、「担保権設定に係る契約書」、「運営権者の契約上の地位及び権利に対する担保権設定に係る契約書」は、金融機関のノウハウ等が含まれております。第124条(秘密保持義務)の対象となっていると思料しますが、当該契約の対外的な開示は契約の一部に留める等の慎重な取扱いがなされるとの理解でよろしいでしょうか。	融資契約における期限の利益の喪失事由や、運営権者に対する担保権設定の内容等については、公社としても把握しておく必要があるため、原則として提出をお願いするものです。開示・非開示の範囲については、個別に協議のうえ調整します。
455	添付資料5 実施契約書(案)	23					その他の提出書類	運営開始予定日までに金融機関が担保権を有していない資産・地位・権利等に対する担保権設定に関する契約の提出は、締結次第提出するとの理解で宜しいでしょうか。例えば、運営権の効力発生は運営開始予定日に発生することになっておりますので、具体的な担保契約に関する手続きは運営開始予定日以降になるかと思えます。	運営開始予定日において担保権の設定が完了していないものについては、当該担保権の設定に係る契約書の案を提出してください。
456	添付資料5 実施契約書(案)	23					その他の提出書類	(4)取締役会議事録、(5)金融機関との融資等に係る契約書、及び(6)担保権設定に係る契約書については、ノウハウ等の機密情報が含まれる可能性がありますので除外していただけないでしょうか。	取締役会議事録については、公社によるモニタリングの観点から重要な書類であるため、提出をお願いするものです。別途、第124条に基づき、公社が秘密保持義務を負っていることをご理解ください。融資契約における期限の利益の喪失事由や、運営権者に対する担保権設定の内容等については、公社としても把握しておく必要があるため、原則として提出をお願いするものです。開示・非開示の範囲については、個別に協議のうえ調整します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
457	添付資料5 実施契約書(案)	24	(1)				公共施設等運営権の効力発生	運営権が実際に効力を有する以前に融資を受けることに支障をきたす可能性があるため、実施契約の締結をもって運営権の効力が発生する建付けとしていただけませんか。	融資の実行と同時に運営権対価一時金及びこれに係る消費税等をお支払いいただき、これを運営権の効力発生要件の一つとすることを基本としています。ご説明の内容だけでは、運営権の効力発生と融資の実行との前後関係に関して具体的に何が問題なのか不明確であるため、ご指摘のような見直しは想定していません。 一方、優先交渉権者の決定から運営開始までの期間において、運営権者による一時金の支払いに必要となる融資の手続きを完了させることが極めて困難と見込まれる場合は、あらかじめ競争的対話等の手続きにおいて申し出ていただければ、個別事情を勘案のうえ協議に応じます。
458	添付資料5 実施契約書(案)	24	(1)				公共施設等運営権の効力発生	運営権の効力発生要件が細部にわたり過ぎる感が否めず、公的サービス提供が不合理に停滞する等、事業の安定性に悪影響を及ぼす懸念があるため、必要最低限に留めていただけませんか。	サービス提供主体を公社から運営権者へ円滑に引き継ぐうえで必要と判断した事項を効力発生要件として規定していることをご理解ください。
459	添付資料5 実施契約書(案)	24	(1)				公共施設等運営権の効力発生	「次に掲げる条件の全部又は一部が満たされなかった場合(公社が充足しないことを認めた条件を除く。)、公社は各運営権の効力発生を延期することができる」とありますが、(3)条～(15)にわたり指定期日までに作成することが非常に困難と思われます。効力発生(開始)が延期された場合でも、運営終了期間はそのまま変更しないと考えるのでしょうか？	前段については、サービス提供主体を公社から運営権者へ円滑に引き継ぐうえで必要と判断した事項を効力発生要件として規定していることをご理解ください。 後段については、ご理解のとおりです。
460	添付資料5 実施契約書(案)	24	(1)				金融機関との協定書	第125条に基づき、協定書の締結が必要ではない場合には、かかる条件の充足は不要との理解です。	ご理解のとおりです。
461	添付資料5 実施契約書(案)	24	(5)				公共施設等運営権の効力発生	「運営開始予定日が遅延した場合」というのは、「運営開始日が運営開始予定日より遅延した場合」ということでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえて修正します。
462	添付資料5 実施契約書(案)	24	(5)				公共施設等運営権の効力発生	公社殿の帰責性によって運営開始日が遅延した場合、運営権の存続期間の満了日も延長して頂けませんでしょうか。	運営権の存続期間は、料金徴収期間の満了日との関係において定まるものであることから、延長することは困難です。 一方で、本項に規定したとおり、運営権者に発生した合理的な増加費用及び損害を負担します。
463	添付資料5 実施契約書(案)	24	(5)				公共施設等運営権の効力発生	「合理的な増加費用及び損害」には、ブレイクファンディングコストや逸失利益も含まれるという理解でよろしいでしょうか。なお、以下、実施契約に定める「合理的な増加費用及び損害」についても同様です。	例示されたものが合理的な増加費用又は損害と認められる場合には含まれます。
464	添付資料5 実施契約書(案)	24	(6)				公共施設等運営権の効力発生	不可抗力、法令変更等で運営開始予定日が遅延した場合は、別紙14に基づき公社と運営権者がリスク(増加費用及び損害の負担を含む。)を分担するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
465	添付資料5 実施契約書(案)	25	(1)				運営権対価の支払及び返還	運営権対価等の定義として「運営権対価及び運営権対価分割金に係る利息並びにこれらに係る消費税等」とありますが、消費税は「運営権対価及び運営権対価分割金」に対して発生するものであり、利息にはかからないものと理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえて修正します。
466	添付資料5 実施契約書(案)	25	(2)				運営権対価の支払及び返還	遅延利息の対象に利息は含まれるべきではないと考えられるので、当該対象は運営権対価に限定していただけませんか。	運営権対価分割金に係る利息も実施契約に基づく運営権者の金銭債務の一部を構成していることから、遅延利息の算定対象に含めるものとしています。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
467	添付資料5 実施契約書(案)	25	(3)	1			運営権対価の支払及び返還	精算対象半期における運営権対価分割金の支払時期は通常期(毎年3月、9月)又は運営権取り消し効力発生日の翌日のいずれかを運営権者が選択し得る建付けとしていただけませんか。	最終支払い日が前倒しとなると、提案の際の元利均等払いの金額が確定されないため、最終支払い日についても半期末払いとしております。一方で前払いの要望があれば競争的対話等を通じて柔軟に対応できる場合があります。
468	添付資料5 実施契約書(案)	25	(3)	2			運営権対価の支払及び返還	運営権者へ運営権対価一時金が返還される場合、公社が運営権者に支払う金額には、残存期間に応じた運営権対価一時金に加え、これに係る消費税相当額についても含まれる、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
469	添付資料5 実施契約書(案)	25	(3)	2			運営権対価一時金	運営権対価一時金を公社から運営権者に返還する場合は、一括支払いとの理解でよろしいでしょうか。もし、返還が分割支払いとなる場合には、分割支払い対象期間に応じた利息を付していただく必要があると考えます。	一括での返還を想定しています。
470	添付資料5 実施契約書(案)	25	(3)	2			運営権対価一時金	公社から運営権者に払い戻す運営権対価一時金に関して、公平性の観点から1号と同じ金利相当額が加算される建付の追加をお願い致します。	運営権対価分割金は、もともと実施契約に基づき利息を加算して納付するものとしているのに対して、運営権対価一時金は、将来の期待収支の割引現在価値の一部として設定している以上、利息の概念になじまないと考えます。 仮に、ご指摘のように運営権対価一時金の返還時に利息を付す場合、運営権者からの当初の支払いにおいて、現在価値に割り戻す前の額として設定する必要が生じると考えます。
471	添付資料5 実施契約書(案)	25	(3)				運営権対価の支払及び返還	運営権が取り消された場合、実施契約の解除事由・運営権の取消事由の如何を問わず、運営権対価分割金及び運営権対価一時金は運営権者に返還されるという理解です。	運営権対価分割金については、取消しの効力発生の翌日以降について支払義務を免れるものであり、返還という概念には当てはまりません。運営権対価一時金については、残存期間に応じた未償却額を返還するものであり、全額が返還されるものではありません。
472	添付資料5 実施契約書(案)	28	(1)				運営権設定対象施設に係る公社の瑕疵担保責任	実施方針におけるリスク分担表No49や実施方針 質問回答No1328等によると、要求水準に従った業務を実施しても発見できない瑕疵は公社負担となるかと思いますが、そうした趣旨が実施契約で明示されていないと考えます。当該趣旨を追記頂けませんか。	ご指摘を踏まえて修正します。
473	添付資料5 実施契約書(案)	28	(1)				瑕疵担保責任	「公社が当該通知を正当と認めた場合」とありますが、基準として不明確であり、実質的に公社殿の瑕疵担保責任の範囲がその裁量によって狭められるおそれがありますので、削除して頂けますでしょうか。	公社として通知内容を検証する必要があり、仮に運営権者からの通知に虚偽や重大な誤りがあった場合は、公社として必要な措置を講じることができないため、このような規定を設けていることをご理解ください。
474	添付資料5 実施契約書(案)	28	(1)				瑕疵担保責任	瑕疵に起因して得られなかった逸失利益も公社から運営権者に払われるべきと考えます。	ご指摘を踏まえて修正します。
475	添付資料5 実施契約書(案)	28	(1)				運営権設定対象施設に係る公社の瑕疵担保責任	「運営開始日において既に存在したもの」には、「運営開始日において顕在化していないものの、運営開始日において存在した原因に基づき、運営開始日後に顕在化した瑕疵」も含まれるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
476	添付資料5 実施契約書(案)	28	(1)				運営権設定対象施設に係る公社の瑕疵担保責任	「公社が当該通知を正当と認めた場合」とありますが、どのような基準により通知が正当であるかどうかを判断するのかご教示ください。	運営権者からの通知に虚偽や重大な誤りがないかどうかを確認することを想定しています。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
477	添付資料5 実施契約書(案)	28	(1)				運営権設定対象施設に係る公社の瑕疵担保責任	公社が運営権設定対象施設に関して負担する瑕疵担保責任について、実施方針に関する1032番の質問への回答で「全ての瑕疵について2年以内の発見・報告を要求するものではなく、「要求水準に従って業務を実施していれば発見可能である瑕疵」に限定しています。」とご回答頂いていますが、実施契約第28条(運営権設定対象施設に係る公社の瑕疵担保責任)においては公社が負担する瑕疵担保責任は運営権者が2年以内に発見・報告したものに限定されているように読めますので、ご回答いただいた趣旨に沿うようにご修正をお願い致します。	ご指摘を踏まえて修正します。
478	添付資料5 実施契約書(案)	28	(1)				運営権設定対象施設に係る公社の瑕疵担保責任	道路構造物についての既存不適合の有無について、実施方針に関する1238番の質問への回答で「現行法令への不適合の存在について、現段階で把握しているものではありません。」とご回答頂いていますが、仮に事業運営開始後に既存不適合箇所が発見された場合には公社が運営権者に対して瑕疵担保責任(瑕疵修補義務を含む。)を負う建付としていただけますでしょうか。	ご指摘を踏まえて修正します。
479	添付資料5 実施契約書(案)	28	(1)				運営権設定対象施設に係る公社の瑕疵担保責任	運営権設定対象施設に係る瑕疵担保責任の対象として、施設の瑕疵に限らず、開示情報に瑕疵があった場合についても同様の対応を頂ける旨を明記ください。実施方針のリスク分担表に従い、明記してください。	ご質問の点は瑕疵担保ではなく表明保証に関する事項と理解します。コンセッションを含む従前のPFI事業のほとんどにおいて公共側が表明保証を行っていないこととの整合性に鑑みて、公社による表明保証及びその違反に関する規定を設けることは困難と考えます。
480	添付資料5 実施契約書(案)	28	(1)				瑕疵担保責任	瑕疵担保期間に関して、第62条2項但書と併せて、公社殿に故意又は重過失がある場合には、瑕疵担保責任期間を10年として頂けますでしょうか。	第62条第2項ただし書きは、改築業務対象施設に係る瑕疵担保であり、通常の公共工事請負契約と同様の規定としています。一方、本項は、運営権設定対象施設に係る瑕疵担保であり、通常の公共工事請負契約の規定に全て準ずる必要はないと考えます。仮に、ご指摘のとおり公社の故意・重過失について別段の規定を設ける場合は、第112条第2項における運営権終了時の運営権者の瑕疵担保に関しても、故意・重過失について別段の規定を設ける必要があると考えます。
481	添付資料5 実施契約書(案)	28	(2)				公社の瑕疵担保責任	瑕疵担保責任に基づく賠償の対象が「かかる瑕疵により運営権者に生じる追加費用」と記載されておりますが、その範囲を具体的にご教示ください。当該瑕疵が存したことにより第三者から賠償請求を受けた場合の損害や特別な対応が必要となったことによるコスト等も含まれるでしょうか。	具体的には、第(1)号によらず運営権者の費用で修補等を行った場合に、その費用を負担することを想定しています。ご指摘のような第三者からの賠償請求を受けた場合については、第105条第3項に基づき、運営権者ではなく公社が当該第三者に対して損害賠償義務を負うこととなります。「特別な対応が必要となったことによるコスト等」については、具体的な趣旨が不明ですが、瑕疵の存在との間に相当因果関係が認められる場合は、公社に対して請求可能と考えます。
482	添付資料5 実施契約書(案)	28	(2)				公社の瑕疵担保責任	(2)運営権者に生じる追加費用は誰がどのように算定し、いつ、どのように請求するのでしょうか。	基本的には運営権者に算定していただき、追加費用の額が確定した時点で公社に請求していただくことを想定しています。詳細については、算定・請求の前後において、双方で協議することとなります。
483	添付資料5 実施契約書(案)	28	(2)				瑕疵担保責任	運営開始から2年以内通知した瑕疵に係る運営権者の追加費用は公社が負担することですが、当該負担方法は運営権者に極力資金ギャップが発生しないよう配慮して頂けますでしょうか。	運営権対価分割金との相殺等の方法も含めて、公社と運営権者の双方に資金手当てが極力発生しない方法を採用すべく調整します。
484	添付資料5 実施契約書(案)	28	(2)				瑕疵担保責任	第28条における「正当と認められた場合」に関する公社の判断は、客観的かつ合理的な根拠に基づいて行われることをご確認ください。	ご理解のとおりです。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
485	添付資料5 実施契約書(案)	28	(2)				瑕疵担保責任	要求水準書に従った維持管理・運営業務からは発見しえないような瑕疵があった場合、当該瑕疵については、第28条の期間制限は受けないことをご確認ください。	ご指摘を踏まえて修正します。
486	添付資料5 実施契約書(案)	28	(2)				運営権設定対象施設に係る公社の瑕疵担保責任	施設の瑕疵については法的にも当該施設の所有者たる公社が事業期間にわたり負担すべきもの(運営権者が負担する法的根拠無し)と考えられるので本条は削除していただけませんか。	運営権者が要求水準に従って業務を実施していれば発見可能であった瑕疵を2年以内に報告しなかった場合については、維持管理・運営業務の実施主体として一定の責任を負担すべきとの考え方から、本項を設けていることをご理解ください。
487	添付資料5 実施契約書(案)	28	(2)				運営権設定対象施設に係る公社の瑕疵担保責任	運営開始日から2年以内に通知とありますが、実施方針ご回答1032によれば、要求水準書に従って実施しても発見不可能な瑕疵は2年以内の規定は該当しないと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
488	添付資料5 実施契約書(案)	28	(2)				運営権設定対象施設に係る公社の瑕疵担保責任	運営権者が運営開始日から2年以内に公社に対して通知した瑕疵につき、公社が当該通知を正当と認めた場合のみ、2つのいずれかの措置を講ずるとあるが、公社が当該通知を正当と認めない場合とは、例えばどのような場合を想定しているのか？	公社として通知内容を検証する必要があり、仮に運営権者からの通知に虚偽や重大な誤りがあった場合は、公社として必要な措置を講じることができないため、このような規定を設けていることをご理解ください。
489	添付資料5 実施契約書(案)	29	(1)				特定の修繕業務の実施	工事費高騰でそれぞれ41億円、2.5億円で工事が終わらない場合は、超過費用は公社殿が負担するという理解でよいでしょうか。	第1項及び第2項にそれぞれ規定したとおり、事業費は別途公社が指定します。記載の額は予定事業費であり、ご指摘のような工事費の高騰等に起因して増加する場合も考えます。
490	添付資料5 実施契約書(案)	29	(1)				特定の修繕業務の実施	「南知多道路の富貴橋(下り)下部工」耐震補強工事の工事費についても、ご教示ください。	「南知多道路の富貴橋(下り)下部工」耐震補強工事の工事費は1億6千万円(税込)です。
491	添付資料5 実施契約書(案)	29	(1)				特定の修繕業務の実施	衣浦トンネルの耐震補強工事に係る業務の実施期間中の利用料金収入の減少(工事に伴う車線制限による通行台数の減少)は、公社が負担して頂けるのでしょうか。	今回の交通量推計には、これまでの維持工事等における交通規制による通行台数の減少の影響が織り込まれていることから、衣浦トンネルの耐震補強工事に係る業務の実施期間中の利用料金収入の減少についても、実施契約書(案)第101条の規定に従います。
492	添付資料5 実施契約書(案)	29	(1)				特定の修繕業務の実施	運営権者が衣浦トンネルの機能強化に係る業務を実施しない場合はありますか。	要求水準書<維持管理・運営業務編>において要求水準を定めている業務であり、基本的には運営権者が実施することを想定しています。
493	添付資料5 実施契約書(案)	29	(1)				特定の修繕業務の実施	予定事業費の約41億円は税抜きでしょうか。	予定工事費の約41億円は税込です。
494	添付資料5 実施契約書(案)	29	(1)				特定の修繕業務の実施	衣浦トンネル機能強化、八草大橋下部工の補修工事において、事業費及び事業期間に関して運営権者が公社の一方向的な指定に従わなければならないのは不合理ですので、運営権者との協議により決定する建付けとしていただけませんか。	本項の見直しは想定していませんが、運営権者において対応が極めて困難な場合は、第130条に基づき協議可能と考えます。
495	添付資料5 実施契約書(案)	29	(2)				特定の修繕業務の実施	予定事業費の約2億5千万円は税抜きでしょうか。	予定工事費の約2億5千万円は税込です。
496	添付資料5 実施契約書(案)	29	(2)				特定の修繕業務の実施	運営権者が八草大橋(下り)下部工の補修工事に係る業務を実施しない場合はありますか。	要求水準書<維持管理・運営業務編>において要求水準を定めている業務であり、基本的には運営権者が実施することを想定しています。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
497	添付資料5 実施契約書(案)	29	(3)				期間計算等	何らかの理由により運営権の期間、契約期間の変更があった場合、その手続き方法の根拠は当該第3項だけという理解で宜しいでしょうか。	第129条第3項に関するご質問と理解します。運営権の期間短縮については、第108条第1項において、「各運営権設定対象施設の建設等に要した債務の償還が完了した場合」を規定しています。また、本契約等に定めのない事項については、第130条に基づき協議して定めることとなります。
498	添付資料5 実施契約書(案)	29						事業収支に含めるか否かについて、応募者の条件一致の観点から、定義ください。	改築事業に関する費用と同様に、審査提出書類内における事業収支には含めない前提で結構です。
499	添付資料5 実施契約書(案)	30					大規模更新	大規模更新が必要となった場合、当該大規模更新に起因して運営権者に生じた追加費用も公社が負担することをご確認ください。	「当該大規模更新に起因して運営権者に生じた追加費用」の意図するところが分かりかねますが、大規模更新に係る工事費に付随する費用(事務費等)であれば、本項の負担の範囲に含まれると考えます。
500	添付資料5 実施契約書(案)	30					大規模更新	大規模更新の実施に関して協議は行うものの、協議が整わない場合に運営権者が公社の指示に一方向的に従わなければならないのは不合理です、中立的な第三者機関の決定に従う建付けとしていただけないでしょうか。	協議事項として例示している要求水準書の変更は、第73条において別途規定しているとおり、最終的には公社が判断・決定すべき事項であることをご理解ください。なお、本項は、協議が調わない場合に運営権者が公社の指示に一方向的に従うような規定とはなっていません。
501	添付資料5 実施契約書(案)	31	(1)				コンストラクションマネージャーの配置	実施契約第31条において、コンストラクションマネージャーの配置に関し、同契約第37条(専門業者の配置)のような競争入札する旨の規定がございませんが、コンストラクションマネージャーは、競争入札等により、運営権者が任意に選定できるとの理解で宜しいでしょうか。	コンストラクションマネージャーの選任については、専門業者のように競争入札による必要はありません。募集要項別紙3、要求水準書<改築業務編>等の関連規定を満たす企業を選任してください。なお、第二次審査において、「予定しているCMrの構成とその考え方」に関する提案を求めています。
502	添付資料5 実施契約書(案)	31	(1)				コンストラクションマネージャーの配置	コンストラクションマネージャーについて、本契約締結後、速やかに配置する旨の規定がございます。「速やかに」とは、どのくらいの期間を想定されているのでしょうか。	事業開始にあたり、第11条第1項において、各改築業務の着手日の30日前までに改築業務に係る計画書等の提出・確認を行うものとしているため、その策定に必要な期間を見込んで配置してください。
503	添付資料5 実施契約書(案)	31	(1)				コンストラクションマネージャーの配置	本条に基づき、コンストラクションマネージャーを配置後、コンストラクションマネージャーの追加や、変更は可能でしょうか。改築工事の内容、規模により、複数のコンストラクションマネージャーを配置し、また、変更する必要が想定されます。	第二次審査において、「予定しているCMrの構成とその考え方」に関する提案を求めていることとの関係上、頻繁な追加・変更は想定していませんが、必要な場合は、第9条第3項に基づく公社の事前承諾を経て追加・変更することは可能です。
504	添付資料5 実施契約書(案)	31	(1)				コンストラクションマネージャーの配置	要求水準書<改築業務編>に規程されたコンストラクションマネージャーの要件とありますが、コンストラクションマネージャーの全要件を明確にさせていただきたく思います。あくまでも募集要項33頁の記載を準用することとよいでしょうか。また、総合建設会社の要件についてご教示ください。	募集要項別紙3のほか、要求水準書<改築業務編>2.7項に規定し、すでに明確化を図っています。上記のなかで「総合建設会社」という表現を用いたのは、「建設コンサルタント」と対の概念を表すためです。いずれも建設業界において業種を表す一般用語であるため、さらなる明確化は不要と考えます。
505	添付資料5 実施契約書(案)	31	(1)				コンストラクションマネージャーの配置	改築業務に関する契約関係としては、①運営権者が実施契約に基づく改築業務の実施義務を負担した上で、②運営権者がコンストラクションマネージャーに対してCM契約に基づき建設マネジメント業務を委託し、③コンストラクションマネージャーが専門業者との間の請負契約に基づき個別の業務を発注するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
506	添付資料5 実施契約書(案)	31	(1)				CM契約の規定事項	<p>公社の利益の最大化のために行動すべきとはどのような事項でしょうか。事業の目的である「三方両得」に反することになりかねないのではと思いますが、ご見解たまわりたく存じます。</p>	<p>オープンブック方式の採用を通じて費用の透明性・アカウントビリティを確保すべく行動していただくことを求めるものです。これは発注者である公社や県民・利用者にとって必要不可欠であるほか、一定の条件のもとで民間事業者へインセンティブフィーを支払うこととしているため、まさに三方両得の実現に資するものと考えます。</p>
507	添付資料5 実施契約書(案)	31	(2)				コンストラクションマネージャーの配置	<p>CM契約の様式は、公社殿から開示して頂けるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>運営権者から提示していただき、公社が確認を行う予定です。</p>
508	添付資料5 実施契約書(案)	31	(2)				コンストラクションマネージャーの配置	<p>代表企業、構成企業又は協力企業がコンストラクションマネージャーとなることも許容される理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
509	添付資料5 実施契約書(案)	31						<p>改築業務に係る土地の瑕疵に関する規定、設計変更に関する規定、増加費用等の負担に関する一般規定がありませんが、それらは公共工事標準請負契約約款に基づき解釈されるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>土地の瑕疵については、通常、設計・施工の与条件に影響を及ぼすものであるため、第48条第4項に基づく設計図書の変更、第54条及び第55条に基づく工事の中止又は工期の変更等に従うものと考えます。設計変更については、第48条第4項に規定済みです。増加費用の負担については、その事由によって取り扱いが異なるため、本章のそれぞれの条項で個別に規定しています。それらによってもなお、解釈に疑義が生じる場合は、実施契約の解釈の参考として、公共工事標準請負契約約款を参照する場合もあると考えます。</p>
510	添付資料5 実施契約書(案)	32					CM契約の規定事項	<p>コンストラクションマネージャーの義務として、「公社の利益の最大化のために行動すべきこと」が規定されておりますが、専門業者の競争入札による選定にあたっては公社の利益最大化のため、価額を優先して専門業者を選定する必要がありますでしょうか。運営権者は、改築業務に係る工事について各種リスクを負担しますが(※)、通常、専門業者との契約で当該リスクを専門業者にパススルーし、当該費用を負担させるのが一般的であり、仮に専門業者が倒産等で当該費用を負担できない場合、公社に対する支払義務が運営権者に残るため、専門業者については価額面だけでなく、信用力の観点での評価も重要となります。第37条に基づき、公社の確認を経て専門業者を選定する建付となっておりますので、専門業者が倒産等で上記費用を負担できない場合は、運営権者は当該費用を負担する義務がない建付としていただけませんか。仮に認められない場合には、「公社の利益の最大化のために行動すべきこと」とありますが、運営権者が価額よりも専門業者の信用力を優先して選定することを認めていただける規定に修正ください。※工事遅延(第60条):遅延損害金を支払う義務が発生、瑕疵(第62条):瑕疵の修補又は損害賠償の請求</p>	<p>実施契約の規定に基づき、運営権者が公社との関係において改築業務に係るリスクを負担し、当該リスクをコンストラクションマネージャーへ適切に移転することが基本であり、運営権者のリスク負担を大幅に軽減する方向での見直しは想定していません。公社にとっての利益には、費用の削減のみならず工期遵守・品質確保等も含まれますので、発注内容によっては、価格のみでの競争入札が必ずしも適さない場合もあると考えます。一方で、価格よりも信用力が常に優先されるべきと規定することも合理性を欠くと考えます。費用の削減と工期・品質等の確保を両立するための専門業者の選定方法について、競争的対話及び第二次審査を通じてご提案ください。</p>
511	添付資料5 実施契約書(案)	33					改築業務	<p>仮にCMrが専門業者と請負契約を締結するとしても、瑕疵担保責任等の責任を専門業者が運営権者に対して直接負担する(CMrは負担しない)こととしても、問題ないでしょうか。</p>	<p>ご説明の内容のみでは、CMrとして工事の品質をどのように確保するかの方策が不明確であり、許容しかねます。運営権者・CMr・専門業者間のリスク分担の考え方について、競争的対話及び第二次審査を通じて確認することとします。</p>

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
512	添付資料5 実施契約書(案)		33				改築業務費用	「改築業務費用」は、業務原価、マネジメントフィー、運営権者経費で構成されますが、定義として「改築業務費用」はこれらをすべて合計した一体のものをいうのでしょうか。つまり、工事が完工して改築業務費用が支払われるとなると、コンストラクションマネージャーが個別に専門業者と契約した調査や設計の業務の対価相当額も、工事が完工するまで支払われないという整理なのではないでしょうか(専門業者との契約ごとに対応する改築業務費用が支払われる形にすべきと考えます。)	前段については、ご理解のとおりです。後段については、第41条及び第42条に規定する前払金及び中間前金払並びに部分払の規定とあわせて、明確化のため修正を行います。
513	添付資料5 実施契約書(案)		33				改築業務費用	コンストラクションマネージャーと専門業者との間で締結された工事請負契約の規定に従って、請負代金が増額された場合、これに対応して改築業務費用も増額されることをご確認ください。	基本的にはご理解のとおりです。ただし、改築業務費用の総額については、別途、第34条第1項の規定が適用されることをご確認ください。
514	添付資料5 実施契約書(案)		34	(1)	3		マネジメントフィーの率	「マネジメントフィーの率は、4%以下の範囲で民間事業者からの提案を受け、その後の競争的対話を経て決定する」と記載がありますが、ここでいう「提案」とは一次提案書様式のどこに記載したら宜しいでしょうか。	運営権者の経費及びマネジメントフィーについては、競争的対話を経て第二次審査でご提案いただくものであるため、ご指摘を踏まえて修正します。
515	添付資料5 実施契約書(案)		34	(1)	3		改築業務費用の考え方	マネジメントフィー相当が県基準積算の工事価格に含まれるのは適当でないので当該範囲外としていただけませんか。	なぜ適当でないかのご説明が不十分であり、見直しは想定していません。県基準積算においては、一般管理費等、請負人が得るべき通常の利益も含まれていることから、妥当と考えます。
516	添付資料5 実施契約書(案)		34	(1)	3		改築業務費用	「運営権者の経費とマネジメントフィーの合計は、【4%】以下」とありますが、CM方式を活用した復興まちづくりモデル事業では、設計・工事等に要したコスト(業務原価)とコストに一定割合(10%程度目安)を乗じたフィー(報酬)を加えた額がベースとなっていますので、マネジメントフィー率の見直しをご検討下さい。	募集要項別紙3において、合算マネジメントフィーは業務原価の10%を目安としている旨を規定しており、これは東北の震災復興における先例に合致していると考えます。ご指摘の部分は、運営権者の経費と、調査・測量・設計業務分のマネジメントフィーの合計額に関する規定であり、上記とは概念が異なります。
517	添付資料5 実施契約書(案)		34	(1)			改築業務費用の考え方	物価変動等の事情により、同条項の条件に従い算出された改築業務費用では入札者が現れない場合、積算基準や要求水準の変更を検討して頂けるのでしょうか。また、同条項の条件を満たす改築業務費用が、【別紙2】第2記載の改築業務費用の上限を超える場合でも、当該上限を超えて改築業務費用を変更することは認めれると考えてよいでしょうか。	基本的に改築業務費用としての拘束力を有するものとしませんが、事前に想定しえなかった与条件の発生等、やむを得ない場合は協議を行います。
518	添付資料5 実施契約書(案)		34	(1)			改築業務費用の考え方	マネジメントフィー(施工業務分)は工事原価に対する比率の制約は無いと解釈してよろしいでしょうか。	施工業務分のマネジメントフィーの率については個別の制約を設けていませんが、別途、募集要項別紙3において、合算マネジメントフィーは業務原価の10%を目安としている旨を規定しています。
519	添付資料5 実施契約書(案)		34	(1)			改築業務費用の考え方	運営権者の経費とマネジメントフィーの率の提案に関し、4%以下とした場合には、加点されませんか。	第二次審査における提案項目であり、改築業務に関する他の提案とあわせて、総合的に加算点の対象となります。ただし、率の提案のみを単独で定量的な評価の対象とすることは想定していません。
520	添付資料5 実施契約書(案)		34	(2)			改築業務費用の考え方	改築業務費用の条件として、(1)県基準積算による工事価格以下、(2)県基準価格の業務以下、と記載がありますが、入札時における、物価変動等、社会経済情勢に起因する入札予定価格超過リスクを鑑み、「原則、県基準積算による」として頂けないでしょうか。	基本的に改築業務費用としての拘束力を有するものとしませんが、事前に想定しえなかった与条件の発生等、やむを得ない場合は協議を行います。
521	添付資料5 実施契約書(案)		34	(2)			改築業務費用の考え方	公社と運営権者との請負契約について、公共工事標準請負契約約款に準じたものになるのでしょうか。	改築業務費用及び工期等を別途の契約で定めるという趣旨であり、改築業務全般に関する条件は、実施契約書(案)の規定に準じることとなります。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
522	添付資料5 実施契約書(案)	34	(2)				改築業務費用の考え方	公社と運営権者との間で締結する個別の発注単位毎の改築業務に係る契約を締結すると規定されていますが、具体的にどのような契約を締結するのか様式等を開示して頂けますでしょうか。	改築業務費用及び工期等を別途の契約で定めるという趣旨であり、改築業務全般に関する条件は、実施契約書(案)の規定に準拠することとなります。具体的な様式を現段階で示すことは想定していません。
523	添付資料5 実施契約書(案)	34	(2)				改築業務費用	第34条第2項の「個別の発注単位」とは何をさしているのか、ご教示ください。別紙2の第2の工事名称の単位で発注となるのでしょうか。それとも、数量ごとに分けて発注することも可能という前提でしょうか。	運営権者からCMrへの発注区分ごとに締結することを想定しています。
524	添付資料5 実施契約書(案)	34	(2)				改築業務費用	第34条第2項で規定される「契約」とは、公社と運営権者との間で締結される契約をいうのでしょうか。その場合、その契約の名称及び具体的な内容をお示しください。改築業務に関する条件として重要ですので、あらかじめ確認が必要です。	改築業務費用及び工期等を別途の契約で定めるという趣旨であり、改築業務全般に関する条件は、実施契約書(案)の規定に準拠することとなります。運営権者からCMrへの発注区分ごとに締結することを想定しています。
525	添付資料5 実施契約書(案)	34	(3)					注釈12に「4%以下の範囲で民間事業者からの提案を受け、その後の競争的対話を経て決定する」とありますが、様式集では第二次提案の内容となっており、確認させてください。	ご指摘を踏まえ、実施契約書(案)を修正します。
526	添付資料5 実施契約書(案)	35	(1)				改築業務における賃金または物価の変動に基づく工事価格の変更	工事価格を変更できるのは、工事契約の契約日から12か月を経過した後の指標との差額が1.5%を超える場合とのことですが、工事価格については本入札段階において積算で検討を進めた上で運営権対価の額を決定することから、二次審査資料提出日以降の物価変動については、公社負担として頂けますでしょうか。	改築業務に係る工事価格は、運営権対価の額とは直接連動しません。改築業務を通じて設計、積算等を進めるものであり、二次審査資料提出時点では、物価変動の根拠となるべき積算資料が確定できないことから、公社負担とすることはできません。
527	添付資料5 実施契約書(案)	35	(1)				工事価格の変更	第35条第1項にある「工事価格」は定義されていませんが、これは何を指すのかご教示ください。第34条第1項(1)号に対応する金額でしょうか。	ご理解のとおりです。
528	添付資料5 実施契約書(案)	35	(2)				改築業務における賃金又は物価変動に基づく工事価格の変更	14日は協議期間としては厳しい水準かと思っておりますので、30日に修正頂きたいと思っております。また協議が不調に終わった結果公社が運営権者に通知する場合には、公社が「合理的説明を行う」義務を負うことを明記して下さい。	前段については、通常の公共工事請負契約と同等の期間設定であり、請求・協議開始に先立って事前協議を行うことも可能であると考えられるため、見直しは予定していません。後段については、明記することは想定していませんが、双方に合理的な説明を行ったうえで協議・決定するものと考えています。
529	添付資料5 実施契約書(案)	35	(2)				改築業務における賃金又は物価の変動に基づく工事価格の変更	物価の変動に基づく工事価格の変更について、物価水準を算出する上で使用する指標についてご教示ください。	公共工事において一般的に使用される指標を採用することを想定しています。詳細はご提案ください。
530	添付資料5 実施契約書(案)	35	(2)				改築業務における賃金又は物価の変動に基づく工事価格の変更	賃金又は物価の変動に基づく工事価格の変更について、甲乙の協議が整わなかった場合、但書において「公社が定める」とありますが、どのような基準又は考え方で決定するのでしょうか。また、公社が定めた変動前残工事価格と変動後残工事価格について異議がある場合の手続について、公共工事標準請負契約約款の場合と異なり特に規定はありませんが、どのようにお考えでしょうか。	ご意見を踏まえ、公共工事標準請負契約約款第52条(あっせん又は調停)及び第53条(仲裁)を参考に実施契約書(案)へ追記等いたします。
531	添付資料5 実施契約書(案)	35	(2)				工事価格の変動	協議が整わない場合は、紛争解決手続きに移行するのが合理的であり、公社が決めて運営権者に一方的に通知するのは対等な契約関係を記載する契約ではないと考えます。	ご意見を踏まえ、公共工事標準請負契約約款第52条(あっせん又は調停)及び第53条(仲裁)を参考に実施契約書(案)へ追記等いたします。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
532	添付資料5 実施契約書(案)	35	(2)				工事価格の変動	工事価格の決定・変更に関する協議期間として14日はあまりに短すぎると考えます。協議期間を延長して頂けますでしょうか。	通常の公共工事請負契約と同等の期間設定であり、請求・協議開始に先立って事前協議を行うことも可能であると考えられるため、見直しは予定していません。
533	添付資料5 実施契約書(案)	35	(4)				改築業務における賃金又は物価変動に基づく工事価格の変更	4項「特別な要因」5項「予期することのできない特別な事情」とは、現時点で具体的に何を想定していますか。	公共工事において一般的に想定される事象と同等と考えています。
534	添付資料5 実施契約書(案)	35	(4)				改築業務における賃金又は物価の変動に基づく工事価格の変更	同条による工事価格の変更に伴って、改築業務費用が【別紙2】第2記載の改築業務費用の上限を超える場合でも、当該上限を超えて工事価格の変更をすることは認められると考えてよいでしょうか。	基本的に改築業務費用としての拘束力を有するものとはしますが、事前に想定しえなかった与条件の発生等、やむを得ない場合は協議を行います。
535	添付資料5 実施契約書(案)	35	(4)				(改築業務における賃金又は物価の変動に基づく工事価格の変更)	「特別な要因により」とは具体的にはどのようなケースを想定されていますでしょうか？	公共工事において一般的に想定される事象と同等と考えています。
536	添付資料5 実施契約書(案)	35	(5)				(改築業務における賃金又は物価の変動に基づく工事価格の変更)	「予期することができない特別な事情により」「急激なインフレーション又はデフレーション」とは具体的にはどのような場合を想定されていますでしょうか？	公共工事において一般的に想定される事象と同等と考えています。
537	添付資料5 実施契約書(案)	35	(6)				改築業務における賃金又は物価変動に基づく工事価格の変更	14日は協議期間としては厳しい水準かと思っておりますので、30日に修正頂きたいと思っております。また協議が不調に終わった結果公社が運営権者に通知する場合には、公社が「合理的説明を行う」義務を負うことを明記して下さい。	前段については、通常の公共工事請負契約と同等の期間設定であり、請求・協議開始に先立って事前協議を行うことも可能であると考えられるため、見直しは予定していません。 後段については、明記することは想定していませんが、双方に合理的な説明を行ったうえで協議・決定するものと考えています。
538	添付資料5 実施契約書(案)	37	(1)				専門事業者の選定	構成企業、協力企業が専門事業者となることも認められるという理解でよろしいでしょうか。	CMrである構成企業・協力企業が自ら専門事業者となることは認められませんが、その他の構成企業・協力企業については、特段の制約はありません。
539	添付資料5 実施契約書(案)	37	(1)				専門事業者の選定	「競争入札」の内容・手続の詳細についてご教示ください。	費用の削減と工期・品質等の確保を両立するための専門事業者の選定方法について、競争的対話及び第二次審査を通じてご提案ください。
540	添付資料5 実施契約書(案)	37	(1)				専門事業者の選定	運営権者から発注を受けたCMrが専門業者と請負契約を締結するのではなく、CMrは発注者の代行という立場(いわゆるピュアCM契約)でもよいのでしょうか。	募集要項別紙3にも規定したとおり、専門業者の契約の相手方は、運営権者ではなくCMrです。
541	添付資料5 実施契約書(案)	37	(1)				専門事業者の選定	運営権者と専門業者の間で締結する契約については、要求水準書に規定される通りに適正な競争環境と透明性の担保や、受注者の創意工夫のインセンティブが低下しない選定プロセスを確保・実行すれば、特段契約内容について指定はないと理解してよろしいでしょうか。プロジェクトファイナンスを検討するにあたっては、運営権者が公社との間の契約で負う義務は、運営権者と専門業者との間で締結する請負契約でパススルーする必要があるため、運営権者の判断にて契約内容を決めることを認めて頂きたいと思っております。	募集要項別紙3にも規定したとおり、専門業者の契約の相手方は、運営権者ではなくCMrです。 運営権者とCMrの間で締結される契約については、モニタリングの観点から、公社において確認を行う予定です。 CMrと専門業者の間で締結される契約については、CMrの判断において内容を定めていただいて構いません。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
542	添付資料5 実施契約書(案)	38	(1)				インセンティブフィー	インセンティブフィーの支払時期につき御教示下さい。 ※第40条では「改築業務費用」(インセンティブフィーを含まない)に関する支払方法の記載はありますが、インセンティブフィーに関する支払方法の記載はないかと考えます。	改築業務費用の一部として、業務原価とあわせて支払う予定です。
543	添付資料5 実施契約書(案)	38	(1)				インセンティブフィー	「工事契約」とは何を意味するでしょうか。	募集要項別紙3に図示した、CMrと専門業者の間における請負契約を指します。
544	添付資料5 実施契約書(案)	38	(1)				オープンブック方式	マネジメントフィーの内訳に関する情報については運営権者として関知する立場にはありませんので開示対象から除外していただけないでしょうか。	マネジメントフィーは、運営権者からの提案を審査し決定した率により算出されるものであるため、開示対象から除外することとして修正します。
545	添付資料5 実施契約書(案)	38	(2)				インセンティブフィー	「コスト削減額」とは、工事原価だけでなくマネジメントフィーも含んだ全体額についての削減額、という理解でよいでしょうか。	本項に規定したとおり、工事原価の削減額のみが算定対象となります。
546	添付資料5 実施契約書(案)	38	(3)				マネジメントフィーの縮減	コンストラクションマネージャーの努力により工事原価が安くなっても、マネジメントフィーが減額されるのであればモチベーションが働きにくいと考えます。第3項は削除いただけないでしょうか。	施工時VEにより工事原価が縮減した時はマネジメントフィーが縮減となる一方、インセンティブフィーとして縮減額の50%相当額が支払われることとなりますので、施工時VE提案のインセンティブが弱まることはないと考えています。 また、先行事例も踏まえ当該スキームを採用しておりますので、見直すことは想定していません。
547	添付資料5 実施契約書(案)	38	(3)				インセンティブフィー	施工時VEにより工事原価を縮減した場合にマネジメントフィーも比率に応じて縮減されるのは本末転倒の効果を生じるので、本項は削除していただけないでしょうか。	施工時VEにより工事原価が縮減した時はマネジメントフィーが縮減となる一方、インセンティブフィーとして縮減額の50%相当額が支払われることとなりますので、施工時VE提案のインセンティブが弱まることはないと考えています。 また、先行事例も踏まえ当該スキームを採用しておりますので、見直すことは想定していません。
548	添付資料5 実施契約書(案)	38	(3)				インセンティブフィー	「施工時VEにより工事原価を縮減した時には、本契約時に設定したマネジメントフィー率によりマネジメントフィーを縮減するものとする。」とありますが、マネジメントフィーとインセンティブフィーは異なり、インセンティブフィーの増加が総事業費削減へとつながります。また、工事原価縮減によりマネジメントフィーが縮減されてしまうと、運営権者の工事原価縮減のインセンティブが弱まってしまいます。つきましては、本条項の削除を希望します。	施工時VEにより工事原価が縮減した時はマネジメントフィーが縮減となる一方、インセンティブフィーとして縮減額の50%相当額が支払われることとなりますので、施工時VE提案のインセンティブが弱まることはないと考えています。 また、先行事例も踏まえ当該スキームを採用しておりますので、見直すことは想定していません。
549	添付資料5 実施契約書(案)	38					インセンティブフィー	改築業務費用の算定と、施工時VEは性格が異なる為、マネジメントフィーが工事原価の縮減率にて減額されてしまうとCMrによるVE提案を阻害してしまう恐れがあります。別途運営権者とCMr間にて、別途VEによるインセンティブをCM契約に盛り込むことに何らかの制限はありますでしょうか。	運営権者とCMr間での契約においてインセンティブフィーをどのように取り扱うかについての制限はありません。
550	添付資料5 実施契約書(案)	39	(3)				オープンブック方式	監査を行う第三者に具体的な要件等があればご教示下さい。また保証料と同じく、第三者への監査業務の委託料がコストプラスマネジメントフィーの「運営権者の経費」に含まれることを明記して頂きたいと思います。	前段については、特にありません。 後段については、第三者による監査の費用が運営権者の経費に含まれることを、募集要項別紙3に規定済みです。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
551	添付資料5 実施契約書(案)	39	(3)				改築業務費用	第40条第2項によれば、第57条に基づく完了検査の通知をもって支払が行われるとされています。上記定義の理解ですと、設計や調査に関するコストも、改築の工事が完了するまでは支払われたいと思われませんが、設計や調査はこれが完了した場合には、対応する改築業務費用は支払われることをご確認ください。	改築業務費用については、公社と運営権者が改築業務対象施設ごとに締結する契約において、それぞれ、前金払及び中間前金払を行う想定です。
552	添付資料5 実施契約書(案)	40	(1)				改築業務費用	第33条第1項にも「改築業務費用」の定義がありますので、統一をお願いいたします。	ご指摘を踏まえて修正します。
553	添付資料5 実施契約書(案)	40	(3)				改築業務費用の支払方法	適用される「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」は、履行期日時点の率という理解でよいでしょうか。	支払期日時点の率を適用する予定です。ご指摘を踏まえて修正します。
554	添付資料5 実施契約書(案)	40	(3)				改築業務費用の支払方法	政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の遅延利息は、変動するため、年2.9パーセントの表示は必要でしょうか。	ご指摘を踏まえて修正します。
555	添付資料5 実施契約書(案)	40	(3)				遅延利息	第126条と遅延利息の内容が異なる理由をご教示ください。	ご指摘を踏まえて修正します。
556	添付資料5 実施契約書(案)	41	(3)				保証契約	この保証契約は前払金の返還が必要となった場合の保証であるとの理解ですが、工事が途中で実施契約解除となった場合の、前払金の返金額について規定がありません。具体的にどのような考え方となるのか、解除の効果の規定と併せお示しください。また、事業者帰責解除であっても、出来形部分に相当する前払金の返還は不要であることをご確認ください。	愛知県公共工事請負契約約款と同様の考え方によるものとします。ご指摘を踏まえて修正します。
557	添付資料5 実施契約書(案)	41	(4)				中間前払金	中間前払金の請求額の類型が請負代金の10分の2以内であれば、中間前払金の請求回数は制限されないとの理解でよろしいでしょうか。	「類型」が「累計」を指すのであれば、ご理解のとおりです。
558	添付資料5 実施契約書(案)	41	(4)				前金及び中間前金払	「請負金額」の10分の2は、「改築業務費用額」の10分の2、の誤りかと思われるので修正をお願い致します。	ご指摘を踏まえて修正します。
559	添付資料5 実施契約書(案)	41	(6)				改築追加費用	「著しく増額された場合」とは、具体的に計画額に対し何パーセントを想定されておりますでしょうか。	通常の公共工事と同様の考え方によるものとし、詳細は協議によるものとします。
560	添付資料5 実施契約書(案)	41	(8)				前金及び中間前金払	保証事業会社に関して信用力の要件は特段無いという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
561	添付資料5 実施契約書(案)	41	(8)				前金払及び中間前払	前金払及び中間前払は、第34条第2項の個別の発注単位の契約ごとに請求することが可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	公社と運営権者の契約単位ごとに支払うことを想定しています。ご指摘を踏まえて修正します。
562	添付資料5 実施契約書(案)	41	(8)				前金払及び中間前払	「公社が定めた率」の具体的な内容をお示しください。	通常の公共工事と同様の考え方によるものとし、詳細は協議によるものとします。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
563	添付資料5 実施契約書(案)	41	(8)				前金及び中間前金払	専門業者との間の契約については、①公社から運営権者への支払基準や支払時期と②運営権者から専門業者への支払基準や支払時期を一致させることで、運営権者にて資金負担が発生しない契約条件を検討していくことになるかと思いますが、仮に当該契約条件を確保できない場合、運営権者側で多額の運転資金が発生し、ファイナンスが必要となるため、「②>①となる場合には、ファイナンス費用(コミットメントフィー、金利等を含む)と弁護士費用を運営権者の経費として含むことができる」との表現に修正をお願い致します。なお、上記条件については、第29条(特定の修繕業務の実施)、第30条(大規模更新)の実施にあたっても適用される旨を明記下さい。	公社と運営権者の契約単位ごとに支払うことを想定しています。ご指摘を踏まえて修正します。
564	添付資料5 実施契約書(案)	41					前払金の支払い	「公社が定めた率」について、具体的な率を提示頂けますでしょうか。	通常の公共工事と同様の考え方によるものとし、詳細は協議によるものとします。
565	添付資料5 実施契約書(案)	41					前金払及び中間前金払	公社が定めた率をご教示願います。	通常の公共工事と同様の考え方によるものとし、詳細は協議によるものとします。
566	添付資料5 実施契約書(案)	41					請負代金	請負代金とは改築業務における業務原価という理解で宜しいでしょうか。運営権者は建築業者ではない為、請負代金と記載するのは適切ではないと考えますので、記載方法につき再考頂けますでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえて修正します。
567	添付資料5 実施契約書(案)	42	(1)				部分払	請負代金相当額は、出来形割合を改築業務費用額に乗じて得た額とあり、同条第6項のAでは、請負代金額に再度出来形割合を乗じていますが、二重に乗じる理由をお示しください。	二重に乗じるものではなく、本項と第6項のAは同一の概念を表したものです。「請負代金額」との表記については、修正します。
568	添付資料5 実施契約書(案)	42	(1)				部分払	本項では改築業務費用額相当額、第60条第3項では改築業務費相当額とあり、統一をお願いいたします。	ご指摘を踏まえて修正します。
569	添付資料5 実施契約書(案)	42	(6)				部分払	「請負代金額」は、「改築業務費用額」の誤りかと思われますので修正をお願い致します。	ご指摘を踏まえて修正します。
570	添付資料5 実施契約書(案)	42					部分払	部分払は、第34条第2項の個別の発注単位の契約ごとに請求することが可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	公社と運営権者の契約単位ごとに支払うことを想定しています。ご指摘を踏まえて修正します。
571	添付資料5 実施契約書(案)	43	(2)				事前検討業務の実施ほか	各条項の「対価」の金額はどのように算定されるかご教示下さい。	運営権者及びコンストラクションマネージャーにおいて算定・精査してください。
572	添付資料5 実施契約書(案)	43	(2)				業務対価	第40条第2項の条件にかかわらず、第43条第2項の対価は、事前検討業務が完了した時点で支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	事前検討業務については業務の一環ではありますが、第44条に規定する「事前調査業務」との位置付けとは同様ではないと考えております。このため、事前検討業務が完了した時点における対価の支払いは想定しておらず、第41条に定める前払金において対応するものと考えております。 なお、ご質問を踏まえ第43条第2項については削除します。
573	添付資料5 実施契約書(案)	44	(2)				業務対価	第40条第2項の条件にかかわらず、第44条第2項の対価は、事前調査業務が完了した時点で支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	公社と運営権者の契約単位ごとに支払うことを想定しています。ご指摘を踏まえて修正します。
574	添付資料5 実施契約書(案)	44	(4)				事前調査業務の実施	業務分担や施工計画書(工期を含む)が適切に見直されるため、運営権者に追加的なリスクは発生しないという理解でよろしいでしょうか。	追加的に明らかとなったリスク要因を公社と運営権者で合理的に分担するために協議を行うという趣旨です。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
575	添付資料5 実施契約書(案)	44	(6)				事前調査業務の実施	土地の瑕疵に起因する事態ですので、公社の措置は公社負担、運営権者の必要な協力にかかる費用は公社負担、運営開始が遅れた場合の追加費用は公社負担という理解でよいでしょうか。	公社の措置に要する費用は、公社が負担します。運営権者の必要な協力にかかる費用は、コストプラスマネジメントフィーの一部に組み込まれ、最終的には公社が支払うこととなります。運営開始が遅れた場合の措置については、第24条第5項及び第6項の規定に従います。瑕疵の存在について公社の責めに帰すべき事由があれば、第24条第5項に従い、公社が運営権者に発生した合理的な増加費用及び損害を負担します。
576	添付資料5 実施契約書(案)	44	(6)				用地の瑕疵	第44条第6項に規定される地中埋蔵物、土壌汚染、埋蔵文化財その他の予測できない瑕疵は、「不可抗力」に該当しないことをご確認ください。	ご理解のとおりです。
577	添付資料5 実施契約書(案)	44	(6)				用地の瑕疵	第44条第6項に規定される「必要な措置」とは、公社の費用負担により当該瑕疵の治癒がなされること、及び当該瑕疵に起因して発生する設計、施工費用の増加も改築業務費用に含められることをご確認ください。	ご理解のとおりです。
578	添付資料5 実施契約書(案)	45	(1)				用地取得	公社取得用地の可否は本事業において重要な役割を持つと考えられます。現状において「やむを得ない場合」は具体的にどのようなケースを想定されていますでしょうか。	例えば、用地取得について土地所有者と公社の合意が調わず、改築業務対象施設の計画変更等の措置を講じてもお実現のめどが立たない場合を想定しています。
579	添付資料5 実施契約書(案)	45	(1)				公社用地取得支援	公社取得用地の所有権取得が中止された場合の運営権者へ支払う損害負担について、運営権者が公社取得用地の取得を見越して所有した隣地の契約解除に伴う違約金等も含まれるという認識でよろしいでしょうか。	個別の事例により判断します。
580	添付資料5 実施契約書(案)	45	(1)				公社用地取得支援	公社による用地取得が努力義務に留められるのは不合理なので通常の義務としていただけないでしょうか。	公社取得用地(改築業務対象施設)は道路区域内で従前の地権者から取得するものであり、地権者の合意が不可欠であるため、実施契約において努力義務を超える規定を設けることは困難と考えます。一方で、本項ただし書きに規定したとおり、やむを得ない事由により取得を中止した場合は、公社が運営権者に合理的な費用又は損害を負担するものとしていることをご理解ください。
581	添付資料5 実施契約書(案)	45	(1)				公社用地取得支援	用地取得中止の場合の公社による損害賠償内容には運営権者の逸失利益が含まれるという理解でよろしいでしょうか。	改築業務に係る運営権者の逸失利益を補償することは想定していません。
582	添付資料5 実施契約書(案)	45	(1)				公社用地取得業務	公社取得用地の取得が、要求水準書に定めるスケジュールより遅延した場合、改築業務の対応する工事完了予定日の変更について協議が可能であることをご確認ください。	ご理解のとおりです。
583	添付資料5 実施契約書(案)	45	(1)				公社用地取得業務	公社取得用地の取得が要求水準書に定めるスケジュールより著しく遅延した場合又は取得可能な公社取得用地がごく一部にとどまることが認められる場合であって、運営権者が協議を申し入れた場合には、公社取得用地の所得中止について誠実に協議いただけることをご確認ください。	ご理解のとおりです。
584	添付資料5 実施契約書(案)	45	(3)				公社用地取得支援業務	第40条第2項の条件にかかわらず、第45条第3項の対価は、公社用地取得支援業務が完了した時点で支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	公社と運営権者の契約単位ごとに支払うことを想定しています。ご指摘を踏まえて修正します。
585	添付資料5 実施契約書(案)	47	(2)				改築業務対象施設の設計	随時設計図書の提出を要請された場合に適切な業務履行が妨げられる恐れがありますので、「合理的に設計図書の提出を求めることができる」との表現に修正をお願い致します。	運営権者による設計業務の進捗状況によっては、頻繁に状況を確認しなければならない場合も想定されるため、見直しは想定していません。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
586	添付資料5 実施契約書(案)	47	(3)				改築業務対象施設の設計	「運営権者は、公社からの改築業務対象施設の設計に関する意見を最大限に考慮する」とありますが、合理的な範囲で考慮するとして頂けませんか。	本項に規定した「本契約、要求水準書、募集要項等又は運営権者提案書に反するおそれ」がある場合が不合理であるとの解釈であれば、ご理解のとおりです。規定の見直しは想定していません。
587	添付資料5 実施契約書(案)	47					設計業務	運営権者は設計業務を実施するとの記載がありますが、運営権者は建築士事務所の登録が必要になるという理解で宜しいでしょうか。改築業務について、本事業の趣旨に鑑みると、運営権者に相当の資格要件を整えた上で建築士事務所登録することは適切ではないと考えられる為、当該条文の記載方法について再考頂けませんか。	実施契約においては公社と運営権者の責任分担を定めるとの趣旨から、主語を「運営権者」としていますが、設計業務の具体的な実務については、CMrが選定した専門業者が担うことを前提と考えています。
588	添付資料5 実施契約書(案)	51	(1)				改築業務対象施設の施工	専門業者ではなく、あえて「施工企業」と記載する趣旨をお教え下さい。	専門業者のうち施工業務を担当する企業として、施工企業を明確に規定したものです。
589	添付資料5 実施契約書(案)	51	(1)				改築業務対象施設の施工	「施工企業」と「専門業者」がそれぞれ定義されておりますが、両者の関係についてご教示下さい。	専門業者のうち施工業務を担当する企業として、施工企業を明確に規定したものです。
590	添付資料5 実施契約書(案)	51	(1)				本工事	本工事の定義である「改築業務対象施設の工事」とは、別紙2第2の工事名称単位での工事になるのでしょうか。例えば、橋梁床版防水工事ですと、複数の橋梁が対象となっており、これら全体を一つの工事と整理されているのか、橋梁ごとの工事と整理されているのか、お示ください。第56条ないし第58条の手続きの対象となる工事の単位が複数を含めて行うのか、個別の橋梁ごとの手続なのかについても、同様です。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、実施契約書(案)に「部分引渡し」の規定を追加し、これに基づく取扱いを行うことを想定しています。
591	添付資料5 実施契約書(案)	54	(2)				工事の中止	例えば自然災害の不可抗力により工事が中止された場合、別紙14に従うということは、「災害復旧事業」に該当しなければ公社は負担しないようにも読めます。しかし、「災害復旧事業」は法令の定義上「施設を原形に復旧する」ためのものであることを要しますが、そもそも完工前の状況で「原形に復旧する」に該当するのをご確認ください。	別紙14において公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を参照したのは、不可抗力リスクの分担の基準を定めるにあたり参考としたものであり、法の規定を全て適用するという趣旨ではありません。
592	添付資料5 実施契約書(案)	54	(2)				工事の中止	例えば自然災害の不可抗力により工事が中止された場合、別紙14に従うということは、「災害復旧事業」に該当しなければならないようにも読めます。しかし、甚大な災害で工事の出来形には影響がなくても、中止により工事費用そのものは増加することが考えられますが、現状の別紙14ですと、復旧工事がない限り増加費用は運営権者負担となるようにも読め、趣旨が明確ではありません。通常の工事発注において、不可抗力によって発生した増加費用は、それが復旧工事であるかどうかを問わず、発注者負担となるのが通常であり、完工した施設が不可抗力で損壊したケースを想定したリスク分担を建設期間中に当てはめるのは不合理ですので、趣旨を明確化してください。	別紙14において公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を参照したのは、不可抗力リスクの分担の基準を定めるにあたり参考としたものであり、法の規定を全て適用するという趣旨ではありません。
593	添付資料5 実施契約書(案)	55	(2)				工期の変更	例えば自然災害の不可抗力により工期が変更された場合、別紙14に従うということは、「災害復旧事業」に該当しなければならないようにも読めます。しかし、甚大な災害で工事の出来形には影響がなくても、工期が変更され工事費用そのものは増加することが考えられますが、現状の別紙14ですと、復旧工事がない限り増加費用は運営権者負担となるようにも読め、趣旨が明確ではありません。通常の工事発注において、不可抗力によって発生した増加費用は、それが復旧工事であるかどうかを問わず、発注者負担となるのが通常であり、完工した施設が不可抗力で損壊したケースを想定したリスク分担を建設期間中に当てはめるのは不合理ですので、趣旨を明確化してください。	別紙14において公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を参照したのは、不可抗力リスクの分担の基準を定めるにあたり参考としたものであり、法の規定を全て適用するという趣旨ではありません。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
594	添付資料5 実施契約書(案)	55	(2)				工期の変更	例えば自然災害の不可抗力により工期が変更された場合、別紙14に従うということは、「災害復旧事業」に該当しなければ公社は負担しないようにも読めます。しかし、「災害復旧事業」は法令の定義上「施設を原形に復旧する」ためのものであることを要しますが、そもそも完工前の状況で「原形に復旧する」に該当しうるのでご確認ください。	別紙14において公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を参照したのは、不可抗力リスクの分担の基準を定めるにあたり参考としたものであり、法の規定を全て適用するという趣旨ではありません。
595	添付資料5 実施契約書(案)	55	(3)				工期の変更	協議が整わない場合は、紛争解決手続きに移行するのが合理的であり、公社が決めて運営権者に一方的に通知するのは対等な契約関係を記載する契約ではないと考えます。	ご意見を踏まえ、公共工事標準請負契約約款第52条(あっせん又は調停)及び第53条(仲裁)を参考に実施契約書(案)へ追記等いたします。
596	添付資料5 実施契約書(案)	55	(4)				工期の変更	「一切の」と「合理的な」の差が生じているのはなぜでしょうか。第4項も「合理的な」に修正をお願いします。	第4項と第5項の関係に関するご質問と理解しました。工期の遵守は一義的に運営権者側に委ねられているため、第4項においては「一切の」としたところであり、規定の見直しは想定していません。一方、第5項の場合においては、工期の遅延が生じた場合の対策は運営権者側に委ねられており、増加費用及び損害の発生を最小限にとどめるための措置を運営権者側において講じることも可能と考えられるため、「合理的な」としています。
597	添付資料5 実施契約書(案)	55	(4)				工期の変更	実施契約書第32条にて、コンストラクションマネージャーの義務として、「公社の利益の最大化のために行動すべきこと」が規定されておりますが、専門業者の競争入札による選定にあたっては公社の利益最大化のため、価額を優先して専門業者を選定する必要がありますでしょうか。運営権者は、改築業務に係る工事について各種リスクを負担しますが(※)、通常、専門業者との契約で当該リスクを専門業者にパススルーし、当該費用を負担させるのが一般的であり、仮に専門業者が倒産等で当該費用を負担できない場合、公社に対する支払義務が運営権者に残るため、専門業者については価額面だけでなく、信用力の観点での評価も重要となります。第37条に基づき、公社の確認を経て専門業者を選定する建付となっておりますので、専門業者が倒産等で上記費用を負担できない場合は、運営権者は当該費用を負担する義務がない建付としていただけませんか。仮に認められない場合には、「公社の利益の最大化のために行動すべきこと」とありますが、運営権者が価額よりも専門業者の信用力を優先して選定することを認めていただける規定に修正ください。専門業者の倒産等は「運営権者の責めに帰すべき事由に該当しない」ことを明記した修正をお願い致します。	実施契約の規定に基づき、運営権者が公社との関係において改築業務に係るリスクを負担し、当該リスクをコンストラクションマネージャーへ適切に移転することが基本であり、運営権者のリスク負担を大幅に軽減する方向での見直しは想定していません。公社にとっての利益には、費用の削減のみならず工期遵守・品質確保等も含まれますので、発注内容によっては、価格のみでの競争入札が必ずしも適さない場合もあると考えます。一方で、価格よりも信用力が常に優先されるべきと規定することも合理性を欠くと考えます。費用の削減と工期・品質等の確保を両立するための専門業者の選定方法について、競争的対話及び第二次審査を通じてご提案ください。
598	添付資料5 実施契約書(案)	57	(6)				公社による完了検査	「公社は、(中略)完了検査の結果の通知を理由として、改築業務対象施設の建設について何らの責任を負うものではない。」とありますが、改築業務対象施設は公社が計画して、運営権者はその計画に基づいて設計等を行っていること、及びそもそも公社の施設として建設されるものであることから、完了検査の結果の通知によって一定の責任を負うものと考えられるため、運営権者の責任は瑕疵担保等の一般の公共発注工事における請負者(施工者)の責任範囲と同程度とすべきと考えます。	本事業における改築業務は、公共施設等運営事業とあわせて、運営権者の創意工夫に基づき、その実施を委ねるものであり、通常の公共工事と完全に同一の責任分担とすることは考えていません。
599	添付資料5 実施契約書(案)	58					改築業務対象施設の完成日	「引渡予定日に…引き渡す」とありますが、この「引渡予定日」と第60条1項に定める「工事完了予定日」の関係性をご教示ください。	引渡予定日と工事完了予定日は同一の概念です。ご指摘を踏まえて修正します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
600	添付資料5 実施契約書(案)	59					部分使用	公社が部分使用を行う際には引き渡し後と同じリスク分担とすることが妥当であるため、運営権者に責めに帰すべき事由が存在しない場合を除いて、第三者に対する賠償責任や改築業務対象施設に与えた損害等に関して公社が責任を負う建付として下さい。	再検討の結果、公社による部分使用は想定されませんので該当する条項を削除します。また、部分引渡しに関する規定を新たに規定します。
601	添付資料5 実施契約書(案)	59					部分使用	「公社は、～引き渡し前においても～使用することができる」とありますが、どのような使用を想定されているのでしょうか。	再検討の結果、公社による部分使用は想定されませんので該当する条項を削除します。また、部分引渡しに関する規定を新たに規定します。
602	添付資料5 実施契約書(案)	60	(1)				工事完了日までの予定	第55条(工期の変更)で規定されている公社が設定する工期が遅延した場合の規定と、本条において工事完了予定日が遅延した場合の規定の関係を明確にして頂けますでしょうか。例えば、運営権者事由による工期変更(工期遅延)をせざるを得なくなった場合、工事完了予定日も当初の予定よりも遅延することになりますが、この場合、第55条・第60条どちらの規定が適用されるのでしょうか。	第55条は工事着手から工事完了までの工程の内容に関する変更を主に想定しており、工事完了日の遅延を伴わない場合もあります。一方、第60条は、第55条に規定する工期の変更を伴うか否かにかかわらず、工事完了日が工事完了予定日より遅延する場合の規定です。
603	添付資料5 実施契約書(案)	60	(3)				改築業務対象施設の工事完了日の遅延	「出来形部分に相応する改築業務費用相当額」については、工事完了予定日時点の出来形を確認した上で、両者協議の上で算定する、という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
604	添付資料5 実施契約書(案)	60	(3)				違約金	本条にて違約金とされている遅延利息について、第40条(改築業務費用の支払方法)に規定される遅延利息と同等の水準として頂けますでしょうか。	第40条は金銭債務の遅延利息であるのに対して、本項は業務履行の遅延利息であり、性質が異なるため、見直しは想定していません。
605	添付資料5 実施契約書(案)	60	(3)				工事完了日の遅延	第60条第3項を適用する場合、別紙2第2のうち、例えば機能向上工事については、記載されたすべての工事の完了と平成32年3月31日という期限のみを比較することで遅延を判断するという点でよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえ、第34条第2項に基づき公社と運営権者が締結する契約において規定される竣工予定日と、実際の竣工日を比較することで、遅延を判断することとし、実施契約書(案)を修正します。
606	添付資料5 実施契約書(案)	60	(3)				違約金	遅延している場合であっても工事完了日は迎えている以上、対象となる改築業務対象施設について、「出来形部分」というのは想定できないのではないのでしょうか。控除対象の考え方についてご教示ください。	工事完了日ではなく、工事完了予定日における出来形部分を算定のうえ相当額を控除するという趣旨です。
607	添付資料5 実施契約書(案)	60	(5)				工事完了日の遅延	例えば自然災害の不可抗力により工事完了日が遅延した場合、別紙14に従うということは、「災害復旧事業」に該当しなければ公社は負担しないようにも読めます。しかし、「災害復旧事業」は法令の定義上「施設を原形に復旧する」ためのものであることを要しますが、そもそも完工前の状況で「原形に復旧する」に該当しうるのかご確認ください。	別紙14において公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を参照したのは、不可抗力リスクの分担の基準を定めるにあたり参考としたものであり、法の規定を全て適用するという趣旨ではありません。
608	添付資料5 実施契約書(案)	60	(5)				工事完了日の遅延	例えば自然災害の不可抗力により工事完了日が遅延した場合、別紙14に従うということは、「災害復旧事業」に該当しなければならないようにも読めます。しかし、甚大な災害で工事の出来形には影響がなくても、工事が遅延して工事費用そのものは増加することが考えられますが、現状の別紙14ですと、復旧工事が無い限り増加費用は運営権者負担となるようにも読め、趣旨が明確ではありません。通常の工事発注において、不可抗力によって発生した増加費用は、それが復旧工事であるかどうかを問わず、発注者負担となるのが通常であり、完工した施設が不可抗力で損壊したケースを想定したリスク分担を建設期間中に当てはめるのは不合理ですので、趣旨を明確化してください。	別紙14において公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を参照したのは、不可抗力リスクの分担の基準を定めるにあたり参考としたものであり、法の規定を全て適用するという趣旨ではありません。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
609	添付資料5 実施契約書(案)	61	(1)				改築業務対象施設に係る公共施設等運営権	改築業務対象施設について、工事完了日と引渡日にタイムラグが生じた場合、運営権者から公社へ引き渡されていないにも関わらず運営権の対象となるのでしょうか。	引渡日と工事完了日は同一の概念であり、タイムラグは発生しないものと考えています。
610	添付資料5 実施契約書(案)	62	(1)				瑕疵担保	改築業務対象施設も運営権設定対象施設である以上、第112条第2項と同様に瑕疵があった場合には修補の費用の負担のみとしてください。	第112条第2項は運営権者の維持管理・運営業務に起因する瑕疵の規定であり、本項をこれに合わせる方向での見直しは想定していません。
611	添付資料5 実施契約書(案)	63	(1)				附帯施(既設PA)の貸付	別紙10は片務性が著しくこれに従うか否かは運営権者の自由意思に委ねられるべきと思われますので、別紙10を前提とする内容を改めていただけないでしょうか。	附帯施設(既設PA)の運営は要求水準書<便利施設等の運営編>において要求水準を定めている業務であり、運営権者に実施していただく必要があります。 別紙10については、賃貸借契約に関して全応募者に共通の条件として示すものであり、実施契約の締結とあわせて、その内容について公社と運営権者で合意しておくべきものと考えます。 個別の条項については、本質問回答及び競争的対話を通じて、必要に応じて見直しを行います。
612	添付資料5 実施契約書(案)	64	(1)				公社取得用地(新設PA隣接区域)の貸付	公社による用地取得が努力義務に留められるのは不合理なので通常の義務としていただけないでしょうか。	公社取得用地(新設PA隣接区域)は道路区域外で従前の地権者から取得するものであり、公社が土地収用等の権限を有しない以上、実施契約において努力義務を超える規定を設けることは困難と考えます。 一方で、本項ただし書きに規定したとおり、やむを得ない事由により取得を中止した場合は、公社が運営権者に合理的な費用又は損害を負担するものとしていることをご理解ください。
613	添付資料5 実施契約書(案)	64	(1)				公社取得用地(新設PA隣接区域)の貸付	用地取得中止の場合の公社による損害賠償内容には運営権者の逸失利益が含まれるという理解でよろしいでしょうか。	逸失利益については、2年分を上限として、相当因果関係が認められる範囲において含まれます。
614	添付資料5 実施契約書(案)	64	(1)				公社取得用地	公社取得用地の取得が要求水準書に定めるスケジュールより著しく遅延した場合又は取得可能な公社取得用地がごく一部にとどまることが認められる場合であって、運営権者が協議を申し入れた場合には、公社取得用地の所得中止について誠実に協議いただけることをご確認ください。	ご理解のとおりです。
615	添付資料5 実施契約書(案)	64	(2)				公社取得用地(新設PA隣接区域)の貸付	別紙11は片務性が著しくこれに従うか否かは運営権者の自由意思に委ねられるべきと思われますので、別紙11を前提とする内容を改めていただけないでしょうか。	附帯施設(新設PA隣接区域)の運営は要求水準書<便利施設等の運営編>において要求水準を定めている業務であり、運営権者に実施していただく必要があります。 別紙11については、賃貸借契約に関して全応募者に共通の条件として示すものであり、実施契約の締結とあわせて、その内容について公社と運営権者で合意しておくべきものと考えます。 個別の条項については、本質問回答及び競争的対話を通じて、必要に応じて見直しを行います。
616	添付資料5 実施契約書(案)	64	(2)				公社取得用地(新設PA隣接区域)の貸付	公社取得用地(新設PA隣接区域)について用地又は造成に予測できない瑕疵があった場合には、当該瑕疵の治癒に必要な措置を公社が行うことをご確認ください。	ご理解のとおりです。
617	添付資料5 実施契約書(案)	65	(1)				関係市町村との協議	「関係する市町村と必要な協議を行う」とありますが、どのような内容を想定されていますでしょうか。	開発許可・建築確認申請などの許認可のほか、各市町村が定める開発指導要綱等に基づき要請される協議などを想定しています。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
618	添付資料5 実施契約書(案)	66					附帯施設の運営	第108条(公社の任意による解除、公社の事由による本契約の解除)に基づき、関連する各運営権設定対象施設に係る運営権が取り消された場合に運営権者が附帯施設に投じた資本を回収できないリスクを負うことは、公平性に欠ける他、事業者側の積極的なコミット姿勢を妨げる懸念が大きいため、当該事態が生じた場合には「公社が運営権者から時価で買い取る義務を負う」建付として下さい。	第108条の場合における附帯施設の建物工作物については、公社は時価にて買い受けるか、買受しない場合は運営権者に通常生じる損失を補償する方向で、別紙10及び別紙11の規定を修正します。
619	添付資料5 実施契約書(案)	66					附帯施設の運営	徴収した料金収入をもって公社の債務償還が完了し運営権存続期間が当初の存続期間より短縮されて終了した場合、附帯事業・任意事業も終了するという認識でよろしいでしょうか？	ご指摘の場合は第108条第1項に該当すると考えられますので、実施契約の全部又は一部が解除され、これを原因として、別紙10の第15条第1項及び別紙11の第13条第1項に基づき、建物・土地それぞれの賃貸借契約も解除されることとなります。
620	添付資料5 実施契約書(案)	67	(4)				附帯施設の増改築その他の変更	運営権設定対象施設において、道路の整備・運営に影響を及ぼす法令等の変更・新設については公社がリスク負担するという基本的な考えに則り、附帯施設の整備・運営に影響を及ぼす法令等の変更・新設についても、公社がリスク負担して頂けませんか？	附帯施設の整備・運営については、運営権者が法令改正に係るリスクを負担することを基本としており、見直しは想定していません。
621	添付資料5 実施契約書(案)	68	(1)				附帯施設の変更及び終了	第68条第1項に基づく「やむを得ない事情」の有無は、運営権者の合理的な経営判断を尊重することをご確認ください。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、条文の文言上、事業内容を変更・終了すべき「やむを得ない事情」の有無は客観的に判断されるところ、そのような事情が存在する場合には、運営権者の合理的な経営判断として、本項に基づき事業内容の変更・終了を提案されることも想定されるものと存じます。そのような提案については、第2項に従い、公社としても誠実に協議を行う想定です。
622	添付資料5 実施契約書(案)	68	(3)				附帯施設の変更及び終了	第68条第3項の附帯施設に係る部分の本契約の解約については、事業終了についてやむを得ない事由がある場合は、公社は不合理に合意を拒絶しないという理解でよいでしょうか。	公社として不合理な対応を行うことは想定していません。
623	添付資料5 実施契約書(案)	68	(3)				附帯施設の変更及び終了	社会経済の観点から、附帯施設に関しては、必ず買い取っていただけないでしょうか。	本項は社会情勢の変化等やむを得ない事情がある場合の規定であり、かかる情勢変化のもとで公社が必ず買い取ると規定することは困難です。一方で、第2項に規定したとおり、事業内容の変更又は終了について、運営権者と誠実に協議するものとしてご理解ください。
624	添付資料5 実施契約書(案)	68	(3)				附帯施設の終了	合意の上とありますが、6か月間、協議が整わなかった場合は原則として解除されるとの理解でよろしいでしょうか。	6か月間協議が調わなかった場合には解除することを想定していますが、一方的な解除を認めるものではなく、合意により解除することを想定しています。
625	添付資料5 実施契約書(案)	68	(3)				附帯施設の買取	原則として買い取っていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	本項に規定したとおり、公社が必要と認めたものを買い取る予定です。
626	添付資料5 実施契約書(案)	68	(3)				附帯施設部分の解約	処分費相当額に該当する費用として想定しているものをお示ください。	公社が必要と認めて買い取ることとした建物・設備・備品等のほかに残置物があった場合に、その処分費相当額を控除することを意図したものです。
627	添付資料5 実施契約書(案)	68	(3)				附帯施設部分の解約	第68条第3項が適用される場合、附帯施設が社会経済的に有用である場合には原則として買取がなされることをご確認ください。	本項に規定したとおり、公社が必要と認めたものを買い取る予定です。
628	添付資料5 実施契約書(案)	69	(1)				任意事業	既設PA及び公社で計画されている新設PA以外の土地に、新たにSA、PAを設置して有料道路と直結することは可能でしょうか。	提案内容によっては許可等の手続きが必要となります。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
629	添付資料5 実施契約書(案)	69	(1)				任意事業	地域活性化施策として、有料道路から直接沿線の既存・新設観光施設等に直結線を設けることについて制約はございますでしょうか。	提案内容によっては許可等の手続きが必要となります。
630	添付資料5 実施契約書(案)	69	(1)				事業区域内において運営権者が任意で行う事業	第108条(公社の任意による解除、公社の事由による本契約の解除)に基づき、関連する各運営権設定対象施設に係る運営権が取り消された場合に運営権者が事業区域内の任意事業に投じた資本を回収できないリスクを負うことは、公平性に欠ける他、事業者側の積極的なコミット姿勢を妨げる懸念が大きいため、当該事態が生じた場合には「公社が運営権者から時価で買い取る義務を負う」建付として下さい。	任意事業は運営権者の提案に基づき付加的に実施される事業であるため、その責任及び費用は運営権者が負担することを基本としており、見直しは想定していません。
631	添付資料5 実施契約書(案)	70					事業区域外において運営権者が任意で行う事業	理由の如何を問わず本契約の全部又は一部が解除された場合であっても、運営権者は事業区域外の任意事業を終了させる義務を負わない(但し、本契約全部の解除を以て本契約で定めるモニタリング等の関連条項の適用も消滅する)、ことを明記して頂きたいです。	公社と任意事業の実施主体との間で別途締結する任意事業協定において、必要な規定を設ける予定です。
632	添付資料5 実施契約書(案)	71	(1)				任意事業の変更及び終了	公社は、社会情勢の変化等やむを得ない事情がある場合には、任意事業の変更及び終了についての運営権者の提案をもって、やむを得ない事情がある場合を除き、「変更」に同意する、とありますが、「終了」にも同意されるとの理解でよろしいでしょうか。景況悪化等の理由により任意事業の採算が取れず事業継続が困難となった場合は、事業を変更・終了する「やむを得ない事情」に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	いずれもご理解のとおりです。前段については、ご指摘を踏まえて修正します。
633	添付資料5 実施契約書(案)	71	(1)				任意事業の変更及び終了	任意事業について、運営権者が当初提案事項を実施した結果として、収支が合わない場合、当該事業を継続することは困難となります。「社会情勢の変更等やむを得ない事情」の範囲には、収支が合わず、事業の継続が困難な場合も含まれることを明記下さい。	社会情勢の変更等やむを得ない事情に起因して収支が悪化した場合は本項の対象になると考えますが、そうした事情によらず、単に運営権者による事業採算性の判断に重大な誤りがあった場合までを含めることは困難と考えます。
634	添付資料5 実施契約書(案)	71	(1)				任意事業の変更及び終了	第71条第1項に基づく「やむを得ない事情」の有無は、運営権者の合理的な経営判断を尊重することをご確認ください。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、条文の文言上、事業内容を変更・終了すべき「やむを得ない事情」の有無は客観的に判断されるところ、そのような事情が存在する場合には、運営権者の合理的な経営判断として、本項に基づき事業内容の変更・終了を提案されることも想定されるものと存じます。そのような提案については、第2項に従い、公社としてやむを得ない事由がない限り同意することを想定しています。
635	添付資料5 実施契約書(案)	71	(2)				任意事業の変更及び終了	公社が同意しない条件である「やむを得ない事由」とはどのようなものを想定しているのでしょうか。また、例示できるものがあれば、契約上に例示頂けますでしょうか。	例えば、地元との合意形成の経緯から変更・終了が困難な場合などが想定されます。
636	添付資料5 実施契約書(案)	71	(2)				任意事業の終了	変更同意とありますが、事業の終了についても同意いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえて修正します。
637	添付資料5 実施契約書(案)	71	(2)				任意事業の変更及び終了	第71条第2項の「やむを得ない事由」は、具体的にどのような事由を想定しているか、例をお示しください。	例えば、地元との合意形成の経緯から変更・終了が困難な場合などが想定されます。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
638	添付資料5 実施契約書(案)	72	(1)				第三者への委託及び請負	但し書きの記載について、運営権者が構成企業又は協力企業に委託し、構成企業又は協力企業が第三者に委託する場合(いわゆる再委託の場合)については、あらかじめ公社から同意を得る必要はないという理解でよろしいでしょうか。また、構成企業又は協力企業が委託責任を負担する契約形態であれば、委託先について、特段制限を受けることはないという理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、基本的にご理解のとおりですが、別途、第4項及び第5項を遵守していただく必要があります。
639	添付資料5 実施契約書(案)	72	(3)				第三者への委託及び請負	上述の内容に関連して、「コンストラクションマネジメント方式に基づき運営権者が選定した専門業者の倒産等に伴う事由は、運営権者の責めに帰すべき事由とみなさない」ことを明記して下さい。	専門業者は、運営権者の指示に基づき、コンストラクションマネージャーが選定するものとしています。専門業者の責めに帰すべき事由について、一義的にはコンストラクションマネージャーがその責任を負うことは、自明であると考えます。
640	添付資料5 実施契約書(案)	72	(4)				第三者への委託及び請負	「その他公社が不適切と認める者」というのは、「暴力団員等」に準ずる者に限られるという理解でよいでしょうか。	暴力団員等に準ずる者のほか、募集要項において参加制限を設けている「特措法第2条第4項に規定する会社又は当該会社と直接、間接を問わず資本関係を有する者」も含まれます。
641	添付資料5 実施契約書(案)	72	(4)				第三者への委託及び請負	「公社が不適切と認める者」とは、具体的にどのような者を想定しておりますでしょうか(暴力団員等に準じるものを指すという理解でよろしいでしょうか。)。また、当初より構成企業又は協力企業として開示している者への委託は、これに該当しないという理解でよろしいでしょうか。	前段については、暴力団員等に準ずる者のほか、募集要項において参加制限を設けている「特措法第2条第4項に規定する会社又は当該会社と直接、間接を問わず資本関係を有する者」も含まれます。後段については、委託に際して不適切な企業であることが判明した場合は認められません。
642	添付資料5 実施契約書(案)	72	(4)				第三者への委託及び請負	「その他公社が不適切と認める者」とは、暴力団等に類する者を指しているとの理解でよろしいでしょうか。「不適切」という要件だけでは、何を以て違反となるのが不明であるため、考え方を示してください。	暴力団員等に準ずる者のほか、募集要項において参加制限を設けている「特措法第2条第4項に規定する会社又は当該会社と直接、間接を問わず資本関係を有する者」も含まれます。
643	添付資料5 実施契約書(案)	72	(5)				第三者への委託及び請負	「その他公社が不適切と認める者」とは、暴力団等に類する者を指しているとの理解でよろしいでしょうか。「不適切」という要件だけでは、何を以て違反となるのが不明であるため、考え方を示してください。	暴力団員等に準ずる者のほか、募集要項において参加制限を設けている「特措法第2条第4項に規定する会社又は当該会社と直接、間接を問わず資本関係を有する者」も含まれます。
644	添付資料5 実施契約書(案)	73	(1)				要求水準の変更	要求水準書の変更は、運営権者との協議の上、両社が合意した内容・期日にて変更がなされるという理解でよろしいでしょうか。	本項ただし書きに規定したとおり、あらかじめ運営権者と協議を行いますが、最終的には公社の判断において変更します。
645	添付資料5 実施契約書(案)	73	(2)				要求水準の変更	「公社の責めに帰すべき事由による」要求水準書の変更とは、公社の意向による一切の要求水準書の変更を含むという理解でよいでしょうか。運営権者の責めに帰すべき事由による場合は運営権者負担、法令変更及び不可抗力の場合はそれらの規定に従い、それ以外の場合は公社負担となるべきと考えます。	前段の「公社の意向による一切の要求水準書の変更」の意図するところが不明ですが、後段についてはご理解のとおりです。
646	添付資料5 実施契約書(案)	73	(3)				要求水準の変更	要求水準書の変更が公社の責めに帰すべき事由以外の原因で行われた場合はどのようなことを想定されているのでしょうか。公社の責めに帰すべき事由以外であっても、公社負担若しくは協議事項と出来ないのでしょうか。	運営権者の責めに帰すべき事由により、要求水準どおりに業務を実施することが困難となり、要求水準を引き下げざるを得ない場合については、減少費用は公社に帰属すべきものと考えます。なお、法令改正や不可抗力による場合は、第89条第2項又は第94条第2項の定めによることから、減少費用については公社帰属としています。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
647	添付資料5 実施契約書(案)	73	(3)				要求水準の変更	「会社の責めに帰すべき事由以外の原因」による要求水準の変更について、一律に運営権者の負担とするのではなく、その原因に応じ、不可抗力や法令変更に準じたリスク分担をすべきと考えますが、政策変更(第87条)、法令改正(第89条)、税制改正(第92条)、不可抗力(第94条)により要求水準の変更がある場合は「本契約に別段の定めがある場合」に該当し、これらの条文中で処理されるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
648	添付資料5 実施契約書(案)	73	(3)				要求水準の変更	政策変更、不可抗力及び法令改正により要求水準が変更された場合の増加費用の負担は、第9章の規定に従うことをご確認ください。	ご理解のとおりです。
649	添付資料5 実施契約書(案)	73	(3)				要求水準の変更	「本契約に別段の定めがある場合」とは、実施契約第9章第2節「政策変更」、第3節「法令改正」、第5節「不可抗力」が該当するという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
650	添付資料5 実施契約書(案)	73	(3)				要求水準の変更	不可抗力、法令変更等で要求水準が変更された場合は、別紙14に基づき公社と運営権者がリスク(増加費用及び損害の負担を含む。)を分担するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
651	添付資料5 実施契約書(案)	73	(4)				要求水準の変更	要求水準が変更され費用が削減された場合は事業リスクが運営権者にある観点(第85条)から、運営権者に帰属するものと思います。サービス対価方式の場合は要求水準が変更され費用が削減された場合はサービス対価が減額されることは理解できますが、公共施設運営権事業の場合は、サービス対価の支払いはないので、費用相当分を公社に帰属させることはおかしいと思います。特に運営権者の創意工夫で要求水準が変更され、費用が削減できてもそれが公社に帰属したのでは創意工夫するインセンティブが生まれません。	募集要項2(7)アに規定したとおり、維持管理・運営業務にかかる要求水準を確保するなかで行われる、運営権者の創意工夫によって生じる経費削減による収益は、その全額を運営権者に帰属させるものとしていきます。このため、ご指摘のような創意工夫のインセンティブが生じない仕組みではないと考えます。
652	添付資料5 実施契約書(案)	73	(4)				要求水準の変更	「運営権者の費用が減少する場合…当該費用相当額については公社の帰属とする」ことの具体的な帰結をご教示下さい。運営権者が公社に当該額を支払う義務を負うのでしょうか。	ご質問にある要求水準の変更による費用の減少は、運営権者にその減少分を支払っていただく趣旨です。ただし、運営権者からの創意工夫や改善提案に基づく、性能規定や新たな管理指標(IRI等)の導入、業務の見直し等については、募集要項2(7)アの趣旨を踏まえ、経費削減による収益の全額を運営権者に帰属する方向で修正します。
653	添付資料5 実施契約書(案)	73	(4)				要求水準の変更	要求水準書の変更については、要求水準書<総則編>45頁 7.1及び7.2には、運営権者からの創意工夫、改善提案等によるものも想定されています。これらの場合による費用の減少については運営権者への帰属としていただけないでしょうか。	要求水準書<総則編>7.1項に規定した、運営権者からの創意工夫や改善提案に基づく、性能規定や新たな管理指標(IRI等)の導入、業務の見直し等については、募集要項2(7)アの趣旨を踏まえ、経費削減による収益の全額を運営権者に帰属させる方向で、修正を行います。
654	添付資料5 実施契約書(案)	73	(4)				要求水準の変更	増加費用のリスク分担と同様に、会社の責めに帰すべき事由以外の原因で費用が減少した場合には、第73条第4項の適用はないことをご確認ください。	運営権者の責めに帰すべき事由により、要求水準どおりに業務を実施することが困難となり、要求水準を引き下げざるを得ない場合については、減少費用は公社に帰属すべきものと考えます。なお、法令改正や不可抗力による場合は、第89条第2項又は第94条第2項の定めによることから、減少費用については公社帰属としています。
655	添付資料5 実施契約書(案)	73	(4)				要求水準の変更	不可抗力及び法令改正について、附帯事業及び任意事業の増加費用は全て運営権者のリスク負担となっている以上、不可抗力及び法令改正により要求水準が変更された場合の附帯事業及び任意事業の費用の減少については、第73条第4項は適用されないことをご確認ください。	ご理解のとおりです。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
656	添付資料5 実施契約書(案)	73	(4)				要求水準の変更	公社事由以外の要求水準の変更の場合、追加費用は運営権者負担である一方、減少費用は全て公社に帰属することになっています。公社事由以外の要求水準変更で費用が減少した場合は、運営権者への帰属とするべきではないでしょうか。	運営権者の責めに帰すべき事由により、要求水準どおりに業務を実施することが困難となり、要求水準を引き下げざるを得ない場合については、減少費用は公社に帰属すべきものと考えます。 なお、法令改正や不可抗力による場合は、第89条第2項又は第94条第2項の定めによることから、減少費用については公社帰属としています。
657	添付資料5 実施契約書(案)	73	(4)				要求水準の変更	要求水準の変更により運営権者の費用が減少する場合に当該減額費用が公社に帰属する(減額費用を運営権者が公社に支払う)根拠が不明であり、かつ独立採算事業になじまないため、本項は削除していただけないでしょうか。	公社の責めに帰すべき事由による場合は、第2項において公社が追加費用を負担するものとしていることとの関係上、減少費用は公社に帰属すべきものと考えます。 また、運営権者の責めに帰すべき事由により、要求水準どおりに業務を実施することが困難となり、要求水準を引き下げざるを得ない場合については、減少費用は公社に帰属すべきものと考えます。 なお、法令改正や不可抗力による場合は、第89条第2項又は第94条第2項の定めによることから、減少費用については公社帰属としています。
658	添付資料5 実施契約書(案)	73	(4)					民間の努力・工夫による場合は、減少費用は民間に帰属との理解でよろしいでしょうか？そうでなければ、民間の改善へのインセンティブが維持できません。	要求水準書<総則編>7.1項に規定した、運営権者からの創意工夫や改善提案に基づく、性能規定や新たな管理指標(IRI等)の導入、業務の見直し等については、募集要項2(7)アの趣旨を踏まえ、経費削減による収益の全額を運営権者に帰属させる方向で、修正を行います。
659	添付資料5 実施契約書(案)	74	(4)				近隣住民に対する説明及び環境対策	公社の協力とは住民説明への帯同も含まれますか。	ご理解のとおりです。
660	添付資料5 実施契約書(案)	74	(6)				近隣住民に対する説明及び環境対策	運営権対価の対象道路事業自体に対する近隣説明及び対策については公社負担ということではよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
661	添付資料5 実施契約書(案)	74					近隣住民に対する説明及び環境対策	本条第6項において、「運営開始日前の道路整備に起因した」費用が発生した場合には公社が負担するとありますが、改築業務においては、「運営開始日前の道路整備に起因しない」費用が発生する恐れもあるかと思いますが、このコストについては公社によって負担されるということではよろしいでしょうか。	要求水準書<改築業務編>7.2.4項において近隣調整及び準備調査業務を規定しているように、改築業務の実施に関しては、運営権者が近隣住民に対する説明及び環境対策の費用を負担することとなります。
662	添付資料5 実施契約書(案)	79	(1)				モニタリング基本計画等の変更	モニタリング基本計画等の変更による費用の増加・削減の負担方法について、運営権者の負担が重く設定されておりますので、軽減・免除を検討頂けますでしょうか。	第73条に規定する要求水準の変更における増加費用の負担及び減少費用の帰属と同等の条件としており、運営権者の負担が重いとは考えておりません。
663	添付資料5 実施契約書(案)	79	(3)				モニタリング基本計画等の変更	「公社の責めに帰すべき事由による」モニタリング実施計画書等の変更とは、公社の意向による一切の変更を含むという理解でよいでしょうか。	「公社の意向による一切の変更」の意図するところが不明ですが、第4項に該当しないものについては、第3項に含まれると考えます。
664	添付資料5 実施契約書(案)	79	(4)				モニタリング基本計画等の変更	政策変更(第87条)、法令改正(第89条)、税制改正(第92条)、不可抗力(第94条)により変更がある場合は「本契約に別段の定めがある場合」に該当し、これらの条文で処理されるという理解でよいでしょうか。	税制改正に起因するモニタリング基本計画等の変更について具体例を想定することが困難ですが、その他については、ご理解のとおりです。
665	添付資料5 実施契約書(案)	79	(4)				モニタリング基本計画等の変更	政策変更、不可抗力及び法令改正によりモニタリング基本計画等が変更された場合の増加費用の負担は、第9章の規定に従うことをご確認ください。	ご理解のとおりです。
666	添付資料5 実施契約書(案)	79	(4)				モニタリング基本計画等の変更	不可抗力、法令変更等でモニタリング実施計画書等が変更された場合は、別紙14に基づき公社と運営権者がリスク(増加費用及び損害の負担を含む。)を分担するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
667	添付資料5 実施契約書(案)	79	(4)				モニタリング基本計画等の変更	「本契約に別段の定めがある場合」とは、実施契約第9章第2節「政策変更」、第3節「法令改正」、第5節「不可抗力」が該当するという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
668	添付資料5 実施契約書(案)	79	(5)				モニタリング基本計画等の変更	変更され費用が削減された場合は事業リスクが運営権者にある観点(第85条)から、運営権者に帰属するものと思います。サービス対価方式の場合はモニタリング基本計画等が変更され費用が削減された場合はサービス対価が減額されることは理解できますが、公共施設運営権事業の場合は、サービス対価の支払いはないので、費用相当分を公社に帰属させることはおかしいと思います。特に運営権者の創意工夫で変更され、費用が削減できてもそれが公社に帰属したのでは創意工夫するインセンティブが生じません。	公社の責めに帰すべき事由による場合は、第3項において公社が追加費用を負担するものとしていることとの関係上、減少費用は公社に帰属すべきものと考えます。 また、運営権者の責めに帰すべき事由により、モニタリング基本計画等への適合が困難となり、モニタリングに係る作業や費用の負担を引き下げざるを得ない場合については、減少費用は公社に帰属すべきものと考えます。 なお、法令改正や不可抗力による場合は、第89条第2項又は第94条第2項の定めによります。
669	添付資料5 実施契約書(案)	79	(5)				モニタリング基本計画等の変更	増加費用のリスク分担と同様に、公社の責めに帰すべき事由以外の原因で費用が減少した場合には、第79条第5項の適用はないことをご確認ください。	運営権者の責めに帰すべき事由により、モニタリング基本計画等への適合が困難となり、モニタリングに係る作業や費用の負担を引き下げざるを得ない場合については、減少費用は公社に帰属すべきものと考えます。 なお、法令改正や不可抗力による場合は、第89条第2項又は第94条第2項の定めによります。
670	添付資料5 実施契約書(案)	79	(5)				モニタリング基本計画等の変更	不可抗力及び法令改正について、附帯事業及び任意事業の増加費用は全て運営権者のリスク負担となっている以上、不可抗力及び法令改正により要求水準が変更された場合の附帯事業及び任意事業の費用の減少については、第79条第5項は適用されないことをご確認ください。	ご理解のとおりです。
671	添付資料5 実施契約書(案)	79	(5)				モニタリング基本計画等の変更	モニタリング計画書等の変更により運営権者の費用が減少する場合に当該減額費用が公社に帰属する(減額費用を運営権者が公社に支払う)根拠が不明であり、かつ独立採算事業になじまないため、本項は削除していただけませんか。	公社の責めに帰すべき事由による場合は、第3項において公社が追加費用を負担するものとしていることとの関係上、減少費用は公社に帰属すべきものと考えます。 また、運営権者の責めに帰すべき事由により、モニタリング基本計画等への適合が困難となり、モニタリングに係る作業や費用の負担を引き下げざるを得ない場合については、減少費用は公社に帰属すべきものと考えます。 なお、法令改正や不可抗力による場合は、第89条第2項又は第94条第2項の定めによります。
672	添付資料5 実施契約書(案)	79	(5)				モニタリング基本計画等の変更	公社事由以外のモニタリング基本計画等の変更の場合、追加費用が運営権者負担である一方、減少費用は全て公社に帰属することになります。公社事由以外のモニタリング基本計画等の変更の場合は、運営権者への帰属とするべきではないでしょうか。	運営権者の責めに帰すべき事由により、モニタリング基本計画等への適合が困難となり、モニタリングに係る作業や費用の負担を引き下げざるを得ない場合については、減少費用は公社に帰属すべきものと考えます。 なお、法令改正や不可抗力による場合は、第89条第2項又は第94条第2項の定めによります。
673	添付資料5 実施契約書(案)	79	(5)					同上	民間の努力・工夫による場合は、減少費用は民間に帰属との理解でよいか、とのご質問と理解します。 要求水準書と異なり、運営権者からの創意工夫や改善提案に基づくモニタリング基本計画等の変更について、具体例を想定することが困難です。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
674	添付資料5 実施契約書(案)	80	(1)				運営権者による誓約事項	(5)号～(7)号の金融機関との契約書については、金融機関との間で守秘義務を負っていることから、開示はご容赦願えないでしょうか。最低限、経済条件等営業秘密に属する事項については黒塗りでの開示を許容いただければ幸いです。(第82条及び第83条第3項における融資及び担保権設定に関する契約書の提出についても同様。)	融資契約における期限の利益の喪失事由や、運営権者に対する担保権設定の内容等については、公社としても把握しておく必要があるため、原則として提出をお願いするものです。開示・非開示の範囲については、個別に協議のうえ調整します。
675	添付資料5 実施契約書(案)	80	(2)	7			資本金と資本準備金の最低額	資本金と資本準備金の最低額は、どのように設定する予定でしょうか。当初の資本金と資本準備金の合計額とされるのは、柔軟な経営に支障を来す為、事業全体に鑑みた設定をお願い致します。	運営権者提案書の記載内容に基づき設定する予定です。
676	添付資料5 実施契約書(案)	80	(2)	6			運営権者による誓約事項	増資計画とは事業収支悪化時の対応についてでしょうか。また事業収支悪化時の対応として増資以外の対応を提案し、増資することが絶対条件ではないと解釈してよろしいでしょうか。	前段については、事業収支悪化時を含みますが、これに限りません。運営権者の提案によります。後段については、ご理解のとおりです。
677	添付資料5 実施契約書(案)	80	(2)	7			資本金の条件	資本金の最低額は運営権者提案と理解して宜しいでしょうか。また、DEレシオ等の条件もないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
678	添付資料5 実施契約書(案)	80	(3)	2			運営権者による誓約事項	同号により株式等の発行には公社の事前の承諾が必要とされておりますが、完全無議決権株式については、第81条第2項が優先的に適用され、同条第1項に従う限り、公社の承諾なくして発行できるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえて修正します。
679	添付資料5 実施契約書(案)	80	(3)	2			運営権者による誓約事項	「株式の発行」が承諾事項となっておりますが、無議決権株式については公社殿の承諾なくして発行できる理解ですので、ここは「議決権株式」に限定すべきかと存じます。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえて修正します。
680	添付資料5 実施契約書(案)	81	(5)				議決権株式の割り当て	運営権の信託受益権化は許容されますでしょうか？	第81条第5項よりも、むしろ第83条第1項に関するご質問と理解します。信託受益権化を否定するものではありませんが、運営権者の事業実施の継続を阻害しないと判断できることが必要です。詳細は競争的対話を通じて確認するものとします。
681	添付資料5 実施契約書(案)	81	(5)				議決権株式の割り当て	匿名組合出資の譲渡は公社の事前承認が必要でしょうか？	匿名組合出資の実態が議決権株式に該当しないことが確認できれば、公社の事前承認を要しないものと考えます。詳細は競争的対話を通じて確認するものとします。
682	添付資料5 実施契約書(案)	81	(5)				運営権者に係る株式等	「基本協定書に基づきあらかじめ認められた者」とは、具体的に誰を想定されておりますでしょうか。構成企業でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
683	添付資料5 実施契約書(案)	81	(6)				運営権者に係る株式等	融資金融機関は、「あらかじめ処分先として認められた者」に該当し、融資金融機関のための株式質権の設定に公社殿の承諾は不要という理解です。	融資金融機関であることのみを理由として株式質権の設定に公社の承諾が不要となるものではなく、別途締結される直接協定に基づき、株式質権の設定手続きを行うものとご理解ください。
684	添付資料5 実施契約書(案)	81	(8)				運営権者に係る株式等	代表企業は、運営開始日から5年を経過するまで、自らの議決権付株式の譲渡を行うことができないとございますが、代表企業の株式であっても金融機関が当該株式に係る担保実行を行う場合については例外とさせて頂ければと存じます。	ご理解のとおりです。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
685	添付資料5 実施契約書(案)	82	(2)				本契約上の地位及び権利義務の譲渡等	「第125条(金融機関との協議)に基づく協定書が公社と当該金融機関等との間で公社の合理的に満足する内容で締結されているとき」に関して、公社が合理的に満足しない内容で協定が締結されることは考えられないことから、協定書が締結されていればこの条件は充足すると考えてよろしいでしょうか。(第83条第3項、別紙8第11条第2項、別紙9第11条第2項、別紙10第7条第2項、別紙11第7条第2項についても同様。)	ご理解のとおりです。
686	添付資料5 実施契約書(案)	82	(2)				本契約上の地位及び権利義務の譲渡等	「合理的な理由なくして承諾を拒否しない」とありますが、承諾を留保又は遅延しないことを明記して頂けますでしょうか。	ご指摘を踏まえて修正します。
687	添付資料5 実施契約書(案)	83	(2)				公社の会計規則	公社の会計規則に定められている随意契約に該当する事由をご教示ください。	愛知県道路公社会計規程については、守秘義務対象資料8(民間事業者に開示する公社例規集)に収録されています。
688	添付資料5 実施契約書(案)	83	(3)				運営権の譲渡等	「合理的な理由なくして承諾を拒否しない」とありますが、承諾を留保又は遅延しないことを明記して頂けますでしょうか。	ご指摘を踏まえて修正します。
689	添付資料5 実施契約書(案)	86	(1)				政策変更に基づく通知の付与	附帯事業、任意事業もモニタリングの対象とされているので、これを行うことができなくなった場合も通知していただけないでしょうか。	モニタリングの対象であるか否かは本項と関係ないと考えます。本項の規定にかかわらず、必要に応じて、公社と運営権者で情報共有のうえ協議することは可能です。
690	添付資料5 実施契約書(案)	86					政策変更に基づく通知の付与	政策変更による全部又は一部の解除の可能性が含有されているため、リスク分担表のコンセプトを踏まえ、法令改正による解除(第90条)と同様の規定の挿入、並びに第109条と第114条2項が同様に適用される旨を明記して頂きたいです。	政策変更に基づき法令改正が行われた場合は、第88条が第86条に、第89条が第87条に、それぞれ優先して適用されるものと考えます。
691	添付資料5 実施契約書(案)	86					政策変更	本条における「政策」とは、公社及び運営権者に対する法的拘束力を有するものに限られないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
692	添付資料5 実施契約書(案)	86					政策変更	「政策」に基づき法令等の改正又は制定が行われた場合は、第86条と第89条のどちらが適用されるのでしょうか。	政策変更の具体的な内容によりますが、基本的には、法的拘束力を伴うという点で、第88条が第86条に、第89条が第87条に、それぞれ優先して適用されるものと考えます。
693	添付資料5 実施契約書(案)	86					政策変更に基づく通知の付与	「政策」とは、具体的にどのような場面を想定しておりますでしょうか。競合路線の新規開設等は第8節で規定されておりますので、その他の公共インフラ政策になりますでしょうか。	一例としては、ご理解のとおりです。
694	添付資料5 実施契約書(案)	86					政策変更による解除	政策変更により運営権設定対象施設の維持管理・運営業務を行うことができなくなった場合の契約解除時の取扱いの記載がありません。第114条2項、法令改正と同様の取扱いという理解でよろしいでしょうか。	政策変更に基づき法令改正が行われた場合は、第88条が第86条に、第89条が第87条に、それぞれ優先して適用されるものと考えます。
695	添付資料5 実施契約書(案)	87	(1)				政策変更に基づく協議及び追加費用の負担	追加費用の負担のみならず運営権者の収入減等の損害についても協議していただけないでしょうか。	政策変更起因して料金収入が変動した場合は、第7節(需要変動)の規定に従うものとします。
696	添付資料5 実施契約書(案)	87	(2)				政策変更に基づく協議及び追加費用の負担	追加費用の負担のみならず運営権者の収入減等の損害についてもご負担いただけないでしょうか。	政策変更起因して料金収入が変動した場合は、第7節(需要変動)の規定に従うものとします。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
697	添付資料5 実施契約書(案)	87	(2)				政策変更に基づく協議及び追加費用の負担	政策変更により運営権者の費用が減少する場合に当該減額費用が公社に帰属する(減額費用を運営権者が公社に支払う)根拠が不明であり、かつ独立採算事業になじまないで、本項は削除していただけないでしょうか。	公社が追加費用を負担するものとしていることとの関係上、減少費用は公社に帰属すべきものと考えます。
698	添付資料5 実施契約書(案)	88	(1)				法令改正に基づく通知の付与	附帯事業、任意事業もモニタリングの対象とされているので、これを行うことができなくなった場合も通知していただけないでしょうか。	モニタリングの対象であるか否かは本項と関係しないと考えます。本項の規定にかかわらず、必要に応じて、公社と運営権者で情報共有のうえ協議することは可能です。
699	添付資料5 実施契約書(案)	89	(1)				法令改正に基づく協議及び追加費用の負担	追加費用の負担のみならず運営権者の収入減等の損害についても協議していただけないでしょうか。	法令改正に起因して料金収入が変動した場合は、第7節(需要変動)の規定に従うものとします。
700	添付資料5 実施契約書(案)	89	(2)				法令改正に基づく協議及び追加費用の負担	別紙14にて増加費用を運営権者負担としている法令改正についても、第89条に規定される「運営権者の費用が減少した場合には公社の帰属とする」とされている点は合理的でないで修正頂けないでしょうか。現在の規定では、例えば、法令改正により運営権者側に増加費用が発生した後、当該法律が再度改正され減少費用が発生した場合には公社が収受することになってしまい、運営権者が過大にリスクを負うことになってしまいます。	ご指摘の例示においては、当初の法令改正による増加費用を公社が負担し、その後の法令改正による費用減少を公社に帰属させることとなるため、ご指摘のような運営権者の過大なりリスク負担は生じないものと考えます。
701	添付資料5 実施契約書(案)	89	(2)				法令改正	法令改正について、附帯事業及び任意事業の増加費用は全て運営権者のリスク負担となっている以上、法令改正による附帯事業及び任意事業の費用の減少については、第89条第2項は適用されないことをご確認ください。	ご理解のとおりです。
702	添付資料5 実施契約書(案)	89	(2)				法令改正に基づく協議及び追加費用の負担	別紙14の負担割合では、増加費用は運営権者が発生防止を合理的に期待できない事象については公社、それ以外は運営権者がそれぞれ負担しているが、減少費用が全て公社帰属となっている。法令改正等が行われ費用が減少した場合、その全てが公社へ帰属するのではなく、運営権者の工夫等が認められる場合には運営権者へ帰属させるべきではないでしょうか。	減少費用相当額の算定については、運営権者のさらなる創意工夫の余地を損なわないことに留意のうえ、協議して定めるものとします。
703	添付資料5 実施契約書(案)	89	(2)				法令改正に基づく協議及び追加費用の負担	追加費用の負担のみならず運営権者の収入減等の損害についても別紙14による負担割合としていただけないでしょうか。	法令改正に起因して料金収入が変動した場合は、第7節(需要変動)の規定に従うものとします。
704	添付資料5 実施契約書(案)	89	(2)				法令改正に基づく協議及び追加費用の負担	法令変更により運営権者の費用が減少する場合に当該減額費用が公社に帰属する(減額費用を運営権者が公社に支払う)根拠が不明であり、かつ独立採算事業になじまないで、本項は削除していただけないでしょうか。	公社が追加費用を負担するものとしていることとの関係上、減少費用は公社に帰属すべきものと考えます。
705	添付資料5 実施契約書(案)	90	(1)	2			法令改正による解除	「(2)本契約の履行のために多大な費用を要すると判断したとき。」とありますが、どの程度を想定されていますか？	運営権者の事業収支構造によって異なるため、現段階では具体的に想定していません。
706	添付資料5 実施契約書(案)	91					道路の整備・運営	道路の整備・運営とは、改築業務および運営権設定対象施設の維持管理・運営業務であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
707	添付資料5 実施契約書(案)	91					税制改正	法人税や消費税も第4節の税制改正の対象に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。仮に法人税率が引き下げられた場合には、運営権者が減少分を収受するとの理解で宜しいでしょうか。	法人税については、道路の整備・運営に限らず企業活動全般に関わるものであるため、本節には含まれません。法人税率が引き下げられた場合、その減少分について公社に帰属させることは想定していません。消費税については、第(2)号に定める範囲において、本節の対象となります。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
708	添付資料5 実施契約書(案)	92	(2)				税制改正に基づく通知の付与	「本契約に別段の定めがある場合を除き、公社は…運営権者に生じた追加費用を負担する」とありますが、第89条第2項(及び別紙14)はここでいう「別段の定め」には該当せず、本条の規定が優先的に適用されるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
709	添付資料5 実施契約書(案)	92	(2)				税制改正に基づく協議及び追加費用の負担	税制改正に対して、運営権者が追加費用の発生防止手段をとることは不可能ですので、無条件に公社の負担としていただけないでしょうか。	第91条第(1)号及び第(2)号に掲げる場合について協議及び費用負担の対象とすることで十分と考えます。
710	添付資料5 実施契約書(案)	92	(3)				税制改正に基づく通知の付与	「本契約に別段の定めがある場合を除き、公社は…運営権者に生じた追加費用を負担する」とありますが、第85条第4項(消費税率の改正を含む公租公課は全て運営権者の負担とする旨の定め)は、ここでいう「別段の定め」には該当せず、本条の規定が優先的に適用されるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
711	添付資料5 実施契約書(案)	93	(1)	3			不可抗力に基づく通知の付与	「本契約の履行のための費用が増加するとき」とは、附帯事業・任意事業(事業区画内・外)の全ての履行の費用が含まれるという理解でよろしいでしょうか？	附帯事業及び任意事業は本項の対象外です。
712	添付資料5 実施契約書(案)	93	(1)				不可抗力に基づく通知の付与	附帯事業、任意事業もモニタリングの対象とされているので、これを行うことができなくなった場合も通知していただけないでしょうか。	モニタリングの対象であるか否かは本項と関係しないと考えます。本項の規定にかかわらず、必要に応じて、公社と運営権者で情報共有のうえ協議することは可能です。
713	添付資料5 実施契約書(案)	94	(2)				不可抗力に基づく協議及び追加費用の負担	不可抗力(自然災害等)により収入が大幅に減少した場合、不可抗力に直接起因する追加費用に加え、収入の補てんや維持運営管理費用の負担ならびに運営権対価の減額(ないし繰延べ)等の調整もご検討お願い申し上げます。	不可抗力に起因して料金収入が変動した場合は、第7節(需要変動)の規定に従うものとします。
714	添付資料5 実施契約書(案)	94	(2)				不可抗力	不可抗力の発生により、「運営権者の費用が減少した場合」とはどのようなケースを想定されているのでしょうか。想定されるものがない場合には、当該文言を削除頂けますでしょうか。また、削除頂けない場合には、別紙14にて追加費用を運営権者負担としている不可抗力についても、「運営権者の費用が減少した場合には公社の帰属とする」とされている点は合理的でないので修正頂けますでしょうか。	第93条第2項の規定により運営権者が負担を免れた維持管理・運営費用などが想定されます。
715	添付資料5 実施契約書(案)	94	(2)				不可抗力	不可抗力発生時の負担の対象となる「追加費用」には、施設の復旧工事に要する費用に限定されるものでなく、当該不可抗力事象に起因して発生した、本事業の実施に関する追加費用を指すことをご確認ください。	ご理解のとおりです。
716	添付資料5 実施契約書(案)	94	(2)				不可抗力	不可抗力について、附帯事業及び任意事業の追加費用は全て運営権者のリスク負担となっている以上、不可抗力による附帯事業及び任意事業の費用の減少については、第94条第2項は適用されないことをご確認ください。	ご理解のとおりです。
717	添付資料5 実施契約書(案)	94	(2)				不可抗力に基づく協議及び追加費用の負担	別紙14の負担割合では、追加費用は運営権者が発生防止を合理的に期待できない事象については公社、それ以外は運営権者がそれぞれ負担しているが、減少費用が全て公社帰属となっている。法令改正等が行われ費用が減少した場合、その全てが公社へ帰属するのではなく、運営権者の工夫等が認められる場合には運営権者へ帰属させるべきではないでしょうか。	減少費用相当額の算定については、運営権者のさらなる創意工夫の余地を損なわないことに留意のうえ、協議して定めるものとします。なお、ご質問の「法令改正等が行われ」は「不可抗力が発生し」の誤りと理解します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
718	添付資料5 実施契約書(案)	94	(2)				不可抗力に基づく協議及び追加費用の負担	追加費用の負担のみならず運営権者の収入減等の損害についても別紙14による負担割合としていただけないでしょうか。	不可抗力に起因して料金収入が変動した場合は、第7節(需要変動)の規定に従うものとします。
719	添付資料5 実施契約書(案)	94	(2)				不可抗力に基づく協議及び追加費用の負担	不可抗力により運営権者の費用が減少する場合に当該減額費用が公社に帰属する(減額費用を運営権者が公社に支払う)根拠が不明であり、かつ独立採算事業になじまないため、本項は削除していただけないでしょうか。	公社が追加費用を負担するものとしていることとの関係上、減少費用は公社に帰属すべきものと考えます。
720	添付資料5 実施契約書(案)	96	(1)				不可抗力による解除	公社及び運営権者が、不可抗力により生じた自らの損害についてそれぞれ負担するとありますが、運営権者に発生する損害として想定されているものをご教示ください。	契約解除時までにおける不可抗力原因の費用負担は別紙14に従うものとし、契約解除に伴い発生する費用は相互の負担とする方向で修正します。
721	添付資料5 実施契約書(案)	96					不可抗力による解除	不可抗力に起因して運営権者に発生した損害と、第114条2項で想定される費用、の定義の違いを明確化して下さい。	契約解除時までにおける不可抗力原因の費用負担は別紙14に従うものとし、契約解除に伴い発生する費用は相互の負担とする方向で修正します。
722	添付資料5 実施契約書(案)	96					不可抗力による解除	不可抗力により本契約を解除する場合の費用・損害等の負担について、第94条及び別紙14に基づく負担としないのはなぜでしょうか。	契約解除時までにおける不可抗力原因の費用負担は別紙14に従うものとし、契約解除に伴い発生する費用は相互の負担とする方向で修正します。
723	添付資料5 実施契約書(案)	96					不可抗力による解除	本条において「かかる場合には、第94条にかかわらず」とされている点は追加費用の負担について規定されているものである一方、第114条損失補償等の規定は損失補償におけるリスク負担であり、「かかる場合」であっても後者の損失補償に係る規定は有効であるとの理解で宜しいでしょうか。	契約解除時までにおける不可抗力原因の費用負担は別紙14に従うものとし、契約解除に伴い発生する費用は相互の負担とする方向で修正します。
724	添付資料5 実施契約書(案)	97	(1)				物価変動に基づく報告及び確認	本物価変動対象費用について、基本的には維持管理費及び再投下費は全て対象となるよう定義を明確化頂きたく、事業者の提案や競争的対話等にて費目を協議させて頂きたくお願い申し上げます。	ご指摘を踏まえ、競争的対話において協議することとします。
725	添付資料5 実施契約書(案)	97	(1)				物価変動に基づく報告及び確認	本物価変動対策費用が定義されていますが不明確です。改築等が発生した場合、平成28年度とどのように比較するのでしょうか。	第98条に規定したとおり、各年度の本物価変動指数と平成28年度●月物価指数を比較することにより、各年度の本物価変動対象費用が物価変動に基づきどの程度変動したかを確認し、費用負担の方法を定めるものとしています。 なお、改築業務における工事価格については、別途、第35条の規定に従います。
726	添付資料5 実施契約書(案)	97	(1)				物価変動に基づく報告及び確認	附帯事業及び任意事業に係る費用が「本物価変動対象費用」に含まれていない根拠を示していただけないでしょうか。	附帯事業及び任意事業については、運営権者の裁量に基づき、物価変動を売上へ適切に転嫁できると考えられるためです。
727	添付資料5 実施契約書(案)	97	(1)				物価変動	当該第97条、98条に物価変動の検証指標が記載されていますが、それ以外の方法についての記述がありません。一方、改築業務第35条では一般的指標を利用する以外に、第4項では「特別な要因」の場合、第5項ではインフレ、デフレの場合も想定されています。昨今、建設作業員の労賃のみ大きく上昇したにもかかわらず国土交通省のデフレター、日銀統計などがそれを反映せず、実態に一致しないケースがあります。是非、第6節ではそのようなケースも対応できる条文の追記をお願いします。	維持管理・運営業務と改築業務で物価変動リスクの分担方法を必ずしも一致させる必要はないと考えており、それぞれについて検討を行い、現行のとおり規定しています。
728	添付資料5 実施契約書(案)	97	(2)					「企業向けサービス価格指数(総平均)又はこれに相当する指数に係る確報値」とは、指数の例示であり、具体的な指数はブレークダウン協議にて決定するとの理解でよろしいでしょうか？	現段階においては「消費税を除く企業向けサービス価格指数(総平均)」を用いることを想定しています。「又はこれに相当する指数」とあるのは、日本銀行による統計資料の作成・公表の方針が変更された場合を想定したものです。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
729	添付資料5 実施契約書(案)						物価変動に基づく報告及び確認	物価変動の対象となる金額は、注記14に公社の損益計算書上「道路管理費」「一般管理費」「退職給与引当金繰入」に相当する金額とされておりますが、キャッシュ・フロー計算書の「資産の取得に伴う支出」(所謂設備投資/CAPEX)も、物価変動の影響を大きく受ける項目である為、こちらに相当する金額も含めて頂けますでしょうか。	ご指摘を踏まえ、競争的対話において協議することとします。
730	添付資料5 実施契約書(案)							運営権者は、実際の業務・工事発注に際して、創意工夫やリスク軽減の観点から長期・包括契約を用いる場合が多く、実際の支払は短期的な指標によらないため、物価変動による調整は3年や5年などの中期的な傾向を踏まえて行うなど、協議の余地はありますでしょうか？	ご指摘を踏まえ、競争的対話において協議することとします。
731	添付資料5 実施契約書(案)							事業期間中の各年度の基準値は「平成28年度●月物価指数」であり、常にそれとの対比で増減を確認・調整するとの理解でよろしいでしょうか。「前年度物価指数」の算定との関係に整合性がないように見られるため、具体的な例示と合わせ、ご教示ください。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、詳細は実施契約書(案)に従いますが、平成28年度●月物価指数を基準値(100)として事業期間を通じた累積で101.5を超える場合は公社が補填し98.5を下回る場合は公社が収受するとご理解ください。
732	添付資料5 実施契約書(案)				(1)		物価変動に基づく費用の負担及び帰属	第1項及び第2項では、「平成28年度●月物価指数」と比較した±1.5%の判定に基づきリスク負担者が決定されるが、第3項では「本基準物価指数」と比較した±1.5%の判定となっています。第3項も「平成28年度●月物価指数」との比較とすべきではないでしょうか？	ご指摘を踏まえて修正します。
733	添付資料5 実施契約書(案)						物価変動に基づく費用の負担および帰属	1.5%を超える物価変動については、公社の負担・帰属とするということですが、著しい物価変動により料金改定が行われた場合が仮にあった場合でも本条項は一律に適用されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
734	添付資料5 実施契約書(案)				(2)		計画料金収入等	実施方針に関するQ&A No.1356「交通量予測を見直すことから、運営権対価の見直しも実施されるものと想定します。なお、前提となる交通量予測は、両者の合意なく変更されることは想定しておりません。」との回答に基づき、公社及び運営権者が計画料金収入及び計画交通量の内容の変更合意した場合には、「支払済の運営権対価一時金と運営権対価分割金の双方に関して適切に見直しが行われる」という内容を追記頂きたいと思っております。	両者の合意に基づき交通量予測の見直しが行われた場合は、運営権対価の見直しも実施されるものと考えますが、見直しされた結果を反映する調整方法等については協議によります。 また、需要変動リスクを適切に分担するため、見直しの効果は見直し時点以降の交通量予測に反映されるものとします。 そのため、運営開始時点当初に遡って交通量予測の見直し結果が適用されるものではなく、以降の対価収受にて調整されるものと考えます。
735	添付資料5 実施契約書(案)				(2)		計画料金収入等	需要変動による調整について対象となるものはなんのでしょうか？要求水準書(維持管理・運営編)に記載の業務の内容及び頻度についての変更を含むと考えて宜しいでしょうか。	需要変動による調整については、運営権対象路線毎の計画料金収入と料金収入実績の比較のみが対象となります。
736	添付資料5 実施契約書(案)				(2)		計画料金収入及び計画交通量の見直し	「計画料金収入」及び「計画交通量」の見直しの協議を行う場合、運営権者の事業継続性・採算性等に十分配慮した上でご調整頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	「計画交通量」の見直しは、将来の人(旅客)や物(貨物)の移動から交通需要を推計し見直すものであり、「計画料金収入」については、道路整備特別措置法に基づき、料金徴収期間内に建設費等を償うものであるものであり、運営権者の事業継続性・採算性に配慮して決定するものではありませんが、計画料金収入の見直しに合わせて運営権対価を見直すことも想定しているため、事業継続性・採算性については問題がないものと考えます。
737	添付資料5 実施契約書(案)				(2)		計画変更	「概ね10年」とありますが、計画に対し一定の割合(例えば20%等)を超過して実績が変動した場合に、適宜計画の調整が可能になる様、要望いたします。	概ね10年ごとにしてありますが、計画料金収入との大きな乖離が認められれば、10年にとらわれず協議を申し出ることができま。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
738	添付資料5 実施契約書(案)	99	(2)				需要変動	需要変動とは具体的にどのような事項でしょうか。人口変動などでしょうか。周辺に商業施設等ができて別の道路の利用者が増え、本件道路の利用者が減少した場合なども含まれるのでしょうか。	調整の対象となる需要変動は計画料金収入と実績料金収入の差を指し、要因は人口変動や周辺施設の新設等多岐にわたることが想定されます。競合路線の新設による増減は別途競合路線リスクとして第102条以降で規定しております。
739	添付資料5 実施契約書(案)	99	(2)				計画料金収入等	公社が「計画料金収入及び計画交通量の内容変更」に応じる場合の目安、及び見直し後の新たな計画料金収入及び計画交通量の算出方法をご教示頂けますでしょうか。	計画の見直しに応じる場合の目安については、両者の合意がなされることを前提としておりますので、協議の結果によるものと考えます。見直し後の計画交通量の算出方法については、資料2-1に示す方法に準拠することが想定されますが、その時点での交通需要推計手法によるものと考えられます。
740	添付資料5 実施契約書(案)	99	(2)				計画料金収入等	運営権対価は当初計画料金収入及び当初計画交通量に基づき提案されているので、当初の計画の見直しが行われた場合には、見直し以降の運営権対価の金額調整に加え、過去に遡及し計画が過大であったために収入が不足した金額を調整(運営権対価額の減額として)するべきではないでしょうか。	一定の需要変動リスクは事業者に負っていただくことを前提としているため、過去に遡及して調整することは想定しておりません。
741	添付資料5 実施契約書(案)	99	(2)				計画料金収入等	計画料金収入及び計画交通量の見直しは10年毎を目途としているが、運営権者において予測と実績がずれた場合において、見直しするまでの期間が長すぎると思われます。	概ね10年ごとにしてはおりますが、計画料金収入との大きな乖離が認められれば、10年にとらわれず協議を申し出ることができます。
742	添付資料5 実施契約書(案)	99	(3)				計画料金収入等	予定競合路線が部分的に開通された際についても、料金収入が変動すると思えます。そのような場合は、公社に負担頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
743	添付資料5 実施契約書(案)	99	(3)				計画料金収入及び交通量等の見直し	「計画料金収入」、「計画料金収入(当初より競合路線考慮無し)」、「計画料金収入(当初より競合路線考慮)」及び計画交通量の見直しの協議を行う場合、運営権者の事業継続性・採算性等に十分配慮した上でご調整頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	「計画交通量」の見直しは、将来の人(旅客)や物(貨物)の移動から交通需要を推計し見直すものであり、「計画料金収入」については、道路整備特別措置法に基づき、料金徴収期間内に建設費等を償うものであるものであり、運営権者の事業継続性・採算性に配慮して決定するものではありませんが、計画料金収入の見直しに合わせて運営権対価を見直すことも想定しているため、事業継続性・採算性については問題がないものと考えます。
744	添付資料5 実施契約書(案)	99	(3)				計画交通量の内容の変更	「予定競合路線又は予定外競合路線の供用開始日又は無料開放日から3年経過後を目途に・・・(中略)・・・計画交通量の内容の変更に関する協議を申し出ることができる」とありますが、競合路線の供用開始時期は、計画や工事の進捗状況等により事前に把握できると考えられます。特に西知多道路の供用に関しては事業収支に大きく影響するため「予定競合路線の予定供用開始日の3年前を目途に・・・(中略)・・・計画交通量の内容の変更に関する協議を申し出ることができる」に変更願います。	計画交通量の見直しは予定競合路線の影響を踏まえたうえで為されるべきと考えますので、予定競合路線開通前に予定競合路線を理由とした計画交通量の見直しすることは想定しておりません。なお、計画交通量には予定競合路線の影響は加味されており、実績との乖離については第103条に基づき調整が為されます。
745	添付資料5 実施契約書(案)	102	(2)				競合路線の新規開設等に基づく実績料金収入	「交通量に大幅な変動があり」とありますが、大幅な変動の目安を示して頂けますでしょうか。尚、本項目につきましては、競合路線とは無関係に6%以上収入が減少した際の調整とは異なる調整と理解しますが、現実的な運用として、収入減少の帰責事由を定量的に分解することは困難と考えます。この点についてのお考えをご教示頂けますでしょうか。	予定外競合路線はそもそも現時点で計画が為されておらず、大きな影響を及ぼすことは想定されないため、因果関係と影響は運営権者にてお示し頂くこととなります。そのうえで大幅な変動に当たるかどうかは公社が合理的に判断します。
746	添付資料5 実施契約書(案)	102	(2)				競合路線の新規開設等に基づく実績料金収入等	同項における「予見不可能な競合路線」とは、別紙5の第3「競合路線」(92頁)に掲げられなかった路線と同義と考えてよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
747	添付資料5 実施契約書(案)	102	(2)				競合路線の新規開設等に基づく実績料金収入等	同項第2文における「交通量に大きな変動」があった場合および「料金収入に影響が生じた」場合についての判断基準を教えてください。	大幅な変動に当たるかどうかは会社が合理的に判断します。
748	添付資料5 実施契約書(案)	102	(2)				競合路線	第102条第2項における「大幅な変動」については、別紙5の第4に基づく調整の基準に該当し調整が行われる場合には、大幅な変動があったものとして扱われることをご確認ください。	別紙5の第4の4に基づく調整であれば、ご理解のとおりです。
749	添付資料5 実施契約書(案)	107	(1)				運営権の事由による本契約の解除	契約実務に鑑み、通知による即時解除ではなく、一定の催告期間を設けていただけないでしょうか。	実態的には会社からの任意による通知等は行われるものと想定していますが、解除権行使としては即時解除可能としています。
750	添付資料5 実施契約書(案)	107	(2)				運営権の事由による本契約の解除	「運営権の取消し」とありますが、これは本契約の解除でしょうか。	第110条をご参照ください。実施契約の解除と運営権の取消しは別個の概念です。
751	添付資料5 実施契約書(案)	107	(3)				運営権者の事由による本契約の解除	第107条(3),(4),(5),(7)の事由については、当該不履行又は状態を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告し、当該期間内に当該不履行又は状態が是正されない場合に解除することができる建付として下さい。	実態的には会社からの任意による通知等は行われるものと想定していますが、解除権行使としては即時解除可能としています。
752	添付資料5 実施契約書(案)	107					本契約の解除	第107条ないし第109条に基づき本契約の一部が解除される場合、その「一部」は運営権の単位で、個々の運営権に対応した本事業が解除されることをご確認ください。	ご理解のとおりです。
753	添付資料5 実施契約書(案)	108	(1)				会社の任意による解除、会社の事由による本契約の解除	会社が運営権を取り消すことができるのは「公益上やむを得ない必要が生じたとき」に限られると考えられますので(PFI法29条1項2号)、「その他会社が必要と認める場合」の解除は認められないのではないのでしょうか。	ご指摘のPFI法第29条第1項第2号の規定は、運営権の取消しに関する規定であり、本項が規定する実施契約の解除とは性質が異なるものと考えます。
754	添付資料5 実施契約書(案)	108	(1)				公共の任意による解除	「その他会社が必要と認める場合」とありますが、これでは無制限に解除が認められることになり、事業の継続性・安定性が害されますので削除して頂けませんか。	その他会社が「合理的に」必要と認める場合、と修正します。
755	添付資料5 実施契約書(案)	108	(1)				会社の任意による解除	公益上やむを得ない必要が生じた場合又はその他会社が必要と認める場合に、会社が本契約の全部又は一部を解除することができることについて、解除される範囲については、運営権者とは一切協議されないのでしょうか。	本事業の継続は会社・運営権者の双方にとって重要かつ共通の目的であるため、解除の判断にあたっては、あらかじめ十分な協議が行われるものと考えます。
756	添付資料5 実施契約書(案)	108	(1)				会社の任意による解除、会社の事由による本契約の解除	「その他会社が必要と認める場合」の範囲が広範であるため、限定列举(少なくとももう少し具体的パターンの例示等)していただけないでしょうか。	具体的な例示の列举は困難ですが、ご指摘を踏まえ、その他会社が「合理的に」必要と認める場合、と修正します。
757	添付資料5 実施契約書(案)	108	(2)				公共の任意による解除	「会社の重大な義務に違反」とありますが、金銭債務の不履行(遅延)などもこれに該当するという理解でよろしいでしょうか。	金銭債務の不履行・遅延の程度によりますが、該当する場合もあると考えます。
758	添付資料5 実施契約書(案)	109					本契約の合意解約	本契約の一部を合意解約とありますが、一部とは附帯施設を解約できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
759	添付資料5 実施契約書(案)	111	(1)				事業終了時の引継ぎ	事業終了直前に実施した道路の維持管理その他に関する資本的な支出についての質問です。①当該支出は道路公社保有資産の価値向上となるため、その見合額について運営権もしくは無形固定資産として認識するという理解でよいでしょうか。②①の場合、残存期間で当該見合額を償却するとすると、事業終了時までの償却負担額が多くなるとともに、当該投資の効果は返還後も継続することから合理的でないと考えております。経済的価値が継続する期間で償却をし、事業終了時に残額を清算するなどのルールを契約書のなかで具体的に設けていただくことは可能でしょうか。	①運営権者における会計・税務上の取扱いについては、各自でご検討ください。 ②第111条第1項に規定する運営権者保有資産ではなく、公社保有資産に対する運営権者負担による資本的支出についてのご質問と理解しましたが、これらの費用負担を踏まえて提案価額をご検討頂くことを踏まえ、事業終了時に別途なんらかの清算(補償)を行うことは想定しておりません。なお、ご提案のような契約上の「ルール」が税務上の取扱いに影響するものかどうかは、慎重にご検討ください。
760	添付資料5 実施契約書(案)	111	(1)				事業終了時の引継ぎ	社会経済の観点から本事業に係る資産に関しては、必ず買い取っていただけではないでしょうか。少なくとも、公社殿の責めに帰すべき事由によって事業が終了した場合には、必ず買い取っていただけないでしょうか。	本項は存続期間の満了による終了を含むため、無料開放に伴い公社から県に移管する可能性を想定すると、公社として残存の資産を必ず買い取ると規定することの根拠を見出すことは困難と考えます。 一方、公社の責めに帰すべき事由による解除の場合は、第114条第1項に基づき解除に起因して運営権者に生じた費用の支払を求めることができるものとしていることをご理解ください。
761	添付資料5 実施契約書(案)	111	(1)				事業終了時の引継ぎ	運営権者が保有する資産を時価にて買取り頂けると記載ありますが、任意事業等により新設する施設については、簿価による買取として頂くことはできますでしょうか。	任意事業に係る資産については、そもそも公社として買い取る必要性を慎重に判断することとなります。 時価での買い取りとしているのは、例えば運営権者の経営悪化により収益性が大幅に低下している場合に簿価で買い取ることにした場合、運営権者による収益力の維持・向上のインセンティブを大きく損なうおそれがあるためです。
762	添付資料5 実施契約書(案)	111	(2)				事業終了時の引継ぎ	公社の帰責によって事業終了した場合は、運営権者の業務引継ぎ準備及び引継ぎにかかる費用は、公社にてご負担頂きたくお願いいたします。	公社の責めに帰すべき事由による解除の場合は、第114条第1項に基づき解除に起因して運営権者に生じた費用の支払を求めることができるものとしていることをご理解ください。
763	添付資料5 実施契約書(案)	111	(2)				事業終了時の引継ぎ	公社の責めに帰すべき事由により解約された場合に、運営権者が引継ぎを行う根拠は認められないのでその旨修正していただけないでしょうか。	運営権者が引継ぎを行わずに事業を終了させることは到底不可能なため、修正することは考えていません。 一方、公社の責めに帰すべき事由による解除の場合は、第114条第1項に基づき解除に起因して運営権者に生じた費用の支払を求めることができるものとしていることをご理解ください。
764	添付資料5 実施契約書(案)	112	(1)				運営権設定対象施設の引渡し	運営事業開始前から存在する瑕疵については運営事業者の責任の範囲から除外してください。	第28条に基づき公社が負うべきであった瑕疵担保責任について、本項の規定を理由に運営権者へ転嫁することは考えていません。
765	添付資料5 実施契約書(案)	112	(2)				瑕疵担保責任	「運営権の終了日から2年以内に公社が運営権者に通知した場合」と規定されていますが、事業期間終了後2年以上、SPCを存続させる必要はございますでしょうか。	事業期間終了時点において運営権者が公社に対する金銭債務を負っておらず、かつ、第117条第2項に基づき代表企業が瑕疵担保責任を引き受けることに合意した場合は、SPCを存続させる必要はありません。
766	添付資料5 実施契約書(案)	112	(2)				運営権設定対象施設の引渡し	運営権対象施設の瑕疵について、いかなる意味においても運営権者が負担すべき根拠は認められないので本項は削除していただけないでしょうか。	公社が事業開始時の瑕疵担保責任を負担するものとしていることとの関係上、運営権者が事業終了時の瑕疵担保責任を負担すべきと考えます。
767	添付資料5 実施契約書(案)	113	(1)	1			違約金等	運営権者の事由による本契約の解除における運営権設定対象施設の違約金は運営権対価年額相当額の10%と定義されておりますが、解約時に既に期間が満了している運営権は違約金算定時の運営権設定対象施設から除外されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
768	添付資料5 実施契約書(案)	113	(1)	1			違約金等	違約金の計算根拠となる「運営権対価年額相当額」には消費税相当額は含まれない、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
769	添付資料5 実施契約書(案)	113	(1)	1			損害補償等	第108条の規定により本契約が解除された場合、運営権者は解除に起因して運営権者に生じた費用の支払及び損失(ただし、運営権者の逸失利益については2年分を上限とする。)の補償を求めることができますが、公社の任意解除の場合、2年分の逸失利益の補償では十分ではないと考えますが、2年分を上限と設定する理由をご教示ください。	「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」が参照する「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」及び「公共用地の取得に伴う損失補償基準細則」において、営業廃止の補償に関しては、転業に通常必要とする期間中の従前の収益相当額を、従前の営業収益の2年分の範囲内で適正に定めた額としていることを参考にしています。
770	添付資料5 実施契約書(案)	113	(1)	2			違約金等	運営権者の事由による本契約の解除における改築業務対象施設の違約金は、解除日の時期を問わず、改築業務対象施設別工事上限金額の10%と定義されておりますが、37頁の第61条に「改築業務対象施設は工事完了日から関連する運営権設定対象施設に係る運営権の対象となる」とありますので、改築工事が完了した施設は違約金算定時の改築業務対象施設から除外される、つまり、改築業務対象施設別工事上限金額の10%を違約金とするのは工事完了日までとの理解でよろしいでしょうか。又、解除の時期問わず、とありますが、解除時の未完工事相当金額の10%とする等、進捗に応じた負担とすることに検討の余地はありますでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。本号に「解除により終了された改築業務対象施設ごとに」、「当該改築業務対象施設に係る」と規定しているように、改築業務が完了した施設については、解除の対象とはならず、違約金の算定対象にも含まれません。後段については、通常の公共工事請負契約において解除の時期を問わず違約金を同額に設定していることとの整合性に鑑みると、ご提案のような進捗に応じた負担とすることは困難と考えます。
771	添付資料5 実施契約書(案)	113	(1)	2			違約金等	違約金の計算根拠となる「改築業務対象施設別工事上限金額」には消費税相当額は含まれない、との理解でよろしいでしょうか。	「改築業務対象施設別工事上限金額」に、消費税相当額は含まれています。
772	添付資料5 実施契約書(案)	113	(1)	2			違約金	(2)号の違約金は、完成日の到来した改築業務対象施設については適用されないことをご確認ください。	ご理解のとおりです。本号に「解除により終了された改築業務対象施設ごとに」、「当該改築業務対象施設に係る」と規定しているように、改築業務が完了した施設については、解除の対象とはならず、違約金の算定対象にも含まれません。
773	添付資料5 実施契約書(案)	113	(1)	2			違約金	(2)号の違約金について、改築業務対象施設のうち、特に数量が複数なものについて、適用関係をご教示ください。例えば80ある橋梁の防水工事の一つでも終わっていないければ防水工事の改築業務費用の総額の10%の違約金が発生するとすると、あまりにも均衡を失します。	橋梁床版防水工事については、個々の橋梁相互に関連のないことから、個別に違約金を設定します。
774	添付資料5 実施契約書(案)	113	(1)				違約金等	「運営権設定対象施設」から「(改築業務対象施設を除く。)」と規定されていますが、施設を除外することにより運営権対価年額相当額は調整されないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。括弧書き部分は、第(1)号と第(2)号の関係性を明瞭化するために規定したものです。
775	添付資料5 実施契約書(案)	113	(1)				違約金等	違約金の設定基準をご教示ください。	解除に伴い公社に発生する、維持管理・運営業務の引き継ぎ等に関する費用負担や、運営権者にとっての金銭的なペナルティとしての重み等を総合的に勘案して設定しました。具体的には、別紙4の第4に規定される予定の運営権対価年額相当額に10%を乗じて算定します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
776	添付資料5 実施契約書(案)	113	(2)				違約金等	解除に起因して公社が被った相当因果関係の範囲内にある損害額の認定について質問します。現時点で公社より与えられている収入及び費用見込みに基づけば、西知多道路の開業までは潤沢なキャッシュフローが期待できるがそれ以降は非常に厳しい収支が見込まれますが、若し事業者が悪意で西知多道路の開業までで事業契約を解除しようとした場合、その後運営権者を再度選ぶ、若しくは公社が自から運営する場合には、業務要求水準を維持するにも償還金を積み立てるにも厳しい状況が想定されます。そもそも将来の収支が厳しいことが見込まれるのにも関わらず、運営権について分割払い方式を選定されたためにこのような事態(いわゆる美味しいとこ取り)が起こりえるわけですが、本条に定める相当因果関係の範囲内にある損害額については、このような将来にわたる損害が含まれると考えるべきでしょうか、或いはこれらは含まれないと考えて宜しいでしょうか。	運営権者による本契約の解除権は第108条又は第109条に規定したとおりであり、運営権者の全くの任意による解除は認められません。一方で、仮に運営権者が維持管理水準を意図的に低下させるなどして、公社が解除権を行使するよう仕向けるようなことがあった場合は、ご指摘のように、公社として有料道路の運営の継続に必要な費用を請求する等の必要な措置を講じます。
777	添付資料5 実施契約書(案)	113					違約金等	(2)に規定されている違約金について、「改築業務対象施設別工事上限金額の10%に相当する金額」とされておりますが、本契約が解除された時点において、既に公社より全部又は一部の支払を受けている工事については、当該違約金の基準額には含まれないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。本号に「解除により終了された改築業務対象施設ごとに」、「当該改築業務対象施設に係る」と規定しているように、改築業務が完了した施設については、解除の対象とはならず、違約金の算定対象にも含まれません。
778	添付資料5 実施契約書(案)	114	(1)				損失補償等	運営権者に生じた費用及び損失の対象に運営権者が金融機関から調達した借入に係る金利及びブレイクファンディングコスト等及び金融機関との間で締結した金利スワップ契約に係るブレイクファンディングコスト等の金融費用が対象となる旨を明示下さい。また、第113条において運営権者が負担する損害額に上限がない中、公社が負担する運営権者の逸失利益については2年に限定されるのは不合理かと思ます。逸失利益については、発生年数分の期間をご負担下さい。	前段については、合理的な増加費用と認められる場合は含まれるものと考えます。後段については、第113条の場合に公社に発生する損害額の上限をあらかじめ想定することが困難であるのに対して、第114条の場合は「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」において公共用地補償基準の考え方に従い補償する旨の考え方が示されていることをご理解ください。
779	添付資料5 実施契約書(案)	114	(1)				損失補償等	リスク分担の観点から第1・2項において、第111条で定める引き継ぎ準備等に係る費用、附帯施設の撤去等に係る費用、事業区域内の任意事業の撤去等に係る費用は運営権者が負担する「費用」に含まれることが妥当かと思料されますので、修正をお願い致します。	現行の規定においても、第1項及び第2項の「費用」には、列挙された費用は含まれるものと考えます。
780	添付資料5 実施契約書(案)	114	(1)				損失補償等	運営権者が「損失補償を求める事ができる」とありますが、相手は公社様と考えてよろしいでしょうか？また、「求める事ができる」だけでなく、損失補償を確約する記載に変更して頂けますでしょうか？	前段については、ご理解のとおりです。後段については、別途、PFI法第30条第1項において公共施設等の管理者等が通常生ずべき損失の補償を義務付けられていることから、記載を変更せずとも、公社は当然に義務を負うものと考えます。
781	添付資料5 実施契約書(案)	114	(1)				損失補償等	逸失利益を2年分に限定する理由をお示しください。第113条2項に上限がないのに比して対等な契約になっていないと考えます。逸失利益は残存期間にわたって認められるべきと思ます。	「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」が参照する「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」及び「公共用地の取得に伴う損失補償基準細則」において、営業廃止の補償に関しては、転業に通常必要とする期間中の従前の収益相当額を、従前の営業収益の2年分の範囲内で適正に定めた額としていることを参考にしています。
782	添付資料5 実施契約書(案)	114	(1)				損失補償等	「解除に起因して運営権者に生じた費用及び損害」には、解除時点で運営権者が借り入れている借入金に係る期限前弁済手数料(ブレイクファンディングコストを含むがこれに限らない。)が含まれる、との理解でよろしいでしょうか。	契約解除時までにおける不可抗力原因の費用負担は別紙14に従うものとし、契約解除に伴い発生する費用は相互の負担とする方向で修正します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
783	添付資料5 実施契約書(案)	114	(1)				損失補償等	「解除に起因して運営権者に生じた費用及び損害」には、解除時点までに運営権者が行った設備投資額のうち、適正な耐用年数で減価償却して算出される残存簿価相当額についても含まれる、との理解でよろしいでしょうか。	運営権者保有資産についてのご質問であるか、公社保有資産に対する運営権者負担による資本的支出についてのご質問であるか不明ですが、本項の場合、基本的には未償却部分が「解除に起因して運営権者に生じた費用の支払及び損失」に含まれるものと考えます。なお、償却方法の詳細は、運営権者における会計・税務上の取扱いに類するものであるため、各自でご検討ください。
784	添付資料5 実施契約書(案)	114	(1)				損失補償等	「運営権者の逸失利益については2年分を上限」とされていますが、本契約の一部解除によって解除されない残存部分に対して経済的影響が及び、利益を逸失する可能性があり、その利益逸失期間は2年に限定されない場合がありますが、逸失利益の範囲と、2年を上限とされている理由をお聞かせください。	「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」が参照する「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」及び「公共用地の取得に伴う損失補償基準細則」において、営業廃止の補償に関しては、転業に通常必要とする期間中の従前の収益相当額を、従前の営業収益の2年分の範囲内で適正に定めた額としていることを参考にしています。
785	添付資料5 実施契約書(案)	114	(1)				損失補償	第113条第2項において運営権者側の損害賠償額に上限がないのであれば、第114条第1項に基づく逸失利益について2年を上限とするのは不合理です。最低限2年分としたうえで、それ以上の逸失利益についても相当因果関係が認められる範囲内では補償の対象としてください。	第113条の場合に公社に発生する損害額の上限をあらかじめ想定することが困難であるのに対して、第114条の場合は「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」において公共用地補償基準の考え方に従い補償する旨の考え方が示されていることをご理解ください。
786	添付資料5 実施契約書(案)	114	(1)				損害補償等	運営権者の附帯事業・任意事業の運営費用、設備投資額等についての補償の対象となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
787	添付資料5 実施契約書(案)	114	(1)				損失補償等	第108条に基づく実施契約解除に伴う公社による損害賠償において逸失利益の上限が2年分に限定されるのは承服いたしかねますので該当箇所を削除していただけませんか。	第113条の場合に公社に発生する損害額の上限をあらかじめ想定することが困難であるのに対して、第114条の場合は「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」において公共用地補償基準の考え方に従い補償する旨の考え方が示されていることをご理解ください。
788	添付資料5 実施契約書(案)	114	(2)				不可抗力による契約解除	第96条には、第94条の規定にかかわらず、解約時の不可抗力により生じた自らの損害はそれぞれが負担するとありますが、第114条2項では別紙14に従い費用分担するとあります。どちらの規定が正しいのでしょうか。	契約解除時までにおける不可抗力原因の費用負担は別紙14に従うものとし、契約解除に伴い発生する費用は相互の負担とする方向で修正します。
789	添付資料5 実施契約書(案)	114	(2)				損失補償等	費用の対象に、運営権者が金融機関から調達した借入に係る金利及びブレイクファンディングコスト等及び金融機関との間で締結した金利スワップ契約に係るブレイクファンディングコスト等の金融費用が対象となる旨を明示下さい。	契約解除時までにおける不可抗力原因の費用負担は別紙14に従うものとし、契約解除に伴い発生する費用は相互の負担とする方向で修正します。
790	添付資料5 実施契約書(案)	114	(2)				損失補償等	別紙14の法令改正及び不可抗力による費用負担に従い分担される「費用」には、解除時点で運営権者が借り入れている借入金に係る期限前弁済手数料(ブレイクファンディングコストを含むがこれに限らない。)が含まれる、との理解でよろしいでしょうか。	契約解除時までにおける不可抗力原因の費用負担は別紙14に従うものとし、契約解除に伴い発生する費用は相互の負担とする方向で修正します。
791	添付資料5 実施契約書(案)	114	(2)				損失補償等	別紙14の法令改正及び不可抗力による費用負担に従い分担される「費用」には、解除時点までに運営権者が行った設備投資額のうち、適正な耐用年数で減価償却して算出される残存簿価相当額についても含まれる、との理解でよろしいでしょうか。	運営権者保有資産についてのご質問であるか、公社保有資産に対する運営権者負担による資本的支出についてのご質問であるか不明ですが、本項の場合、基本的には未償却部分が公社の負担に含まれるものと考えます。なお、償却方法の詳細は、運営権者における会計・税務上の取扱いに類するものであるため、各自でご検討ください。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
792	添付資料5 実 施契約書(案)	115	(1)				改築業務対象施設	改築業務対象施設のうち、橋梁床版防水工事及び道路情報板等の機能向上工事、ETCレーン増設工事については、それぞれ設置の終わった箇所、工事の終わった箇所について原状回復は不要であることをご確認ください。	第3項に規定したとおり、合格部分を買取る予定です。
793	添付資料5 実 施契約書(案)	115	(3)				出来高部分の買取り	出来高部分が存在するときは、原則として買い取っていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	本項に規定したとおり、合格部分を買取る予定です。
794	添付資料5 実 施契約書(案)	115	(3)				運営権設定対象施設の引渡し	「代金を一括又は分割により運営権者に支払った上で」とありますが、分割の場合の支払期間及び金利の考え方についてご教示ください。	基本的には一括での支払いを想定しています。分割の場合の支払期間及び金利の負担については、協議により定めるものとします。
795	添付資料5 実 施契約書(案)	115	(3)				改築業務対象施設完成日前の本契約の終了	第3項は、第107条に基づき本契約が解除された場合に限り適用されるという理解でよろしいでしょうか。その他の解除事由については第4項で定められていることから確認させて頂く次第です。	ご理解のとおりです。
796	添付資料5 実 施契約書(案)	115	(3)				改築業務対象施設完成日前の本契約の終了	合格部分に相応する代金の支払方法として「一括払い又は分割により」との記載ですが、分割の場合は合格部分の取得日＝分割払いの最終回という理解でよいでしょうか。取得日以降にも分割払いの期日が到来することがないことを確認させて下さい。	基本的には一括での支払いを想定しています。分割の場合の支払期間及び金利の負担については、協議により定めるものとします。
797	添付資料5 実 施契約書(案)	115	(3)				改築業務対象施設	改築業務対象施設の出来高部分について、社会経済的に有用と認められる場合には、原則として取得の対象となることをご確認ください。	本項に規定したとおり、合格部分を買取る予定です。
798	添付資料5 実 施契約書(案)	115	(3)				改築業務対象施設	合格部分の代金の支払いは、運営権者と協議の上、原則として一括払いとさせていただきます。	基本的には一括での支払いを想定しています。分割の場合の支払期間及び金利の負担については、協議により定めるものとします。
799	添付資料5 実 施契約書(案)	115	(4)	2			改築業務対象施設完成日前の本契約の終了	合格部分に相応する代金の支払方法として「一括払い又は分割により」との記載ですが、分割の場合は合格部分の取得日＝分割払いの最終回という理解でよいでしょうか。取得日以降にも分割払いの期日が到来することがないことを確認させて下さい。	基本的には一括での支払いを想定しています。分割の場合の支払期間及び金利の負担については、協議により定めるものとします。
800	添付資料5 実 施契約書(案)	115	(4)	2			改築業務対象施設	合格部分の代金の支払いは、運営権者が分割に合意した場合を除き、一括払いとさせていただきます。	基本的には一括での支払いを想定しています。分割の場合の支払期間及び金利の負担については、協議により定めるものとします。
801	添付資料5 実 施契約書(案)	115	(4)				改築業務対象施設	(1)号又は(2)号のいずれの措置を執るかについて、運営権者と協議していただけることをご確認ください。	ご理解のとおりです。
802	添付資料5 実 施契約書(案)	116					運営権の存続期間満了後の運営権設定対象施設	「本契約上の～同様の条件にて」新たな契約を締結することができるかとありますが、運営権者の報酬については、どのような水準を考えているのかお示し頂けますでしょうか。	愛知県が示すこととなる仕様に基づいて県積算基準に従い算出される委託料となります。
803	添付資料5 実 施契約書(案)	117	(2)				代表企業の金銭債務負担	金銭債務の範囲(瑕疵担保に基づく損害賠償も含むか否か等)を明確にして頂けますでしょうか。また、ここに規定する内容は代表企業1社ではなく、構成企業が出資比率に応じて負担するべきであると考えますが、そのように変更頂けないでしょうか。当該契約文言の変更が認められない場合、本契約書上、代表企業が負う本債務の負担方法について別途構成企業間で取り決めることは問題ないでしょうか。	代表企業が運営権者から引き受ける金銭債務としては、第112条第2項に定める事業終了時の運営権設定対象施設の引渡し後2年以内の瑕疵の修補等に対する費用負担を想定しています。事業終了後2年間SPCの解散を禁ずることは民間の経済合理性を損なうと考えられることから、代表企業が引き受けることとしたものです。構成員間で債務を分担することは問題ないと考えます。ご指摘を踏まえ、金銭債務の明確化をいたします。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
804	添付資料5 実施契約書(案)	117	(2)				事業終了後の債務引受	代表企業が運営権者の債務を引き受けるというのは、代表企業の責任が不当に重くなるだけでなく、運営権者をSPCとしてプロジェクトファイナンスを行う意義を損ないますので、ご容赦いただけないでしょうか。	代表企業が運営権者から引き受ける金銭債務としては、第112条第2項に定める事業終了時の運営権設定対象施設の引渡し後2年以内の瑕疵の修補等に対する費用負担を想定しています。事業終了後2年間SPCの解散を禁ずることは民間の経済合理性を損なうと考えられることから、代表企業が引き受けることとしたものです。構成員間で債務を分担することは問題ないと考えます。ご指摘を踏まえ、金銭債務の明確化をいたします。
805	添付資料5 実施契約書(案)	117	(2)				事業終了後の債務引受	「…事業期間終了時点においてもなお運営権者が本契約に基づく金銭債務を負担すると合理的に認める場合には、代表企業に対して…当該支払債務を引き受けるよう求めることができる」とありますが、この「金銭債務」とは運営権対価の未払いに限定されているのでしょうか。或いは未履行の業務にかかる債務も含まれているのでしょうか。	代表企業が運営権者から引き受ける金銭債務としては、第112条第2項に定める事業終了時の運営権設定対象施設の引渡し後2年以内の瑕疵の修補等に対する費用負担を想定しています。事業終了後2年間SPCの解散を禁ずることは民間の経済合理性を損なうと考えられることから、代表企業が引き受けることとしたものです。構成員間で債務を分担することは問題ないと考えます。ご指摘を踏まえ、金銭債務の明確化をいたします。
806	添付資料5 実施契約書(案)	117	(2)				事業終了時の債務引受	代表企業が運営権者の債務を引き受けることはできません。運営権者の金銭債務を担保する趣旨であれば、運営権者の金銭債務の完済まで運営権者の解散を禁止すれば足りると考えますので削除願います。	代表企業が運営権者から引き受ける金銭債務としては、第112条第2項に定める事業終了時の運営権設定対象施設の引渡し後2年以内の瑕疵の修補等に対する費用負担を想定しています。事業終了後2年間SPCの解散を禁ずることは民間の経済合理性を損なうと考えられることから、代表企業が引き受けることとしたものです。構成員間で債務を分担することは問題ないと考えます。ご指摘を踏まえ、金銭債務の明確化をいたします。
807	添付資料5 実施契約書(案)	117	(2)				事業終了後の債務引受	実施契約書第117条2項における「期間終了時点においてもなお運営権者が本契約に基づく金銭債務を負担すると合理的に認める場合」とは、運営権者が行った更新等のための整備に関して、期間終了時点においてもまだ、62条に定められる瑕疵担保義務が運営権者に残存している場合を想定するものであり、当該瑕疵担保義務に関して、工事施工者の瑕疵担保保証書等の差し入れを行うことによって、本条2項又は基本協定書13条に定められる代表企業による金銭債務の負担義務については免除される、との理解でよろしいでしょうか。	代表企業が運営権者から引き受ける金銭債務としては、第112条第2項に定める事業終了時の運営権設定対象施設の引渡し後2年以内の瑕疵の修補等に対する費用負担を想定しています。事業終了後2年間SPCの解散を禁ずることは民間の経済合理性を損なうと考えられることから、代表企業が引き受けることとしたものです。構成員間で債務を分担することは問題ないと考えます。ご指摘を踏まえ、金銭債務の明確化をいたします。
808	添付資料5 実施契約書(案)	117	(2)				事業終了後の債務引受	金銭債務の支払が運営権者解散後になることを想定されているため、当該債務の負担者を代表企業とされたと思われませんが、代表企業のみが負担するとも読みとれるため、構成企業の負担とするよう修正してください。	代表企業が運営権者から引き受ける金銭債務としては、第112条第2項に定める事業終了時の運営権設定対象施設の引渡し後2年以内の瑕疵の修補等に対する費用負担を想定しています。事業終了後2年間SPCの解散を禁ずることは民間の経済合理性を損なうと考えられることから、代表企業が引き受けることとしたものです。構成員間で債務を分担することは問題ないと考えます。ご指摘を踏まえ、金銭債務の明確化をいたします。
809	添付資料5 実施契約書(案)	117	(2)				事業終了後の債務引受	代表企業が未履行の金銭債務の免責的な引受義務を負うことは株主としての責任を超えるものと思料します。株式会社の大原則である、株主は出資した金額以上に責任を負わないとする株主有限責任の原則からも逸脱するものであり、このままでは代表企業の負うべきリスクが高すぎるため、そのなり手が非常に限定的になる懸念があるのではないのでしょうか。当該金銭債務の引受は代表企業に限定せず「構成企業は」とすべきと思料します。	代表企業が運営権者から引き受ける金銭債務としては、第112条第2項に定める事業終了時の運営権設定対象施設の引渡し後2年以内の瑕疵の修補等に対する費用負担を想定しています。事業終了後2年間SPCの解散を禁ずることは民間の経済合理性を損なうと考えられることから、代表企業が引き受けることとしたものです。構成員間で債務を分担することは問題ないと考えます。ご指摘を踏まえ、金銭債務の明確化をいたします。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
810	添付資料5 実施契約書(案)	117	(2)				事業終了後の債務引受	運営権者の全ての金銭債務を代表企業が債務負担しており、株主たる代表企業が無限責任を負っているように読めます。株主の責任の範囲は、出資額の範囲における有限責任とすべきではないでしょうか。また、本規定の存在により、代表企業と運営権者(SPC)の連結が不可避となり、代表企業のグループ会社政策(SPCの連結会社とするのか、持ち分法適用会社とするの等)の選択肢を狭めるものであることから、本件の取組みに支障をきたす恐れが生じると考えます。	代表企業が運営権者から引き受ける金銭債務としては、第112条第2項に定める事業終了時の運営権設定対象施設の引渡し後2年以内の瑕疵の修補等に対する費用負担を想定しています。事業終了後2年間SPCの解散を禁ずることは民間の経済合理性を損なうと考えられることから、代表企業が引き受けることとしたものです。構成員間で債務を分担することは問題ないと考えます。ご指摘を踏まえ、金銭債務の明確化をいたします。
811	添付資料5 実施契約書(案)	117	(2)				事業終了後の債務引受	「公社は、(中略)代表に対して当該代表企業が当該支払い債務を引き受けるよう求めることができる。」とありますが、この条項は、運営権者の全ての金銭債務を代表企業が債務負担しており、株主たる代表企業が無限責任を負っているように読め、「株主の有限責任の原則」(所有と経営の分離の概念を実現させるべく、株式会社の概念の前提として取り入れられている原則)を否定することになると考えられます。すなわちこのことは、民間企業にとって代表企業としての参画に対する大きな障害になるものであり、ひいては本事業への幅広い参画(事業目的のひとつである「民間事業者に対する新たな事業機会の創出」)を著しく阻害するものと考えます。つきましては、代表企業の責任は株主としての出資額の範囲における有限責任とし、本条項は削除すべきと考えます。(先行事例である、仙台空港特定運営事業等の実施契約においては、当該条項と同様のものは含まれていない(基本協定書も同じ)ことを付言させていただきます)	代表企業が運営権者から引き受ける金銭債務としては、実施契約書(案)第112条第2項に定める事業終了時の運営権設定対象施設の引渡し後2年以内の瑕疵の修補等に対する費用負担を想定しています。事業終了後2年間運営権者の解散を禁ずることは民間の経済合理性を損なうと考えられることから、代表企業が引き受けることとしたものです。構成員間で債務を分担することは問題ないと考えます。ご指摘を踏まえて修正します。
812	添付資料5 実施契約書(案)	117	(2)				事業終了後の債務引受	事業期間終了時点における運営権者の金銭債務を代表企業が引き受けることは考えられませんので、本項は削除していただけないでしょうか。	代表企業が運営権者から引き受ける金銭債務としては、第112条第2項に定める事業終了時の運営権設定対象施設の引渡し後2年以内の瑕疵の修補等に対する費用負担を想定しています。事業終了後2年間SPCの解散を禁ずることは民間の経済合理性を損なうと考えられることから、代表企業が引き受けることとしたものです。構成員間で債務を分担することは問題ないと考えます。ご指摘を踏まえ、金銭債務の明確化をいたします。
813	添付資料5 実施契約書(案)	117					事業終了後の債務引受	通常SPCの株主は出資金額及びスポンサーサポート等の範囲で責任を負うのが一般的かと思います。事業終了時の運営権者の債務を代表企業が引き受けることは困難となりますので、削除して頂きたいと思ます。	代表企業が運営権者から引き受ける金銭債務としては、第112条第2項に定める事業終了時の運営権設定対象施設の引渡し後2年以内の瑕疵の修補等に対する費用負担を想定しています。事業終了後2年間SPCの解散を禁ずることは民間の経済合理性を損なうと考えられることから、代表企業が引き受けることとしたものです。構成員間で債務を分担することは問題ないと考えます。ご指摘を踏まえ、金銭債務の明確化をいたします。
814	添付資料5 実施契約書(案)	123					知的財産権	運営権者が当該知的財産権の存在を知っていたとしても、当該技術等を保有していなければ、その使用には費用が発生しますので、「ただし、公社が当該技術等の使用を指定した場合であって運営権者が当該技術等に係る権利を保有していないときは、公社は、運営権者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。」としていただけないでしょうか。	運営権者が当該知的財産権の存在を知っていた場合は、公社による当該技術等の使用の指定に伴う費用の発生も考慮のうえ、指定の是非について、あらかじめ協議を行うものとします。
815	添付資料5 実施契約書(案)	124	(2)				秘密保持義務	許容開示先について、「運営権者に融資等を行う金融機関」を含めていただけないでしょうか(融資契約に基づくモニタリングが行われるのが一般的です)。(別紙8第12条第2項第(1)号、別紙9第12条第2項第(1)号、別紙10第17条第2項第(1)号、別紙11第17条第2項第(1)号も同様。)	ご指摘を踏まえて修正します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
816	添付資料5 実施契約書(案)	124	(2)				秘密保持義務	①構成企業、協力企業及びそのアドバイザー、②融資金融機関及びそのアドバイザーへの情報開示については予め認めていただけますでしょうか。	ご指摘を踏まえて修正します。
817	添付資料5 実施契約書(案)	124	(2)				秘密保持義務	運営権者に対して融資を行う金融機関及びそのアドバイザーに対する情報開示は禁止されないことをご確認ください。	ご指摘を踏まえて修正します。
818	添付資料5 実施契約書(案)	124	(2)				秘密保持義務	有効期限を設定するべきではないでしょうか。	利用者の個人情報の取得・保有が含まれるなど、重要な事項であることから、見直しは想定していません。
819	添付資料5 実施契約書(案)	124					秘密保持義務	秘密保持義務の内容に関して、法令上当然にして守秘義務を負っている者(弁護士、公認会計士、税理士等)に対しては、都度守秘義務契約を締結することなく、開示できる建付として頂けますでしょうか。	ご指摘を踏まえて修正します。
820	添付資料5 実施契約書(案)	125					金融機関等との協議	金融機関との協定は、公社が必要と認めた場合ではなく、金融機関が求めた場合には締結する建付として下さい。	双方の合意が前提である以上、金融機関が締結を要求し、公社がその必要性を認めた場合に締結するものをご理解ください。
821	添付資料5 実施契約書(案)	126	(1)				遅延利息	「会社の債権に関する遅延利息の率」は「国の債権に関する遅延利息の率」ではないでしょうか。	ご指摘を踏まえて修正します。
822	添付資料5 実施契約書(案)	129	(3)				通知方法・計量単位・期間計算等	会社法の定めるところによる期間の定めとは、具体的には何条のことを指しているのでしょうか。	例えば、会社法に基づく計算書類の提出がモニタリング基本計画に基づく書類の提出の前提になっているという趣旨です。
823	添付資料5 実施契約書(案)	別紙1	(7)					運営開始予定日の日付が記載されていません。平成28年10月1日を追記ください。	ご指摘を踏まえて修正します。
824	添付資料5 実施契約書(案)	別紙1	(23)				別紙1 (23)	第36条第1項には、かかる上限金額の定義の記載がありません。定義をご教示ください。別紙2第2改築業務対象施設の表の改築業務費用のことでしょうか。	ご指摘を踏まえて修正します。
825	添付資料5 実施契約書(案)	別紙1	(23)				定義集	(23)号の定義は(27)号でしか使用されていません。	ご指摘を踏まえて修正します。
826	添付資料5 実施契約書(案)	別紙1	(24)				定義集	「改築業務対象施設別工事上限金額」は、第113条の違約金の水準になる以外に、本事業で特段意味を持たないという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえて修正します。
827	添付資料5 実施契約書(案)	別紙1	(27)				定義集	(27)号の定義は契約中で使用されていません。	ご指摘を踏まえて修正します。
828	添付資料5 実施契約書(案)	別紙1	(56)				定義集	(56)号の定義のうち、末尾の「①」以下の記載は必要なのでしょうか。不要であれば削除ください。	ご指摘を踏まえて修正します。
829	添付資料5 実施契約書(案)	別紙1	(67)				定義集	コストプラスマネジメントフィーの定義内容は、「改築業務費用」の定義と同じで重複していますので、一本化してください。	ご指摘のとおり、コストプラスマネジメントフィーと改築業務費用は実質的に同義ですが、前者はコンストラクションマネジメント方式における重要な概念を示す用語であるため別途定義しているものをご理解ください。
830	添付資料5 実施契約書(案)	別紙1	(80)				定義集	「譲渡対象資産譲渡契約」は「譲渡対象資産譲受契約」に修正ください。(81)号も同様です。	ご指摘を踏まえて修正します。
831	添付資料5 実施契約書(案)	別紙1	(85)				定義集	「改築業務対象施設完成日」は「工事完了日」とすべきではないでしょうか。	ご指摘を踏まえて修正します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
832	添付資料5 実施契約書(案)	別紙1	(97)				改築業務における専門業者	「「専門業者」とは・・・(中略)・・・コンストラクションマネージャーと資本関係等のつながりがないものであること」とありますが、本事業における改築業務はオープンブック方式であることから、コンストラクションマネージャーと資本関係を有したとしても透明性は確保されるものと考えられます。よって、「資本関係等のつながりがないもの」を削除願います。	ご指摘を踏まえて修正します。
833	添付資料5 実施契約書(案)	別紙1	(121)				定義集	「引渡予定日」の定義では、結局いつが該当するのか不明です。「工事完了予定日」とはどのように区別しているのでしょうか。	ご指摘を踏まえて修正します。
834	添付資料5 実施契約書(案)	別紙1	(123)				不可抗力	不可抗力にテロは含まれますでしょうか。	公社及び運営権者のいずれの責めにも帰すことのできない人為的な現象に含まれると考えるのが通常との理解です。
835	添付資料5 実施契約書(案)	別紙1	(123)				不可抗力	不可抗力の定義に以下の事由を追記下さい。強風、台風、異常熱波、異常寒波、津波、反乱、テロ行為、放射能汚染	いずれも公社及び運営権者のいずれの責めにも帰すことのできない自然災害又は人為的な現象に含まれると考えるのが通常との理解ですが、修正は予定しておりません。
836	添付資料5 実施契約書(案)	別紙1	(123)				定義集	実施契約書別紙14に定義された不可抗力の定義に、強風、台風、異常熱波・寒波、津波、反乱、テロ行為、放射能汚染等も含めて頂くことにつき協議させて頂きたく存じます。	いずれも公社及び運営権者のいずれの責めにも帰すことのできない自然災害又は人為的な現象に含まれると考えるのが通常との理解ですが、別紙14の予見可能性・防止措置との関係では具体的事例に則して協議します。
837	添付資料5 実施契約書(案)	別紙1	(142)				無料開放	「無料開放日」「無料開放予定日」に関する定義はありますが、契約上「無料開放」自体の定義が明確ではないと考えます。「無料開放」の定義につきお示し下さい。	有料道路の料金徴収期間が満了し無料で通行できる状態になることを指します。ご指摘を踏まえ、定義を明確化します。
838	添付資料5 実施契約書(案)	別紙2	(2)				運営権	将来的に運営権の合併・分割が行われた場合、それによって運営権者に損害が生じた場合には、公社において賠償されるという理解でよろしいでしょうか。	PFI法第26条第1項にて運営権の分割・併合は禁止されており、法令改正があったとしても公社から本件運営権の分割・併合を生じさせることは現時点で想定しておりません。
839	添付資料5 実施契約書(案)	別紙2	(2)				改築業務対象施設	公社が運営権者に発注する時期や発注する工事単位等については、改築業務計画書において発注時期等を定めるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
840	添付資料5 実施契約書(案)	別紙2	(2)				改築業務費用	表中に示されている改築業務費用は、「資料1-4-1 要求水準書改築業務編参考資料」の予備設計成果と異なっています。PA増設事業費については、2箇所合計で20億円程度の差異が生じています。これらの差異の根拠についてご教示ください。	差額は、公社と運営権者の業務分担に応じ、概算工事費から公社分担分(用地費等)を差し引くとともに、実施に必要な運営権者経費を加えたことによるものです。
841	添付資料5 実施契約書(案)	別紙2	(2)				改築業務費用	改築業務費の合計額が合いません。千円以下を四捨五入している影響でしょうか。	ご理解のとおりです。
842	添付資料5 実施契約書(案)	別紙2	(2)				改築業務費用	実施契約書(案)80頁別紙2 工事毎の改築業務費用は、資料1-4要求水準書(改築業務編)参考資料内にある、概算工事費の事業費と相違しています。実施契約書(案)80頁別紙2「武豊北IC新設工事費用5,893,472千円」と「武豊IC事業費.pdf 2頁の全体事業費6,165,407千円」との相違の内訳をご教示願います。	差額は、公社と運営権者の業務分担に応じ、概算工事費から公社分担分(用地費等)を差し引くとともに、実施に必要な運営権者経費を加えたことによるものです。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
843	添付資料5 実施契約書(案)	別紙2	(2)				第2改築業務対象施設	ETCレーン増設工事、橋梁床版防水工事、道路情報板等の機能向上工事について、路線毎の工事費をご教示ください。	ご質問については以下のとおりです。 <b>■南知多道路</b> ・ETCレーン増設工事＝383,657千円(税込) ・橋梁床版防水工事＝380,149千円(税込) ・道路情報板等の機能向上工事＝275,700千円(税込) <b>■知多半島道路</b> ・ETCレーン増設工事＝39,086千円(税込) ・橋梁床版防水工事＝465,397千円(税込) ・道路情報板等の機能向上工事＝677,800千円(税込) <b>■知多横断道路</b> ・ETCレーン増設工事＝95,657千円(税込) ・道路情報板等の機能向上工事＝371,200千円(税込) <b>■中部国際空港連絡道路</b> ・道路情報板等の機能向上工事＝201,000千円(税込)
844	添付資料5 実施契約書(案)	別紙4	(2)				運営権対価一時金の支払い期限	「運営権対価一時金の支払は、運営開始予定日の前日である平成28年9月30日を予定している」とされていますが、複数の金融機関へのヒアリングの結果、融資契約締結までの協議期間は少なくとも半年程度必要と言われております。優先交渉権者の決定が平成28年6月であり、平成28年9月30日までに融資契約を締結し実行することが不可能と思われるため、金融機関より何らかのコミットメントレター等を提出することを条件に、運営権対価一時金の支払時期を平成28年12月31日までとして頂くことは可能でしょうか。	優先交渉権者の決定から運営開始までの期間において、運営権者による一時金の支払いに必要となる融資の手続きを完了させることが極めて困難と見込まれる場合は、あらかじめ競争的対話等の手続きにおいて申し出ていただければ、個別事情を勘案のうえ協議に応じます。ご指摘のような方法も方向性の一つと考えますので、上記の協議において、いつの段階でどの程度のコミットメントが可能か具体的にご説明ください。また、融資実行前後における一時金の分割納付が公社・運営権者の双方において可能かどうかも含めて、柔軟に対応する考えです。
845	添付資料5 実施契約書(案)	別紙4	(3)				各運営権対価分割金及びこれに係る利息の支払	運営権対価分割金と利息の支払日が、土日祝日の影響で3月末日(または9月末日)の前営業日となった場合でも、利息計算期間は4月1日から9月30日(または10月1日から3月31日)のまま変わらないという理解で宜しいでしょうか。	利息計算期間も営業日調整され、利払日から利払日までの期間とします。
846	添付資料5 実施契約書(案)	別紙4	(3)				運営権対価分割金	別紙4(添付資料5 84頁末尾)の「18 各運営権対価分割金及びこれに係る利息の支払いは……」に記載されている利息計算方法は、2015年11月13日公表「愛知県有料道路運営等事業 特定事業の選定について」2(3)評価結果 記載の運営権者が支払う運営権対価を公社が受領した場合—運営権対価収入(利息)19,076百万円の算出にも適用されている理解でしょうか。具体的な計算過程の開示をお願い致します。	ご理解のとおりですが、回答は差し控えさせていただきます。
847	添付資料5 実施契約書(案)	別紙4	(3)				運営権対価分割金の支払	「支払日が土日祝日の場合は前営業日とする」とありますが、前銀行営業日が正ではないでしょうか。	同じ意味で使用しております。
848	添付資料5 実施契約書(案)	別紙5	(2)	1				実施契約別紙5において、予定競合路線が「期限通り」、「遅れて」及び「先だて」供用開始又は無料開放された場合につき規定されていますが、予定競合路線が全線供用開始されなかった場合(部分供用含む)もしくは無料開放されなかった場合は、『競合路線の新規開設等に基づく調整』は実施されず、±6%以内は運営権者負担、+6%及び-6%超過は公社負担という基本ルールが適用されるという理解でよろしいでしょうか？	予定競合路線の部分的な供用については、予定外競合路線とみなし、別紙5の第4の4に基づく調整が行われます。予定競合路線の各供用開始予定日又は無料開放予定日を過ぎてもそれぞれ供用開始されない場合又は無料開放されない場合には、別紙5の第4の2(2)に基づく調整が行われます。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
849	添付資料5 実施契約書(案)	別紙5	(2)	4			利用料金割引による調整	当該算出された金額をもって、本別紙第2の1又は3に従うものとするとは、実績交通量に計画料金表を乗じて算出された金額を計画料金収入とみなすとの理解でよろしいでしょうか。	実績交通量に計画料金表を乗じて算出された金額を、別紙5の第2の1又は3における実績料金収入の合計額とみなし、これと計画料金収入と比較するとの意味です。
850	添付資料5 実施契約書(案)	別紙5	(2)	1			需要変動に基づく調整 運営権者による利用料金割引に基づく調整	実施契約書別紙5第2の4では、割引した利用料金を適用した結果、交通量が増加、かつ料金収入が減少した場合、需要変動に基づく調整(6%を超えて減少した料金収入相当額については公社の負担)は適用されない。又、交通量が減少、かつ料金収入が減少した場合、実績料金収入＝実績交通量×計画利用料金とみなし、需要変動に基づく調整(6%を超えて減少した料金収入相当額については公社の負担)に従うとなっています。いずれについても公社による収入保証が全部(又は一部)無くなる一方、料金収入が増加した場合は運営権者の帰属上限となる6%が適用となるのは帰属と負担がイコールではない設計と考えます。万一運営権者に計画性のない極端な割引があったような場合は是正策ではと理解されますが、公平性を保つ為に、例えば、料金収入が増加した場合の運営権者の帰属上限を無くすこと等は検討の余地がありますでしょうか。	運営権者に計画性のない極端な割引があったような場合まで、公社が負担(収入保証)することは困難であり、例外的に設けた規定になりますのでご理解ください。
851	添付資料5 実施契約書(案)	別紙5	(2)	1			需要変動に基づく調整	6%ルールについて、例えば期末前に計画(交通量及び料金収入)達成が確定した場合、その後の期中の道路使用者に対して無料で供用することは可能でしょうか。	利用料金は、公社が国土交通大臣の許可等を受けた料金を上限として民間事業者が弾力的に決定することとされていますが、その利用料金は、対象道路や周辺道路の交通への影響、利用者の利便性等を考慮して、適正さを個別に判断する必要があります。
852	添付資料5 実施契約書(案)	別紙5	(2)	1			需要変動に基づく調整	料金収入が6%を超えた場合の公社様への支払いは、「超過した料金収入」ではなく、「超過した料金収入の利益分」を要望致します。当然超過分にも経常費用が発生する為、収益向上のディスインセンティブになりかねないためです。	6%を超えた部分の公社への支払については、道路利用者から徴収する料金を建設費の償還に充てることを基本とする有料道路制度の趣旨も踏まえて設定しているものです。
853	添付資料5 実施契約書(案)	別紙5	(2)	4	1)		需要変動に基づく調整	第2の4(1)は、「割引した利用料金を適用した結果」とあり、アやイの条件の発生と当該割引利用料金の適用との間に因果関係が認められる場合に適用されることをご確認ください。同(2)及び(3)についても同様です。	道路利用者から徴収する料金を建設費の償還に充てることを基本とする有料道路制度の趣旨も踏まえて第2の1,2,4(1)の規定を設けているものであり、運営権者に計画性のない極端な割引があったような場合まで、公社が負担(収入保証)することは困難であることから、第2の4(2)の規定を設けているものです。割引料金を適用したにも関わらず利用台数が減少した場合には、需要変動による影響が大きいと考えられることから、第2の4(3)の規定により需要変動に相当する部分について調整することとしています。
854	添付資料5 実施契約書(案)	別紙5	(2)	4			運営権者による利用料金割引に基づく調整	「利用料金割引による影響を考慮せず」とは、どういう計算になりますでしょうか。	実際の利用料金収入をもって別紙5の第2の1又は2に従うあるいは適用しないという主旨であり、明確化のため削除します。
855	添付資料5 実施契約書(案)	別紙5	(2)	4			運営権者による利用料金割引に基づく調整	(2)による損失が運営権者のリスクである場合、その改善策として新たに実施したケースにおける収入の増加分は6%ルールによらず、民間に帰属すべきではないでしょうか？	6%を超えた部分の公社への支払については、道路利用者から徴収する料金を建設費の償還に充てることを基本とする有料道路制度の趣旨も踏まえて設定しているものです。第2の4(2)の規定は運営権者に計画性のない極端な割引があったような場合まで、公社が負担(収入保証)することは困難であることから、例外的に設けた規定になりますのでご理解ください。
856	添付資料5 実施契約書(案)	別紙5	(4)	1	1)		競合路線の新規開設等に基づく調整	競合路線の新規開設等に基づく調整を実施契約書(案)の記述のとおりとすると、計画における競合路線の供用開始後の料金収入額は、計画料金収入に(ほぼ)固定されてしまうとの理解でよろしいでしょうか。	第5のとおり、競合路線に基づく調整を行った後、需要変動に基づく調整を行うこととしており、計画料金収入に固定されるということはありません。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
857	添付資料5 実施契約書(案)	別紙5	(4)	1	1)		競合路線の新規開設等に基づく調整	計画における競合路線の供用開始後の料金収入額が計画料金収入に(ほぼ)固定されてしまう場合、運営権者のインセンティブの範囲である±6%が反映されなくなり、他の記載内容と矛盾すると考えられます。	第5のとおり、競合路線に基づく調整を行った後、需要変動に基づく調整を行うこととしており、インセンティブの範囲は反映されるものと考えています。
858	添付資料5 実施契約書(案)	別紙5	(4)	1	1)		需要変動	計画料金収入と実績料金収入の差額についての調整について4年後の清算とした場合、運営権者に相当の運転資金が必要となる可能性があります。清算については、各年度毎に差額を精算することとし、4年後に平均値と各年度の実績値の差額を調整するような建付にてご検討頂けませんでしょうか。	競合路線が運用された結果、計画交通量から上振れするのかわ下振れするのかわは、理論的には同一確率であり、公社と運営権者のリスク分担は平等であることに鑑み現状案とします。
859	添付資料5 実施契約書(案)	別紙5	(4)	1	2)		競合路線の新規開設等に基づく調整	公社又は運営権者は、予定競合路線の供用開始日又は無料開放予定日の属する事業年度の4年後の事業年度の9月末日までに、【別紙5】第4の1乃至4)に従い算出した調整額を、相手方に対し支払うとのことですが、当該調整額に金利は反映されないのでしょうか。	現時点では想定しておりません。
860	添付資料5 実施契約書(案)	別紙5	(4)	1	2)		競合路線の新規開設等に基づく調整	【別紙5】第4の1(2)②イにおいて「供用開始日又は無料開放日の属する事業年度を開始年度とする3年間」との記載がありますが、「供用開始日又は無料開放日の属する事業年度の翌年度を開始年度とする3年間」ではないのでしょうか。(なお、「供用開始日又は無料開放日の属する事業年度」における調整額については、別途第4の1(2)②アにおいて記載があります。)	ご指摘を踏まえて修正します。
861	添付資料5 実施契約書(案)	別紙5	(4)	1	2)		需要変動	「当該供用開始日又は無料開放日の属する事業年度を開始年度とする」について、第4 1(1)の清算方法からすれば、「当該供用開始日又は無料開放日の属する事業年度の翌年度を開始年度とする」の誤記かと思しますので修正下さい。以下、第4 1(3)②についても同様となります。	ご指摘を踏まえて修正します。
862	添付資料5 実施契約書(案)	別紙5	(4)	1	3)		競合路線の新規開設等に基づく調整	減収を免れたとありますが、減収相当額の誤りという認識でよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえて修正します。
863	添付資料5 実施契約書(案)	別紙5	(4)	1			各予定競合路線がその供用開始予定日又は無料開放予定日において供用開始又は無料開放された場合	競合路線の新規開設等に基づく調整額は「 $\alpha 1$ 」-「 $\beta 1$ 」(=「 $A1$ 」-「 $B1$ 」)-「 $X1$ 」-「 $Y1$ 」)の計算式に基づき計算されています。上式の数値はそれぞれ供用開始又は無料開放日の属する事業年度を基準にその前後3年間の平均収入額の差額を意味していますが、供用開始又は無料開放日から4年後についても同様に前後3年の差額である「 $\alpha 1$ 」及び「 $\beta 1$ 」を利用して計算していますので、4年目以降の計画と実績の差額は収入調整には反映されないということでしょうか。	ご理解のとおりです。 競合路線の影響を前後3年間の平均値で算出しているものであり、4年目以降の計画と実績の差額は、第5の規定に基づき、競合路線の影響を反映した上で、需要変動に基づく調整を実施することとなります。
864	添付資料5 実施契約書(案)	別紙5	(4)	3	3)		需要変動	第4 3の場合も他の場合同様に、供用開始又は無料開放が属する事業年度については、365日割り清算、翌年度から3年間は平均値の差額を清算という方法になるかと思えます。日割計算の規定の追加と、「4年間に於いて減収を免れた金額相当額」→「3年間に於いて減収を免れた金額相当額」、「4を乗じて」→「3を乗じて」の誤記の修正をお願いします。	ご指摘を踏まえて修正します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
865	添付資料5 実施契約書(案)	別紙5	(4)	3	3)		予定競合路線の供用開始による負担額の計算	競合路線が供用予定日より前に供用開始された場合、供用開始日から予定日まででは計画料金収入と実績料金収入の差額を日割計算して公社負担額を算出するのに対し、予定日以降は、日割計算を行わず、予定日の属する事業年度を含めた4年間の差額を負担額としております。この場合、予定日の属する事業年度初日から予定日までが重複して計算されますとともに、一貫して日割計算を実施する他事例(競合路線が予定日後に供用開始した場合等)との計算方法の平仄も取れていないと思われませんが、このような計算方法を設定した理由をご教示ください。	ご指摘を踏まえて修正します。
866	添付資料5 実施契約書(案)	別紙5	(4)	4			予定外競合路線計画料金収入	A4は、いつの段階で設定されるのでしょうか。	計画料金収入額については、資料2-11において提示済みですので、予定外競合路線の調整について協議があった段階で算出・設定するものと想定しています。
867	添付資料5 実施契約書(案)	別紙5	(4)	6			需要変動	本別紙第4の1から4に基づく競合路線の新規開設等に基づく調整が重複した場合には、「当該新規路線開設等により最も影響が大きいと客観的に認められる競合路線に基づく調整によることを原則とし」とありますが、例えば、①予定外競合路線の供用開始と、②供用開始予定日又は無料開放予定日より前の予定競合路線の供用開始(無料開放)の時期が一部重複するものの一部ズレが生じる場合に、現在の計算を前提と致しますと、①・②の影響による通行収入の減収相当額が適切に補足できない可能性が高く、結果、減収相当額が適切に運営権者に補填されない可能性が高いと思われれます。(※)当該事態は当初コンセプトに反するものと思料されますので、「当該新規路線開設等により最も影響が大きいと客観的に認められる競合路線に基づく調整によることを原則とし」を、「当該新規路線開設等による減収相当額が適切に反映されることを原則とし(複数の要因が指摘される場合には、発生時期の違い等を適切に勘案・調整する)」に修正頂きたいと思います。(※)例えば、収入は計画比プラスで推移していたが①・②の影響で大幅な減収に転じ、現行契約内容を前提とした場合に清算金受領後も計画比で▲6%を上回る水準で収入が推移。結果、運営権者は計画比▲6%の収入で実質的に運営を継続することになるが、①・②による落ち込みを適正に反映した場合には計画比▲1～2%での推移が見込まれる場合など。	ご指摘を踏まえて修正します。
868	添付資料5 実施契約書(案)	別紙5	(4)	6			競合路線の新規開設等に基づく調整が重複した場合の取り扱い	「調整方法に関して協議」とされておりますが、各事業年度の実績料金収入と計画料金収入を比較して、6.0%以内の増減に留まる場合は、運営権者の帰属又は負担とするが、それを超えて増加又は減少した場合は、公社の帰属又は負担という枠内で協議するという理解でよろしいでしょうか。	需要変動に基づく調整(±6.0%)とは別に競合路線の影響について、その調整方法を協議するものです。
869	添付資料5 実施契約書(案)	別紙5	(5)	1	2)	2	需要変動	「②当該事業年度における、減収を免れた金額相当額として本別紙第4(競合路線の新規開設等に基づく調整)の1(2)②で算出される金額を加算又は減収相当額として本別紙第4(競合路線の新規開設等に基づく調整)の1(3)②で算出される金額を減算した金額とする。」について、減収を免れた場合は運営権者が支払うので減算、減収が計画を上回った場合は運営権者の受取になるので加算となるかと思いますので、記載が逆になっておりますので修正下さい。	ご指摘を踏まえて修正します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
870	添付資料5 実施契約書(案)	別紙5	(5)	1	2)	2	需要変動	競合路線の影響について、供用開始日又は無料開放日の属する事業年度及び当該事業年度の次年度から3カ年(以下、「開業直後期間」という)は、4年目に平均を算出の上、清算される建付となっておりますが、開業直後期間の需要変動に基づく調整についても、第101条2に基づき、4年後の【9月末日】にまとめて清算されるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
871	添付資料5 実施契約書(案)	別紙5	(5)	1	3)	2	需要変動に基づく調整と競合路線の新規開設等に基づく調整の関係	実績料金収入額に加算減算する金額の計算根拠として別紙4の3(3)③イが提示されております。他の条文との平仄を鑑みると別紙4の3(3)③ウも入るのではないかと考えられますが、別紙4の3(3)③イのみを計算根拠とする理由をご教示ください。	ご指摘を踏まえて修正します。
872	添付資料5 実施契約書(案)	別紙5	(5)	1			需要変動に基づく調整と競合路線の新規開設等に基づく調整の関係	実施契約書別紙5第5の1、2(2)、3(2)、4の各ケースにおいて、実績料金収入として用いる金額は、減収を免れた金額相当額として競合路線の新規開設等に基づく調整で算出される金額を加算、又は減収相当額として競合路線の新規開設等に基づく調整で算出される金額を減算した金額としていますが、減収を免れた金額相当額を減算、及び減収相当額を加算するのが正しい(現在の記載は逆となっている)との理解でよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえて修正します。
873	添付資料5 実施契約書(案)	別紙5	(5)	1			需要変動にも基づく調整と競合路線の新規開設等に基づく調整の関係	【別紙5】第5の1によれば、供用開始日又は無料開放日の属する事業年度の4年後に競合路線の新規開設等に基づく調整が行われ(第4の1(2)(3)参照)、その後、需要変動に基づく調整(第2)を行うと記載されております。他方、需要変動に基づく調整については、第2によると、各事業年度毎に行われると思われ。この場合、①第2により毎年需要変動に基づく調整を行い、さらに別途、②供用開始日又は無料開放日の属する事業年度の4年後に第5に従った調整(第4+第2の調整)を行うということでしょうか。	需要変動に基づく調整はあくまでも競合路線に基づく新規開設等に基づく調整が行われた後に行います。
874	添付資料5 実施契約書(案)	別紙5	(5)	1			需要変動にも基づく調整と競合路線の新規開設等に基づく調整の関係	【別紙5】第5の1によれば、供用開始日又は無料開放日の属する事業年度の4年後に競合路線の新規開設等に基づく調整が行われ(第4の1(2)(3)参照)、その後、需要変動に基づく調整(第2)を行うと記載されております。他方、需要変動に基づく調整については、第2によると、各事業年度毎に行われると思われ。仮にそうであるとした場合、①第2により毎年需要変動に基づく調整をした額と、②供用開始日又は無料開放日の属する事業年度の4年後に第5に従った調整(第4+第2の調整)した額との関係について特に記載はありませんが、何も調整等は行われないうことでしょうか。	需要変動に基づく調整はあくまでも競合路線に基づく新規開設等に基づく調整が行われた後に行います。
875	添付資料5 実施契約書(案)	別紙5	(5)	1			需要変動にも基づく調整と競合路線の新規開設等に基づく調整の関係	供用開始日又は無料開放日の属する事業年度を開始年度とする4年目以降に、【別紙5】第5の1の調整を行う場合において、需要変動に基づく調整のベースとなる金額は、各事業年度の実績料金収入額に、第4の1(2)③で算出される額を加算又は第4の1(3)③で算出される額を減算した金額ではないのでしょうか。それとも第4の1(2)③及び第4の1(3)③について記載がない以上、4年目以降について第5の1は適用されないのでしょうか。	競合路線の供用開始4年目以降についても、【別紙5】第5の1の調整を行う場合において、需要変動に基づく調整のベースとなる金額は、各事業年度の実績料金収入額に、第4の1(2)③で算出される額を加算又は第4の1(3)③で算出される額を減算した金額となります。その他の部分も同様ですので、ご指摘を踏まえて修正します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
876	添付資料5 実施契約書(案)	別紙5	(5)				需要変動に基づく調整と競合路線の新規開設等に基づく調整の関係	競合路線が供用開始または無料開放された場合の考え方が、第5 1～4(P102～P104)に渡って記載されておりますが、誤解の生じないように、路線別に想定される具体的なケースで、数字を使用した表・図(計画料金収入及び一例とした実績料金収入反映させたもの)に集約した形でお示し下さい。また、一つの路線に対して、複数の競合路線が供用開始または無料開放された場合の図示(計画料金収入及び実績料金収入を一例として反映させたもの)もお願いします。	実施契約書(案)によりご判断ください。
877	添付資料5 実施契約書(案)	別紙6	(2)	4				料金割引は、混雑時の料金UP等とのセットで検討することとなる場合もあり、交通量が減少&料金収入UPのケースの調整方法についてご教示ください。	料金割増の場合についても、道路利用者から徴収する料金を建設費の償還に充てることを基本とする有料道路制度の趣旨も踏まえ、6.0%を超えて料金収入が増加した場合は公社の帰属となります。
878	添付資料5 実施契約書(案)	別紙8	(5)				譲渡対象資産譲受契約	本契約締結時から譲渡対象資産の引渡し時までにおける、引渡し前の譲渡対象資産に対するリスク負担を運営権者が行うことは不自然だと考えます。引渡し前は、公社がリスク負担をすべきではないでしょうか。	ご指摘を踏まえて修正します(契約締結から引渡しまでの間に譲渡対象資産には変動があり得るものとしますが、価格については調整する旨の規定を設けます。)
879	添付資料5 実施契約書(案)	別紙8	(5)				譲渡対象資産の変動	譲渡対象資産の内容の変動について、公社の通常の業務の範囲外でありかつ公社が意図的に譲渡対象資産の内容を変動(価値を減少)させたような場合は、譲渡対象資産譲渡対価は減額されるべきではないでしょうか。	ご指摘を踏まえて修正します(契約締結から引渡しまでの間に譲渡対象資産には変動があり得るものとしますが、価格については調整する旨の規定を設けます。)
880	添付資料5 実施契約書(案)	別紙8	(5)				譲渡対象資産譲受契約 譲渡対象資産の変動、瑕疵担保	実施契約書別紙8第5条では、譲渡対象資産の内容に変動があった場合であっても譲渡対価は一切変更されないとあります。又、第6条では、公社は譲渡対象資産について何らの瑕疵担保責任を負わないとありますが、内容の変動を対価に反映すること、及び瑕疵担保責任を負って頂くことについてご検討頂きたくお願い申し上げます。	前段につきましては、ご指摘を踏まえて修正します(契約締結から引渡しまでの間に譲渡対象資産には変動があり得るものとしますが、価格については調整する旨の規定を設けます。)。瑕疵担保責任については、現状有姿での引渡しを想定しており、公社において瑕疵担保責任を負担することは想定しておりません。
881	添付資料5 実施契約書(案)	別紙8	(5)				譲渡対象資産の変動	契約締結後、重大な過失や災害等の発生により譲渡対象資産の変動があっても、対価は一切変更無いのでしょうか。	ご指摘を踏まえて修正します(契約締結から引渡しまでの間に譲渡対象資産には変動があり得るものとしますが、価格については調整する旨の規定を設けます。)
882	添付資料5 実施契約書(案)	別紙8	(5)				譲渡対象資産の変動	守秘義務対象資料の資料7(過去の実績及び保有資産の概要)に「譲渡対象から控除する場合がある」との表記の無い資産についても公社側の都合により譲渡対象から控除する場合がある」との記載があります。公社側の事由により控除された資産については、当然ながら、譲渡対象資産譲渡価格から減額されるべきと考えます、	ご指摘を踏まえて修正します(契約締結から引渡しまでの間に譲渡対象資産には変動があり得るものとしますが、価格については調整する旨の規定を設けます。)
883	添付資料5 実施契約書(案)	別紙8	(5)				譲渡対象資産の変動	引渡までの滅失、毀損、数量の変動等のリスクを運営権者が負担するのは不合理なので公社のリスク負担に改めていただけないでしょうか。	ご指摘を踏まえて修正します(契約締結から引渡しまでの間に譲渡対象資産には変動があり得るものとしますが、価格については調整する旨の規定を設けます。)
884	添付資料5 実施契約書(案)	別紙8	(6)				譲渡対象資産譲受契約	公社が譲渡対象資産について何らの瑕疵担保責任も負わず、運営権者は、譲渡対象資産について隠れた瑕疵があることを発見しても、譲渡対象資産譲渡対価の減免若しくは損害賠償の請求又は本契約の解除をすることができない、とありますが、一定期間内の瑕疵担保は、公社が負担するべきではないでしょうか。	現状有姿での引渡しを想定しており、公社において瑕疵担保責任を負担することは想定しておりません。
885	添付資料5 実施契約書(案)	別紙8	(6)				瑕疵担保責任	譲渡対象資産に関して瑕疵担保責任を負って頂きたく存じます。	現状有姿での引渡しを想定しており、公社において瑕疵担保責任を負担することは想定しておりません。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
886	添付資料5 実施契約書(案)	別紙8	(6)				瑕疵担保	一定期間内において譲渡対象資産に隠れた瑕疵が発見された場合については、譲渡対象資産対価を見直すとして頂けますでしょうか。	現状有姿での引渡しを想定しており、公社において瑕疵担保責任を負担することは想定しておりません。
887	添付資料5 実施契約書(案)	別紙8	(6)				瑕疵担保	譲渡対象資産の瑕疵担保責任を公社が負担しないのは不合理なので公社が負担するように改めていただけませんかでしょうか。	現状有姿での引渡しを想定しており、公社において瑕疵担保責任を負担することは想定しておりません。
888	添付資料5 実施契約書(案)	別紙8	(7)				解除	譲渡対象資産の所有権移転後においても実施契約の解除に伴い譲渡対象資産譲受契約を解除する必要がある、これが認められないのは不合理なので当該解除の制約を撤廃していただけませんかでしょうか。	ご指摘を踏まえて修正します。
889	添付資料5 実施契約書(案)	別紙8	(8)				本契約失効時の処理	本条の規定は、公社の責めに帰すべき事由により譲渡対象資産譲受契約が解除された場合に運営権者が公社に対して別途損害賠償を請求することを妨げるものではないという理解でよろしいでしょうか。	譲渡対象資産譲受契約そのものについては、実施契約が解除その他の理由で終了した場合に限り効力を失い、それ以外の事由による解除は認められません(第7条。なお、第7条につきましては、譲渡対象資産の所有権移転後においても実施契約の解除に伴い譲渡対象資産譲受契約が効力を失う旨の規定に修正します。)。もともと、実施契約が公社の責めに帰すべき事由により解除された場合には譲渡対象資産譲受契約も効力を失いますが、この場合、実施契約第114条第1項に従い運営権者が公社に対して別途損害賠償を請求することは、本条の規定によっても妨げられません。
890	添付資料5 実施契約書(案)	別紙8	(9)				損害賠償等	損害賠償規定なので双務規定としていただけませんかでしょうか。	ご指摘を踏まえて修正します。
891	添付資料5 実施契約書(案)	別紙8	(10)				費用	「本契約の締結に関して必要な一切の費用」というのは不明確ですが、何を想定されているのでしょうか。いずれにしても公社に生じた締結のための費用を運営権者が負担するのは不合理なので、「各自の負担とする。」に修正いただけませんかでしょうか。	印紙税のほかレビューに要した費用(もしあれば)等を想定しております。負担については、ご指摘を踏まえて各自負担に修正します。
892	添付資料5 実施契約書(案)	別紙8	(12)				秘密保持義務	運営権者に対して融資を行う金融機関及びそのアドバイザーに対する情報開示は禁止されないことをご確認ください。	ご指摘を踏まえて修正します。
893	添付資料5 実施契約書(案)	別紙8	(12)				秘密保持義務	有効期限を設定すべきではないでしょうか。	利用者の個人情報の取得・保有が含まれるなど、重要な事項であることから、見直しは想定していません。
894	添付資料5 実施契約書(案)	別紙9	(12)				秘密保持義務	運営権者に対して融資を行う金融機関及びそのアドバイザーに対する情報開示は禁止されないことをご確認ください。	ご指摘を踏まえて修正します。
895	添付資料5 実施契約書(案)	別紙9	(12)				秘密保持義務	有効期限を設定すべきではないでしょうか。	利用者の個人情報の取得・保有が含まれるなど、重要な事項であることから、見直しは想定していません。
896	添付資料5 実施契約書(案)	別紙9					出向契約	SPCの実施体制を計画するにあたり、公社よりどの職種の職員を何名程度出向いただけるかを、具体的に織り込む必要があります。出向可能な公社職員の情報を可能な限り具体的に開示いただけませんか。原則として運営当初は現在の体制全員を出向にて引き継ぐという前提で収支検証を行えばよろしいでしょうか。	運営権者が出向を希望する公社職員の職種及び人数については、現在公社に在籍する職員で対応することが可能かどうかの判断ができないため、職種及び人数を含め出向職員の詳細については競争的対話において調整するものとします。なお、コンセッション後の公社の体制を確保する点からも公社職員全員を運営権者へ出向させることは想定しておりません。
897	添付資料5 実施契約書(案)	別紙9					出向契約	公社の職員及び嘱託者が運営権者の設立したSPCに再就職(転籍)する際に、公社において、それを制限する条件があればお示し下さい。	公社職員等の運営権者への再就職(転籍)は現段階で具体的に想定していませんが、本人の承諾がある場合に限り可能です。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
898	添付資料5 実施契約書(案)	別紙10	(4)	3			(賃料)	経済情勢の変動その他の事情の変更により賃料が不相当となった場合は賃料が改定することができるとありますが、この改定の変動幅はリスク分担の物価変動にて示されている上下1.5%が適用されるのでしょうか？	賃料が不相当となるような経済情勢の変動その他の事情の変更は物価変動に限られませんので、当該規定において、リスク分担の物価変動における上下1.5%の変動幅が適用されるものではありません。
899	添付資料5 実施契約書(案)	別紙10	(4)	3			建物賃貸借契約(既存PA)	賃料については経済情勢の変動その他の変化により、公社が変更することができるとありますが、公社又は運営権者からの申入れ、協議により変更できる建付にいただけませんか？	ご指摘を踏まえて修正します。
900	添付資料5 実施契約書(案)	別紙10	(4)	3			賃料	公社による賃料の改訂は、運営権者と協議の上合意した範囲で行われるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえて修正します。
901	添付資料5 実施契約書(案)	別紙10	(4)	3			賃料	賃料の改定にあたっては、協議を経て改定することができるに変更願います。	ご指摘を踏まえて修正します。
902	添付資料5 実施契約書(案)	別紙10	(4)	3			賃料	賃料改定について、一切協議はないのでしょうか。また、運営権者からの申出は一切認められないのでしょうか。	ご指摘を踏まえて修正します。
903	添付資料5 実施契約書(案)	別紙10	(6)	4			保険	運営権者が付帯施設(既設PA)について、公社が合理的に満足する内容の保険を付保とありますが、その他に本事業において公社から保険の付保が要求されるものはございますでしょうか。	当該規定及び出向契約第6条に定めるほかには、公社として付保を要求することは想定していません。
904	添付資料5 実施契約書(案)	別紙10	(6)	4			保険の付保	具体的に要求される保険の内容をお示ください。	既設PAについては現状公社が付保している保険と同程度を想定しております。なお、現状公社が付保している保険内容は守秘義務対象資料にて示しています。
905	添付資料5 実施契約書(案)	別紙10	(7)	1			事前承諾事項	模様替えとはどの程度まで指すのでしょうか。売店等の配置や飾りつけまで事前承諾事項の対象となるのでしょうか。	売店等の内装(壁、床、天井等)や附属設備等の変更を指し、陳列棚の配置や飾り付け等は対象外と考えております。
906	添付資料5 実施契約書(案)	別紙10	(7)	1			事前承諾	第1項各号の行為が運営権者の提案に従ったものである限り、承諾は不合理に拒否又は留保されないことをご確認ください。	ご理解のとおりです。
907	添付資料5 実施契約書(案)	別紙10	(10)				修繕	附属施設の維持・保全に関して、躯体、壁・天井・床に関する責任及び費用負担は貸主たる公社が負担すべきなのでそのように改めていただけますでしょうか。	附属施設の維持・保全に関しては全て運営権者の責任及び費用負担で行って頂くことを前提としております。
908	添付資料5 実施契約書(案)	別紙10	(11)	1			造作等	運営権者による公社の承諾を得て行った造作に関する必要費、有益費等の公社に対する償還請求権が認められないのは不合理なのでこれを認めるように改めていただけますでしょうか。	造作については運営権者の費用負担において行うことを前提としております。
909	添付資料5 実施契約書(案)	別紙10	(11)	2			造作等	運営権者による公社の承諾を得て行った造作の公社に対する買取請求権が認められないのは不合理なのでこれを認めるように改めていただけますでしょうか。	造作については運営権者の費用負担において行うことを前提としております。
910	添付資料5 実施契約書(案)	別紙10	(11)	1			事前承諾	運営権者の提案に従ったものである限り、承諾は不合理に拒否又は留保されないことをご確認ください。	ご理解のとおりです。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
911	添付資料5 実施契約書(案)	別紙10	(12)	1			増改築等	運営権者による公社の承諾を得て行った増改築に関する必要費、有益費等の公社に対する償還請求権が認められないのは不合理なのでこれを認めるように改めていただけませんか。	増改築については運営権者の費用負担において行うことを前提としております。
912	添付資料5 実施契約書(案)	別紙10	(12)	2			増改築等	運営権者による公社の承諾を得て行った増改築の所有権が公社に「無償」で帰属することは承服いたしかねますので「有償」に改めていただけませんか。	増改築については運営権者の費用負担において行うことを前提としております。
913	添付資料5 実施契約書(案)	別紙10	(12)	2			増改築等	運営権者による公社の承諾を得て行った増改築の公社に対する買取請求権が認められないのは不合理なのでこれを認めるように改めていただけませんか。	増改築については運営権者の費用負担において行うことを前提としております。
914	添付資料5 実施契約書(案)	別紙10	(12)	1			事前承諾	運営権者の提案に従ったものである限り、承諾は不合理に拒否又は留保されないことをご確認ください。	ご理解のとおりです。
915	添付資料5 実施契約書(案)	別紙10	(12)	1			事前承諾	運営権者の提案に従ったものである限り、承諾は不合理に拒否又は留保されないことをご確認ください。	ご理解のとおりです。
916	添付資料5 実施契約書(案)	別紙10	(13)	1			事前承諾	運営権者の提案に従ったものである限り、承諾は不合理に拒否又は留保されないことをご確認ください。	ご理解のとおりです。
917	添付資料5 実施契約書(案)	別紙10	(13)	1			反社会的勢力	実施契約の定義集における「暴力団員等」、本条項(3)号の「反社会的勢力」、別紙10第15条第1項(8)号の「反社会的団体」は、それぞれ同じ内容なのか不明ですので、用語を統一してください。	ご指摘を踏まえて修正します。
918	添付資料5 実施契約書(案)	別紙10	(15)	2			契約の解除	第108条に基づく実施契約解除に伴い建物賃貸借契約が解除された場合、公社による損害賠償のうち逸失利益の上限が2年分に限定されるのは承服いたしかねますので該当箇所を削除していただけませんか。	逸失利益については、2年分を上限として、相当因果関係が認められる範囲において賠償することを前提としております。 2年分としている理由については「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」が参照する「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」及び「公共用地の取得に伴う損失補償基準細則」において、営業廃止の補償に関しては、転業に通常必要とする期間中の従前の収益相当額を、従前の営業収益の2年分の範囲内で適正に定めた額としていることを参考にしています。
919	添付資料5 実施契約書(案)	別紙10	(15)	1			解除	解除事由を実施契約107条と同内容にしてください。実施契約本体の解除事由が発生していないにも関わらず、建物賃貸借契約が終了するのは不合理です。	ご指摘を踏まえて修正します。
920	添付資料5 実施契約書(案)	別紙10	(15)	2			解除	実施契約第113条第2項において運営権者側の損害賠償額に上限がないのであれば、別紙10第15条第2項に基づく逸失利益について2年を上限とするのは不合理です。最低限2年分としたうえで、それ以上の逸失利益についても相当因果関係が認められる範囲内では補償の対象としてください。	逸失利益については、2年分を上限として、相当因果関係が認められる範囲において賠償することを前提としております。 2年分としている理由については「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」が参照する「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」及び「公共用地の取得に伴う損失補償基準細則」において、営業廃止の補償に関しては、転業に通常必要とする期間中の従前の収益相当額を、従前の営業収益の2年分の範囲内で適正に定めた額としていることを参考にしています。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
921	添付資料5 実施契約書(案)	別紙10	(16)	5			明渡	解除されてから造作の買取について公社が判断する以上、買い取らないことを公社が判断した後付加した造作の撤去に要する期間中は、第5項に基づく遅延損害金は発生しないことをご確認ください。	造作を収去する義務は解除により賃貸借契約が終了した時点から発生し、例外的に公社において買い取ることとした場合に限り当該義務が免除される建付を想定していますので、公社が買い取らない造作の収去のための期間についても遅延損害金は発生致します。
922	添付資料5 実施契約書(案)	別紙10	(17)				秘密保持義務	有効期限を設定するべきではないでしょうか。	利用者の個人情報の取得・保有が含まれるなど、重要な事項であることから、見直しは想定していません。
923	添付資料5 実施契約書(案)	別紙10	(17)				秘密保持義務	運営権者に対して融資を行う金融機関及びそのアドバイザーに対する情報開示は禁止されないことをご確認ください。	ご指摘を踏まえて修正します。
924	添付資料5 実施契約書(案)	別紙10	(23)	3	2)		附帯施設(既設PA)の取壊し・建替えに関する特約	時価とは何か。対象物を明確にしてください。	本項の「時価」は「帳簿価額相当額」に修正します。対象物は、附帯施設(既設PA)です。
925	添付資料5 実施契約書(案)	別紙10	(23)	3			附帯施設(既設PA)の取壊し・建替えに関する特約	既設PAの一部取壊しの場合の補償金はどのように考えればよいのでしょうか。	一部取壊しの場合、増改築の場合と同様に賃料の調整は行いません。また、全部取壊しの場合と同様に、取壊し部分について、第23条第3項第(2)号と同様の補償金の支払いを想定しています。
926	添付資料5 実施契約書(案)	別紙10	(23)	4			建物の買取	建物が社会経済的に有用と認められる場合には、原則として買取の対象となることをご確認ください。	公社が必要と認めた場合に買取の対象とすることを想定しております。
927	添付資料5 実施契約書(案)	別紙10	(23)				取り壊し・建て替え	運営権者の提案に従ったものである限り、承諾は不合理に拒否又は留保されないことをご確認ください。	ご理解のとおりです。
928	添付資料5 実施契約書(案)	別紙11	(2)	1			建物の建築	運営権者の提案に従ったものである限り、承諾は不合理に拒否又は留保されないことをご確認ください。	ご理解のとおりです。
929	添付資料5 実施契約書(案)	別紙11	(4)	1			賃料	賃料の改定にあたっては、協議を経て改定することができると変更お願いします。	ご指摘を踏まえて修正します。
930	添付資料5 実施契約書(案)	別紙11	(4)	3			土地賃貸借契約(新設PA隣接区域)	賃料については経済情勢の変動その他の変化により、公社が変更することができると思いますが、公社又は運営権者からの申入れ、協議により変更できる建付にしていただけませんか。	ご指摘を踏まえて修正します。
931	添付資料5 実施契約書(案)	別紙11	(4)	3			賃料	公社による賃料の改訂は、運営権者と協議の上合意した範囲で行われるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです(実施契約書(案)はご理解に沿った内容に修正します。)
932	添付資料5 実施契約書(案)	別紙11	(4)	1			賃料	土地賃貸借契約において、消費税等別途とは何を意図されているのでしょうか。土地の賃貸借において消費税は課税されないと認識しています。	ご指摘を踏まえて修正します。
933	添付資料5 実施契約書(案)	別紙11	(7)	1			本件建物の処分	本件建物に対して担保権を設定する場合についても、第7条第2項が準用されることをご確認ください。	ご指摘を踏まえて修正します。
934	添付資料5 実施契約書(案)	別紙11	(10)	3			反社会的勢力	実施契約の定義集における「暴力団員等」、本条項(3)号の「反社会的勢力」、別紙11第13条第1項(8)号の「反社会的団体」は、それぞれ同じ内容なのか不明ですので、用語を統一してください。	ご指摘を踏まえて修正します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
935	添付資料5 実施契約書(案)	別紙11	(13)	2			契約の解除	第108条に基づく実施契約解除に伴い土地賃貸借契約が解除された場合、公社による損害賠償のうち逸失利益の上限が2年分に限定されるのは承服いたしかねますので該当箇所を削除していただけませんか。	逸失利益については、2年分を上限として、相当因果関係が認められる範囲において賠償することを前提しております。2年分としている理由については「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」が参照する「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」及び「公共用地の取得に伴う損失補償基準細則」において、営業廃止の補償に関しては、転業に通常必要とする期間中の従前の収益相当額を、従前の営業収益の2年分の範囲内で適正に定めた額としていることを参考にしています。
936	添付資料5 実施契約書(案)	別紙11	(13)	2			解除	実施契約第113条第2項において運営権者側の損害賠償額に上限がないのであれば、別紙11第13条第2項に基づく逸失利益について2年を上限とするのは不合理です。最低限2年分としたうえで、それ以上の逸失利益についても相当因果関係が認められる範囲内では補償の対象としてください。	逸失利益については、2年分を上限として、相当因果関係が認められる範囲において賠償することを前提しております。2年分としている理由については「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」が参照する「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」及び「公共用地の取得に伴う損失補償基準細則」において、営業廃止の補償に関しては、転業に通常必要とする期間中の従前の収益相当額を、従前の営業収益の2年分の範囲内で適正に定めた額としていることを参考にしています。
937	添付資料5 実施契約書(案)	別紙11	(14)	5			明渡	解除されてから建物の買取について公社が判断する以上、買い取らないことを公社が判断した後建物の撤去に要する期間中は、第5項に基づく遅延損害金は発生しないことをご確認ください。	建物を収去する義務は解除により賃貸借契約が終了した時点から発生し、例外的に公社において買い取ることとした場合に限り当該義務が免除される建付を想定していますので、公社が買い取らない建物の収去のための期間についても遅延損害金は発生致します。
938	添付資料5 実施契約書(案)	別紙11	(17)				秘密保持義務	有効期限を設定するべきではないでしょうか。	利用者の個人情報の取得・保有が含まれるなど、重要な事項であることから、見直しは想定していません。
939	添付資料5 実施契約書(案)	別紙11	(17)				秘密保持義務	運営権者に対して融資を行う金融機関及びそのアドバイザーに対する情報開示は禁止されないことをご確認ください。	ご指摘を踏まえて修正します。
940	添付資料5 実施契約書(案)	別紙13	(1)	2	1)		ペナルティポイントの付与及び違約金等	「当該累積ペナルティポイントの単位ごとに」という意味は、例えばレベル1の事象については0.5～0.9ポイントの場合は0.5%、1.0～1.4ポイントの場合は1.0%、1.5～1.9ポイントの場合は1.5%というように、累積が0.5ポイントに達するごとに違約金が発生(増加)する、という理解でよいでしょうか(同様にレベル2の事象については2.5ポイントに達すること)。	ご理解のとおりです。
941	添付資料5 実施契約書(案)	別紙13	(1)	2			ペナルティポイントの付与及び違約金等	レベル1、レベル2、レベル3のペナルティポイントは、それぞれ別に計算され、合算されないという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
942	添付資料5 実施契約書(案)	別紙13	(1)	1			要求水準未充足時のペナルティ	ペナルティポイントの設定方法として、レベル1～3毎にポイントと累積値による違約金の設定されているが、これらは相互に通算されることはないと考えて宜しいでしょうか。1事象あたりの発せ違約金が定められていますが、累積ポイントを計算する意味は別にありますでしょうか。	ご理解のとおりです。
943	添付資料5 実施契約書(案)	別紙13	(1)	2	1)		要求水準未充足時のペナルティ	本別紙の第1、2、(1)の「当該累積ペナルティポイントの単位ごとに」の意味をご教示下さい。累積0.5ポイントで0.5%の違約金、累積0.6ポイントで1.0%の違約金…という意味でしょうか。	累積0.5ポイントで0.5%の違約金、累積1.0ポイントで合計1.0%の違約金という意味です(累積0.6ポイントであれば0.5%の違約金にとどまります)。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
944	添付資料5 実施契約書(案)	別紙13	(1)	2	1)		レベル1の事象	軽微な支障がある場合等として公社が認める事象につき、具体的な例をお示しください。	募集要項資料3 モニタリング基本計画の表8-1をご参照ください。
945	添付資料5 実施契約書(案)	別紙13	(1)	2	1)		ペナルティポイントの付与及び違約金等	『モニタリング基本計画における「レベル1」』とは募集要項資料3 モニタリング基本計画(案)の何処に記載されているのでしょうか。	募集要項資料3 モニタリング基本計画の8をご参照ください。
946	添付資料5 実施契約書(案)	別紙13	(1)	2	1)		ペナルティポイントについて	レベルごとの違いは、支払命令の時期が違うだけで、違約金の率としては0.1ペナルティポイント=0.1%で同じという認識で良いですか？	レベル1、2、3のペナルティポイントは別々に計算され、ペナルティポイント付与の単位及び違約金算定基礎となる(累積)ペナルティポイント単位が異なります。
947	添付資料5 実施契約書(案)	別紙13	(1)	2	1)			サービス購入型であるわけでもないのに、モニタリングによって違約金を課すのは明らかに行き過ぎであり、運営権者にとってあまりにも過酷なので、ペナルティポイントの付与及び違約金支払いの箇所を削除していただけないでしょうか。	独立採算により長期にわたり運営権者が事業を実施するところ、業務品質の低下が道路の安全性悪化につながり、ひいては道路利用者の生命に影響し得るため、要求水準未充足を防止する仕組みとして必要と考えておりますのでご理解ください。
948	添付資料5 実施契約書(案)	別紙13	(1)	2	1)		ペナルティポイント	要求水準の未充足について運営権者に帰責性がないことが明らかな場合には、ペナルティポイントは付されないことをご確認ください。	モニタリング基本計画に例示したレベル1～3の個別の事象は、いずれも運営権者の責めに帰すべき事由が認められるものであることをご確認ください。
949	添付資料5 実施契約書(案)	別紙13	(1)	2	1)		ペナルティポイント	レベル1、レベル2、レベル3の具体的な対象及び判断基準については、公社と運営権者の間で別途協議の上定めることをご確認ください。	公社にて判断します。
950	添付資料5 実施契約書(案)	別紙13	(1)	2	2)		レベル2の事象	重大な支障がある場合等として公社が認める事象につき、具体的な例をお示しください。	募集要項資料3 モニタリング基本計画の表8-1をご参照ください。
951	添付資料5 実施契約書(案)	別紙13	(1)	2	3)		要求水準未充足時のペナルティ	本別紙の第1、2、(3)の場合は非常に重いペナルティとなるため、「人命に関わる場合」は「運営権者の故意又は重大な過失により多数の人命が失われ又は多数の人命に現実的かつ具体的な危険を及ぼす場合」などと限定して頂けますでしょうか(人命に関わる事故等の発生に最高度の注意を払うことは当然ですが、仮に何らかの死亡事故が生じた場合には、直ちに運営権対価年額相当額の10%の違約金が発生する建付けは、厳しすぎると考えます。)。また、「虚偽の報告を行った場合」は、「運営権者の故意による場合を除き、重大な事項に関する場合に限る」などと限定して頂けますでしょうか。	モニタリング基本計画に例示したレベル1～3の個別の事象は、いずれも運営権者の責めに帰すべき事由が認められるものであることをご確認ください。
952	添付資料5 実施契約書(案)	別紙13	(3)				附帯事業について	附帯施設を建造しなかった場合のペナルティは、当該事実についての公表のみと言うことですか？	違約金が発生しないという意味ではご理解のとおりです。
953	添付資料5 実施契約書(案)	別紙13	(4)				任意事業について	任意事業を実施しなかった場合のペナルティは、当該事実についての公表のみと言うことですか？	任意事業協定書に基づく違約金が発生し得ます。
954	添付資料5 実施契約書(案)	別紙13	(4)				任意事業に係る業務	任意事業までもモニタリングの対象とするのは明らかに行き過ぎであり、運営権者にとってあまりにも過酷なので、本項を削除していただけないでしょうか。	区域外事業は純粋な民間事業になりますので、懸念されることは理解しますが、一方で評価のウェイトが高い中で事業が提案、評価され、事業者として選定されており、一定の責任を負ってもらう必要があります。応募者において、提案内容の実現可能性をあらかじめ十分に検討のうえ、確実に実施できると見込まれる事業を提案願います。なお、区域外事業については、ハードのみならず、ソフトも含め民間事業者の創意工夫を活かした幅広い提案を求める考えであり、民間側の収入源にもなりますので、積極的に提案願います。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
955	添付資料5 実施契約書(案)	別紙14	(1)	2	1)		法令改正及び不可抗力による費用負担	「当該不可抗力に起因する損害の回復を図る工事等」に言及されておりますが、これは本項目の対象となる人的災害の範囲(規模)を明らかにするための文言に過ぎず、本項目により公社負担とされる「増加費用」は、当該工事等の費用に限られないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、今回の交通量推計には、これまでの維持工事等における交通規制による通行台数の減少の影響が織り込まれていることから、通行規制に伴う料金収入の減少については、実施契約書(案)第101条の規定に従います。
956	添付資料5 実施契約書(案)	別紙14	(1)	1	1)		道路の整備・運営	道路の整備・運営とは、改築業務および運営権設定対象施設の維持管理・運営業務であるとの理解でよろしいでしょうか。	別紙14の第1の1(1)及び同第2の1がそれぞれ適用される結果、ご理解のとおりです。
957	添付資料5 実施契約書(案)	別紙14	(1)	1	1)		法令改正及び不可抗力による費用負担	「道路の整備・運営に直接影響を及ぼす法令等の改正又は制定」につき、「直接」に該当しないとされるのはどのような場合でしょうか。	改正又は制定された法令等の内容に則して判断します。
958	添付資料5 実施契約書(案)	別紙14	(1)	1	1)		不可抗力	公社が満足する合理的内容の保険を付保したものの、「保険の適用外(既存不適格を含む)」「保険金額の上限を超える金額」については公社が負担する旨を明記して頂きたく思います。	保険の付保及び内容は運営権者に委ねられておりますが、ご質問頂いた事例は公社が負担し得る場合と考えます。
959	添付資料5 実施契約書(案)	別紙14	(1)	2	1)		不可抗力による費用負担	「運営権者により予見できず」というのは、実施契約締結時点において予見できなかったことを意味するという理解でよいでしょうか。	不可抗力発生時点又はその直前において予見できなかった場合を含みます。
960	添付資料5 実施契約書(案)	別紙14	(1)	2	1)		不可抗力による費用負担	「合理的に期待できなかったと公社が認める場合」では、「リスク分担表」の通り、「公社が負担」とは言えません。認めるのは公社ではなく、運営権者か、第三者と修正願います。難しい場合は、「リスク分担表」の修正をお願いします。	判断の主体は公社とします。
961	添付資料5 実施契約書(案)	別紙14	(1)	2	1)		不可抗力による費用負担	「合理的に期待できなかったと公社が認める場合」では、「リスク分担表」の通り、「公社が負担」とは言えません。認めるのは公社ではなく、運営権者か、第三者と修正願います。難しい場合は、「リスク分担表」の修正をお願いします。	判断の主体は公社とします。
962	添付資料5 実施契約書(案)	別紙14	(1)	2	1)		不可抗力による費用負担	第1回質問回答のNo.1255、No.1257では、運営権者が予見可能であり、発生の防止手段を合理的に期待できるものとして、一般的に発生すると考えられる自然災害やサーバー攻撃をご回答頂いております。暴動、戦争等の人的災害に対しては、どのようなケースを想定されていますでしょうか。	個別事例に則して判断します。
963	添付資料5 実施契約書(案)	別紙14	(1)	2	1)		不可抗力による費用負担	不可抗力による人的災害の範囲が公共土木施設災害復旧事業国庫負担法に関連して制限されるのは運営権者にとってあまりに過酷なので当該制限は撤廃していただけないでしょうか。	対象施設に鑑み適当であると考えており、見直しは想定していません。
964	添付資料5 実施契約書(案)	別紙14	(1)	2	1)		不可抗力	別紙14の第1の2(1)ア及び(2)アにおいて、「公社が認める場合」とあるのは、客観的合理的な判断によることをご確認ください。	判断の主体は公社とします。
965	添付資料5 実施契約書(案)	別紙14	(1)	2	1)		不可抗力	不可抗力発生時に公社負担となるのは、工事費用に限らず、不可抗力に起因して本事業の実施のために発生した増加費用を指すことをご確認ください。	ご理解のとおりです。ただし、今回の交通量推計には、これまでの維持工事等における交通規制による通行台数の減少の影響が織り込まれていることから、通行規制に伴う料金収入の減少については、実施契約書(案)第101条の規定に従います。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
966	添付資料5 実施契約書(案)	別紙14	(1)	2	1)		不可抗力	(1)アや(2)アに該当するかは、運営権設定対象施設またはその周辺で、これらの要件に該当する工事や復旧事業が必要となるような規模の災害であるかによって判断され、かかる災害に該当する場合には、当該災害に影響を受けた範囲において、(1)アや(2)アが適用されることをご確認ください。	ご理解のとおりです。
967	添付資料5 実施契約書(案)	別紙14	(1)	2	2)		法令改正及び不可抗力による費用負担	「公共土木施設災害復旧事業国庫負担法第2条第2項に定める災害復旧事業となるもの」とされておりますが、これは本項目の対象となる自然災害の範囲を明らかにするための文言に過ぎず、本項目により公社負担とされる「増加費用」は、当該災害復旧事業(復旧工事など)の費用に限られないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、今回の交通量推計には、これまでの維持工事等における交通規制による通行台数の減少の影響が織り込まれていることから、通行規制に伴う料金収入の減少については、実施契約書(案)第101条の規定に従います。
968	添付資料5 実施契約書(案)	別紙14	(1)	2	2)		法令改正及び不可抗力による費用負担	濃霧や冠水などの異常気象も本項目の対象となる自然災害には含まれ得るとの理解でよろしいでしょうか。含まれ得る場合は、いかなる範囲に含まれるかご教示下さい。	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第2条第1項に定める「その他の異常な天然現象に因り生ずる災害」と認められる場合は含まれます。
969	添付資料5 実施契約書(案)	別紙14	(1)	2	2)		費用負担	地震、暴風、豪雨等の自然災害に係る不可抗力の費用負担の範囲は、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法第6条第1項の規定は適用されないとの理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表記載のとおり、同法第6条1項は適用されず。
970	添付資料5 実施契約書(案)	別紙14	(1)	2	2)		不可抗力による費用負担	不可抗力による自然災害の範囲が公共土木施設災害復旧事業国庫負担法に関連して制限されるのは運営権者にとってあまりに過酷なので当該制限は撤廃していただけないでしょうか。	対象施設に鑑み適当であると考えており、見直しは想定していません。
971	添付資料5 実施契約書(案)	別紙14	(1)	2	2)		法令改正及び不可抗力による費用負担	公共土木施設災害復旧事業[費]国庫負担法を基準にして費用負担を定めていますが、同法からの引用は標準的な考え方なのでしょうか。	対象施設に鑑み適当であると考えます。
972	添付資料5 実施契約書(案)	別紙14	(1)	2	2)		法令改正及び不可抗力による費用負担	自然災害に係る不可抗力による費用負担のうち、「地震による災害とは、社会通念上認められる範囲のものをいう」とありますが、これでは社会通念上想定されないような大地震による災害については運営権者の負担となるようにも解し得ることとなり、不合理であると考えます。従って、該当箇所を削除して頂けますでしょうか。	個別事象に即して合理的に判断します。見直しは想定していません。
973	添付資料5 実施契約書(案)	別紙14	(1)	2	2)		不可抗力	「地震による災害とは、社会通念上認められる範囲のものをいう。」と記載されておりますが、具体的にどのような範囲を想定されているかご教示下さい。	個別事情に即して合理的に判断します。
974	添付資料5 実施契約書(案)	別紙14	(1)	2	2)		不可抗力による費用負担	降雨、暴風、高潮、波浪又は津波による災害についての根拠規定となる「公共土木施設災害復旧事業査定方針第3(二)から(四)までの規定につき、開示(若しくはリンク先の公表等)をして頂けませんでしょうか。査定基準は各省各施設毎に定められているものという理解です。	市販の「災害関係法例規集」等において入手可能です。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
975	添付資料5 実施契約書(案)	別紙14	(1)	2	2		不可抗力による費用負担	公共土木施設災害事業査定方針第3に記載ある洪水、干ばつ、噴火、異常低温、積雪、落雷等による被害についても不可抗力となると考えてよいのでしょうか。また、不可抗力に該当する事象が発生した場合、通行止め等に伴う料金収入の減少分(通行台数の減少分)については、公社の負担と考えてよろしいでしょうか。	不可抗力の対象とする自然災害は、「公共土木施設災害復旧事業査定方針 昭和32年7月15日 建河発第351号(最終改正 平成23年8月5日 国水防第133号) 建設省河川局長通知」第3に記される自然災害の内、公社が管理する施設に該当するものを適用することとしたものであり、洪水、干ばつ、噴火、異常低温、積雪、落雷等による被害は対象としておりません。また、今回の交通量推計には、これまでの維持工事等における交通規制による通行台数の減少の影響が織り込まれていることから、通行規制に伴う料金収入の減少については、実施契約書(案)第101条の規定に個別事例に則して判断します。
976	添付資料5 実施契約書(案)	別紙14	(2)	2			不可抗力による費用負担	地震による災害が社会通念上認められる範囲のものであるとは具体的にどのような意味でしょうか。	
977	添付資料5 実施契約書(案)	別紙14	(2)	2			不可抗力による費用負担	降雨、暴風、高潮、波浪又は津波による災害が公共土木施設災害復旧事業査定方針の規定に関連して制限されるのは運営権者にとってあまりに過酷なので当該制限は撤廃していただけないでしょうか。	対象施設に鑑み適当であると考えており、見直しは想定していません。
978	添付資料5 実施契約書(案)	別紙14	(2)	2			不可抗力による費用負担	「時間雨量等が特に大である場合」に関して損害等が発生した場所から最も近接した公社が管理する気象観測局における時間雨量が20ミリ程度以上とする制限は運営権者にとってあまりに過酷なので当該制限は撤廃していただけないでしょうか。	対象施設に鑑み適当であると考えており、見直しは想定していません。
979	添付資料5 実施契約書(案)	別紙14	(2)	2			不可抗力による費用負担	不可効力による費用負担について、公社の負担となる項目が限定的であり、運営権者のリスク負担が大きすぎるという印象です。不可抗力により事業者側では追いつけない事象が発生した場合は、協議に応じていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	第94条第1項のとおり、不可抗力が発生した場合にはこれに対応するために履行義務の内容変更や追加費用の負担等に関する協議を行う予定です。
980	添付資料5 実施契約書(案)	別紙14	(3)				附帯事業及び任意事業に係る業務	附帯事業、任意事業に関する不可抗力による増加費用の負担が全て運営権者とされる根拠を示していただけないでしょうか。	附帯事業及び任意事業については、運営事業及び改築事業と比較して、リスク管理や事業内容の見直しに関する運営権者の裁量の余地が相対的に大きいと考えられるためです。
981	添付資料5 実施契約書(案)	別紙14	(4)				その他	不可抗力及び法令変更については、運営権者が予見することが困難なケースが大宗です。公社が認めた場合を除き当該事由に基づく事業期間の延長又は利用料金の値上げは行わないと規定されていますが、公社が認めるケースとはどのような事象を想定されているかお聞かせください。	個別事例に則して判断します。
982	添付資料5 実施契約書(案)	別紙15	(1)	1			公社及び金融機関等の通知及び協議	本契約第109条の事由(法令改正、不可抗力)発生時についても、公社は金融機関等との間で協議義務を負う規定として下さい。	ご指摘を踏まえて検討しますが、詳細は直接協定の過程において金融機関等と協議します。
983	添付資料5 実施契約書(案)	別紙15	(1)	1			公社及び金融機関等の通知及び協議	金融機関との協議の申し出が【30】日以内となっておりますが、他PFI案件と比較し30日はやや長いと感じております。日数短縮の検討は可能でしょうか。	ご指摘を踏まえて検討しますが、詳細は直接協定の過程において金融機関等と協議します。
984	添付資料5 実施契約書(案)	別紙15	(2)	1			③本契約その他公社と運営権者の間で締結される契約上の地位及び権利	本権利には、事業当初に公社に収める運営権対価一時金の返還請求権も含まれるのでしょうか。公社が運営権者に対して保有する抗弁権(相殺を含む)を保有するとありますが、例えば運営権者側がペナルティの対価の支払いに本権利について相当額分を放棄することも可能でしょうか。	運営権対価一時金の返還請求権も含まれます。放棄の意味が不明ですので回答は差し控させていただきます。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
985	添付資料5 実施契約書(案)	別紙15	(3)	2			担保権の実行要件	金融機関が担保実行するにあたって公社の承諾が必要となっておりますが、承諾に関しては「不合理と認められない限り承諾する」ものとして頂けますようお願い致します。	ご指摘を踏まえて検討しますが、詳細は直接協定の過程において金融機関等と協議します。
986	添付資料5 実施契約書(案)	別紙15	(3)	2			担保権の実行要件	公社の承諾を得ることなく、担保権を実行できるのは、融資債権の回収に重大な懸念が生じている場合に限られておりますが、融資債権の回収に重大な懸念が生じていなければ、金融機関等が担保権を実行することは考えられませんので、金融機関等が担保権を実行するにあたって公社の承諾を必要とする記載は削除をお願いします。	原案のとおりとします。なお懸念点があれば、詳細は直接協定の過程において金融機関等と協議します。
987	添付資料5 実施契約書(案)	別紙15	(3)	3			担保権の実行要件	運営権者の議決権株式の全部又は一部を取得する者の決定にあたって公社の承認が必要となっておりますが、承認に関しては「不合理と認められない限り承認する」ものとして頂けますようお願い致します。	ご指摘を踏まえて検討しますが、詳細は直接協定の過程において金融機関等と協議します。
988	添付資料6 P A売店等の営業について	1	(2)				公社取得用地(新設PA隣接区域)	公社取得用地(新設PA隣接区域)について、「要求水準書に示す範囲」とは、要求水準書<利便施設等の運営業務編>PA-2頁2.2③及び④の範囲ということでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
989	添付資料7 PA賃料等設定の考え方について	1	(1)				既設パーキングエリアの賃料	賃料を固定していますが、一般に賃料は集客価値、建物価値に連動します。例えば連結料も周辺地価を勘案します。将来の交通量減を予測し、経年とともに建物・設備の老朽化、陳腐化が進む中、賃料を固定としている理由をご説明ください。	公社としての経営安定化や民間事業者のインセンティブの観点から、以下の考え方により既設PAと新設PAを合わせて賃料のスキームを設定しています。 既設PAについては、現在、売上歩合賃料としている中で、公社としての投資額の回収や民間事業に任せることのメリットも考慮し、直近の実績規模で固定、それ以上売上は民間のインセンティブとして付与するスキームとしています。 また、新設PAについては、民間事業者としての投資額の早期回収や公社としての用地取得及び造成に要する費用の事業期間内での回収を考慮した規模で固定、それ以上は民間のインセンティブとして付与するスキームとしています。
990	添付資料7 PA賃料等設定の考え方について	1	(1)				既設パーキングエリアの賃料	固定賃料との記載がございますが、賃貸借契約において、3年毎に経済状況に応じて見直しをする等の条項記載を協議する事は可能でしょうか。	ご指摘のような定期的な見直しは予定していませんが、実施契約書(案)別紙10の第4条第3項に規定したとおり、賃料が不相応となったときは、将来に向かって賃料を改定することができるものとしています。
991	添付資料7 PA賃料等設定の考え方について	1	(1)				既設PAの再築	既設PAを運営権者が取り壊して再築する場合の公社への支払い方法は、一括でしょうか、運営権終了までの分割払いでしょうか。後者を希望いたします。	残存の賃貸借期間にわたる分割払いによるものとします。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
992	添付資料7 PA賃料等設 定の考え方 について	1	(1)				建物賃貸料	既設PAの建物賃貸料について、どのような考え方で設定されたのか、算出根拠を開示頂けませんか。公社における直近の営業料の徴収実績を参考にしている旨の記載がありますが、従来は公社が道路運営事業者として道路利用者の増加策やPAへの立寄り策等を担い、売店事業者の募集により売店事業の売上や賃料の増減リスクを負っていたものと思われ、相当の賃料收受を行っていたと想定されます。一方、運営開始以降は、道路利用者の増加策やPAへの立寄り策等は運営権者が担うこととなり、公社は従来のような売上や賃料の増減リスクを負わないことから、建物賃料を固定して收受するものであり、従来まで公社が收受していた営業料と同等水準の建物賃料を設定するのは、適切ではないと考えます。については、リスクプロファイルの観点より、本事業における建物賃料の軽減・免除を検討頂けませんか。	公社としての経営安定化や民間事業者のインセンティブの観点から、以下の考え方により既設PAと新設PAを合わせて賃料のスキームを設定しています。 既設PAについては、現在、売上歩合賃料としている中で、公社としての投資額の回収や民間事業に任せることのメリットも考慮し、直近の実績規模で固定、それ以上売上は民間のインセンティブとして付与するスキームとしています。 また、新設PAについては、民間事業者としての投資額の早期回収や公社としての用地取得及び造成に要する費用の事業期間内での回収を考慮した規模で固定、それ以上は民間のインセンティブとして付与するスキームとしています。 なお、既設PAの賃料設定にあたり参考とした「公社における直近の営業料の徴収実績」は平成26年度の実績であり、過去にはこれを上回る実績もあります。
993	添付資料7 PA賃料等設 定の考え方 について	1	(1)				PAの賃料・借地料	パーキングエリアの賃料・借地料として、各パーキングエリアごとに固定の金額が示されていますが、一方で、「資料2-2 年度別車種別交通量収入」にて示されている通行量は、西知多道路供用に伴い将来減少する予測が示されています。賃料・借地料についても、西知多道路供用に伴う通行量の減少に伴い減額することを規定頂けませんか。	賃料設定の考え方が異なりますので、西知多道路の供用開始に伴う通行量の減少を具体的に想定した減額規定を設けることは予定していませんが、実施契約書(案)別紙10の第4条第3項に規定したとおり、賃料が不相応となったときは、将来に向かって賃料を改定することができるものとしています。
994	添付資料7 PA賃料等設 定の考え方 について	1	(2)				新設パーキングエリア借地料	新設パーキングエリアの借地料として、「大府パーキングエリアは12百万円/年、阿久比パーキングエリアは8百万円/年を基本とする・・・」とありますが、左記の借地料は、公社取得用地(新設PA隣接区域)の面積がそれぞれ何㎡の場合を想定されていますでしょうか。また、借地料は公社取得用地(新設PA隣接区域)の面積に応じて増減するという理解でよろしいでしょうか。	現段階では既設PAと同等程度の規模の建物を想定し、大府PA・阿久比PAのそれぞれについて、800㎡程度の土地面積を見込んでいます。公社取得用地の面積の増減に応じて、公社による用地取得及び造成に要する費用も変化するため、精査のうえ、借地料を見直す予定です。
995	添付資料7 PA賃料等設 定の考え方 について	1	(2)				借地料	新設PAにおける借地料について、周辺の土地相場に対して高すぎるのではないかと考えますが、どのような根拠に基づき設定されているのかご教示頂けませんか。有料道路のPAの一部として、周辺の土地よりも評価額が高いということが、借地料設定の根拠の1つとなっているのであれば、当該評価は連結料の支払いとして反映されるべきと考えますので、借地料の軽減・免除を検討頂けませんか。	公社による用地取得及び造成に関して現段階で想定される費用(大府・阿久比の合計で5億円程度)を、新設PAの賃貸借期間(25年と想定)で除すことにより、年間あたりの借地料を設定しました。今後、用地取得や造成工事等の実施に伴い精査することとしています。PAの附属施設の用地として活用することにより高い収益を生み出すことが見込まれる土地であるため、周辺の土地と比較して、自ずと高い水準になるものと考えますが、そのことを根拠として借地料を設定したものではありません。
996	添付資料7 PA賃料等設 定の考え方 について	1	(2)				新設パーキングエリア	大府・阿久比PAの借地料について、「土地賃貸借契約締結時に精査する。」とありますが、借地料の増減、特に増加については、事業者の提案段階での採算見通しに大きな影響がありますので、上限金額の設定をご検討下さいませようお願いいたします。	上限金額の設定は想定していませんが、現段階の想定に比べて大幅に増加する可能性は極めて低いものとご理解ください。
997	添付資料7 PA賃料等設 定の考え方 について	1	(2)				新設パーキングエリア	「借地権を設定した公社が所有する土地の公租公課相当額は、運営権者が借地料に加算して納付する」とありますが、一方で「別紙11 土地賃貸借契約(新設PA隣接区域)第12条において、「公社取得用地に対する公租公課等の負担は公社の負担」との記載があります。本件、借地権設定時の公租公課負担は土地所有者の負担が一般的かと思いますが、運営権者が負担する旨の記載は誤りで宜しいでしょうか。	新設PAの借地料は用地取得、造成や公租公課に要する費用等の実費相当額を回収する前提で設定していますので公租公課の支払いは公社が行いますが、公租公課相当額については運営権者が借地料の一部として加算し公社に納付していただくこととしております。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
998	添付資料7 PA賃料等設定の考え方について	2	(1)				連結料	連結料の算出根拠における算式のA:(連結した後の利便施設等の敷地の1㎡当たりの純地代ー連結がないとした場合の利便施設等の敷地の1㎡当たりの純地代)×1/2について、具体的な金額がどの程度になるか把握することが困難であると考えます。武豊PAの連結料等、過去の算出根拠を開示頂けますでしょうか。	守秘義務対象資料として開示します。
999	添付資料7 PA賃料等設定の考え方について	2	(1)				純地代	「純地代の差額の算定方法」は、公社にて不動産鑑定を行い、運営権者へ開示されるものとして理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。そのために必要な鑑定料について、算式のDに織り込んでいます。